

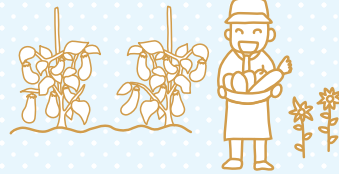


本庄市

総合振興計画

後期基本計画

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)



あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～



本庄市



本庄市 総合振興計画 後期基本計画

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)

START ▶▶▶



「あなたと活かす みんなで ～世のため、」



本庄市長

吉田信解

本市は、平成30年に本庄市総合振興計画を策定し、この5年の間、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくりやインフラの整備、教育の充実や文化の振興、定住促進に向けた地域の魅力向上やまちなか再生など、将来を見据えたまちづくりに取り組み、発展を続けてまいりました。

このような中、本市を取り巻く社会状況は大きく変化し、少子高齢化や地域の担い手の減少、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響による地域のつながりの希薄化や、社会経済活動の縮退といった課題に直面してまいりました。近年では、多発化・激甚化する自然災害への対応や地球温暖化を抑制する取組など、新たな課題に対する取組も求められています。





育む 歴史と教育のまち 本庄 後のため～」の実現に向けて

この劇的ともいえる社会状況を的確に捉え、迅速かつ柔軟に対応するとともに、前期基本計画での取組を一層深化させるべく、このたび、令和5年度から令和9年度までを計画期間とします後期基本計画を策定しました。さらに、本市のポテンシャルを引き出し新たな発展を推進すべく、基本構想の土地利用構想を変更しました。

今後も多様化する課題や市民ニーズ、社会情勢を踏まえながら、引き続き、本市のまちづくりの将来像であります「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現に向け、基本理念の「みんなで育む安心・共生のまちづくり」「訪れたいくなる住み続けたいくなるまちづくり」「市民と行政がともに創る

安全のまちづくり」を進めてまいります。

本市の持つ魅力ある資源に、市民、事業者、各種団体など多様な主体との協働の輪を掛け合わせ、誰一人取り残すことなく、それぞれの多様性を認め合いながら誰もが活躍できる本庄市の実現にチャレンジしてまいりますので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました本庄市総合振興計画審議会委員の皆様をはじめ、市議会議員の皆様や、アンケート、ワークショップ、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様及び関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和5年(2023年)3月



本ページの笑顔写真は、令和4年10月10日に本庄市内各地で撮影しました。

CONTENTS

第1部 ▶▶ 序論 ▶▶ p09

第1章	計画策定の趣旨	10
	1. 計画策定の趣旨	10
	2. 計画策定の視点	11
第2章	計画の構成と役割	12
	1. 基本構想の役割と期間	12
	2. 基本計画の役割と期間	12
	3. 実施計画の役割と期間	13
	4. 総合振興計画と個別計画の関係	13
第3章	本庄市を取り巻く社会経済情勢	14
	1. 少子高齢化・人口減少社会の進展	14
	2. 安全・安心意識の高まり	15
	3. デジタル化とグローバル化の進展	15
	4. 経済状況の変化	15
	5. 環境・エネルギー分野への意識の高まり	16
	6. 働き方の変化	16
	7. まち・ひと・しごと創生の推進	16
	8. 地方分権・広域行政の推進	17
	9. 持続可能な都市の実現	17
	10. 市民協働の推進	17
第4章	本庄市の概況と課題	18
	1. 本庄市の概況	18
	2. 市民の意識	26
	3. まちづくりの主要課題	30

第2部 ▶▶ 基本構想 ▶▶ p33

第1章	基本理念と将来像	34
	1. まちづくりの基本理念	34
	2. 本庄市の将来像	35
第2章	将来フレーム	36
	1. 将来人口	36
	2. 土地利用構想	37
第3章	政策大綱	40

第3部 後期基本計画 ▶▶p43

序章	44
1. 基本計画の目的	44
2. 基本計画の期間	44
3. 基本計画の進行管理	44
4. 本庄市のまちづくりとSDGs	45
5. 施策体系図	50
6. 分野別施策（施策大項目）の見方	52
第1章 健康福祉分野	54
施策大項目1 子ども・子育て支援	56
施策大項目2 健康づくりの推進	58
施策大項目3 医療体制の充実	60
施策大項目4 地域福祉の推進	62
施策大項目5 高齢者福祉の充実	64
施策大項目6 障害者福祉の推進	66
施策大項目7 生活困窮者等の支援	68
第2章 教育文化分野	70
施策大項目1 確かな学力と自立する力の育成	72
施策大項目2 豊かな心と健やかな体の育成	74
施策大項目3 教育環境の整備	76
施策大項目4 生涯学習の活発化	78
施策大項目5 文化財の保護と活用の推進	80
施策大項目6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進	82
第3章 経済環境分野	84
施策大項目1 農林業の振興	86
施策大項目2 商業の振興	90
施策大項目3 工業の振興	92
施策大項目4 観光の振興	94
施策大項目5 いきいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保	96
施策大項目6 環境対策の充実	98
施策大項目7 廃棄物の処理とリサイクル	100
第4章 都市基盤分野	102
施策大項目1 計画的なまちづくり	104
施策大項目2 居住環境の整備	106
施策大項目3 道路・河川の整備と維持管理	108
施策大項目4 交通サービスの充実	110
施策大項目5 水道水の安定供給	112
施策大項目6 下水道施設等の充実	114
施策大項目7 都市公園の整備と緑の保全	116

CONTENTS

第5章	市民生活分野	118
	施策大項目1 市民との協働によるまちづくりの推進	120
	施策大項目2 人権を尊重する社会の実現	122
	施策大項目3 危機管理体制の強化	124
	施策大項目4 防犯対策の推進	126
	施策大項目5 交通安全対策の推進	128
	施策大項目6 市民サービスの向上	130
第6章	行財政経営分野	132
	施策大項目1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進	134
	施策大項目2 効率的・効果的な行政経営の推進	136
	施策大項目3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進	138
	施策大項目4 行政のデジタル化の推進	140
	施策大項目5 自主性・自立性の高い財政運営の確立	142
第7章	政策連携プラン	145
	1. 埴保己一プラン	147
	2. 本庄版ネウボラプラン	148
	3. まちなか再生にぎわいプラン	149
	4. 本庄ブランド発信プラン	150
	5. 誰もが輝く、チャレンジ応援プラン	151

資料編 ▶▶p153

資料Ⅰ	後期基本計画 主な事業一覧	154
資料Ⅱ	後期基本計画 成果指標一覧	177
資料Ⅲ	策定の経緯	184
資料Ⅳ	関連計画	190
資料Ⅴ	用語の解説	200

▶ 本計画中の「*」で記した用語の解説については、資料編「資料Ⅴ 用語の解説」をご覧ください。

市章



本庄市の「本」をモチーフに、
赤色は長い歴史をもつ地域の活力と市民の情熱を、
青色は利根川などの豊かな水を、
緑色は恵みをもたらす農地や山林を象徴し、
自然と調和しながら躍進する本庄市を表している。

非核平和都市宣言

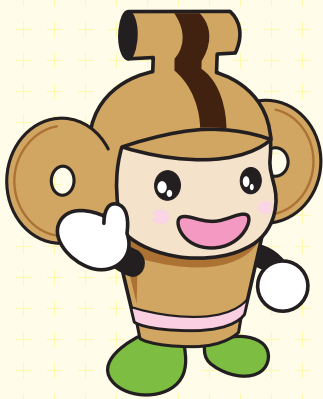
世界の恒久平和は、人類共通の願いである。
わが国は人類史上初めての被爆国であり、
日本国民は広島・長崎の惨禍を再び繰り返さないよう
訴えていく責務を自覚しなければならない。
私たち本庄市民は、美しい郷土を愛し、
伝統と文化に恵まれたこの郷土が永久に栄えることを願い、
非核三原則の完全実施を求めるとともに、
ここに広く核兵器の廃絶を訴え、
本庄市が非核平和都市であることを宣言する。

本庄市環境宣言

本庄市は、夢と希望にあふれた「地球環境にやさしいまち」
をつくることを宣言します。

本庄市ゼロカーボンシティ宣言

本庄市は、持続可能なまちづくりを更に推進し、
緑豊かで自然に恵まれた環境にやさしいまちを次世代に引き継ぐため、
郷土の偉人である塙保己一の「世のため、後のため」の精神を受け継ぎ、
2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする
「ゼロカーボンシティ」の実現に挑戦することを宣言します。



本庄市マスコット

はにぼん

市内の遺跡から発掘された、
全国でも例のない「笑う盾持人物埴輪」を
モチーフに生まれた「はにぼん」。
名前の由来はもちろん
「埴輪 (はにわ)」+「本庄 (ほんじょう)」から。
1,400年前の本庄から、
未来の私たちに笑顔を届けるために
タイムスリップしてきました。

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の構成と役割

第3章 本庄市を取り巻く社会経済情勢

第4章 本庄市の概況と課題

1. 計画策定の趣旨

本市は、平成30年に本庄市総合振興計画を策定し、将来像として「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を掲げるとともに、同計画を構成する前期基本計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、この将来像の実現に向けた行政経営に取り組んできました。一方、この間、少子高齢化の一層の進展、自然災害の増大等に対する安全・安心意識の高まり、ICT※の普及・高度化など社会経済情勢は急速に変化してきました。

このような中、前期基本計画が令和4年度で終了したことから、様々な課題に対応し、時代に即した施策の展開を図るため、今後5年間の取組方針として新たに後期基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定しました。本計画に基づく行政経営を通し、基本構想に掲げるまちづくりの将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現を目指します。

2. 計画策定の視点

(1) 市民が参加する計画

市民の期待や意向を把握し、計画内容に積極的に反映させるため、市民アンケートや市民ワークショップの実施、公募市民参加による審議会の開催、パブリックコメント*などを実施したほか、若い世代の意見を活かすため市内各高等学校に通学する高校生を対象としたアンケート、市外から見た本市の姿を把握するため市外在住者を対象としたアンケートを実施するなど、様々な角度からの意見の集約を図りながら本計画を策定しました。

(2) 進行管理と実効性の確保

まちづくりの将来像を確実に実現するため、施策や事業によって生み出される成果やコストを意識し、「計画(PLAN)」「実行(DO)」「評価(CHECK)」「改善(ACTION)」(PDCAサイクル)の進行管理を行います。また、本計画の施策に対して、成果指標を設定し、市民満足度を計る尺度や具体的に達成すべき事項をわかりやすく示して実効性を高めた計画としています。



本庄市総合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層により構成します。このうち、基本構想は10年間の構想として平成30年に策定しており、本計画においてもその将来像や基本理念は継承します。それぞれの役割と期間については、次のように定めています。

1. 基本構想の役割と期間

基本構想は、本市が目指すまちづくりの姿「将来像」と、まちづくりの基本的な考え方「基本理念」を示すとともに、将来像の実現に向けた政策の柱である「政策大綱」を定め、基本計画の指針としての役割を果たします。基本構想の計画期間は、平成30年度(2018年度)を初年度とし、令和9年度(2027年度)を最終年度とする10年間としています。

2. 基本計画の役割と期間

基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けたまちづくりの取組方針としての役割を果たします。基本構想の政策大綱に基づき、分野ごとの主要な施策を体系的に表すとともに、成果指標を具体的に明示し、市民の視点に立った成果重視の基本計画とします。

基本計画の計画期間は、将来の社会経済情勢の変化に対応した計画とするため、前期・後期それぞれ5年間とし、後期基本計画(本計画)は令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までとします。



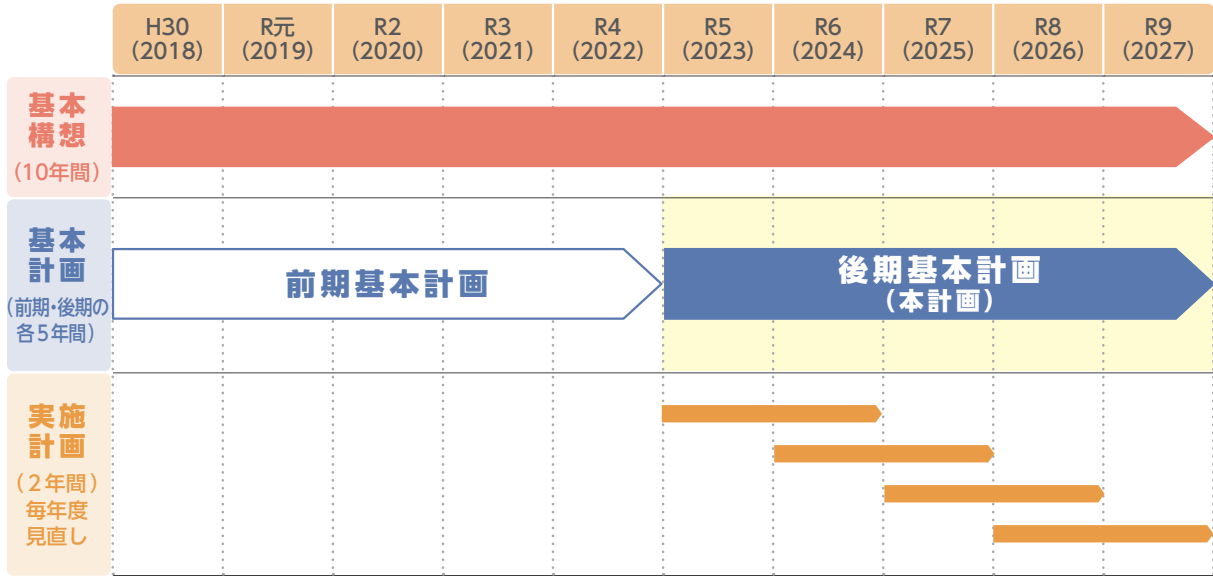
▲ 本庁舎



▲ 児玉総合支所

3. 実施計画の役割と期間

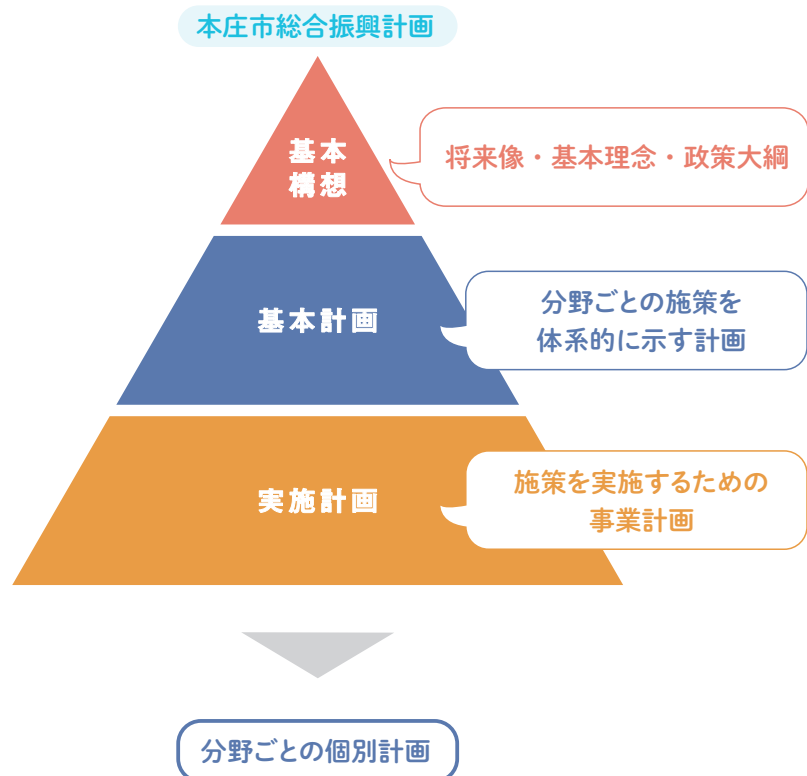
実施計画は、基本計画の施策を具体的な事業として実施するための事業計画です。この計画は、行政評価※を用いた事業の優先順位に基づくものとし、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる役割を果たします。法改正や財政状況、社会経済情勢の変化、緊急性等を判断しながら、2年間の計画をローリング方式により毎年度見直すことによって、実効性の高い計画とします。



4. 総合振興計画と個別計画の関係

総合振興計画は、本市の将来を長期的な視点に立って見通し、行政経営を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。また、本市の各分野におけるまちづくりの計画の中で最上位に位置付けられる計画であり、まちづくりの総合的な指針を示すものです。

法令等に基づきそれぞれの分野で策定される大綱・構想・計画・方針などの個別計画は、分野ごとの施策の展開等を明らかにするものであり、最上位計画である総合振興計画の方向性に即して策定します。



本庄市を取り巻く 社会経済情勢

1. 少子高齢化・人口減少社会の進展

我が国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークとして減少が始まっており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、令和11年(2029年)には1億2,000万人を下回り、令和35年(2053年)には1億人を下回ると推計されています。

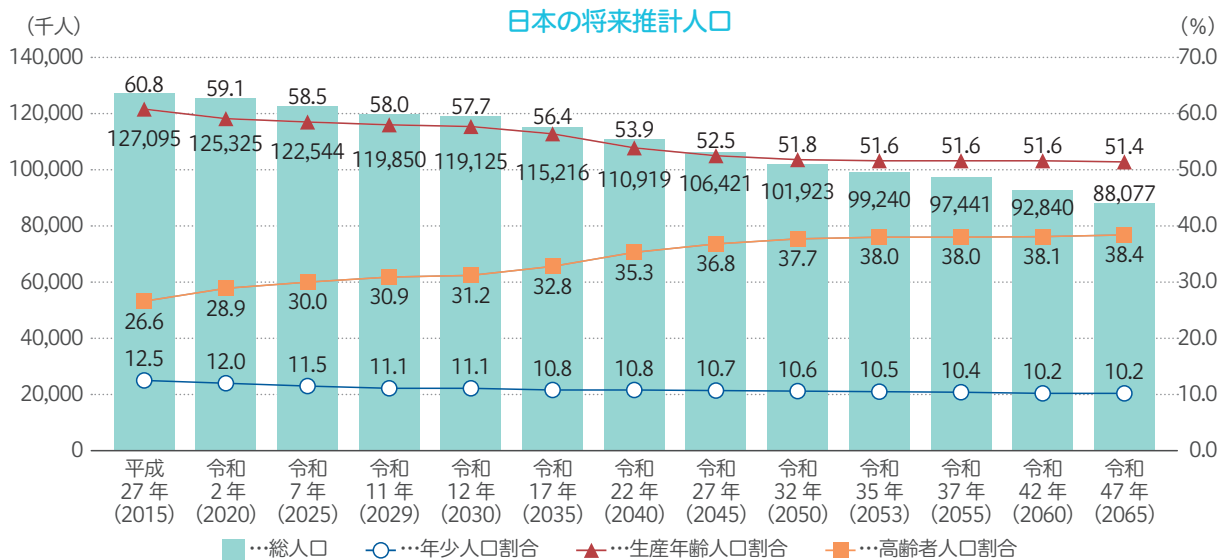
年少(0～14歳)人口の割合は、平成27年の12.5%から減少を続け、令和11年(2029年)には11.1%、令和35年(2053年)には10.5%、令和47年(2065年)には10.2%まで減少すると推計されています。

また、生産年齢(15～64歳)人口の割合も、平成27年の60.8%から減少を続け、令和11年(2029年)には58.0%、令和35年(2053年)には51.6%、令和47年(2065年)には51.4%になると推計されています。

一方、高齢者(65歳以上)人口の割合は、平成27年の26.6%から上昇を続け、令和11年(2029年)には30.9%、令和35年(2053年)には38.0%、令和47年(2065年)には38.4%へと拡大していくと推計されています。

こうした少子高齢化や人口減少により、消費の減少や社会保障経費の増加、公共サービス・地域コミュニティ機能の低下など、経済活動や社会活動の縮小が懸念されています。

このような状況を打開するため、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる就労・結婚・子育て・教育環境づくりに取り組むとともに、東京圏から地方への移住による新しい人の流れを創出する必要があります。また、高齢者が、住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らせる社会の構築が求められています。



出典：日本の将来推計人口(平成29年)
国立社会保障・人口問題研究所

2. 安全・安心意識の高まり

近年、台風などによる豪雨、洪水、大規模地震などの自然災害が多発し、国民生活や経済に甚大な影響をもたらす事態が発生しており、国民の防災意識が高まっています。災害に対する備えとして、自分の安全を自ら守る自助や、自分たちのまちを自分たちで守る共助、国や地方自治体が行き組む公助との連携が重要となっていることから、ハード面・ソフト面双方の取組を通じて自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す「国土強靱化」の推進が求められています。

国際的には周辺諸国の緊張状態や国際テロ、国内では凶悪犯罪や高齢者詐欺などの生活を脅かす要因が増加し、安全・安心に対する意識が高まっています。

地域においても、ライフスタイルや価値観の多様化を背景とした人間関係の希薄化や、核家族・単身世帯の増加などが進む中、孤独・孤立、虐待やひきこもり、自殺などの社会問題が発生していることから、行政と関係団体との連携を強化し、見守り活動の充実など社会全体で安全・安心の確保に取り組むことの大切さが再認識されています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、安全・安心に対する意識は更に高まっている状況です。

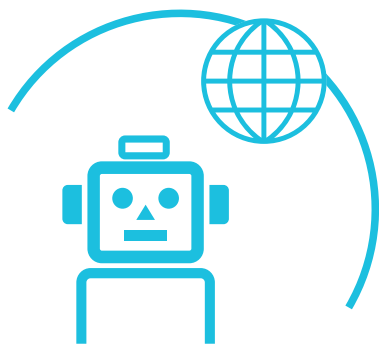


3. デジタル化とグローバル化の進展

スマートフォンやタブレット端末*などを利用したモバイル通信*の拡大やクラウドサービス*の発達など、デジタル化は飛躍的に進展しており、市民の身近な生活の中にも深くかつ急速に浸透してきています。さらに、今後はあらゆるモノがインターネットにつながるIoT*が普及するとともに、医療・介護、サービス、エネルギーなど様々な分野でビッグデータ*や人工知能、ロボットが活用されるなど、DX*の進展によりこれまでの概念にとらわれないサービス・ビジネスのあり方が生まれることが期待され、時代が進む速度も更に加速することが見込まれます。

また、国境を越えた人・物・情報の移動は更に活発化し、経済、技術、文化を含めたあらゆる分野で相互作用を及ぼすグローバル化が進展しています。我が国においても、外国人人口は増加傾向にあり、平成27年から令和2年にかけての増加率は43.6%と高くなっています。

デジタル化とグローバル化が進展する中で、インターネット等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方の間に生じる格差である「デジタルデバイド*」の解消やサイバー攻撃等の脅威に備えた情報セキュリティの確保、幅広い知識や国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ協働して課題解決を行う人材を育成することが求められています。



4. 経済状況の変化

我が国の経済は、グローバル化の進展により、世界経済の動向の影響を受けやすくなっています。また、新興国・資源国経済の脆弱性や地政学的リスク、新型コロナウイルス感染症の流行の影響などを背景に、世界経済の先行きに関する不透明感が高まっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う供給網の混乱や、半導体不足に伴う供給制約などの影響で、個人消費には冷え込みが見られます。近年では回復の兆しも見られる一方、物価の高騰による回復の遅れが懸念され、円安の進行や原材料価格・燃料コストの高騰は、企業活動における不安材料にもなっています。



5. 環境・エネルギー分野への意識の高まり

地球温暖化や生物多様性の損失などは、持続可能な社会の実現のため解決すべき人類共通の課題です。2015年9月の国連サミットでは「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、多くの取組が国際的に進められている中、我が国でも多様なステークホルダー※が協働して取り組んでいく気運が高まっています。

また、東日本大震災における原子力発電所事故などを背景として、原子力や化石燃料のみに依存しない自然エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制への転換を求める気運が高まりました。加えて、脱炭素社会※の構築に向けた動きが世界的に進む中で、再生可能エネルギー※を中心とした創エネ※と家庭や事業所などにおける省エネの一層の推進、自然環境や生態系の保全、ごみ排出量の削減など、各種の取組が必要とされています。



6. 働き方の変化

新型コロナウイルス感染症の流行は、働き方にも大きな影響を与えました。職場に出勤せずに勤務を行うテレワーク、サテライトオフィスでの勤務、時差出勤等に加え、オンラインでの会議など、勤務中や出勤時の感染リスクを減らすための取組が定着しました。

また、人口減少や健康寿命※の延伸といった変化が生じている中、経済の持続的な成長を実現するため、誰もが活躍しやすい環境の整備が必要とされているほか、兼業・副業、フリーランスなどの雇用関係によらない働き方など、多様で柔軟な働き方への対応が求められています。



7. まち・ひと・しごと創生の推進

我が国における人口減少・少子高齢化は顕著なものとなっており、労働力の不足や消費市場の縮小により、地方における経済の縮小や社会の減退が懸念されています。そこで国では、これまでの東京圏への人口

集中を是正し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年11月に制定し、同年12月には、人口の現状と将来の姿、今後の目指すべき将来の方向性を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、各施策の基本的方向、具体的な施策や目標をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を示しました。

また、令和4年12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、デジタル技術を活用して、地域の個性を活かしながら地方を活性化し、持続可能な地域経済社会の実現を目指すこととされました。



8. 地方分権・広域行政の推進

高齢化の進展により社会保障経費が増加し、国・地方自治体ともに財政的に厳しい状況が続く中、持続可能で安定的な行政経営を行っていく必要があります。地方自治体が独自の発想で地域の特性を活かしたまちづくりを進め、住民サービスの向上や行政経営の効率を高めるために、国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けを見直す地方分権改革が推進されています。平成23年には「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想策定に関する法的義務付けが廃止されたほか、平成25年以降は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、事務・権限の移譲等が更に進み、「地方が選ぶことのできる地方分権改革」の流れが定着してきています。

このように、地方自治体の役割が大きくなる中で、市民の多様なニーズに応じていけるよう、行政機能を高めることに加え、市域を越えた広域連携が必要です。



9. 持続可能な都市の実現



我が国の人口は、戦後一貫して増加してきましたが、平成20年をピークに減少に転じており、「成熟社会における少子高齢化や人口減少」という時代背景の中で、効率的な都市経営を行っていく必要があります。今後、更なる人口減少が続いていくと、人口密度の低下に伴う非効率な都市活動による行政コスト増加、まちの活力低下による税収の低下など、財政面及び経済面においても様々な問題が懸念されます。これらの問題に対応していくには、集約型都市構造*を構築し、持続可能な都市を実現していくことが必要です。

10. 市民協働の推進

少子高齢化、核家族化の進展や、人間関係の希薄化などにより、地域のコミュニティ機能の低下が懸念されています。防犯や福祉分野では、自治会、コミュニティ団体等を中心に見守り活動などが継続して行われていますが、地域の活力向上や多様化・複雑化する社会的課題への対応のためには、地域コミュニティ団体や市民活動団体の育成、NPO法人との連携を進めるとともに、市民一人一人がまちづくりの主角として力を発揮し、行政とのパートナーシップをより深め、地域の担い手となって主体的に課題を解決できるような仕組みづくりが求められています。



1. 本庄市の概況

(1) 自然環境

①位置・地勢

本市は、東京から80km圏、埼玉県埼玉県の北西に位置し、面積は89.69km²、人口は78,569人(令和2年国勢調査)です。東は深谷市、西は上里町・神川町、南は美里町・長瀬町・皆野町、北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に接しています。気候は夏に雨量が多く、冬に少ない東日本型気候であり、水と緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

本市は、JR高崎線、八高線、上越・北陸新幹線、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや国道17号・254号・462号などの主要道が縦横に走り、東京と上信越・北陸方面を結ぶ交通の要衝となっています。新幹線により、本市と東京駅は約50分で結ばれています。

②自然地形

本市の地形は、北部から中央部の平地部分と南西部の山地部分に大別されます。北部から中央部の地形は概ね平坦で安定した地盤を有しており、北部の利根川沿いには肥沃な沖積平野が広がっています。また、長瀬町などとの境界に近い南西部は、陣見山などの500m級の山々が連なる山林地です。



(2) 歴史環境

本市は、赤城山や榛名山をはじめ五州の山並みが遠望できる風光明媚な土地です。この土地に最初に訪れた人々は、今から約2万年前の旧石器時代の狩人たちでした。その後の縄文、弥生、古墳の各時代においても定住する人々が増加し、先人が残した痕跡である埋蔵文化財包蔵地は県下有数で、500か所余りを数えます。小島の「前の山古墳」から出土した、全国的にも珍しい笑う表情の「盾持人物埴輪」は、本市マスコット「はにぼん」のモデルとなっています。

奈良時代には、現在の本庄市域の大半が武蔵国児玉郡に編入され、平安時代の終わり頃には武蔵七党の一つである児玉党が勃興しました。鎌倉時代になると史料に「本庄」の地名が現れるようになります。市内の各地に残る「鎌倉街道」は、この地域が交通の要衝であったことを物語っています。室町時代の末期には、児玉町八幡山に関東管領・山内上杉氏によって雉岡城が築城され、東五十子には五十子陣も設営されました。戦国時代には、児玉党の末裔とされる本庄実忠が現在の市役所付近に本庄城を築きます。また、雉岡城も後北条氏の城となりました。これらの城は、戦国時代末期から江戸時代のはじめにかけて落城や転封のため、城主の交替などがあり、その後廃城となりました。

江戸時代の初め、本庄城の南に新たに中山道が整備され、また、雉岡城の東には鎌倉街道をもとに中山道脇往還川越道が整備されました。中山道本庄宿はにぎわいを見せ、天保年間には、中山道最大の宿場町に発展しました。児玉町保木野出身の盲目の国学者・塙保己一は江戸に出て大いに活躍し、古代から江戸時代初期に至るまでの古書を集大成した叢書「群書類従」の刊行や国学の研究の場として「和学講談所」を創設するなどの偉大な事業を成し遂げました。

明治の近代化とともに、江戸時代から盛んだった養蚕業を基礎に、本庄町に生繭の市場が開設されました。この養蚕業の発展に尽力した木村九蔵は、養蚕伝習所(競進社模範蚕室)を児玉町に設立しました。また、近代産業の振興に貢献した実業家の諸井恒平や、社会思想家である石川三四郎も輩出しています。

明治22年、町村制施行により児玉郡本庄町と児玉郡児玉町が誕生し、周辺でも村制が施行されました。戦後になると、本庄町とその周辺の村々は合併して本庄市となり、また、児玉町と周辺の村々も合併により児玉郡児玉町となりました。平成18年1月10日に両市町は合併し、現在の本庄市が誕生しました。



▲ 本庄繭市場(明治45年)

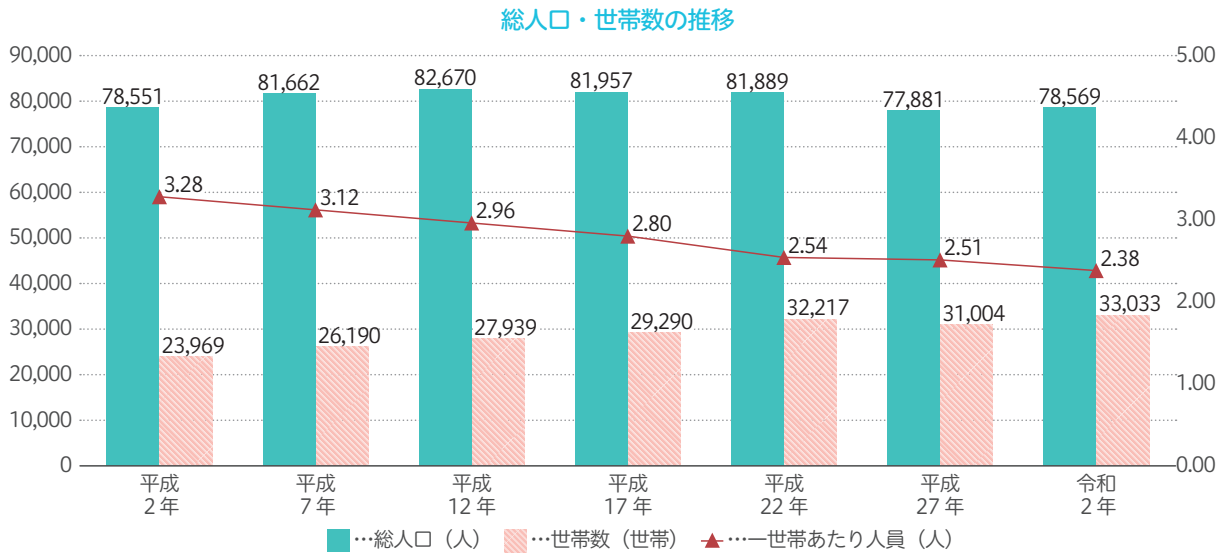


▲ 本庄商業銀行(大正初期)

(3) 社会環境

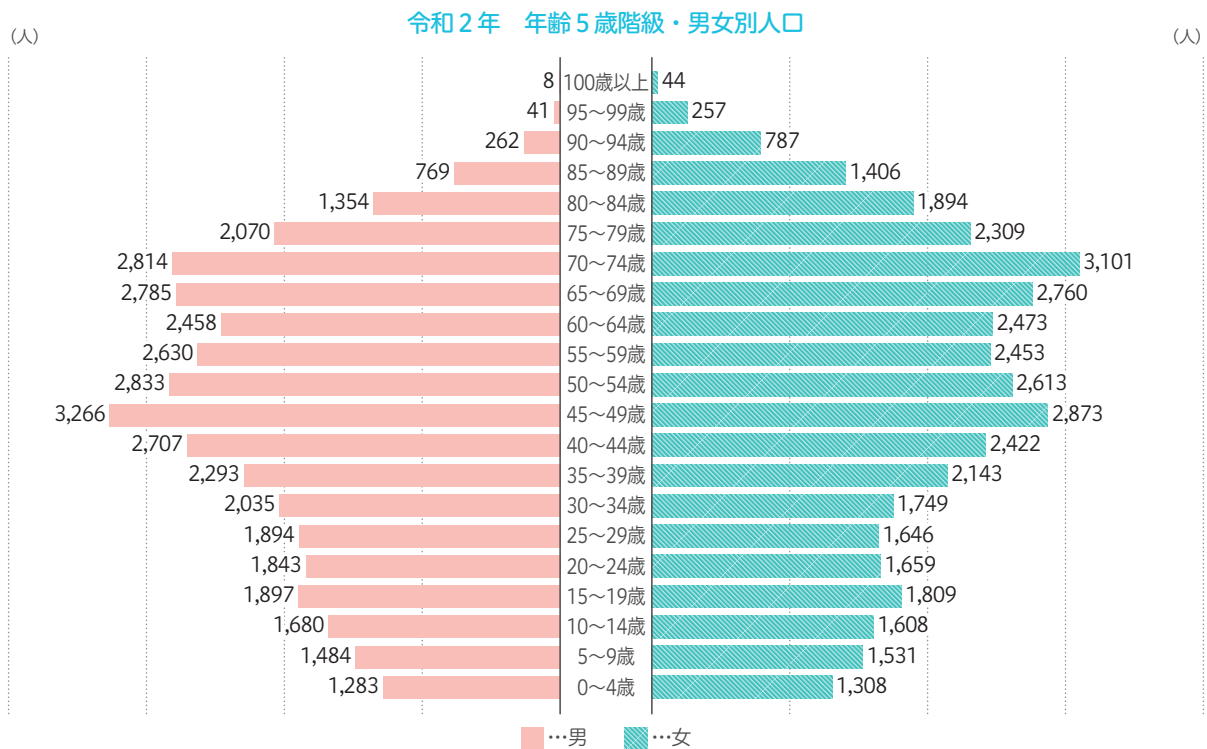
① 総人口・世帯数の推移

総人口は、平成12年の82,670人をピークに減少へ転じ、平成27年には77,881人と15年間で約6%減少したものの、令和2年には再び増加し、78,569人となっています。一方で、1世帯あたりの人員は継続的に減少しており、世帯の少人数化がうかがえます。



(平成17年以前の数値は、合併前の旧日本庄市・旧児玉町の合算)

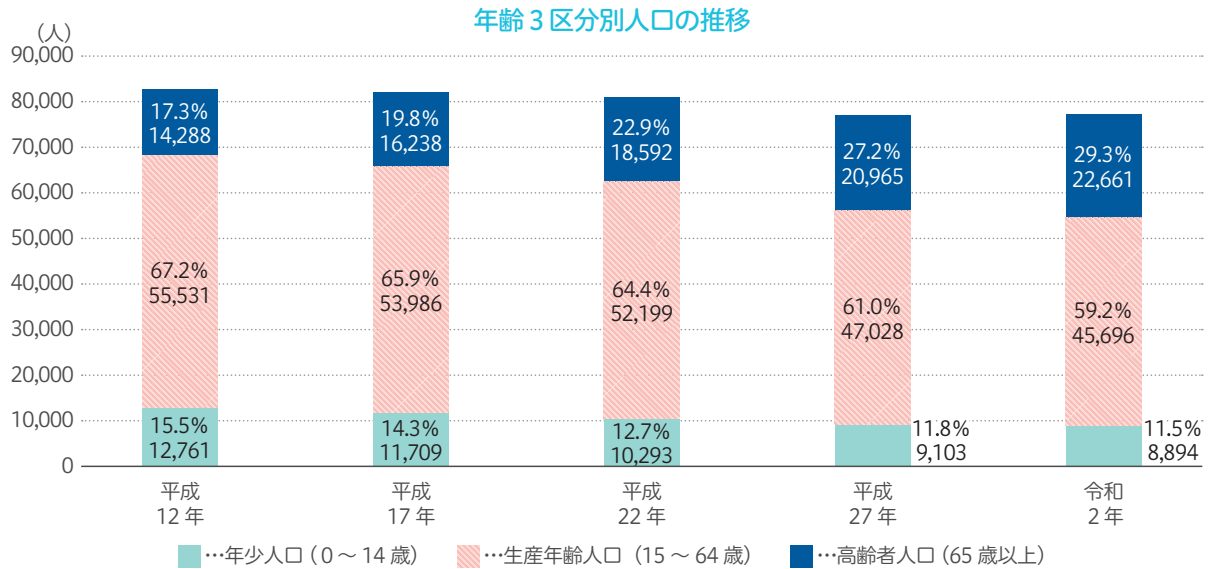
出典：国勢調査



出典：国勢調査

②年齢別人口の推移

年齢3区分別人口を見ると、年少人口・生産年齢人口は減少傾向が続いている一方、高齢者人口は一貫して増加傾向にあり、令和2年時点では全人口の29.3%を占め、高齢化率※21%超の超高齢社会に突入しています。

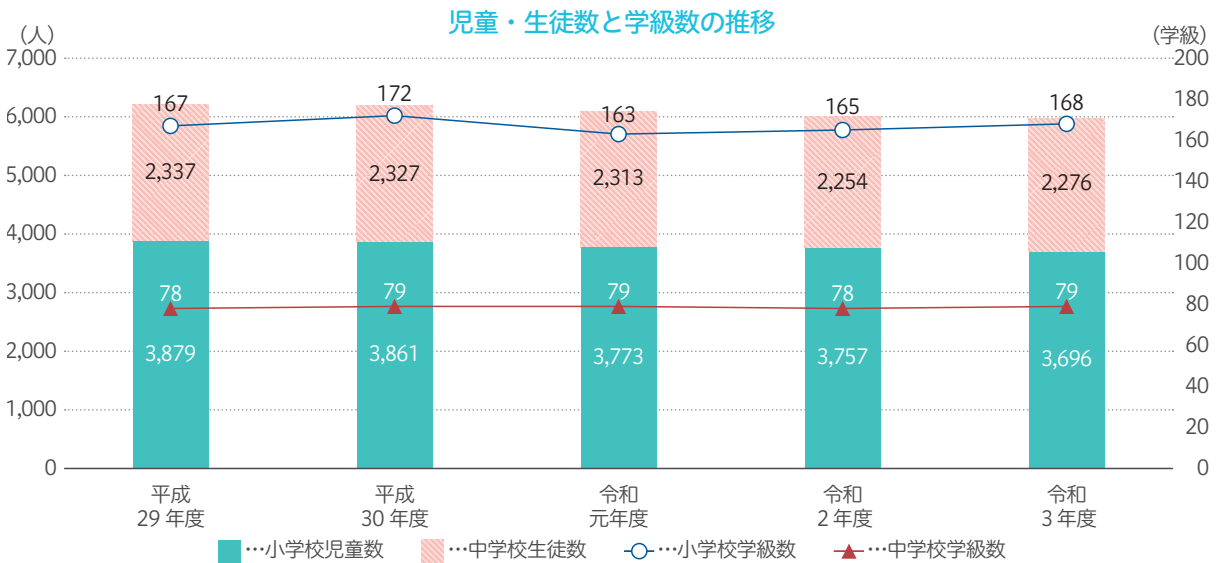


(平成17年以前の数値は、合併前の旧日本庄市・旧児玉町の合算)

出典：国勢調査

③児童・生徒数と学級数の推移

小学校児童数・中学校生徒数の総数は減少傾向が続いていますが、令和3年度に中学校生徒数は微増となり、小学校は児童数3,696人、学級数168学級、中学校は生徒数2,276人、学級数79学級となっています。



出典：学校基本調査(各年度5月1日現在)

④ 6つの高等学校等と生徒の居住地

市内には、本庄高等学校、児玉高等学校*、本庄第一高等学校、本庄東高等学校、早稲田大学本庄高等学院、本庄特別支援学校高等部の6つの高等学校等があります。本市に所在する高等学校に通学する生徒数は4,802人(出典：令和3年度学校基本調査)ですが、市調査によると、市内在住の生徒の割合は全体の2割程度となっており、市外から多くの生徒が通学している状況です。

* 令和5年4月、児玉高等学校と児玉白楊高等学校が統合され、児玉白楊高等学校の場所に新たに設置されました。

⑤ 平均寿命*・健康寿命*

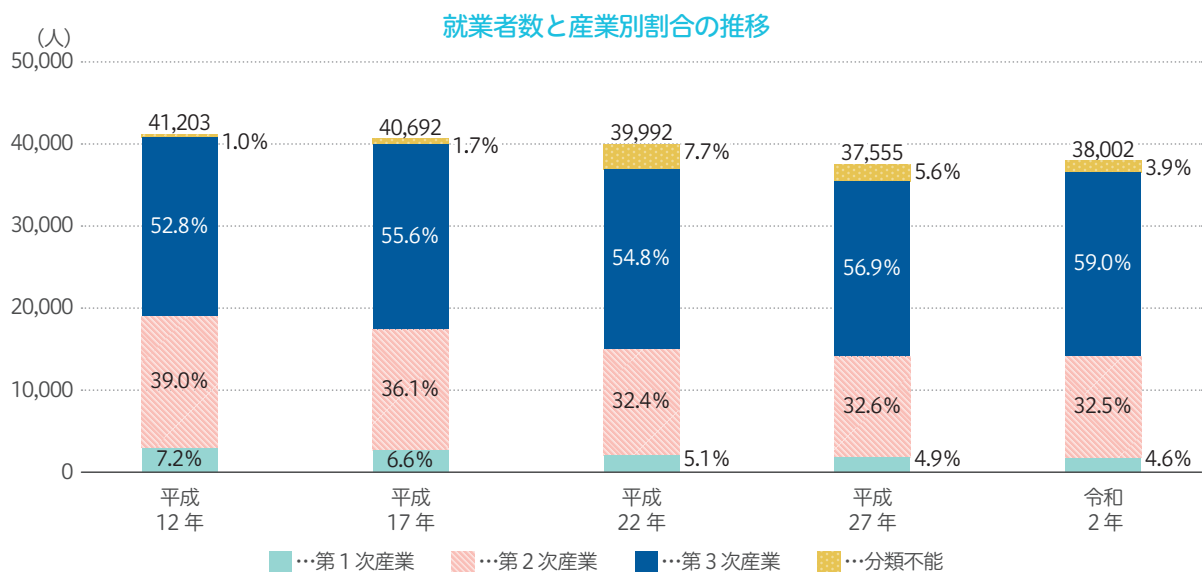
本市の平均寿命*は、令和2年時点で男性が80.40年、女性が86.57年と女性の方が約6年長くなっています。埼玉県との平均と比較すると、男性は約0.9年、女性は約0.6年短くなっています。また、65歳健康寿命*は、男性が17.47年、女性が20.53年となっており、女性は男性よりも約3年長くなっています。

令和2年	総数		男		女	
	埼玉県	本庄市	埼玉県	本庄市	埼玉県	本庄市
平均寿命* (0歳平均余命)	-	-	81.34年	80.40年	87.18年	86.57年
65歳平均余命	-	-	19.64年	18.87年	24.36年	23.76年
65歳健康寿命*	-	-	17.87年	17.47年	20.66年	20.53年
要介護等認定率 (65歳以上)*	15.7%	15.9%	11.9%	11.3%	18.9%	19.7%

出典：2021年度版 地域別健康情報 埼玉県・本庄市

⑥ 就業者数と産業別割合の推移

就業者総数は減少傾向にありましたが、令和2年には微増に転じています。就業者総数に占める産業別人口の割合を見ると、第3次産業の占める割合が最も大きく、約6割となっています。



(平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算)

出典：国勢調査

⑦農家数・経営耕地面積の推移

総農家数は、平成17年以降顕著な減少傾向にあり、平成12年から令和2年にかけての20年で42.3%減少しています。そのうち自給的農家は、平成12年から平成22年まで増加傾向にありましたが、以降は減少に転じています。一方、減少傾向にあった経営耕地面積は、農地の集積・集約化の進展等により、平成17年以降増加傾向にあります。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年*
総農家数(戸)	2,165戸	2,186戸	2,021戸	1,505戸	1,249戸
販売農家(戸)	1,699戸	1,298戸	978戸	770戸	632戸
主業農家	653戸	527戸	374戸	302戸	(262経営体)
準主業農家	281戸	136戸	134戸	80戸	(53経営体)
副業的農家	765戸	635戸	470戸	388戸	(321経営体)
自給的農家(戸)	466戸	888戸	1,043戸	735戸	617戸
経営耕地面積(ha)	1,818ha	1,487ha	1,580ha	1,626ha	1,874ha

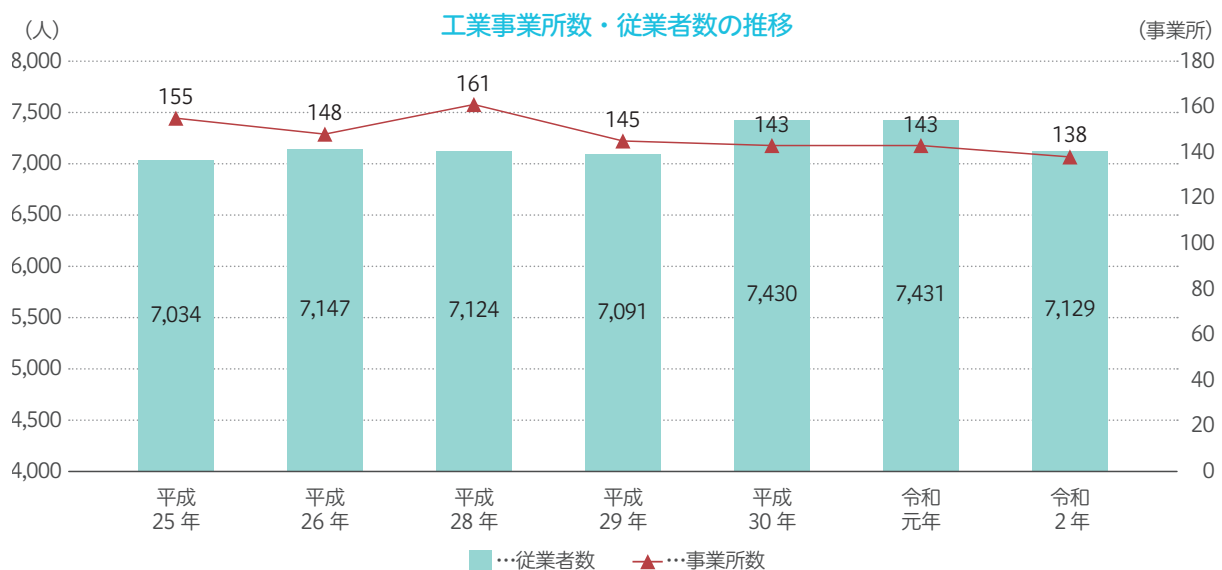
(平成17年以前の数値は、合併前の旧日本庄市・旧児玉町の合算)

出典：農林業センサス

* 令和2年調査において属性区分が変更されたため、令和2年の主業農家、準主業農家、副業的農家の欄では順に「主業経営体」「準主業経営体」「副業的経営体」の数を参考値として示しています。なお、これらの合計の値は「販売農家」の数に一致しません。

⑧工業事業所数・従業者数の推移

事業所数は、平成28年に一旦増加に転じたものの、概ね減少傾向が続いています。従業者数は、平成30年・令和元年にやや多くなっていますが、概ね横ばいで推移しています。

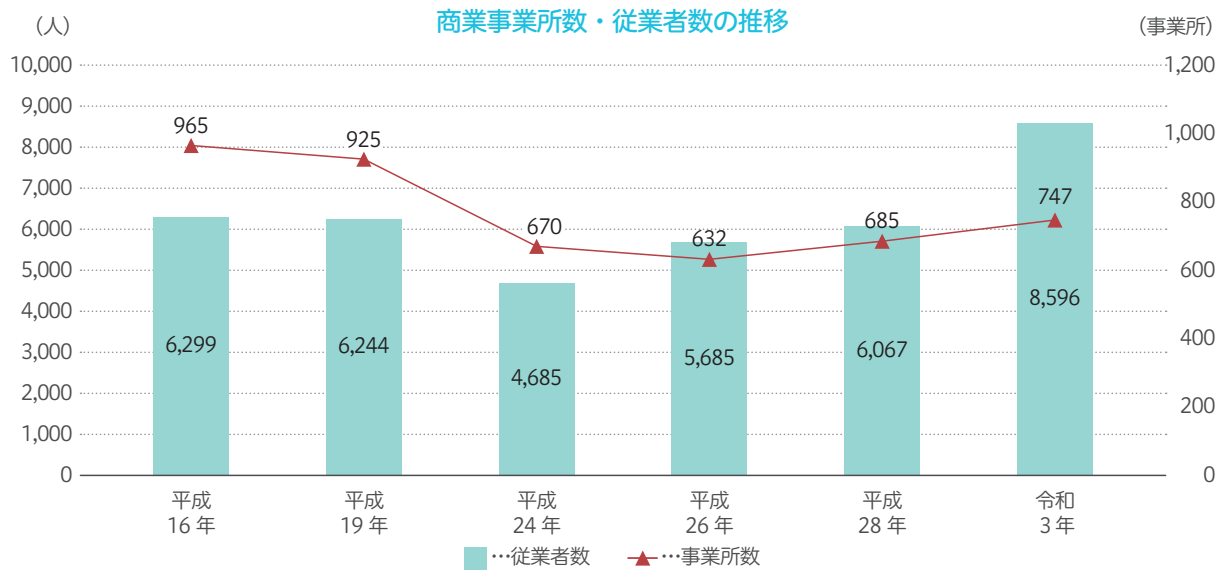


出典：工業統計調査 平成28年のみ経済センサス活動調査

* 平成26年までは12月31日現在、平成28年以降は6月1日現在の調査、平成27年は非実施です。

⑨商業事業所数・従業者数の推移

事業所数は減少が続いていましたが、平成28年には増加に転じています。従業者数は、平成24年まで減少傾向にありましたが、以降は増加が続いています。



(平成16年の数値は、合併前の旧本市・旧児玉町の合算)

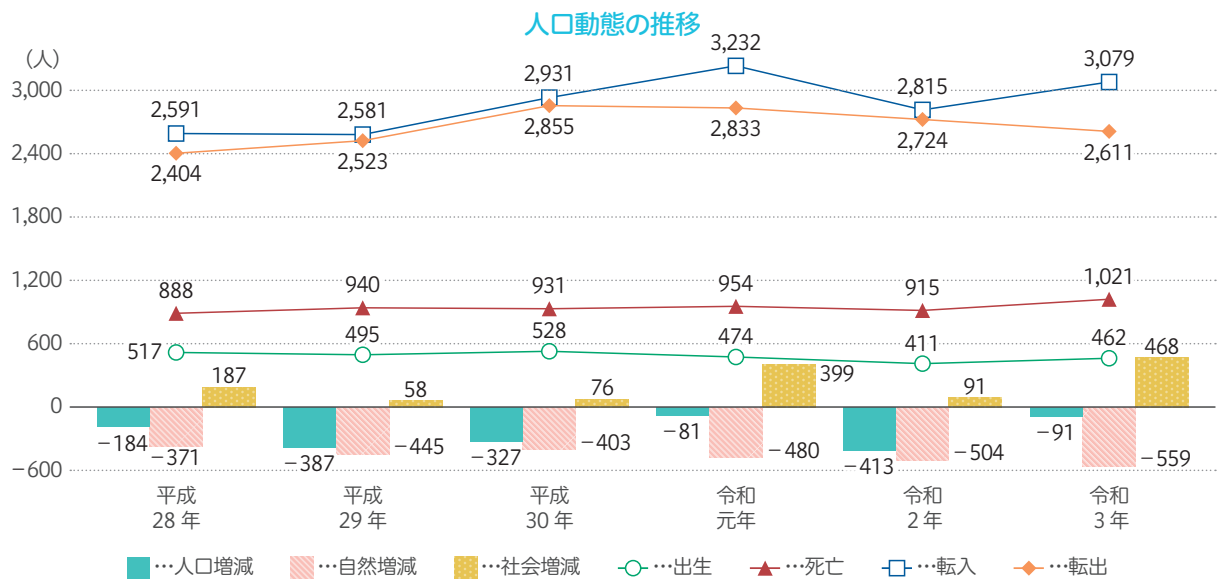
出典：商業統計調査

(平成24年、平成28年、令和3年は経済センサス活動調査 令和3年は速報値)

* 令和3年の経済センサス活動調査では調査対象を拡大しているため、単純な経年比較には適しません。

⑩人口動態

年により変動はあるものの、人口減の状態が続いており、特に自然増減(出生数・死亡数)はマイナスの状態が続いています。内訳を見ると、出生が概ね減少傾向にあり、特に令和2年は低い水準となっています。一方、社会増減(転入数・転出数)はプラスの状態が続いています。特に、令和元年及び令和3年は大幅な転入超過となっています。

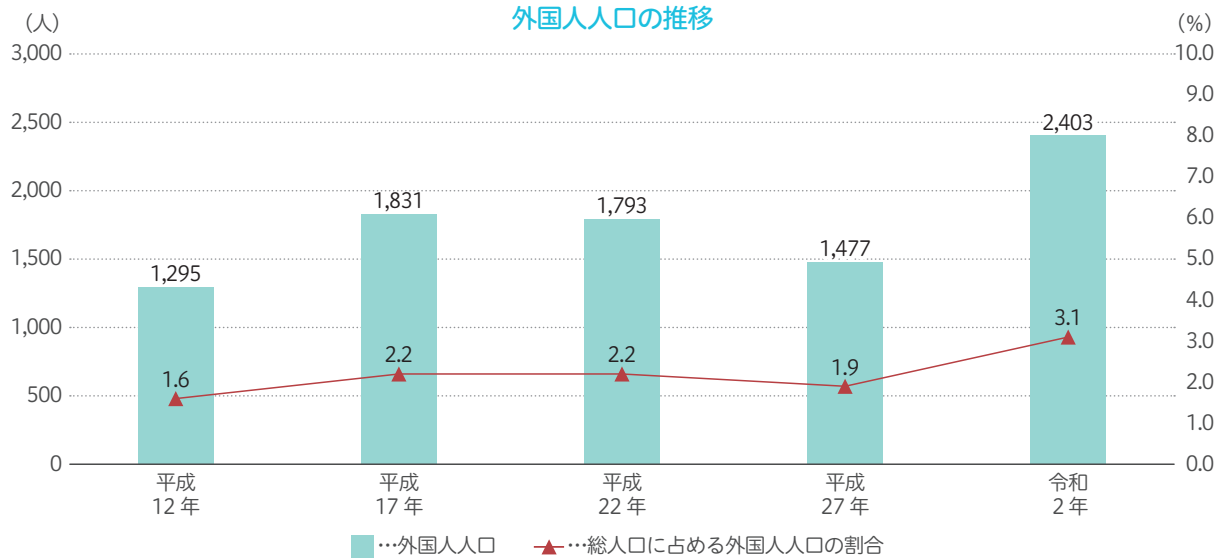


出典：住民基本台帳人口移動報告 / 人口動態統計

* 上記出典におけるデータの把握方法は国勢調査と同一ではないため、本計画の他ページの数値とは必ずしも整合しません。また、平成30年以降の社会増減(転入・転出)のデータは、外国人を含めた数値が公表されており、上図においてもその数値を示しています。

⑪外国人人口の推移

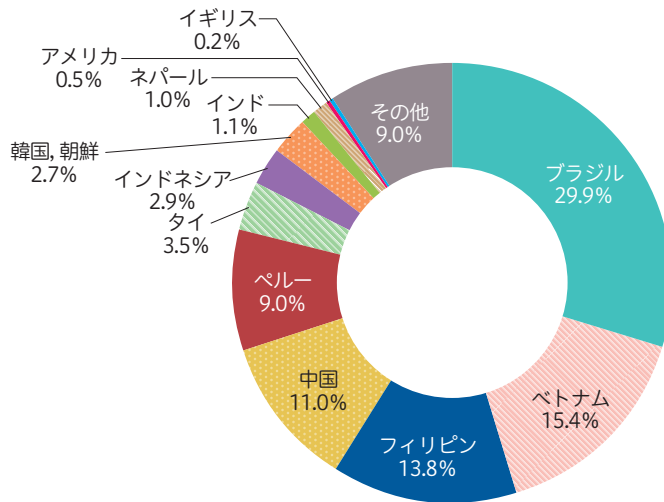
外国人人口は、平成17年以降減少傾向にありましたが、令和2年には再び増加に転じ、2,403人となっています。国籍別に見ると、ブラジル(29.9%)が最も多く、ベトナム(15.4%)、フィリピン(13.8%)と続いています。



(平成17年以前の数値は、合併前の旧本市・旧児玉町の合算)

出典：国勢調査

令和2年 国籍別外国人人口割合



出典：国勢調査

* 「その他」は無国籍及び国名不詳を含みます。

2. 市民の意識

(1) まちづくり市民アンケート

令和3年10月に、18歳以上の市内在住者の中から無作為に抽出した3,000人を対象にアンケートを実施し(有効回収数1,520人、有効回収率50.7%)、本庄市総合振興計画に基づいて進めてきた施策(38施策)に沿った各項目について「満足しているか(満足度)」「重要だと思うか(重要度)」などの分析を行いました。

■満足度・重要度



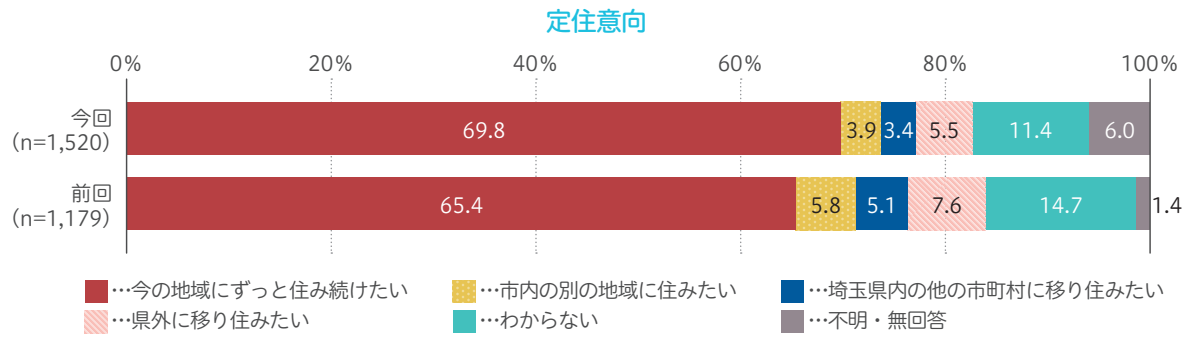
満足度：各項目の回答について、「満足している」を2点、「多少満足している」を1点、「多少不満である」を-1点、「不満である」を-2点、「わからない」を0点として合計し、その項目の回答者数(無回答を除く)で除した値。

重要度：各項目の回答について、「重要である」を2点、「やや重要である」を1点、「あまり重要でない」を-1点、「重要でない」を-2点、「わからない」を0点として合計し、その項目の回答者数(無回答を除く)で除した値。

*「前回満足度」「前回重要度」の値は、前回(平成28年市民アンケート)の結果を表しています。ただし、調査票における各項目の表現や順序については一部変更を行っているため、参考値として示しています。

■ 定住意向

「今の地域にずっと住みたい」が69.8%と最も多く、次いで「わからない」が11.4%、「県外に移り住みたい」が5.5%となっています。前回と比較すると、「今の地域にずっと住みたい」がわずかに上昇しています。



(2) 市民ワークショップ

令和3年11月から12月にかけてワークショップを実施し、市の「よいところ」「好きなところ」や、将来どんなまちになるとよいか、その実現に向けてすべきことなどについて話し合いました。主な内容は以下のとおりです(表記については、原則として参加者による原文のとおりとしています)。

市の「よいところ」「好きなところ」

健康福祉分野

- ★子育て支援
- ★人とのつながりがあり、あたたかい

教育文化分野

- ★歴史のあるまちである
(煉瓦倉庫、本庄早稲田の社
ミュージアム、古民家、祭りなど)
- ★埴保己一
- ★高校が多い

どんなまちになるとよいか

実現に向けてすべきこと

健康福祉分野

弱者にやさしいまち
(バリアフリー※)

- 街の中のバリアフリー※チェック(車いす利用者と一緒に)・マップ作成
- ダイバーシティ(多様性)への理解促進

出会の支援

- 婚活支援、出会の場創出

教育文化分野

最高の教育が受けられる

- 高校生向け・社会人向けビジネススクール

文化豊かな
楽しみのあるまち

- 市民劇団をつくる、フェスティバル開催
- アートフェスティバル(例：中之条ビエンナーレ)

経済環境分野

行ってみたい!と思う人が増える

- 市民が本庄の良さを知る、本庄の魅力を発信(マリーゴールドの丘、城山稲荷神社、レンガ倉庫等)

わくわくするまち

- おまつりの保存

自信がもてる・自慢できるまち

市内及び近郊で働ける場所が増える

- 起業の支援、企業の誘致
- 働く場所(コワーキングスペースなど)の整備

働く人に優しいまち

- 東京・大阪の企業との連携

稼げる環境(リモートなど)がある

- 地産地消(市内で経済を循環)
- 直売所に行く

どんなまちになるとよいか、その実現に向けてすべきこと

経済環境分野

- ★食品
(和菓子、豆腐、ナピラなどのご当地グルメ)
- ★野菜・果物がおいしい
- ★さざえ堂、金鑽神社、宿場町
- ★景色がよい(上毛三山、サクラ・花見など)

市民生活分野

- ★ステキな市民がいる
- ★治安がいい

都市基盤分野

- ★高崎線、新幹線、高速IC
- ★昭和レトロなお店や建物があちこちにある
- ★公園が多い

行財政経営分野

- ★施設が整っている
- ★行政の姿勢がよい
- ★早大本庄がある

どんなまちになるとよいか

実現に向けてすべきこと

都市基盤分野

中心市街地に
住める場所が増える

- 空き家や空き地の活用
- 交通の整備(本庄駅周辺)

車ではなく歩きや自転車で
買い物ができ、生活ができる

- 個人商店の活性化、誘致

交通の便がよいまち

- 交通の分散化を図る(時差出勤など、時間帯での交通の分散)

市民生活分野

元気活気のある町
(市民の一致協力)

- 高校各学校の交流の場づくり
- 市民サークルの活性化
- 市民活動の支援、市民団体をつなぐ

市民一人一人が、
災害に対して高い意識を持つ市

- 地区ごとの防災講座の実施
- 市民参加型防災訓練、避難所に宿泊体験

外国人と共存できるまち

- 回覧板・自治会の外国語化
- ダイバーシティ(多様性)への理解促進

小・中・高・大学生が
主体的に活動できる市

- 高校生がマネジメントを学べる
- 各学校(私立含む)との、市民活動の面での連携強化

行財政経営分野

若い世代に、
情報をわかりやすく伝える

- これからのことについての情報をもっと発信する
- 若い世代に、地元についての理解を深めてもらう
- 広報紙のステークホルダー*を増やす
- デジタル化を図って、広い範囲で発信(「本庄市アプリ」的な、市内で得できるものなどがあつた方がいい)

3. まちづくりの主要課題

本市を取り巻く社会経済情勢やまちづくり市民アンケート、市民ワークショップなど市民の声を踏まえ、本市のまちづくりの課題をまとめました。

(1) 少子高齢化への対応

急速な少子化と人口減少は、本市の将来を脅かすものであり、最重要課題として位置付けられるものです。直近では転入数が転出数を上回る転入超過の状態が続いているものの、将来にわたって本市が持続的に発展するためにも、これら人口問題の解消に向けた、出会いの場の創出から、安定した雇用と経済的基盤の確保、そして、妊娠や出産、子育て支援に至るまで、総合的な対策に引き続き取り組んでいくことが必要です。



子育て支援においては、子育て世代が精神的にも経済的にも安心して子どもを産み育てられ、子どもたちも笑顔で暮らせる、魅力ある環境の整備が重要です。また、核家族化や、地域社会の希薄化といった社会的な状況の中、子育てを家庭だけでなく社会全体で支え合う体制づくりが必要とされています。子育てを社会で支えることは、子育て中の親の社会参加や生活と調和した多様な働き方にも寄与します。

さらに、高齢化が一層進展する中、健康寿命*の延伸、社会参画の確保を図るため、現役世代から健康の増進に取り組み、高齢者になっても生きがいを持って、生涯にわたり活躍できる仕組みづくりを進めることが重要です。

(2) 次代を担う人材の育成

これからの変化の激しい社会においては、自らの力で人生を切り拓き、たくましく生き抜いていく自立した子どもを育成することが重要です。そのためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより問題を解決する「確かな学力」、自らを律しつつ、他者とも協調し、他者を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きていくための「健康・体力」といった「知・徳・体」をバランスよく育む教育を進める必要があります。



また、学校は次代を担う人材を育てる中核的な場所です。各学校が特色ある教育方針を掲げるとともに、学校・家庭・地域が連携して、協働により「明日また行きたい」と思える学校づくりを進める必要があります。

(3) 市民の健康と安心な生活の確保

いつでも必要な医療にかかれる体制は、健康な生活を支え、市民の安心の根幹となるものです。市民ニーズの高い高度な医療や救急医療の充実を図り、近隣自治体との広域的な連携も含めて医療体制を整備する必要があります。また、市民が安心して生活できるようにするためには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の不測の事態への対策も重要です。



また、健康寿命*の延伸に向けては、医療・福祉・介護などにおける社会環境を整備するとともに、子どもから高齢者まで、全てのライフステージにおける心身の健康づくりを進めることが必要です。適度な身体活動や運動は、生活習慣病の予防やストレスの解消に効果があることから、年齢や障害の有無にかかわらず、あらゆる市民が自分に合った方法で体を動かす習慣を身につけられるような取組が必要となります。

(4) にぎわいを呼び込む持続可能なまちづくり



本市が活力ある地域として持続可能なまちであるためには、各産業が成長し、にぎわいを呼び込むことが重要です。本市の主要産業の一つである農業においては、新規就農者や意欲ある担い手を確保し、生産及び経営基盤の安定に向けて支援していくことが重要です。工業においても、産業の集積や育成を進めるとともに、産業を誘導するための新たな基盤整備など、持続可能な地域の経済発展と雇用を確保する取組を進める必要があります。また、人々のニーズや購買方法が多様化する現在、地域の特性を活かした魅力ある商業の振興を支援することも、まちの活力にとって不可欠な要素です。

また、まちなかは地域の歴史の中心として栄えてきた言わば地域の「顔」でもあることから、快適な環境や良好な景観を形成し、新たな定住者や人が往来するにぎわいを創出する必要があります。そのためには、



生活に必要な都市機能をまちなかに集積し、交通サービスの充実したコンパクトなまちづくりを進めると同時に、空き家活用等の公民連携による「まちなか再生」の取組を支援するなど、人々にとって魅力的で活力ある空間とすることが重要です。また、まちの基盤となる道路・水路等と水道・下水道施設等が支障なく利用できるように、社会インフラの老朽化をはじめとした課題や、人口減少を見据えた必要な整備に万全の対応を図っていく必要があります。

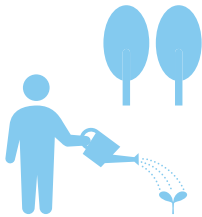
(5) シティプロモーションの強化

本市には、中山道最大の宿場町「本庄宿」としての繁栄や、江戸時代から盛んだった養蚕業を基盤とする明治以降の蚕糸業の興隆など、市民の誇れる歴史があります。また、北部には渡り鳥が飛来する利根川が、中央部には小山川が流れ、南西部には陣見山などの500m級の山々が連なるなど、水と緑豊かな自然環境に恵まれた地域でもあります。これらの優れた歴史や景観、自然を活かし、関係人口*の拡大による地域の活性化を図ることが重要です。特に、人口増加に向けた移住定住の促進のためには、市内外の人々に、本市の魅力を効果的に発信することが重要です。



(6) 環境に配慮した取組

自然環境やエネルギー分野への意識が高まる中で、本市が持続可能な社会の実現を目指すには、環境保全の取組が重要です。本市は、南西部の山間地域など総面積の約3分の1が豊かな森林で占められています。森林には土砂災害の防止や水源の涵養^{かん}などの国土保全機能、温室効果ガスの吸収源として地球温暖化防止などに寄与する地球環境保全機能、さらに生物多様性保全機能など様々な機能があり、これらの機能を維持し、豊かな自然資源と良好な景観を守り続けることが求められます。



さらに、再生可能エネルギー*の効果的な利活用等による創エネ*と家庭や事業所などにおける省エネを図ることにより温室効果ガスの排出量を削減し、ゼロカーボンシティ*実現に向けた取組を推進するほか、廃棄物の減量化や再資源化等の3R*活動を一層進めることによる効率的な資源利用への取組が重要です。

(7) 多様性を保障し、自ら取り組むまちづくり



女性、子ども、高齢者、障害のある人、LGBTQ（性的マイノリティ）*など、それぞれのライフスタイルや価値観など多様性を認め、理解し合いながら、市民一人一人の尊厳が守られた社会を実現していくことが重要です。

また、少子高齢化や核家族化、単身世帯化が進む中、地域をはじめとする人と人とのつながりを育むことが重要です。そして、市と協働して自らまちづくりに取り組む市民、自治会、ボランティア団体、NPO法人や企業等が、その特性を活かした役割を担って活躍できるように支援をしていくことが求められています。

(8) より安全に暮らせるまちづくり

近年、本市においても大雪や浸水等の自然災害による被害が発生しており、これらに対する備えが必要です。また、本市では交通事故死傷者数や刑法犯認知件数は大幅に減少してきているものの、人口あたりの交通事故発生割合は県内で上位となっているほか、自転車盗や高齢者を狙った特殊詐欺も引き続き発生しており、安全で安心なまちの実現には多くの課題があります。

市民がより安全・安心に暮らせる環境をつくるため、地域ごとの災害リスクを踏まえた防災・減災のまちづくりを推進し、災害などへの危機管理体制を強化するとともに、市民の防災に対する意識を高めるなど、自助、共助、公助を着実に前進させることが求められています。また、交通安全の啓発や安全に配慮した交通環境の整備、多様化する犯罪を未然に防ぐ取組を進めていくことも重要です。



(9) 時代の要請に即した行政経営

本市では、社会保障経費等の経常的経費の増加に加え、老朽化の進む公共施設等の維持・更新への対応に伴う臨時的経費の増加が見込まれる中、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

このような厳しい財政状況においても多様化・高度化する市民のニーズに的確に対応するため、積極的なICT*の活用・デジタル化等による市民サービスの向上、効率的な行政経営が必要です。インターネットでの各種申請の受付など、行政手続のオンライン化の推進をはじめとして、より一層の効率的で効果的な行政サービスの質の維持・向上に努めていかななくてはなりません。その際には、情報セキュリティ等に十分配慮した情報管理を徹底するほか、デジタルデバイス*に配慮し、人に優しいデジタル化を図ることが求められます。



第2部 基本構想

第1章 基本理念と将来像

第2章 将来フレーム

第3章 政策大綱

第1章

基本理念と将来像

1. まちづくりの基本理念

まちづくりの主要課題を踏まえ、本市のまちづくりに関する基本的な考え方を、まちづくりの基本理念として定めます。まちづくりの基本理念は、「本庄市の将来像」を実現するための柱となる「政策大綱」を相互に調整し、まちづくり共通の考え方となるものです。

みんなで育む安心・共生のまちづくり

出会いの場の創出から雇用の確保、出産・子育て支援まで、総合的な少子化対策の取組を進め、家庭と社会でともに支え合い、安心して子どもを生み、市民ニーズに応えた楽しく子育てができる魅力的な環境を提供します。

次代を担う子どもたちが自立し、社会の様々な課題に対応できるように、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を進めます。地域の歴史と自然を活かし、地域とともにある学校づくりを進め、教育の質を向上させるとともに、学校・家庭・地域の連携を強化し、協働して子どもたちの豊かな成長を支えます。

次代を担う子どもたちのみならず、現役世代から高齢者まで、誰もが健康で、安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。高齢社会を踏まえ、誰もが生きがいを持って、社会で活躍できる環境を実現します。そして、障害の有無にかかわらず、全ての人が社会参加でき、悩んでいる人を理解し温かく支えられる、安心に満たされた社会福祉の実現を目指します。

訪れたいくなる住み続けたいくなるまちづくり

多くの人々が訪れたいくなり、また、多くの若者が集い、住まうまちづくりを進めます。そのために、地域経済と雇用を支える産業の誘致・強化と、農業の生産性の向上及び意欲ある農業者の確保を進めていきます。また、人々のニーズに応えた、魅力とにぎわいあふれる商業の発展を支援するとともに、対外的な発信力を強化して地域の歴史と自然を活かした観光を振興します。

本市に住む市民が住み続けたいくなるまちを維持するために、日々の生活を支える快適・安全で美しい都市の整備と、地域社会の核となるまちなか再生を推進します。そして、良好な環境を次の世代に引き継いでいくために、資源やエネルギーの利活用を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

市民と行政がともに創る安全のまちづくり

若者から高齢者まで多世代、様々な文化の人々が盛んに交流し、互いに尊重するまちづくりを進めます。市民一人一人がつながり、地域コミュニティが推進され、お互いを支え、そして市民が自ら活躍できるように支援を行っていきます。

行政が市民と協働の体制を構築しながら、災害に強く、犯罪や交通事故のない、誰にも優しい安全・安心なまちをつくります。

また、多様化する市民のニーズを的確に捉え、対応するために、情報セキュリティを確保したICT[※]等を活用し、効率的で効果的な行政経営を進めます。行政経営に関して市民への十分な説明を果たすことができるようにわかりやすさと透明性を確保します。

2.本庄市の将来像

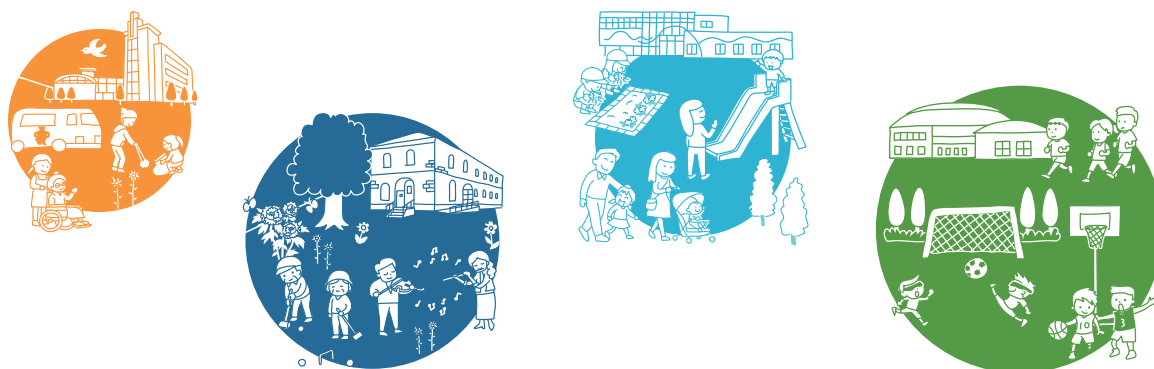
本市のまちづくりの将来像を、次のとおり定めました。この将来像は、本庄市の10年後を見据えて、本市の特長を活かし、市民みんなで目指すまちづくりの目標です。



あなたと活かす みんなで育む

歴史と教育のまち 本庄

～世のため、後のため～



本市は、古くから培われた歴史と、優れた教育環境を特長とするまちです。これらを将来にわたって伝えていくのみならず、新たな歴史を築き、次代を担う人を育む、「歴史と教育のまち」を目指していきます。

また、市民のまちづくりへの参画を進める「あなたと活かす」まちづくり、市民がつながり支え合う「みんなで育む」まちづくりを進めます。

さらに、本市の偉人「塙保己一」が遺した^{のこ}ことばである、「世のため、後のため」のまちづくりを進めます。

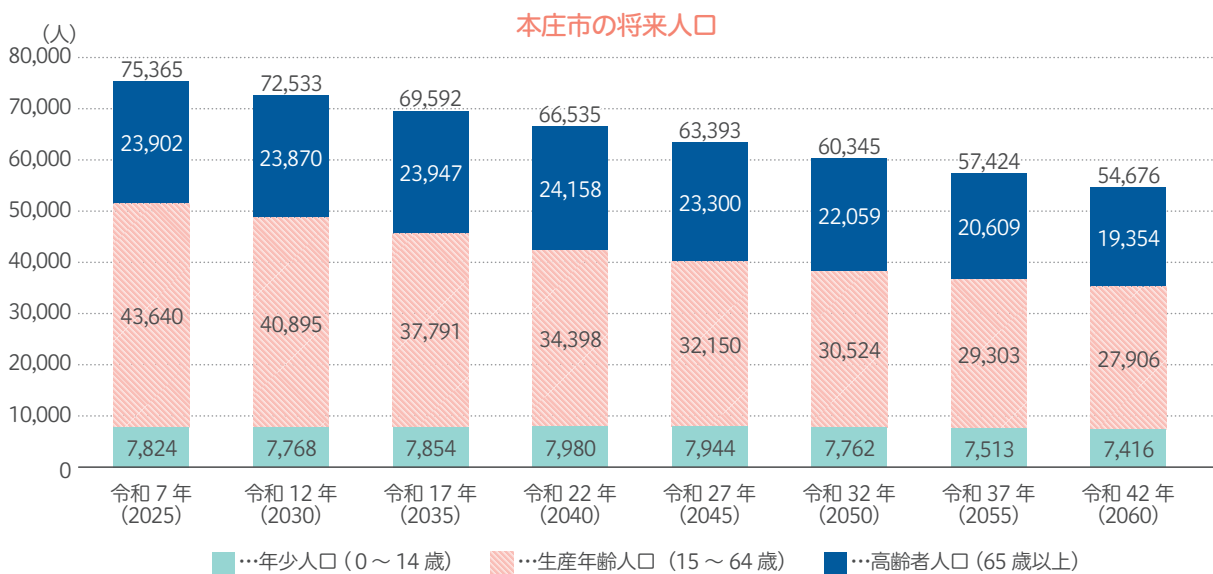
このような思いを込めて、本市の将来像を「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」と表現しました。

第2章

将来フレーム

1. 将来人口

「本庄市人口ビジョン」で掲げたとおり、市民の結婚・出産・子育ての希望を叶え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ることで、人口減少に歯止めをかける取組を加味し、本計画の目標年次である令和9年度(2027年度)の将来人口を概ね74,000人と想定します。



- この見通しは、本庄市人口ビジョンで実施した出生率向上+移動均衡(転出者数と転入者数が一致)を加味した独自推計結果となります。
- 将来人口、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ごとに推計値を算出しているため、将来人口と年少人口・生産年齢人口・高齢者人口の合計が一致しない場合があります。

	合計特殊出生率			移動率	
	2030年	2040年	2060年	2030年	2060年
出生率向上 + 移動均衡	1.58	1.81	2.08	2030年にかけて、全世代の純移動率0に収束(移動均衡達成)	2060年まで全世代の純移動率0で一定

出典：本庄市人口ビジョン

2.土地利用構想

(1)土地利用方針

» 地域価値を高める土地利用

本市では、本庄駅周辺や児玉駅周辺を中心に市街地が形成され、市民生活の中心的地域となっています。また、本庄早稲田駅周辺地域においては、若い世代を中心に人口が増加し、良好な市街地が形成されています。

少子高齢化の進展に伴う人口減少社会を見据え、安全・安心で快適な暮らしができるよう、まちなか再生などによりにぎわいや利便性を高めるとともに、防災機能など生活環境の向上につながる土地利用の誘導に努めます。また、地域の歴史や文化の継承、景観の維持を図りながら観光資源として活用を図ることにより、地域価値の向上に努めます。

» 持続可能な都市を支える土地利用

児玉工業団地や本庄いまい台産業団地などの産業基盤は、本市における活発な産業活動を支えています。本市が持続可能な都市であり続けられるよう、交通の要衝としての利便性を活かした生産・加工・流通等の産業機能や観光機能の集積等、地域経済と雇用を支える土地利用の誘導に努めます。

» 田園環境と調和した土地利用

本市では、北部や中央部をはじめとして豊かな農地が広がっています。農業はこれまで本市の地域産業としての役割を果たすとともに、郷土を特徴づける景観や文化を生み出してきました。緑豊かな生活環境と郷土の個性が継承されるよう、農地の保全を図るとともに、農地と生活環境とが調和した土地利用の誘導に努めます。

» 恵まれた自然環境と共生した土地利用

本市は、南西部に豊かな森林や里山を抱えるとともに、北部には利根川が流れるなど、多様性に富んだ自然環境を備えています。本市の生態系を支えているこうした自然環境に対しては、保全と適正な管理に努めるとともに、自然環境を活用する場合には生態系を損なうことがないよう、自然環境と共生した土地利用の誘導に努めます。

(2) 土地利用構想のゾーン区分

» 快適市街地形成ゾーン

市民が安心して快適に暮らせる市街地の実現を目指すゾーンです。必要な都市基盤の整備や、防災施設及び生活関連施設の充実を図るとともに、歴史的・文化的な環境への配慮に努めます。また、本庄駅周辺、児玉駅周辺及び本庄早稲田駅周辺を拠点とした魅力と活力ある商業・業務地や良好な住宅地の形成を創出します。

» 産業集積ゾーン

産業の集積を図り、本市の地域経済と雇用を支えるゾーンです。既設の工業団地では、周辺環境との調和に配慮しながら生産環境の維持に努め、本市の経済をけん引する工業地の維持及び形成を図ります。

» 発展創出ゾーン

本市が持続可能な都市であり続けるため、地域活力の新たな創出を図るゾーンです。関越自動車道本庄児玉インターチェンジ周辺や国道17号本庄道路周辺など、交通の利便性が良く産業立地のニーズが高い土地においては、農業施策との調整等を図りながら、本市の将来を持続的に支える多様な機能の誘導を目指します。

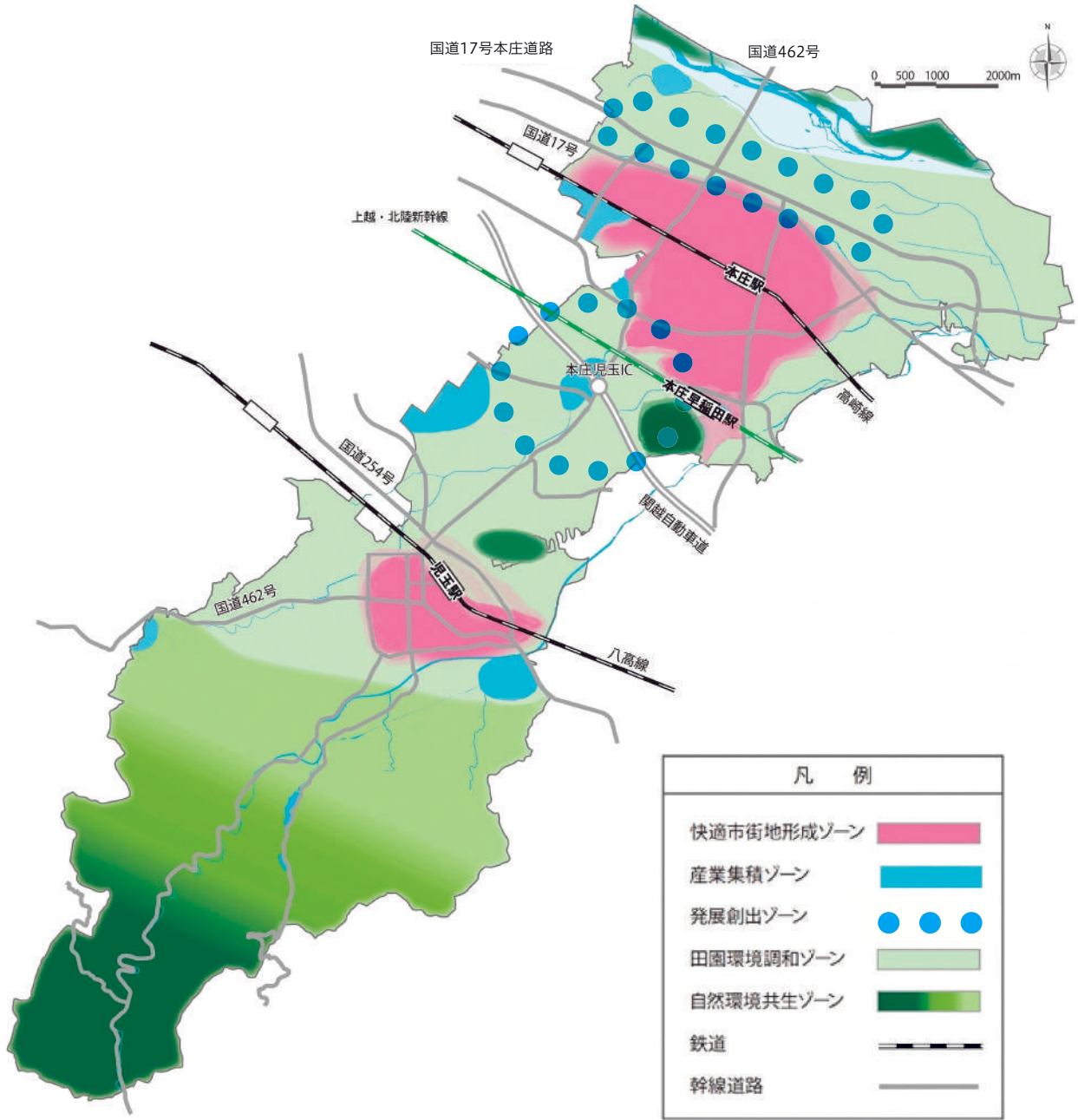
» 田園環境調和ゾーン

優良農地を保全するとともに、快適な生活環境と農地の調和を図るゾーンです。新たな土地利用のニーズに対しては、農地との調和を原則としながら地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図り、良好な田園環境の維持に努めます。

» 自然環境共生ゾーン

自然環境の保全と共生を目指すゾーンです。森林・里山・河川などの自然環境の保全に努めることを原則とします。多面的機能^{*}を備える自然環境について、教育や余暇等の目的で活用する場合には、生態系に対する十分な配慮に努めます。

土地利用構想図



基本構想

第3章

政策大綱

将来像実現に向けた政策の柱である「政策大綱」を次のように定め、本市の特長を活かし、市民みんなでまちづくりを推進します。

将来像

あなたと活かす

みんなで育む

歴史と教育のまち

本庄

く世のため、後のためく

基本理念

みんなで育む
安心・共生の
まちづくり

訪れたくなる
住み続け
たくなる
まちづくり

市民と行政が
ともに創る
安全の
まちづくり

1

健康福祉分野

みんなで支え合い、
健やかにいきいきと
暮らせるまち

2

教育文化分野

未来を拓く人を育み、
歴史と文化の
薫るまち

3

経済環境分野

持続可能で
活力に満ちた、
にぎわいと
魅力のあるまち

4

都市基盤分野

人にやさしい、
快適で美しく
住みやすいまち

5

市民生活分野

市民だれもが
活躍し、
安全に生活
できるまち

6

行財政経営分野

市民の信頼に応える
行財政経営を
進めるまち

政策大綱

- 家庭と地域で支え合い、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう切れ目のない支援を行います。
- 誰もが健やかで安心して暮らせるように、健康づくりの支援体制や医療・福祉・介護の充実を図るとともに、年齢や障害の有無にかかわらず地域で支えながらいきいきと暮らせるまちを目指します。

- 子どもたちが自らの人生を切り拓き自立ができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を進めるとともに、学校教育環境の整備や学校・家庭・地域との連携・協働で子どもの成長を支えます。
- 市民の健康増進や生きがいづくりのため、スポーツ・レクリエーション活動を促進するとともに、各種教育機関との連携や地域の歴史などの教育資源を積極的に活用し、幅広い世代に対応した学習機会の充実を図ります。

- 地域経済と雇用を支える産業の育成・強化を図り、誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりを推進するとともに、地域資源を活用し、人が訪れたいにぎわいと魅力のあるまちを目指します。
- 環境の保全活動や資源・エネルギーの利活用を促進し、負荷をかけない持続可能な社会の実現を目指します。

- 利便性の高いまちなかや豊かな自然環境に囲まれた田園など、それぞれの地域の持つ特性や多様なライフスタイルに応じた計画的なまちづくりを推進します。
- 環境と調和した美しい景観形成を推進し、日々の生活を支える道路や下水道などの生活基盤の整備と、人にやさしい地域公共交通などの生活環境の充実を図り、快適で住みやすいまちを目指します。

- 豊かな地域コミュニティを築き、自らまちづくりに取り組む市民の活動を支えるとともに、誰もが尊重され活躍できる協働のまちづくりを推進します。
- 地域の防災体制、防犯体制、交通安全対策の充実を図り、安全で安心して生活できるまちを目指します。

- わかりやすい情報発信を行い、公正の確保と透明性の向上を図り、市民参加による開かれた市政を推進します。
- 持続可能なまちづくりのため、自主財源を確保し効率的で効果的な行財政経営を進め、市民の「信頼に応えるまち」を目指します。

第3部 後期基本計画

序章

第1章 健康福祉分野

第2章 教育文化分野

第3章 経済環境分野

第4章 都市基盤分野

第5章 市民生活分野

第6章 行財政経営分野

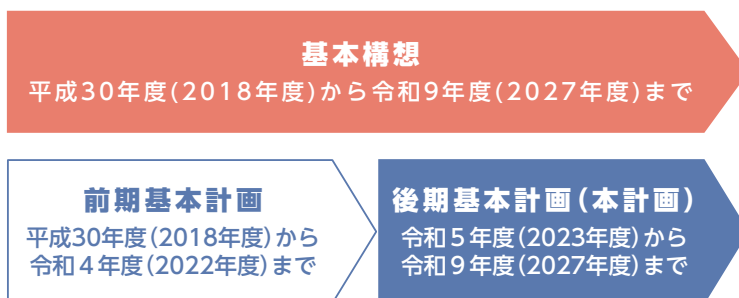
第7章 政策連携プラン

1. 基本計画の目的

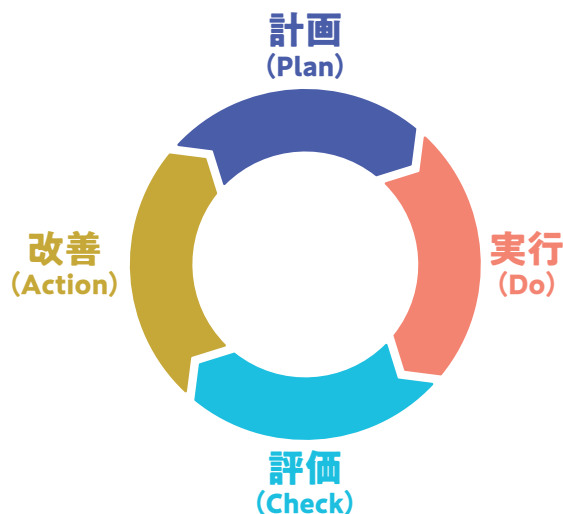
基本計画は、まちづくりの将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を実現するため、基本構想の政策大綱に基づき施策を体系的に定め、これを計画的に推進していくことを目的としています。

2. 基本計画の期間

基本計画の計画期間は、将来の社会経済情勢の変化に対応した計画とするため、5年間とします。前期基本計画は平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までとなり、後期基本計画は令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までとします。



3. 基本計画の進行管理



まちづくりの将来像を確実に実現するため、施策や事業によって生み出される成果やコストを意識し、「計画 (PLAN)」「実行 (DO)」「評価 (CHECK)」「改善 (ACTION)」(PDCAサイクル)の進行管理を行います。

また、本計画の施策に対して、成果指標を設定し、市民満足度を計る尺度や具体的に達成すべき事項をわかりやすく示して実効性を高めた計画としています。

4. 本庄市のまちづくりとSDGs

2015年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、2030年を年限とする17の国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)(以下「SDGs」といいます。)が採択されました。我が国においても、政府に推進本部が設置され、実施指針やアクションプラン等が示されています。

地方自治体においても、このSDGsの達成に向けた取組を推進することは、中長期を見通した「持続可能なまちづくり」に取り組む上で大変重要なものであるといえます。また、このSDGsの考え方と、基本構想における将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」は、同様の方向性であるといえることから、誰一人取り残さない持続可能な「後のため」のまちづくりに向け、本市においてもSDGs達成に向けた取組を推進していきます。

5 つの観点で知る「SDGs」とは

- 英語の Sustainable Development Goals の略で、「SDGs」となっています。読み方は「エスディージーズ」。日本語では、「持続可能な開発目標」という表現が使用されています。
- 2015年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択されました。SDGsは、このアジェンダに記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標です。
- SDGsは、貧困、教育、福祉、人権、経済、資源、エネルギーなど、様々な分野の17のゴールと169のターゲットから構成されます。17のゴールは、大きく分けると社会、経済、環境の3側面から捉えることができ、これらを統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。
- SDGsは、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを理念として誓っており、「多様性と包摂性のある社会の実現」に向けて取り組むものとされています。また、開発途上国だけでなく、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的な目標となっていることも特徴です。
- SDGsは2030年までの目標です。その達成は、各国政府による取組だけでは困難であり、企業や地方自治体、学術の世界や市民社会、そして社会に暮らす私たち一人一人に至るまで、全ての人の行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

本庄市にとってのSDGs

「貧困」や「飢餓」といった言葉が並ぶSDGsのゴールは、「途上国のためのもの」と考えられてしまうこともあります。しかし、ゴールの下には169のターゲットという具体的な目標が示されています。

それぞれ見ていくと、これらのゴールが本庄市のまちづくりを考える上でも欠かすことのできない視点であることがわかります。以下の表は、SDGsのそれぞれのゴールについて、市のまちづくりとどのような関係があるかを考え、捉え方の一例を整理したものです。

ゴール	内容の詳細	ゴール	内容の詳細
 1	各国定義での貧困を減らす取組が求められるほか、日本でも相対的貧困が問題視されている。	 10	年齢、性別などの状況に基づく不平等の是正に加え、税制、賃金、社会保障政策等を通じた平等の確保・拡大も含まれる。
 2	子どもや貧困状態にある人の栄養不良の解消のほか、農業の持続可能性も重要視されている。	 11	便利な公共交通、災害に強いまちづくり、緑地整備や環境保全など、「住みやすいまち」に関係することが広く含まれる。
 3	母子保健、感染症対策などのほか、道路交通事故による死傷者の半減、という内容も目標に含まれる。	 12	廃棄物の適正管理や削減、再利用等のほか、自然環境との調和に意識を向けることも含まれる。
 4	全ての子どもが平等に質の高い教育を受けられるようにすることや、社会に出た後も学び続ける「生涯学習」などが含まれる。	 13	気候変動への具体的な対策として、変動を緩和させる取組や、その変動に適応できるようにする取組も含まれる。
 5	日本では、男女格差、特に仕事面での待遇の差が大きいと指摘されている。また、DV被害の防止等も含まれる。	 14	生活排水や産業排水、ごみ流出等の海洋汚染につながりうるあらゆる陸上活動の防止を目指す。
 6	飲料水の確保、水源の持続可能性といった点のほか、山地・森林など水に関連する生態系の保護・回復も含まれる。	 15	生物多様性や、森林・山地をはじめとした生態系についての保全、持続的な利用などが含まれる。
 7	使用エネルギーにおける再生可能エネルギー※割合の拡大や、エネルギー効率の向上も含まれる。	 16	あらゆる暴力の減少のほか、公の説明責任、参加型意思決定の確保など、平和と公正の確保に係るものが広く含まれる。
 8	雇用創出・起業支援のほか、観光業の促進、働きがいのある仕事の確保なども含まれる。	 17	目標達成に向けての連携・協働として、行政、民間事業者、市民、NPO・NGOなどによる連携・協働も含まれる。
 9	産業や技術開発、研究支援などに加え、災害に強いなど、持続可能かつ強靱なインフラ整備も含まれる。		



日本国内の各自治体でも、SDGsを意識したまちづくりが進められている中、本庄市は、民間の調査において、「同規模自治体の中で“SDGs先進度”が1位」とされたこともあります。今後も、SDGsの観点を踏まえた「持続可能なまちづくり」を推進していきます。

計画の策定過程におけるSDGsの検討

本計画の策定にあたっては、前ページのような考え方に基づいてSDGsと本市のまちづくりの関係を捉えたほか、各ステップでSDGsの視点の反映や、SDGsの考え方の普及を図りました。

》 市民ワークショップ



ワークショップでは、市民がまちづくりのアイデアを話し合ったあと、そのアイデアとSDGsのゴールとの関係性を考え、SDGsの視点を踏まえながら「これから市で行っていくべきこと」や「自分にできること」について検討しました。

》 市民アンケート・高校生アンケート

18歳以上の市民と、市内在学の高校生に対するアンケート調査の中で、SDGsの認知度や、「SDGsの実現に向けて、自分個人にもできることがあると思うか」などの考えを伺い、年代別などで傾向を把握しました。



》 本庄市総合振興計画審議会

公募市民を含めた20名の委員により、全7回の会議を通じて、施策とSDGsとの関連を踏まえながら本計画の内容を審議しました。

》 施策の検討



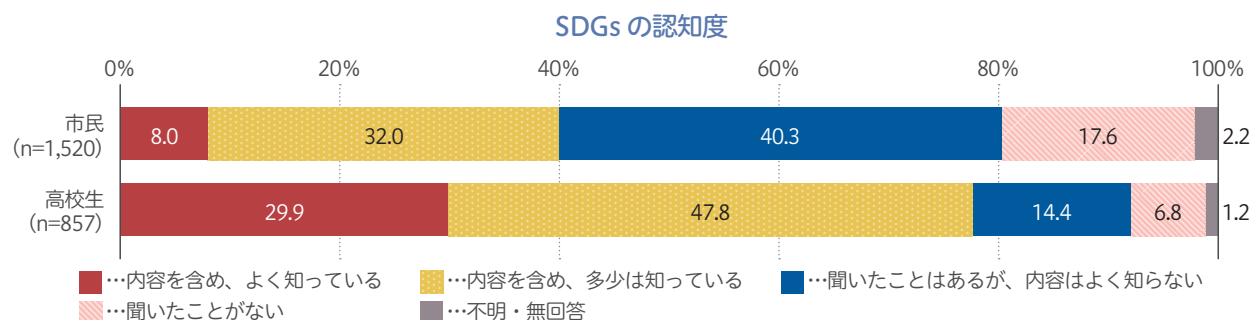
総合振興計画が幅広い分野をカバーする中、各分野の施策が、SDGsのどのゴールとつながりがあるかについて、各部署の視点から考え、SDGsのゴールが目指すものが何なのかも踏まえて施策を検討しました。

アンケートの結果について

アンケート結果から見えた、SDGsの受け止められ方の現状について、一部をご紹介します。

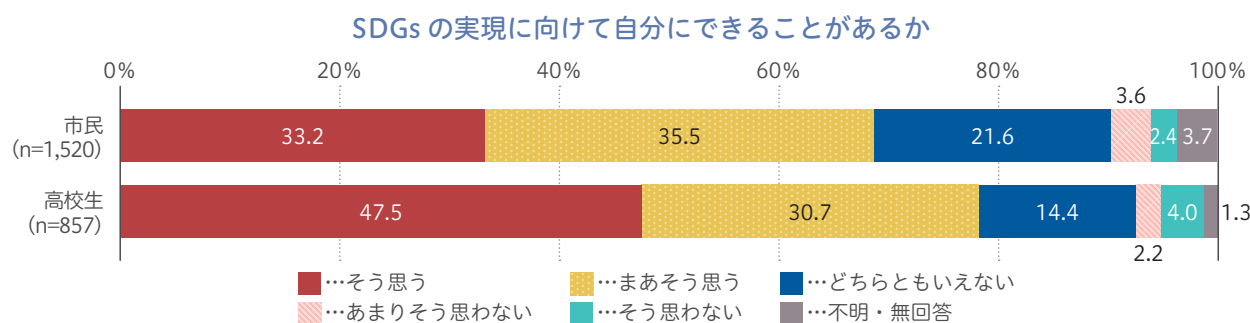
» SDGsの認知度

一般市民では、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が40.3%と最も多く、内容を「よく知っている」「多少は知っている」は合わせて4割にとどまっています。特に、より高齢の層で「聞いたことがない」「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の割合が高い傾向にありました。一方、高校生では「内容を含め、多少は知っている」が47.8%と最も多く、「内容を含め、よく知っている」も29.9%と、市民アンケートに比べて大きな差が見られました。



» SDGsの実現に向けて自分にできることがあるか

一般市民では、SDGsの実現に向けて自身にできることがあるかについて、「まあそう思う」が35.5%と最も多く、「そう思う」と合わせて約7割となっています。一方、高校生では「そう思う」が47.5%と最も多く、次いで「まあそう思う」が30.7%となっています。



» 結果から考えられること

SDGsの達成に向けては、社会に暮らす一人一人の行動が求められることから、SDGsに関する普及・啓発などを通し、認知度を高めるとともに内容の理解も深めていくことが求められます。SDGsについての教育機会が比較的多いと考えられる高校生については、認知度や理解がより先進的であったことを踏まえ、今後は、全ての市民がSDGsについて理解を深めていけるよう推進していくことが重要です。

取組方針

アンケートから把握される現状なども踏まえて、本市におけるSDGsの推進にあたっては、次に掲げる事項を基本的な方針とします。

(1) 市政への組込

世界共通の「ものさし」であるSDGsを、本計画をはじめとした各種の計画に組み込み、市の施策とSDGsの考え方との整合を図るとともに、市の政策とSDGsの関連性を明示し、読み手における理解の促進にもつながるように努め、SDGsの推進を図ります。

(2) 普及・啓発

SDGsが遠い世界の話ではないことを、市民や企業・団体等が実感し、日々の生活や企業活動において、SDGsを「自分に関連すること」として捉え、行動することができるよう、あらゆる機会を通じてSDGsの普及・啓発に努めます。

(3) 情報発信・PR

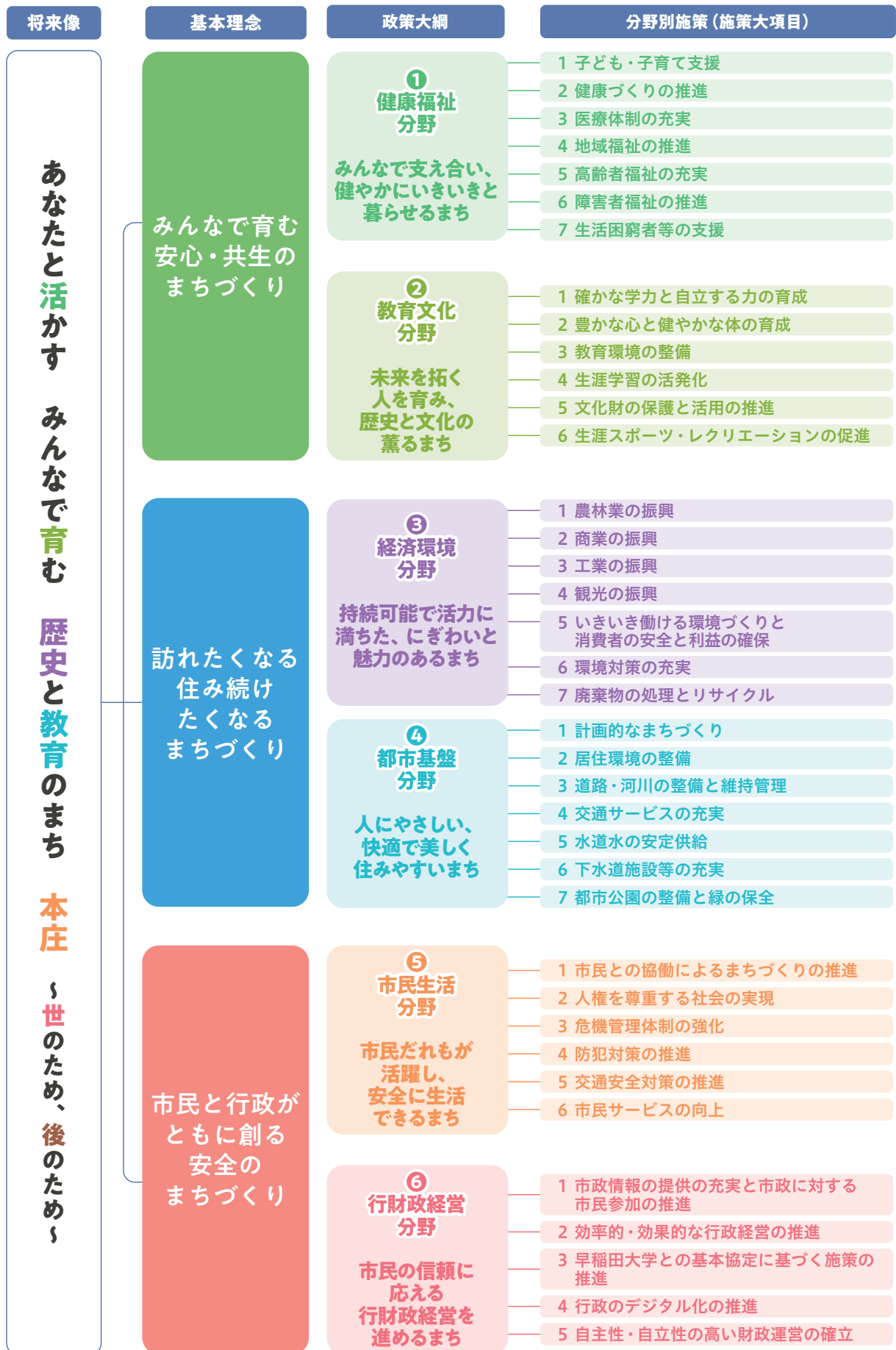
SDGsに関連する市の取組等を広く情報発信し、本市が全庁的にSDGsに取り組んでいる姿勢をアピールしていくことで、SDGs達成に向けた機運を高めていきます。

本計画の施策とSDGs

本計画は、6つの分野ごとに施策を示しています。それぞれの分野に関するSDGsのゴールは以下の表のとおりです。より細かい施策項目との関係は、後述の各分野のページで示します。

分野	関係するSDGsのゴール
健康福祉分野	1 健康をこころ、2 健康をこころ、3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、8 働きがいも経済成長も
教育文化分野	1 健康をこころ、3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等をすすめる、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、10 人や国々の平等をすすめる、11 住み続けられるまちづくりを
経済環境分野	2 健康をこころ、3 すべての人に健康と福祉を、5 ジェンダー平等をすすめる、6 安全な水とトイレを世界中に、7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8 働きがいも経済成長も、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう、17 パートナリシップで目標を達成しよう
都市基盤分野	3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、6 安全な水とトイレを世界中に、7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、10 人や国々の平等をすすめる、11 住み続けられるまちづくりを、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう、17 パートナリシップで目標を達成しよう
市民生活分野	3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等をすすめる、8 働きがいも経済成長も、10 人や国々の平等をすすめる、11 住み続けられるまちづくりを、16 平和と公正をすすめる、17 パートナリシップで目標を達成しよう
行財政経営分野	3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等をすすめる、8 働きがいも経済成長も、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、10 人や国々の平等をすすめる、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任つかう責任、16 平和と公正をすすめる、17 パートナリシップで目標を達成しよう

5. 施策体系図



6.分野別施策(施策大項目)の見方

後期基本計画は、基本構想で示した基本理念と政策大綱に沿って、6つの章に区分されており、各章は複数の施策大項目から構成されています。施策大項目ごとの内容は次の6項目から成り立っています。

めざす姿

施策大項目が実現すべきことを、市民生活の視点に立って簡潔に表現しています。市民や地域にとって望ましい状態を示し、この状態を達成するために、施策や事業を実施していくことになります。

成果指標と目標値

「めざす姿」の着実な実現に向け、達成状況を定量的に計測する成果指標を設定し、現状値(令和3年度)と目標値(令和9年度)を記載しています。

数値で見る状況(グラフ)

施策大項目の「現況と課題」の説明を補足するため、現在の状態や課題に関する統計データの推移を掲載しています。出典となる資料がある場合はグラフの下に示しています。

現況と課題

本市が実施してきた主な取組と現在の状態、最近の市民ニーズや社会環境の変化などを説明し、今後取り組むべき課題を記述しています。「施策に係る市民満足度」は令和3年のまちづくり市民アンケートでの評価「満足している」「多少満足している」を合わせた割合を掲載しています。

1 施策大項目

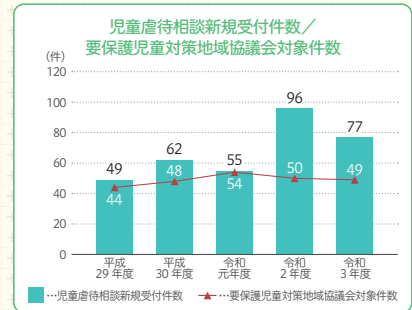
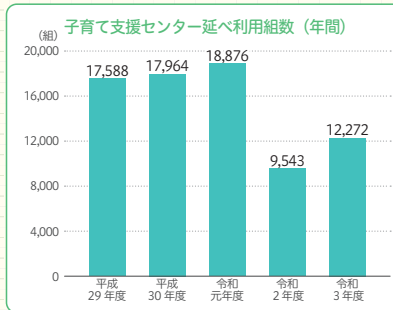
子ども・子育て支援

めざす姿

- 子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。
- 支援者の情報提供がスムーズに行われ、子どもの成長に合わせた子育ての悩みを相談できる体制が整っています。
- 地域全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。

成果指標	現状値	目標値
子育て支援センター延べ利用組数(年間)	12,272組	18,000組
保育所等における待機児童数 [保育所・認定こども園(保育認定部分)・地域型保育施設における4月1日時点の待機児童数(国準拠の定義)]	0人	0人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 保育所など子育て支援が充実している 38.3%

- 急速に進行する少子化や、共働き家庭の増加、核家族化や地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てのニーズへの対応が求められています。
- 国を挙げてスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、本市でも、質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に計画的に取り組んでいます。また、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う中で、システムの活用や関係課との会議を通じた情報共有により、連携を深めています。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、子育てイベント等の開催が難しい状況もありますが、保護者が孤立しストレスを抱え込むことがないよう地域で見守り支え合う支援が望まれます。
- 誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりのためには、児童虐待防止対策、経済的負担の軽減等を含め、総合的に子育て支援施策を推進していくことが必要です。本市では、子ども家庭総合支援拠点を中心に、児童相談所や警察署及び関係機関と連携しながら、子どもや保護者に寄り添った支援に努めており、今後も子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ることが重要です。加えて、各種手当の支給や助成を通じ、引き続き経済的負担の軽減を図ることが求められます。

取組内容（施策中項目）

「めざす姿」の着実な実現に向けた具体的な取組の内容を示しています。取組に沿った事業の概要については資料編「資料Ⅰ 後期基本計画 主な事業一覧」をご覧ください。

第3部

取組内容（施策中項目）

1. 子育て支援サービスの充実

- 放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等を実施します。
- 子育て世代包括支援センターを中心に母子保健と子育て支援が連携し、切れ目のない支援体制を整えます。
- 出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをする上での負担の軽減を図ります。
- 子どもの将来が家庭の経済状況によって左右されないよう支援を行うための調査及び子育て支援全般に係る子ども・子育て支援事業計画策定のための調査を行います。

2. 子育てに係る経済的負担の軽減

- 各種手当の支給や、医療費や保育料等に対する支援を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、子育てや教育に対する経済的な支援を進めます。

3. ひとり親家庭等の支援体制の充実

- 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び母（父）子家庭等自立支援給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を充実します。

4. 子育てと仕事の両立支援

- 保育所、認定こども園及び地域型保育施設における保育の実施を推進し、児童の健全育成及び保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- 放課後児童クラブの待機児童をつくらない取組を推進し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

5. 子育て支援のネットワークの充実

- 子育て支援団体等と情報交換しながら、支援体制を継続していきます。また、支援団体の主催事業等において積極的に協働することにより、活動内容を把握し、より良い支援を行います。
- 地域で行われる子どもの居場所づくりの活動に協力します。

6. 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待は生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある人権問題という認識の下、要支援児童の適切な保護を図るため、関係機関と情報の交換・共有を行い、児童虐待の早期発見・対応を行います。
- メールでの情報発信をはじめ、保護者との接点の確保を通じて児童虐待の一因となる出産・子育て期の孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります。
- 児童虐待防止のため、訪問支援の充実を図ります。
- 子どもの気持ちや成長を第一に考えた施策の研究・検討に努めます。

7. 保育環境の整備

- 保育所等の適正な整備と、安全で安心な保育環境の実現に向けた施設整備を行います。
- 放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受入れのための整備等に対して助成を行います。

協働による取組

- 子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。
- 各種の関係機関や住民等、地域の主体と連携・協力しながら、子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ります。

後期基本計画

協働による取組

「めざす姿」を実現するために、市民や関係団体等と行政が連携しながら取り組む活動の中で今後発展させていきたい活動を記述しています。



第1章 健康福祉分野

みんなで支え合い、 健やかにいきいきと 暮らせるまち

子どもの勉強の支援や
お年寄りの手助けは
できるかも!

誰にもやさしい、
バリアフリー*の
まちだといいね。

地域で困っている人を
みんなで支えられる
まちにしたい。



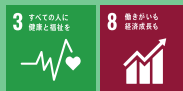


施策大項目と関連するSDGs

1. 子ども・子育て支援



5. 高齢者福祉の充実



2. 健康づくりの推進



6. 障害者福祉の推進



3. 医療体制の充実



7. 生活困窮者等の支援



4. 地域福祉の推進



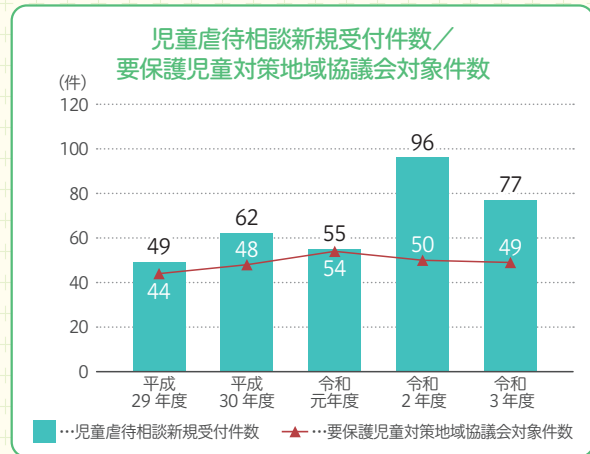
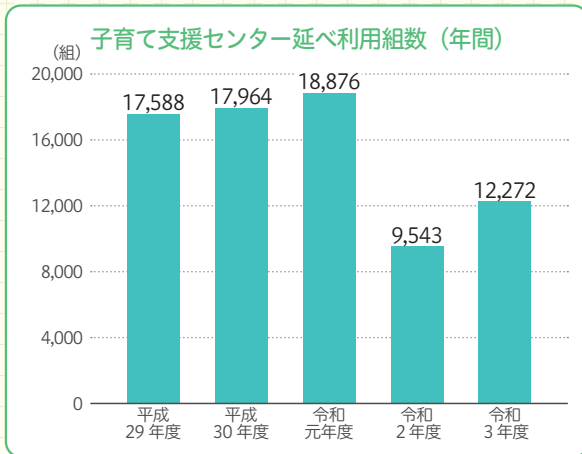
子ども・子育て支援

めざす姿

- 子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。
- 支援者の情報提供がスムーズに行われ、子どもの成長に合わせた子育ての悩みを相談できる体制が整っています。
- 地域全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。

成果指標	現状値	目標値
子育て支援センター延べ利用組数(年間)	12,272 組 ▶▶	18,000 組
保育所等における待機児童数 [保育所・認定こども園(保育認定部分)・地域型保育施設における4月1日時点の待機児童数(国準拠の定義)]	0 人 ▶▶	0 人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 保育所など子育て支援が充実している **38.3%**

- 急速に進行する少子化や、共働き家庭の増加、核家族化や地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てのニーズへの対応が求められています。
- 国を挙げてスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、本市でも、質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に計画的に取り組んでいます。また、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う中で、システムの活用や関係課との会議を通じた情報共有により、連携を深めています。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、子育てイベント等の開催が難しい状況もありますが、保護者が孤立しストレスを抱え込むことがないよう地域で見守り支え合う支援が望まれます。
- 誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりのためには、児童虐待防止対策、経済的負担の軽減等を含め、総合的に子育て支援施策を推進していくことが必要です。本市では、子ども家庭総合支援拠点を中心に、児童相談所や警察署及び関係機関と連携しながら、子どもや保護者に寄り添った支援に努めており、今後も子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ることが重要です。加えて、各種手当の支給や助成を通じ、引き続き経済的負担の軽減を図ることが求められます。



取組内容(施策中項目)

1. 子育て支援サービスの充実

- 放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等を実施します。
- 子育て世代包括支援センターを中心に母子保健と子育て支援が連携し、切れ目のない支援体制を整えます。
- 出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをする上での負担の軽減を図ります。
- 子どもの将来が家庭の経済状況によって左右されることがないように支援を行うための調査及び子育て支援全般に係る子ども・子育て支援事業計画策定のための調査を行います。

2. 子育てに係る経済的負担の軽減

- 各種手当の支給や、医療費や保育料等に対する支援を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、子育てや教育に対する経済的な支援を進めます。

3. ひとり親家庭等の支援体制の充実

- 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び母(父)子家庭等自立支援給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を充実します。

4. 子育てと仕事の両立支援

- 保育所、認定こども園及び地域型保育施設における保育の実施を推進し、児童の健全育成及び保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- 放課後児童クラブの待機児童をつくらない取組を推進し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

5. 子育て支援のネットワークの充実

- 子育て支援団体等と情報交換しながら、支援体制を継続していきます。また、支援団体の主催事業等において積極的に協働することにより、活動内容を把握し、より良い支援を行います。
- 地域で行われる子どもの居場所づくりの活動に協力します。

6. 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待は生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある人権問題という認識の下、要支援児童の適切な保護を図るため、関係機関と情報の交換・共有を行い、児童虐待の早期発見・対応を行います。
- メールでの情報発信をはじめ、保護者との接点の確保を通じて児童虐待の一因となる出産・子育て期の孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります。
- 児童虐待防止のため、訪問支援の充実を図ります。
- 子どもの気持ちや成長を第一に考えた施策の研究・検討に努めます。

7. 保育環境の整備

- 保育所等の適正な整備と、安全で安心な保育環境の実現に向けた施設整備を行います。
- 放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受入れのための整備等に対して助成を行います。

協働による取組

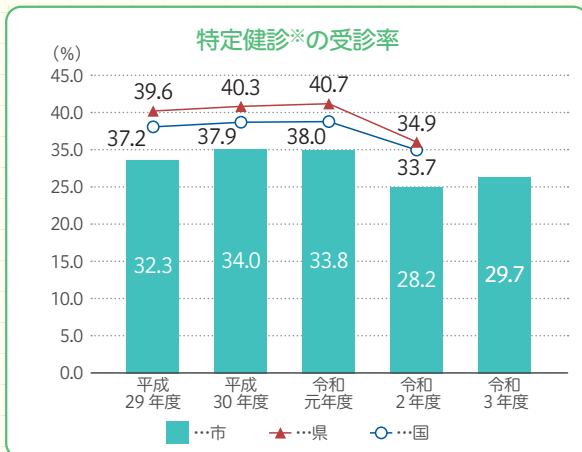
- 子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。
- 各種の関係機関や住民等、地域の主体と連携・協力しながら、子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ります。

めざす姿

- 市民の健康管理に関する関心が高く、自ら健康づくりのための行動を実践している市民が増えています。
- 各ライフサイクルにおける心身の健康づくりや相談窓口等の支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。
- 発達障害[※]等の子どもたちへの支援体制が充実し、地域社会の中で自立した生活を営める環境が整っています。

成果指標	現状値	目標値
特定健診 [※] の受診率	29.7% ▶▶	41.3%
母子の健康状態把握率 [妊娠から生後4か月まで]	100.0% ▶▶	100.0%

数値で見る状況



▲ 母子健診

現況と課題

施策に係る市民満足度 住民健診や健康指導が充実している…………… 57.2%

- 疾病の早期発見につながる各種検診は、全体的に受診率が上昇傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度には顕著に低下しています。健康教室・健康相談事業とともに、市民生活の質の維持・向上と健康寿命[※]の延伸のために受診率・受講率を高める工夫が必要です。健診の結果や国保データベース (KDB) システム等の情報を活用し、健康づくりを推進します。
- 健康づくりへの動機づけとして、本市では18歳以上の市民を対象に健康づくりチャレンジポイント事業(はにぼんチャレンジ)を実施しており、今後も市民が主体的に健康づくりを行っていただけるよう動機づけや情報提供等の充実が求められます。
- 発達に不安のある子どもが、健やかに地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、発達教育支援センター「すきっぷ」を核として、子どもや保護者及び周囲で関わる人々への支援を、家庭だけでなく学校や保育所等へ出向いて実施しています。今後も子どもを支える各関係機関との連携体制の充実を図っていきます。
- 我が国において自殺は深刻な社会問題であり、本市では、本庄市自殺対策計画を策定し、若年期からの心の健康づくりを実施しています。引き続き、教室・講座等による普及啓発に努め、心の健康づくりを図っていくことが必要です。
- 新型コロナウイルス等、新たな感染症への対応の必要性が高まっています。迅速な感染症対策や予防接種による感染予防を実施することが必要です。



取組内容(施策中項目)

1. 健診・検診体制の充実

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導と後期高齢者医療被保険者を対象とした健康診査、「健康増進法」に基づく健康診査やがん検診・健康教育・健康相談などを実施します。
- 健診・検診の無料化や同時実施などで、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目指し、健康的な質の高い生活を実現します。
- 市民自ら健康管理ができるよう、健診・検診についての知識の普及啓発を行います。特に若者へのがん予防や生活習慣病予防のための普及啓発を行い、自発的な健康づくりを促します。
- 健診の結果や国保データベース(KDB)システム等の情報を活用し、高齢者の特性に合わせた保健事業と介護予防の一体的な取組も行っていきます。

2. 体の健康づくりの推進

- 効果が認められている「マイトレ教室」の継続実施や動機づけ事業を活用し、市民の健康づくりを推進します。また、生活習慣病の重症化を予防するための支援を行います。
- 全てのライフステージにおいて、いきいきと健康な毎日を過ごすため、望ましい食生活を実践できるよう、食育の推進に取り組みます。

3. 予防接種の推進

- 「予防接種法」に基づく定期的な予防接種を実施しています。予防接種スケジュール作成機能の周知を図り、接種率の向上を目指します。

4. 母子保健の推進

- 乳幼児健康診査・健康相談・教室の充実により、疾病の早期発見や心身の健やかな発育・発達を支援します。また、妊娠期からの切れ目のない支援により、安心して子育てができる環境の整備を目指します。

5. 発達障害*児等への支援の充実

- 発達に不安のある子どもとその保護者に保健師、言語聴覚士、作業療法士、公認心理師等の専門職が個別相談や指導を行い、保護者や周囲で関わる大人が子どもの特性に気づき、その子に合った関わり方ができるように継続した支援を行い、子どもの健やかな成長を支えます。

6. 心の健康づくりの推進

- 子どもからお年寄りまで各ライフステージに応じた、心の健康づくりの正しい知識の普及・啓発や支援・サポート体制の整備に努めます。
- 保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関との連携・協力を強化し、総合的な自殺対策を推進します。



▲ キッズ健幸アンバサダー*講座

協働による取組

- 各地域における、健康づくりの取組と相互に連携し、地域の特性を活かした健康づくりや、住民主体の健康づくりを行っていきます。
- 地域住民に対して健康づくりに係る情報提供を行う健幸アンバサダー*や食生活改善推進員の育成を通し、地域の主体との協働による健康づくりを推進します。

めざす姿

- 休日や夜間の初期救急医療※体制や相談機能が充実しています。
- 高度な医療をはじめ地域医療体制が充実しています。
- 市民がかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち、自ら健康管理を行っています。

成果指標

現状値

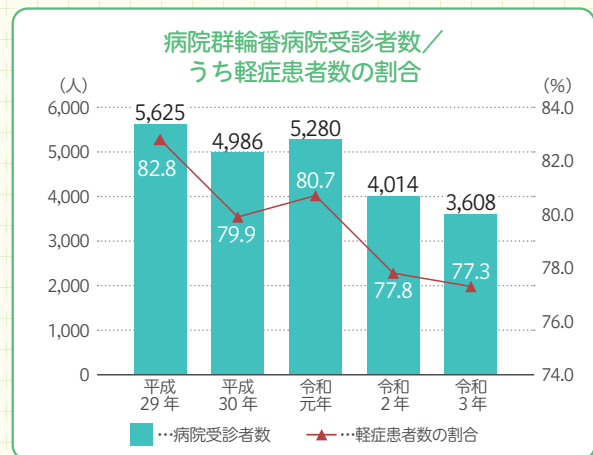
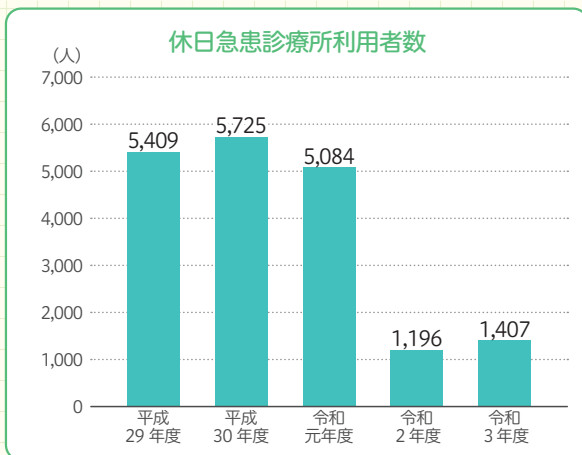
目標値

病院群輪番病院受診者に占める軽症患者率
【夜間や休日の輪番病院を受診する人のうち軽症患者の割合】

77.3% ▶▶

75.0%

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 病院や診療所など医療機関が充実している 39.3%

- 本市は、埼玉県地域保健医療計画で定めた本庄市、児玉郡を一体とする児玉医療圏に属し、救急医療体制を組んでいます。
- 初期救急医療※については、休日急患診療所において、休日・年末年始及び週に1日平日の夜間に内科系の診療に対応し、外科系は休日の午前中のみ在宅当番医制で対応しています。入院を必要とする重症患者等を対象とする二次救急医療※については、休日の昼間と全日の夜間、児玉郡市内の6病院が年間を通じて輪番制で対応しています。一方、輪番病院には、夜間に体調を崩したときなどに受診する患者も多く、本来の二次救急病院としての機能が果たされにくい状況があることから、初期救急医療※体制の充実を図ることが必要です。
- 高度な医療を必要とする三次救急医療※や小児の二次救急医療※については、熊谷・深谷地域を含む北部保健医療圏に属し対応しています。当医療圏は、地域医療を担っている医療機関の協力の下で救急体制を組んでいますが、対応できる医療機関が少ないため医療圏内だけでの対応は難しく、他の医療圏域や、搬送時間が短い群馬県の病院への搬送も行われています。高度な医療をはじめ地域医療の充実に向け、北部保健医療圏の充実を県に要望するとともに、県境を越えた体制整備についても県への働きかけを行っていますが、更なる充実を図ることが求められています。
- 市民一人一人がかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことは、自分の体に責任を持つことであり、適切な医療により健康を守るために有効であるだけでなく、健全な医療保険財政の運営のためにも重要です。こうした観点から、できるだけ多くの市民に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持っていたるよう周知啓発していく必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 初期救急医療*の充実

- 在宅当番医制により休日の午前中に外科系の診療を行っています。また、本庄市休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療を行っています。今後も本体制が維持できるよう、関係機関と連携を図ります。

2. 地域医療の充実

- 児玉郡市内の6病院において、内科系・外科系の休日・夜間救急搬送受入を輪番制にて対応しています。いつでも受け入れができるよう、体制の整備・充実に努めます。
- 小児二次救急医療*は熊谷・深谷・児玉地区の北部保健医療圏において県と連携し整備を進めています。また、休日急患診療所の後方支援病院の確保も含め、群馬県の搬送可能範囲にある小児二次救急病院との連携を進めます。
- 医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致の調査研究も含め、高度な医療や三次救急医療*体制の充実に向けて取り組みます。

3. 市民への啓発

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、電話相談事業により病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。
- 国民健康保険の健全な財政運営を図るため、加入者の資格の適正化や医療費の適正給付を推進し、ジェネリック医薬品、セルフメディケーション*の普及・啓発に努めます。



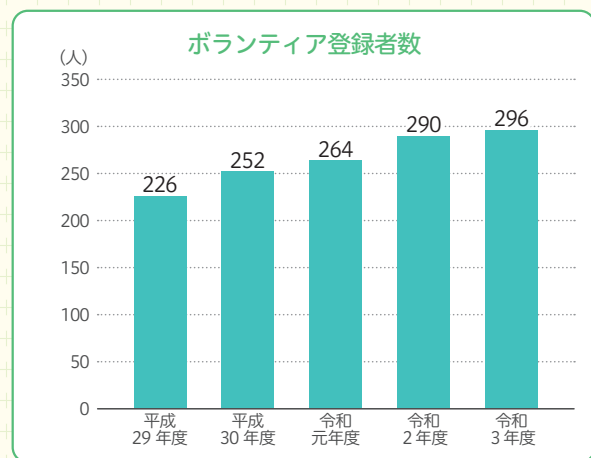
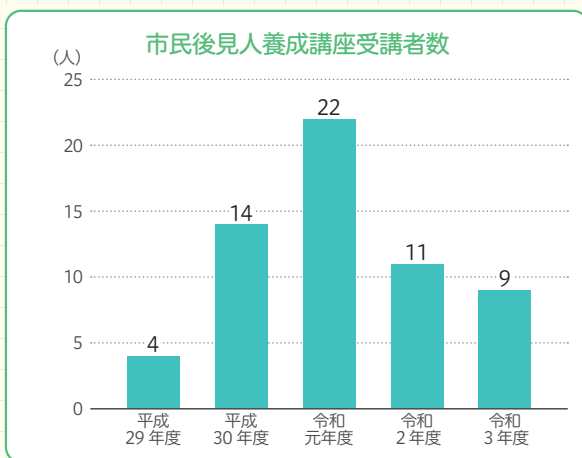
▲ 休日急患診療所・健診センター

めざす姿

- 誰もが住み慣れた地域社会の中で、助け合い、支え合いながら自分らしくいきいきと暮らしています。
- 行政と関係機関・団体、地域住民等が共に協働しながら、地域の諸問題を解決する体制が整っています。

成果指標	現状値	目標値
市民後見人候補者の登録者数	8人 ▶▶	30人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制が充実している …… 20.4%

- 急速に進む少子高齢化や社会経済情勢の変化を背景に、人のつながりの希薄化などが進み、既存の福祉制度だけでは対応できない、孤立・孤独、ひきこもり、自殺、貧困、虐待、ケアラー※・ヤングケアラー※などの様々な課題が生じています。これらの多岐にわたる課題を解決するためには、地域住民、自治会、学校、NPO法人、福祉関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、行政などの地域で暮らす全ての人々がつながり合う、自助、互助、公助の仕組み(ネットワーク)をつくる必要があります。
- 地域の複雑化・複合化したニーズに対応するため、国では、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について一体的に行うとともに、地域での主体的な支え合いの活動を支援し、これらを連携させ、支援をつないでいく体制を整えるために、重層的支援体制整備事業※を創設しました。今後地域の様々な課題に対応していくためには、重層的支援体制整備事業※の実施に向け、現行の地域福祉計画における地域課題と一体的に推進する必要があります。
- 権利擁護が必要な状態にある人が、地域で自分らしく生活を送るためには、家族を含め本人を取り巻く地域の人々の理解と協力が必要不可欠です。本市では、本庄市成年後見サポートセンターにおいて、成年後見制度の周知と適切な利用の促進を図っており、今後も関係機関等と連携しながら権利擁護を推進していくことが重要です。



▲ 次世代地域づくり会議



取組内容(施策中項目)

1. 地域福祉の推進体制づくり

- 本庄市社会福祉協議会の活動の支援を通じて、子育て、障害のある人、高齢者福祉やボランティア、結婚に向けた支援など様々な地域福祉事業の実施を図ります。また、地域福祉の担い手となる事業者、関係機関・団体を支援するとともに、主体的に地域活動を行う人材育成と、団体間の連携強化に努めます。
- 保健、医療、福祉等のサービスを有機的に組み合わせ、課題の発見から解決までの一連の相談支援体制を構築します。
- 地域住民や関係機関・団体、行政等が一体となった地域福祉ネットワークづくりを推進します。

2. 地域福祉意識の醸成と活動の促進

- 学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進する中で、地域課題に関する学習会の開催等、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動への関心を高め、地域住民の主体的な参加を促すための取組を行います。
- 地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域住民や自治会に加え、まちづくりに関係する事業者に対しても、意識醸成や福祉のまちづくりに必要な働きかけを行います。

3. 権利擁護の推進

- 本庄市成年後見サポートセンターを中心に関係機関等と連携しながら成年後見制度の周知と適切な利用の促進を図り、権利擁護を推進していきます。
- 権利擁護を推進するために、障害や認知症等により判断の能力が不十分な人への支援、家族等に対する支援(ケアラー※・ヤングケアラー※支援)、本人や家族等を取り巻く周囲の理解の促進、地域づくりへの支援も同時に進めていきます。



▲ 小学校での総合学習支援(福祉体験学習)



▲ 本庄市社会福祉協議会での助け合いサービスによる買い物支援

協働による取組

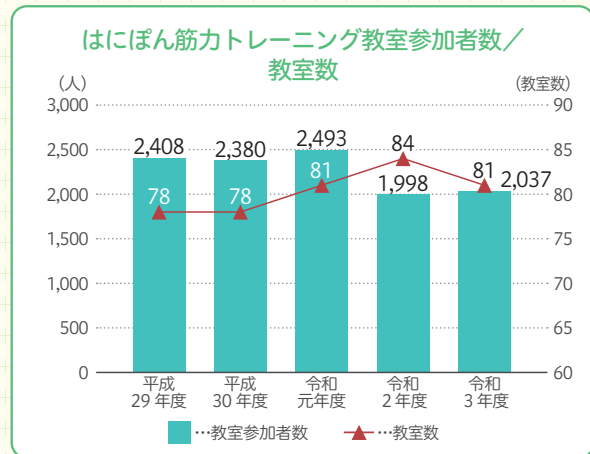
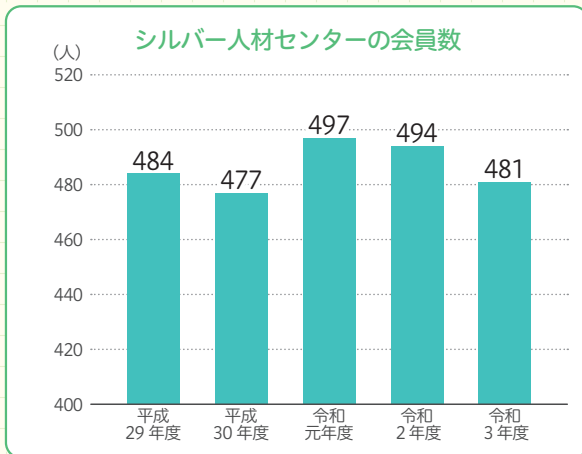
- 地域共生社会※の実現に向け、地域福祉意識の醸成を図り、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる環境を整え、行政と地域住民等の協働による地域福祉を推進します。

めざす姿

- 多くの高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らしています。
- 介護予防の取組が充実し、高齢者の健康寿命*が延伸しています。
- 高齢者が積極的に社会参加をし、自らの能力や経験を発揮しています。
- 高齢者が地域ぐるみで支えられ、その権利が擁護されています。

成果指標	現状値	目標値
シルバー人材センターの会員数	481人 ▶▶	530人
はにぼん筋力トレーニング教室(介護予防事業) 参加者数[65歳以上の高齢者を対象に開催する はにぼん筋力トレーニング教室への参加者数]	2,037人 ▶▶	2,500人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 高齢者が生きがいをもって暮らせる体制が充実している 24.1%

- 高齢化率*の継続的な上昇が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化を推進する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、要介護者が増大し、介護保険給付や高齢者福祉サービスの需要が大きくなる一方、少子化の進行で介護・福祉サービスを支える現役世代の減少が見込まれます。高齢者が可能な限り要介護状態にならないようにするため、健康づくりや介護予防を推進して、高齢者の心身の健康の増進を図る必要があります。
- 高齢者の中にはボランティア活動や就労等を通じて、社会参加への意欲を持つ方も増えてきています。高齢者の自己実現の要求に応えるため、生きがいづくりとして、地域活動、ボランティア活動への参加を支援するとともに、就労機会の拡大など、元気な高齢者が、生涯現役として活躍できる体制を整えていくことが必要です。
- 高齢化の進展と同時に、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。地域において自立した日常生活を営むことができるように、地域社会と高齢者のつながりを強めて高齢者の孤立を防ぐなど、共に支え合う地域共生社会*の実現を目指すことが必要です。また、高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待への速やかな対応や成年後見制度の周知・啓発、利用促進を図る必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 介護予防の推進

- 市民と行政が協働して高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に推進し、地域でできる限り自立した日常生活を営めるよう、要介護状態の発生や悪化を可能な限り防ぐとともに、その軽減を目指します。
- 国保データベース(KDB)システム等を活用し、地域の健康課題の分析と対象者の把握、高齢者に対する個別的支援と通いの場等への積極的な関与を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

2. 介護・福祉のサービスの連携と充実

- 地域包括支援センターの機能の充実を図るなど、地域包括ケアシステムの更なる深化を進めます。

3. 社会参加・生きがいづくりの促進

- 老人クラブ、高齢者サロン等の参加につなげる支援や活動支援、生涯学習の充実を図ることで高齢者の生きがいを増進します。
- 見守りや外出支援などの生活支援サービスを整備し、地域の支え合い活動を推進していきます。
- 高齢者が地域活動、ボランティア活動等の担い手として活躍できる場の創出と充実に努めます。また、就労機会の拡大を図るなど、高齢者の社会参加を促進します。

4. ともに生きる豊かな地域社会づくり

- 市民の理解と協力の下、地域の活動者やボランティアなどと連携し、高齢者が住み慣れた地域で、お互いに支え合いながら安心して自立した生活を送ることができるよう、社会的にも、心理的にも障壁の無いバリアフリー*のまちづくりに努めます。
- 高齢者虐待への対応や成年後見制度の周知・啓発、利用促進を図り、高齢者の権利擁護を推進します。
- 認知症サポーターの養成や、チームオレンジ*の整備、認知症カフェの設置促進など、地域において認知症の人とその家族を支える取組を推進します。



▲ 認知症サポーター養成講座



▲ オレンジカフェ(認知症カフェ)

協働による取組

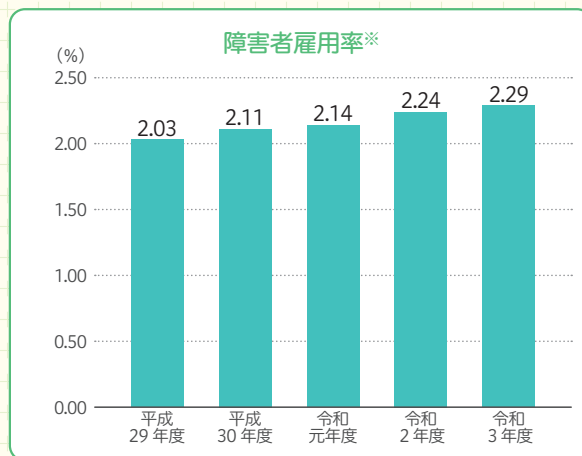
- 地域住民同士の支え合い等について協議する生活支援体制整備事業*における協議体の運営推進、介護予防や生活支援、認知症サポーターの養成等を通し、市民との協働による地域ぐるみの健康づくりと介護予防に取り組みます。
- 認知症の人の見守り、高齢者虐待、高齢者の孤立、トラブルの防止など、高齢者を総合的に見守るネットワークを市民や地域の様々な組織や団体と協働して構築します。
- 関係団体と連携し、児童の登下校の見守り活動など高齢者の社会参加を促進します。

めざす姿

- 障害のある人が、地域において等しく権利を享有して、日常生活や社会生活の中で個人として尊重された暮らしをしています。

成果指標	現状値	目標値
障害者雇用率*	2.29 %	2.30 %

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制が充実している …… 20.4%

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の施行後9年が経過し、本市においても障害福祉サービス等の需要は年々増えています。また、特に障害児に対する通所支援サービス等の利用が大きく増加している中、良質なサービスを確保するとともに、関係機関による支援体制の整備が急務です。
- 障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに暮らしていくことのできる地域共生社会*を構築するためには、障害のある人への理解を促進し、全ての市民が一個人として尊重されるとともに、バリアフリー*化を推進するなど安心して暮らしやすい生活環境の整備を図る必要があります。
- 本市は特に、視覚に障害を抱えながらも「群書類従」の編纂^{きんぱん}という偉業を成し遂げた塙保己一の生誕の地として、その偉業に関わり、惜しみない力添えをした人々にも深く思いを寄せつつ、ノーマライゼーション*を推し進める必要があります。
- 精神障害や知的障害に関わる相談が多く、また高齢者や子どもとの関わりなど複合的な課題を抱えた案件が増加傾向にあります。医療や生活支援を行う関係機関や地域との連携・協力を進めていく必要があります。
- 関係機関で連携し障害のある人の就労支援を推進していますが、障害のある人の適性に応じた就労支援体制を更に充実していく必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 社会参加と交流の推進

- 障がい者就労支援センターの活動等により障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害者就労施設からの物品購入等を進め、その自立を支援します。
- 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動への参加支援、「ふれ愛祭」や「老人・障害者スポーツ大会」の開催など、地域での交流を積極的に推進します。また、障害や障害のある人への理解を促進します。

2. 自立支援給付等の充実

- サービスを利用するための計画相談支援、自宅や施設で介護の支援を受ける介護給付、リハビリテーションや就労に向けた訓練等給付、心身の障害や医療費の自己負担を軽減するための自立支援医療、補装具支給の充実を図るとともに、需要に見合った事業所の確保に努め、日常生活や社会生活の充実に取り組みます。
- 障害児の発達を支援する障害児通所支援サービスの充実を図るとともに、支援体制の整備を推進します。

3. 地域生活支援の充実

- 相談支援や意思疎通支援、日常生活用具の給付、成年後見制度利用支援など、地域の状況に応じたサービスを提供するとともに、バリアフリー※化を推進するなど障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう生活環境の整備を図ります。
- 相談支援の中核となる障害者基幹相談支援センターを設置し、円滑な相談支援を推進するとともに、緊急時の対応や地域移行への支援を行う地域生活支援拠点等の整備を推進します。

4. 関係機関等との連携

- 障害者自立支援協議会の活動を通して、障害者団体、事業者、行政などの関係機関間で情報共有を図り、協働により障害のある人を支援する体制の強化を図ります。
- 精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。



▲ ふれ愛祭

協働による取組

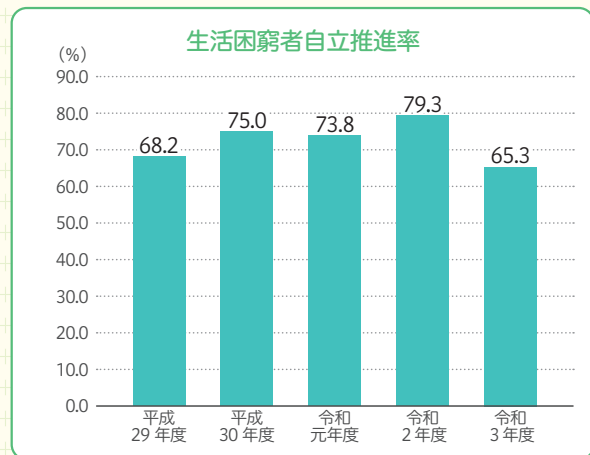
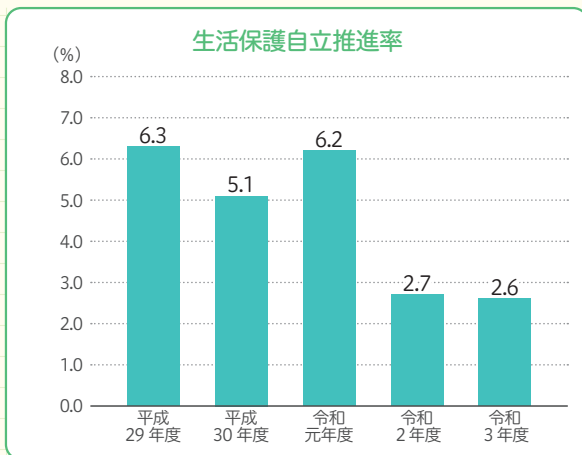
- 障害者自立支援協議会を引き続き運営し、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体との間に構築された協力関係の下に、虐待・差別も含めた個別ケースの問題解決に取り組むとともに、障害のある人の社会参加の促進に努めます。また、「ふれ愛祭」などの交流事業を団体や事業所等との協働により実施し、障害の有無を超えたつながりを深めます。

めざす姿

- 生活困窮者等の自立に向け、行政と関係機関、地域住民等が協働して支え合っています。
- 市民が抱えている福祉に関する様々な困りごとについて、総合相談窓口で適切な相談・支援を実施しています。

成果指標	現状値	目標値
生活保護自立推進率 [就労年齢層(概ね15歳～65歳)のいる保護世帯のうち、就労等により自立(保護廃止)した世帯数の率]	2.6 % ▶▶	4.6 %
生活困窮者自立推進率 [就労支援を実施している生活困窮者のうち、新たに就労した人の率]	65.3 % ▶▶	70.0 %

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制が充実している …… **20.4%**

- 生活困窮等に至る要因は、複合的でその課題が多分野にわたっていることから、課題の解決に向けては、行政だけではなく、専門的ケアを含めた様々な主体の関わりが一層求められます。本市では、令和4年度に福祉分野の複合的な課題や制度の狭間のニーズに対し、組織的連携や支援を行うため、総合相談窓口を新たに設置し、生活困窮、ひきこもり等も含めて、縦割りではない分野横断的な対応、関係する機関や地域社会と連携した支援を図っています。
- 生活困窮やひきこもり等といった課題に関して、自立と安定した生活の実現に向けた施策の的確な実施を図るとともに、生活困窮者等を含めた誰もが、生活の様々な場面で地域とのつながりを持ちつつ安心して生活を送ることができるよう、地域づくりを進める必要があります。このため、自ら声を上げられないような潜在的に支援を必要とする人の早期発見はより重要になります。支援を必要とする人の生活に寄り添った継続的・日常的な支援には、行政のみならず保健、医療、教育、福祉等の関係機関とともに、地域の民生委員・児童委員をはじめとする市民やボランティア団体などとの連携体制の構築が求められます。また、市民の理解を得つつ協働して、生活に困窮されている方も、ともに暮らしやすい地域づくりを進めることが求められます。

取組内容(施策中項目)

1. 生活困窮者等への支援

- 生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期発見に努め、関係する機関等と連携してきめ細かな支援を行います。特に、貧困の連鎖を予防するため、支援対象世帯の子どもには将来の自立に向けた学力・基礎能力の習得や自己肯定感を育むことができるよう支援します。
- 生活保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の支援を行い、自立を促進します。
- こうした取組を一つの受け皿として、地域社会と連携し、若者のみならず、中高年も含めたひきこもりなどの課題への対応を進めます。

2. 支援への理解を深める取組と支援ネットワークづくり

- 支援制度への理解を深める取組として、あらゆる機会を捉え、制度や現状を丁寧に説明し、協働を働きかける取組を進め、それぞれが生活困窮者等を支える当事者意識を持った、横断的な支援のネットワークの形成に取り組みます。



▲ 福祉の困りごと相談窓口

協働による取組

- 行政と地域住民等の協働による生活困窮者支援の体制づくりを進め、生活困窮者等が安心して生活できる地域共生社会*の実現を目指します。



第2章 教育文化分野

未来を拓く人を育み、 歴史と文化の薫るまち

人生のそれぞれのステージで
学びの機会が
あったらいいと思う!

市の施設を活用して、
アートなどのイベントを
開催していけるといいな。

子どもには、
明るくきれいな
校舎で学んでほしい。





施策大項目と関連するSDGs

1. 確かな学力と 自立する力の育成



2. 豊かな心と 健やかな体の育成



3. 教育環境の整備



4. 生涯学習の活発化



5. 文化財の保護と 活用の推進



6. 生涯スポーツ・ レクリエーションの促進



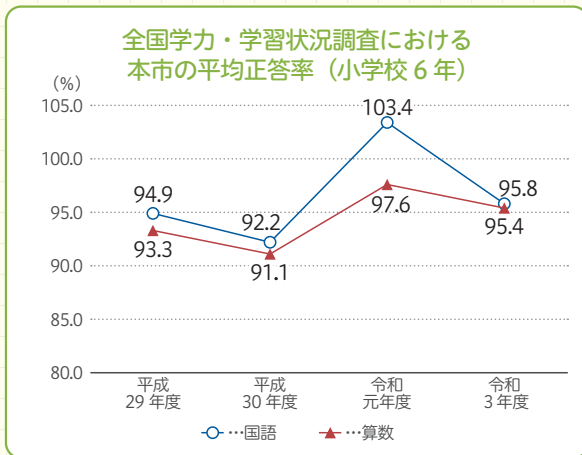
確かな学力と自立する力の育成

めざす姿

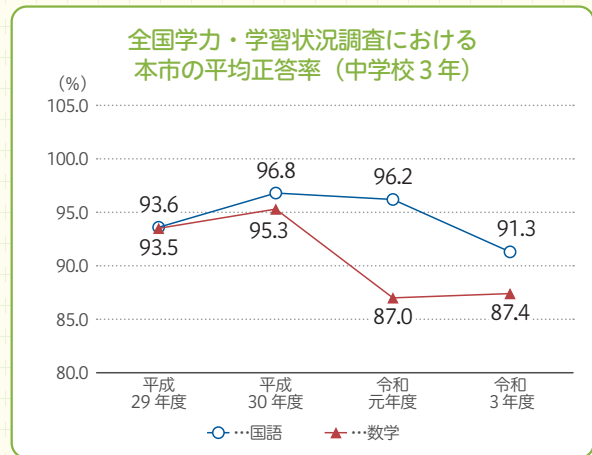
- 自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題解決できる、「確かな学力」が身についています。
- 学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組んでいます。

成果指標	現状値	目標値	
全国学力・学習状況調査の 全国平均正答率を100としたときの 本市の平均正答率	小学校6年国語	95.8 % ▶▶▶	100.0 %
	小学校6年算数	95.4 % ▶▶▶	100.0 %
	中学校3年国語	91.3 % ▶▶▶	100.0 %
	中学校3年数学	87.4 % ▶▶▶	100.0 %

数値で見る状況



*全国平均正答率を100として示しています。
令和2年度は非実施です。



*全国平均正答率を100として示しています。
令和2年度は非実施です。

現況と課題

施策に係る市民満足度 学力を育む教育が充実している **28.6%**

- グローバル化や技術革新の進展、人口減少や経済規模の縮小など、社会の変化が激しくなっており、今後その変化は一層激しくなると見込まれる中、経験したことのない未知なる課題に対応できる力を児童生徒が身につけていくことが求められます。
- 本市では、「本庄型授業スタンダード*」を柱とした授業改善や学力向上策に全市を挙げて取り組んでいます。今後も、成果が見られる取組を市全体で共有し、引き続き確かな学力の育成を推進していく必要があります。また、児童生徒が自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる力を伸ばせるよう、主体的・対話的で深い学びを実現していく必要があります。
- 本市では市内全16小中学校がコミュニティ・スクール*となっています。少子高齢化や地域社会の構造変化など児童生徒を取り巻く環境が大きく変わっている中、家庭や地域の力を活用しながら、連携・協働により「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいくことが重要です。



取組内容(施策中項目)

1. 指導方法の工夫改善と確かな学力の育成

- 指導方法の工夫改善を進め、学ぶ意欲を高め、基礎基本の徹底を図るとともに、思考力・判断力・表現力の育成に取り組み、学力の向上を図ります。
- 小中学校の連携を進め、9年間を見通した教育を推進します。
- 児童生徒を支援する補助教員の配置や学習の機会の充実を図り、個に応じた指導を推進します。
- ICT※を活用した指導方法の工夫改善を進めます。
- 英語教育の更なる充実など、今日的な教育課題への対応を図っていきます。

2. 家庭や地域と連携し、地域とともにある学校づくりの推進

- 学校の経営方針を明示するなど、家庭や地域の人々へ積極的に情報の発信を行います。また、家庭や地域との連携や協働を更に進め、地域とともにある学校づくりを進めます。

3. 進路指導・キャリア教育の推進

- 児童生徒一人一人が進路に対する目的意識を高めるとともに、児童生徒一人一人に夢や志を育てる教育活動を進めます。
- キャリアに関する学習や各教科の学習等を通して、勤労観や職業観を育てます。

4. 教員の資質能力の向上

- 学校の課題研究等の研修会に積極的に指導者等を派遣するなどの支援をしていきます。
- 学力向上をはじめとする様々な教育課題解決に結びつく研修を実施し、教員の資質の向上を図ります。

5. 特別支援教育の推進

- 児童生徒一人一人が、社会で自立できる自信と力を育むことができるよう、合理的配慮に基づく特別支援教育的手法を取り入れた教育活動を推進します。
- 児童生徒の障害に合わせた特別支援教育を推進するとともに、きめ細やかな就学支援を推進します。



▲ 小学校での授業の様子

協働による取組

- 地域に開かれた学校づくりを推進し、学校の教育力を向上させるため、地域ボランティアや地域の各種団体、関係機関等を加え組織された「学校応援団」の活動(学校ファーム・PTA読み聞かせ・ゲストティーチャー・登下校の見守りなど)を継続するとともに、更なる充実を図ります。また、コミュニティ・スクール※の運営等を通し、家庭や地域との連携・協働による「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。

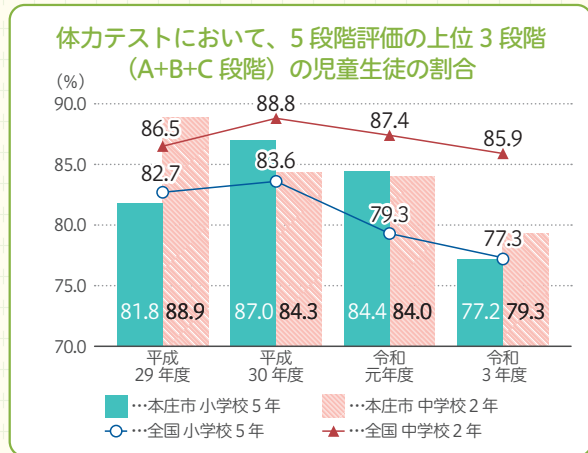
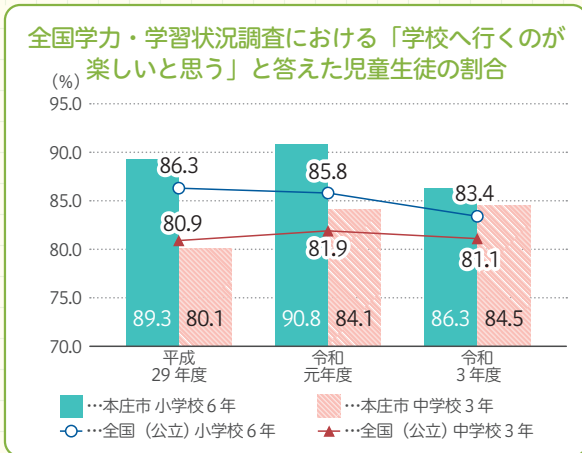
豊かな心と 健やかな体の育成

めざす姿

- 人権意識が育まれ、明るくいいきと学校生活を送っています。
- 体力の向上が図られ、健やかな体が育まれています。
- 児童生徒一人一人が自分らしさを発揮し、「明日また行きたい」と思える学校となっています。

成果指標		現状値	目標値
全国学力・学習状況調査で、「学校へ行くのが楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合	小学校6年	86.3 % ▶▶	90.0 %
	中学校3年	84.5 % ▶▶	85.0 %
体力テストにおいて、5段階評価の上位3段階(A+B+C段階)の児童生徒の割合	小学校5年	77.2 % ▶▶	85.0 %
	中学校2年	79.3 % ▶▶	90.0 %

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 人権を尊重する教育が進んでいる **24.6%**

- 本市においては、児童生徒の学校生活に対する満足度は比較的高い水準にあり、落ち着いた学校生活を送っている状況がうかがえます。一方で、インターネット上での誹謗中傷などが社会問題となっており、いじめや不登校の問題は深刻化・複雑化の傾向が見られ、本市においても対応が求められる重要な課題です。
- 本市では、市独自の埴保己一の教材を用いた道徳教育や、児童生徒だけでなく保護者も相談できる体制の整備等を行っています。今後も、他者の痛みがわかる子どもたちを育成し、「いじめをしない・させない・見逃さない」意識を醸成するとともに、児童生徒に寄り添い、支援ができるよう教育相談や生徒指導体制の充実を図ることが必要です。
- また、全国体力・運動能力等調査(体力テスト)において体力合計点を5段階に分けた結果では、上位3段階の割合は概ね8割台で推移しているものの、まだ体力が十分についていない児童生徒も見受けられ、「運動の二極化」の問題が懸念されます。今後更なる体力の向上を図り、運動に親しむ児童生徒を育成するため、体育の授業や体育的活動の充実、健康教育の充実が必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症は、児童生徒にストレスや運動不足による心身の不調、多様な学習機会や交流機会の喪失、コミュニケーション障害などのマイナスの影響があるのではないかと考えられています。学校では今後、感染症対策と児童生徒の健やかな学びを保障することとの両立を図ることが必要です。各学校では、地域や学校の実情を踏まえ、保護者の協力を得ながら児童生徒の状況を丁寧に把握し、学びを止めないよう指導、支援します。

取組内容(施策中項目)

1. 生命の尊さを自覚し、他者の痛みがわかる児童生徒の育成

- 学校間の連携・交流、ボランティア活動などの社会体験、自然体験、高齢者や障害のある人等との交流活動など、豊かな体験活動を通じて、自他の生命を尊重し、他者の痛みを共有できる心を醸成し、豊かな人間性を育みます。

2. 学校教育相談体制の充実

- 各学校に配置された「さわやか相談員」、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」を活用し、小中学校が連携した教育相談体制の充実を図ります。また、「子どもの心の相談員」を継続配置し、相談に行けない児童生徒及び保護者の電話相談を実施します。
- 「学校生活アンケート(学級集団アセスメント)」等を実施し、より良い学校生活やあたたかい人間関係づくりを進め、いじめ・不登校の未然防止や解消を目指します。

3. 人権教育の推進

- 学校の全教育活動を通して、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育てます。
- 児童生徒が、自他の生命や人権を尊重し、他者の痛みがわかる人権感覚を育む教育を進めていきます。
- 児童生徒の教育上及び人権教育上の配慮として、性は多様なものであるという視点を大切にし、性の多様性を尊重する教育を推進していきます。

4. 道徳教育の充実

- 特別の教科「道徳」の時間を核として、全教育活動を通して、道徳教育の推進を図り、豊かな心を育みます。
- 無言膝つき清掃やボランティア活動などを意図的、継続的に実施し、教師をはじめ、児童生徒が互いに認め合い、たたえ合う、自己有用感*を高める教育活動を進めます。
- 搞保己一の生き方に学ぶ学習を推進します。

5. 生徒指導体制の充実

- 校内生徒指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通して積極的な生徒指導を推進するとともに、学校・家庭・地域や関係機関が一体となって、非行・問題行動の防止に取り組みます。

6. 体力向上と健康づくりの推進

- 運動の楽しさや喜びを味わうことのできる授業を実践し、運動に親しむ児童生徒を育むとともに、体育的活動の充実を図り、体力の向上を図ります。
- 健康・安全に関する学習や家庭と連携した基本的生活習慣の定着により、生涯にわたる健康づくりを進めます。



▲ 小学校での授業の様子

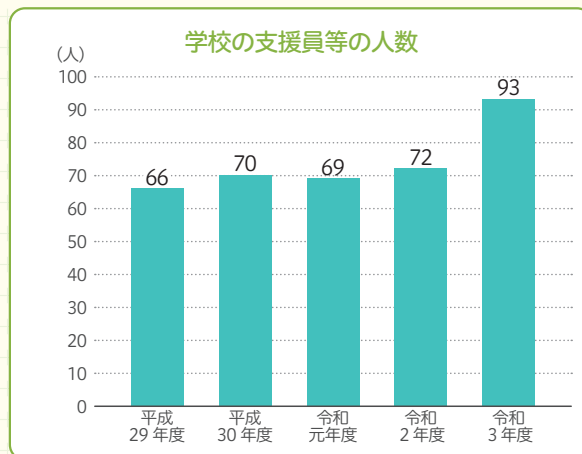
教育環境の整備

めざす姿

- 児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、適切な支援員等の配置や登下校の安全対策が行われています。
- 安全・安心で明るい教育環境が整備されています。
- ICT※機器が様々な学習の場面において効果的に活用され、誰もがICT※教育を受けられる環境づくりが進んでいます。

成果指標	現状値	目標値
学校の支援員等の人数 [学習補助教員、さわやか相談員、ふれあい教室相談員、学校図書館支援員、ICT※支援員、部活動指導員等]	93人 ▶▶	96人
学校の大規模改修の進捗(実施割合)	- ▶▶	20%

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 小・中学校の施設・設備が充実している 36.2%

- 多様化した教育課題に対応し、児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、支援員や相談員などの配置により学校を支援する体制の整備が求められています。本市では、実態に合わせて各種支援員を増員し、学習環境の充実を推進していますが、継続的な人材の確保が課題となっています。また、児童生徒の登下校時の安全を守るために、自治会・PTA等と連携した市民協働による安全対策を推進することが求められます。
- 学校施設の整備については、トイレ環境改善のための改修工事が完了するなど、施設の環境改善を進めてきました。今後は、これからの学びに対応するとともに、健やかな学習・生活空間を実現するための施設整備を計画的に進める必要があります。
- 急速に社会のICT※化が進む中で、児童生徒の情報活用能力の育成や、ICT※活用による授業の質の向上が求められています。本市では、GIGAスクール構想※に基づき、児童生徒一人一台端末、大型提示装置等の教育機器を整備しました。また、児童生徒によるグループ学習や教師と児童生徒間の双方向型学習の推進のため、ネットワーク環境等の増強を図りました。今後、SINET※への参加を目指し、より児童生徒の学習の深化を図れるよう支援していくことが求められます。
- 放課後の児童生徒の過ごし方に関する課題やニーズは、複雑化・多様化しています。今後は、児童生徒・保護者・学校・地域などそれぞれの立場から、児童生徒の「放課後の過ごし方」について調査・研究する必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 各種支援員の充実

- 多様化した教育内容や教育方法、教育課題等に対応するため、支援員等を各学校の実態に応じて配置し、学習環境の充実を図ります。(学習補助教員、さわやか相談員、ふれあい教室相談員、学校図書館支援員、ICT※支援員、部活動指導員等)

2. 児童生徒の安全確保

- 児童生徒の登下校における安全を確保するため、学校・自治会・PTA等との連携・協力を推進し、地域全体で児童生徒の安全を確保する取組を行います。また、通学路の安全点検や見守りボランティアによる登下校の見守りを推進します。
- 遠距離通学の児童生徒にはスクールバスやデマンドバス※、あるいはタクシーの利用などにより登下校の安全確保を図ります。

3. 学校施設の整備充実

- 児童生徒だけでなく全ての利用者にとって安全・安心で、これからの学びに対応した健やかで明るい教育環境の整備を目指し、老朽化した学校施設の改修を計画的に推進します。

4. 教育機器の整備充実

- 教育内容の充実や教育効果を高めるため、実情に則した教材・教具などの整備に努めます。また、よりスムーズなグループ学習や双方向型学習を推進するため、ネットワーク環境の管理、増強を図り、SINET※への参加を検討していきます。



▲ 学校施設の改修(イメージ)



協働による取組

- 児童生徒の登下校時の安全を守るために、自治会・PTA・地域住民等と連携した見守り活動や通学路安全点検など、安全対策を推進します。
- 中学校における「部活動の地域移行」に対応するため、地域との連携を深めるとともに、実施方法について研究・検討を行います。

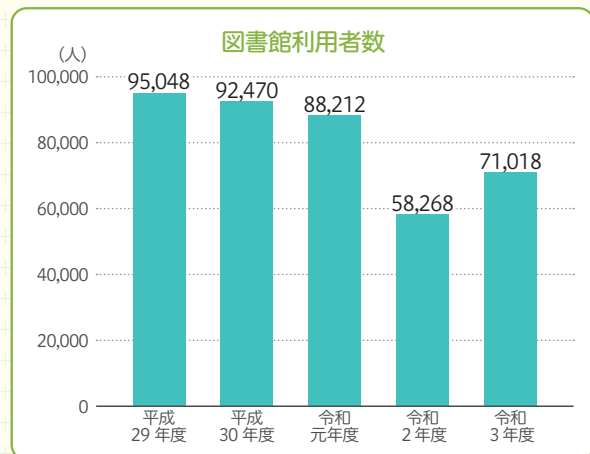
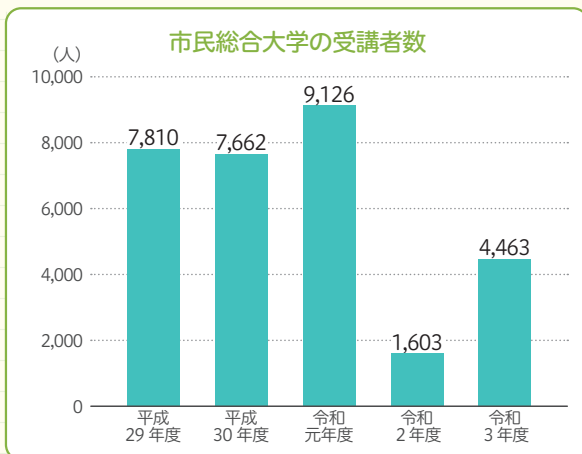
生涯学習の活発化

めざす姿

- 魅力的な学習プログラムや、参加しやすい週末等の講座が増えるとともに、世代間交流が活発化し、生涯学習に参加する市民が増えています。
- 市民の生涯学習を支える知の拠点として、図書館が活発に利用されるとともに若い世代が学習・交流の場として活用しています。

成果指標	現状値	目標値
市民総合大学の受講者数	4,463 人 ▶▶	8,200 人
図書館利用者数 [本館と児玉分館の図書資料の利用者数、催し物参加者数、施設の利用者数の合計(年間)]	71,018 人 ▶▶	128,000 人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 子どもから高齢者まで生涯学習が充実している 24.7%

- 本市では、各種講座の開催や学びの場の提供を通し、文化芸術の振興、青少年の健全育成、家庭教育等を推進してきました。個人の価値観やニーズの多様化を踏まえ、生涯学習活動の機会の充実を引き続き推進するとともに、学びたい人に、より多くの情報提供等を行うことで、世代や性別にかかわらず市民が個性を活かして活躍できる仕組みづくりが求められています。そのためには、民間団体や NPO 法人の協力や、基本協定を締結している早稲田大学との連携などを含め、本市における関連主体との協働により取組を進めていく観点が重要です。
- 家庭の教育力向上のため中心となって活動している本庄市親の学習推進委員が減少していることから、委員の確保や育成が必要となっています。
- 文化芸術の発表や鑑賞の機会を提供する文化会館は、地域の文化芸術を振興し、新たな学びへの機会づくりに重要な役割を果たしています。引き続き市民に有効活用してもらうため、計画的な施設の改修や機能の充実が必要となっています。また、市民のニーズを踏まえた発表や鑑賞の機会の提供方策について検討していくことが求められます。
- 図書館については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年利用者数が低迷しています。市民の知的要求に応え、生涯学習を支える知の拠点として、蔵書やサービスを引き続き充実させ、中高生を含めた幅広い年代の市民の利用を促進する必要があります。また、各種講座や故郷の歴史を紐解く郷土資料の充実も重要です。



取組内容(施策中項目)

1. 生涯学習の推進

- 幅広い世代の市民が満足できるよう、工夫を凝らした魅力ある講座を開催します。
- 生涯学習の拠点となる公民館を適正に維持管理するとともに、クラブ活動等利用の活発化を図ります。

2. 早稲田大学との連携強化

- 早稲田大学との連携を推進し、市民総合大学をはじめとする各種講座において市民に学びの場を提供し、生涯学習講座への参加の拡大・充実及び地域の活性化を図ります。
- 子ども大学ほんじょうでは実行委員会を組織し、子どもの知的好奇心を刺激する学びの場を提供します。

3. 文化芸術活動の推進

- 市民の文化芸術活動の活発化を図るため、文化芸術を発表・鑑賞・創作できる機会の充実を図ります。
- 文化芸術活動に積極的に取り組む地域人材の活用を図ります。

4. 青少年教育の充実

- 家庭や地域、青少年育成関係団体と連携し、安全で安心な環境整備に努め、青少年が健やかに成長できる社会づくりを推進します。また、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設けて、学習や様々な体験、交流活動の支援を行います。
- 青少年が生きることのすばらしさを実感できる教育プログラムの実施を進めます。

5. 家庭教育の推進

- 子育て団体や関係機関と連携し、親の学習推進委員の確保や育成を行い、家庭での教育力、指導力の向上を図る「親の学習」事業を推進します。

6. 図書館の充実

- 蔵書の充実、読書講座・おはなし会・企画展等の開催、窓口・レファレンスサービス*の充実により、魅力ある環境を整えると同時に、利用の少ない中高生の利用促進に取り組みます。
- 本市出身の社会思想家石川三四郎の関連資料を保全・展示するとともに、塙保己一や絹産業遺産関連資料など幅広く収集し、活用を図ります。また、貴重な資料をデジタル化し、利便性の向上を図ります。
- 読書機会の拡大と利便性の向上を図るために、電子図書館の整備について、調査研究に努めます。



▲ 読書手帳

協働による取組

- 子どもの知的好奇心を刺激する「子ども大学ほんじょう」や、親の力を高め、家庭での教育力の向上を目指す「親の学習」事業、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け学習や様々な体験や交流活動の支援を行う小学生学習支援事業、読書活動の推進を図るおはなし会・ブックスタート*等の事業において、産・学・公・地域などの幅広い連携により充実を図ります。
- 文化芸術を発表・鑑賞・創作できる機会の充実に向けて市民との協働を図り、積極的に取り組む地域人材の活用を推進します。

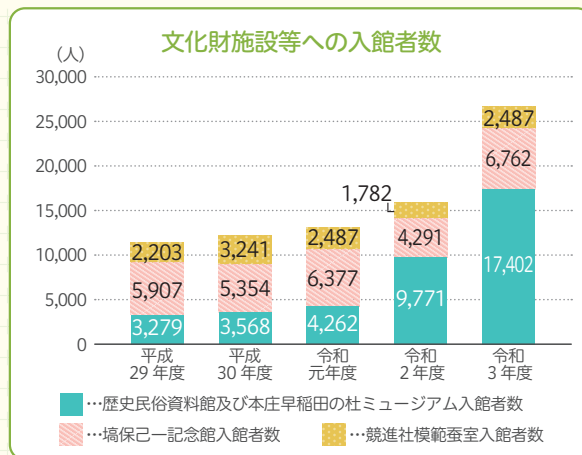
文化財の保護と活用の推進

めざす姿

- 文化財が大切に保護され、継承されています。
- 文化財が学校教育や生涯学習の場で活用され、理解が深まっています。
- 文化財が活用され、地域の活性化や本市のPRに貢献しています。

成果指標	現状値	目標値
文化財施設等への入館者数 〔塙保己一記念館・競進社模範蚕室・ 本庄早稲田の杜ミュージアムの入館者数の合計(年間)〕	26,651 人	27,200 人

数値で見る状況



* 歴史民俗資料館は令和2年2月29日閉館
本庄早稲田の杜ミュージアムは令和2年10月15日閉館

現況と課題

施策に係る市民満足度 **文化財の保護と活用が推進され、歴史や伝統が大事にされている …… 49.3%**

- 本市においては、指定文化財等のほか、郷土資料や考古資料を多数保存しており、500か所以上の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)があります。これらの貴重な財産を保護し未来へと継承していくとともに、広く一般に公開し、活用していくことが必要です。
- 令和2年には本庄早稲田の杜ミュージアムを開館しており、市内文化財施設等への入館者数は増加傾向にあります。見学可能な3施設の魅力を発信し、多くの人に見学に訪れてもらうとともに、郷土の偉人の功績や本市の歴史について理解を深めてもらう取組や、安全に安心して見学できる環境の維持に向けた建物・設備の整備を図ることも重要です。
- また、公民館や学校等との連携の下、市民と地域文化との接点を確保し、興味の喚起と理解促進を図る取組や、各地域で行われている伝統文化を保護・継承する取組も必要です。
- 本市においても少子高齢化などによる担い手(後継者)不足を背景に文化財の滅失や散逸等が問題となっています。文化財の保存・活用の枠組みとなる文化財保存活用地域計画を作成し、まちづくりに活かしつつ地域社会全体で保存・活用を図っていく必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 指定文化財等の整備と活用

- 国指定史跡塙保己一旧宅をはじめ、市内にある県・市指定文化財や、国登録有形文化財等を適切に保護するとともに、それら貴重な財産を広く紹介し、地域の中で活用するための整備を行います。また、価値のある文化財は、積極的に指定をしていきます。

2. 文化財施設等の充実と活用

- 塙保己一記念館、競進社模範蚕室、本庄早稲田の杜ミュージアム等の文化財施設とともに郷土の偉人の功績を市内外に広く発信し、入館者の増加と地域の活性化を図ります。歴史的建造物である旧本庄警察署と競進社模範蚕室については、建物の維持保全のために必要な対策を講じます。



▲ 本庄早稲田の杜ミュージアム

3. 郷土資料の保存と活用

- 市内に残された古文書や行政文書等の歴史的な資料を適切な環境で保存するとともに、それらの整理分類、デジタル化を進めます。また、その成果を「本庄市郷土叢書」等の冊子として刊行するなど、郷土への理解を深めるための活用を図ります。

4. 埋蔵文化財の保護と活用

- 市内にある埋蔵文化財包蔵地の保存に努め、開発者と調整を図ります。やむを得ず取り壊す場合は発掘調査を行い、報告書として刊行します。
- 出土遺物については、展示・発表の機会を増やし、より多くの人々が観賞できるよう取り組みます。また、収蔵場所の集約化と適切なスペースの確保を図ります。

5. 地域文化の理解と普及

- 公民館との連携による歴史講座や、学校との連携による出前授業などを行い、地域文化の理解と普及を促進します。また、古い民具や農具に触れたり、実際に使ってみたりする機会を提供し、昔の生活への理解と郷土愛の醸成を図ります。

6. 伝統文化の保護と継承

- 市内各地域で行われている祭りや伝統行事をはじめとする、地域の中で育まれた伝統文化を保護し、これらの継承活動を支援します。また、実演機会の増加等により後継者の育成を支援するなど、地域の文化遺産として未来へ継承できるよう取り組みます。

協働による取組

- 地元 NPO 法人との協働で昔の農具を使った農作業の実演を行います。
- 文化財施設等での市民による解説ボランティアを育成・活用します。
- 伝統文化を保護・継承するため、伝統文化保存団体による市民への周知機会の創出を図ります。

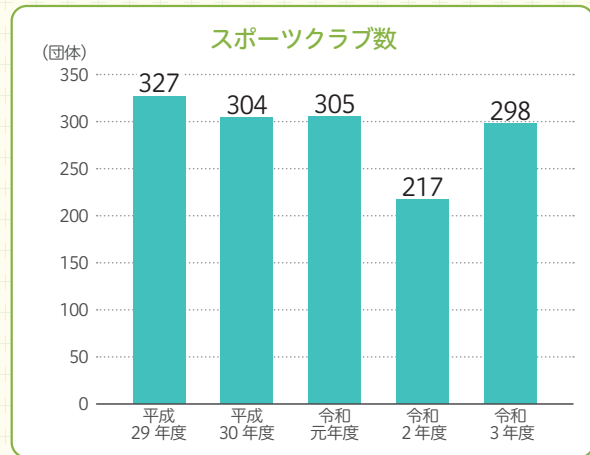
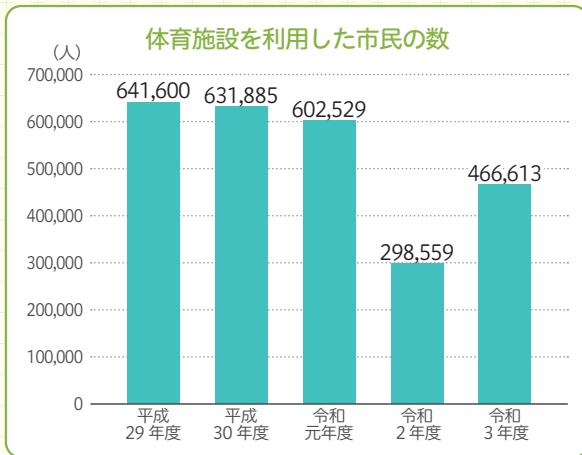
生涯スポーツ・レクリエーションの促進

めざす姿

- 市民一人1スポーツが定着し、健康で生きがいを持った市民が増えています。
- スポーツ・レクリエーションに取り組む市民が満足できる施設整備が行われています。

成果指標	現状値	目標値
体育施設を利用した市民の数	466,613 人 ▶▶	527,000 人
スポーツクラブ数 [本庄市スポーツ協会・本庄市レクリエーション協会・ 本庄市スポーツ少年団に加入している団体数 及び体育施設利用団体数(登録団体数・年間)]	298 団体 ▶▶	337 団体

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 **スポーツ・レクリエーション施設が整っている** **37.2%**

- スポーツ・レクリエーションは、誰もが体力や年齢に応じて取り組むことができるものであり、健全な心と体を維持する上で重要なものです。市民一人一人が健康で生きがいを持って暮らせるよう、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりが重要です。
- 本市ではこれまで、「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、各種体育施設の整備や、市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション教室や大会の開催等を行ってきました。一方、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、体育施設を利用した市民の数は減少傾向にあります。世代を超えて多くの市民が気軽に参加して健康の増進を図れるよう、各競技団体等との連携により幅広い機会提供を図るなど、内容や運営について工夫をしていく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション活動の推進のためには、団体への支援のほか、指導者の養成等が重要です。また、本庄総合公園体育館をはじめとした各種体育施設の計画的な改修・修繕や、学校体育施設の有効活用など、身近な場所で気軽に利用できる施設等の整備・充実が求められています。加えて、スポーツへの興味や関心を高めて裾野を広げるために、一流選手によるプレーを間近で観戦する機会や、教室などで技術指導を受ける機会を提供することも重要です。
- 体育施設に対する多種多様なスポーツ・レクリエーションの利用要望があり、既存の体育施設を利用して行えるスポーツ・レクリエーションを増やしていくことも必要です。



取組内容(施策中項目)

1. スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進

- 「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、早稲田大学との連携を進めるとともに、全ての市民が、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことができるよう、気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション教室及び大会等を充実し、心身の健康の保持増進を図ります。

2. スポーツ・レクリエーション団体の支援

- 本庄市スポーツ協会、本庄市レクリエーション協会、本庄市スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行い、組織の育成、強化を支援していきます。また、総合型地域スポーツクラブについて支援を図ります。

3. スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保

- スポーツ・レクリエーションの推進を図るため、本庄市スポーツ協会等の各種団体と連携し、競技団体指導資格の取得の研修会、講習会等への参加を促進するほか、早稲田大学の協力の下で指導者講習会等を開催し、指導者の資質向上に努めていきます。また、スポーツ推進委員活動の充実を図ります。

4. 体育施設の維持管理と利用の促進

- 市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、体育施設の安全確保に努めるとともに、計画的な修繕による維持管理を図り、改修等を行う場合は、実施可能なスポーツ・レクリエーションが増えるよう、施設の整備内容を検討します。また、指定管理者*と連携を図り、一流選手のプレーを間近で体感できるよう、スポーツ大会や教室の開催に努めます。

5. 学校体育施設開放の充実

- 市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市内の公立小中学校体育館・武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、学校と連携し適切な維持管理を行います。



▲ ブラインドサッカー

協働による取組

- 「市民一人1スポーツ」を推進していくには、幅広い範囲の教室を開いていく必要があります。そのため、市でスポーツ・レクリエーション教室を実施するだけでなく、各競技団体と連携し教室等を開催してもらおうよう、支援します。また、スポーツの実技指導や助言を行ってもらうスポーツ推進委員と連携し、誰でも気軽に参加できるウォーキング教室のほか、ニュースポーツ教室等を実施していきます。



第3章 経済環境分野

持続可能で活力に満ちた、 にぎわいと魅力のあるまち

おいしい食べものや
良い景色など、
魅力を体験し、
発信していきたい。

市内のすてきなお店には
買い物に行って
応援できるといいな。

自然環境を守るために
できることを
やっていきたい！





施策大項目と関連するSDGs

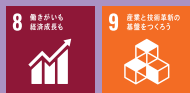
1. 農林業の振興



2. 商業の振興



3. 工業の振興



4. 観光の振興



5. いまいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保



6. 環境対策の充実



7. 廃棄物の処理とリサイクル



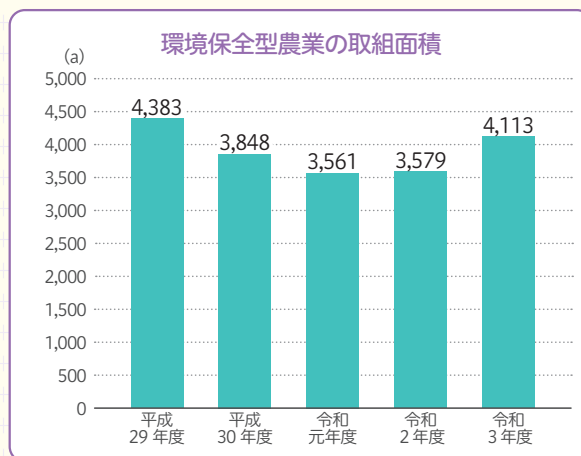
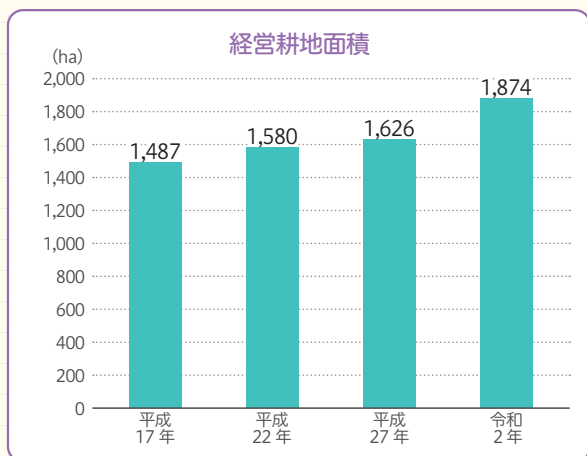
農林業の振興

めざす姿

- 農地の利用集積が進むことで、安定的・効率的な農業経営の農家が増加し、農家1戸あたりの生産性の向上が図られています。
- 環境にやさしい農業に取り組む農業者が増加し、安全・安心で高品質な農産物の産地育成が図られています。
- 農業用水路・農道・農地等の地域資源が地域協働活動で適正に維持管理され、良好な農村環境や営農の継続が図られています。

成果指標	現状値	目標値
農地中間管理事業の集積面積(累計)	21,541 a ▶▶	100,000 a
環境保全型農業の取組面積(年間)	4,113 a ▶▶	5,600 a
農村環境保全活動参加人数(年間)	2,704 人 ▶▶	5,600 人

数値で見る状況



出典：農林業センサス



現況と課題

施策に係る市民満足度 農林業の活気がある 22.4%

- 本市は、年間を通じて晴天率が非常に高く、気候に恵まれた肥沃な土地を有し、「本庄で作れない野菜はない」と言われるほど多彩で安全・安心な農産物が栽培されています。
- 本市では、農業者の高齢化や後継者不足により農家戸数が減少する中、効率的かつ安定的農業経営の推進に向け、農地利用集積の拡大及び優良農地の確保、有害鳥獣対策を進めてきたほか、農地の見守り活動等による遊休農地の発生防止・解消、有効活用を推進してきており、今後も継続的な取組が求められます。また、新規就農者や女性農業者に対する支援の充実など、引き続き意欲のある農業者が営農しやすい環境づくりも必要です。
- 農業者の経営所得安定化に向けては、本庄産農産物のブランド化や販路拡大の推進が求められます。本市では、環境保全型農業の推進によるブランド化を図っています。環境保全型農業の申請件数は増加していますが、取組面積は増加傾向にはないため、更なる取組が求められる状況です。
- 本庄市観光農業センターや本庄市ふれあいの里いずみ亭等の施設を活用しながら農業資源を観光資源とし、市内外からの訪問者が児玉地域南部の農業資源を楽しむことができるよう、農業の魅力を発信することが求められます。
- 本市には、多くの農業用水路、農道や農地等の地域資源があり、効率的な農業のため、適切な維持管理や更なる整備が必要です。
- 本市は、豊富な森林資源を有しており、森林の持つ多様な機能が発揮できる健全で活力のある林業振興を図るために、伐採・植林・保全等の森林整備やその森林資源の適正な活用を実施することが必要です。
- 農林業者、企業、市民、関係団体等が参加して、産業振興条例に基づく産業振興計画を策定し、産業の振興を図る必要があります。



▲ 本市の農産物

取組内容(施策中項目)

1. 農業経営基盤の強化

- 農業経営の安定化や生産性の向上を図るため、効率的かつ安定的経営を目指す農業者や経営規模の拡大を目的とする農地所有適格法人などを育成し、埼玉県や農地中間管理機構、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合との連携により、これらの農業者へ農地利用集積・集約や規模拡大が図れるよう施策を推進します。

2. 農産物のブランド化と販路拡大の推進

- 減農薬、減化学肥料などによる環境にやさしい環境保全型農業の確立を目的とする有機100倍運動を推進することにより、本庄産農産物のブランド化を目指します。
- 安全・安心で高品質な農産物の知名度アップや農産物PR活動の推進を図るとともに、販路拡大を推進します。

3. 農業資源の活用

- 本庄市観光農業センターや本庄市ふれあいの里いずみ亭等、児玉地域南部の恵まれた農業資源や観光資源を活用した農産物の収穫体験や絹産業繁栄期の名残を残す養蚕農家住宅の見学や宿泊機能、里山の風情を楽しんでもらうことを目的とした場の提供など、農業によって育まれた地域資源の魅力を発信します。
- 市民の農業への理解と関心を深めるとともに、レクリエーション需要に応じるため、市民農園の管理運営を行います。

4. 農業者の営農しやすい環境の整備

- 効率的かつ安定的経営を目指す農業者が、農業施設、農業機械等の整備を行う際に、補助事業や利子助成などの支援を行います。
- 新規就農者や女性農業者など多様な農業者に対する支援策として、補助事業の活用や各種団体の研修の実施を通して農業に参入しやすい環境づくりを図ります。
- 農作物被害を防止するため有害鳥獣対策を推進します。

5. 農業生産基盤の強化

- 農業振興地域整備計画の適正な運用により優良農地の確保に努め、農業用水路・農道・農地等の地域資源の維持管理や更なる整備を推進します。
- 遊休農地の解消と活用に向けた取組を埼玉県及び農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合と連携して行います。

6. 森林資源の有効活用の促進

- 森林組合等と連携し、森林整備計画や森林環境譲与税の積極的かつ実用的な活用により、適正な森林の保全を図るとともに、人材育成、担い手対策、地域産木材の利用等の普及・啓発を推進します。

協働による取組

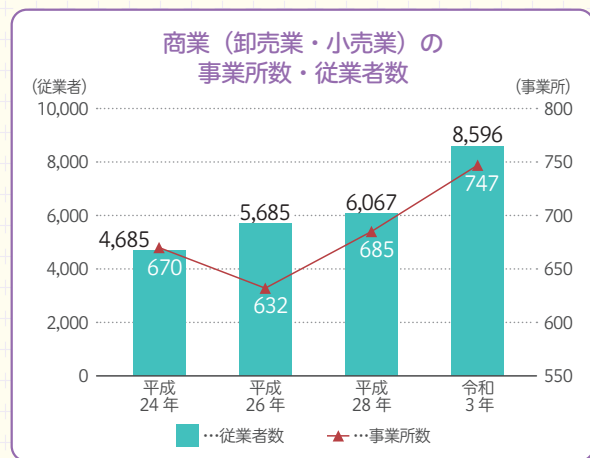
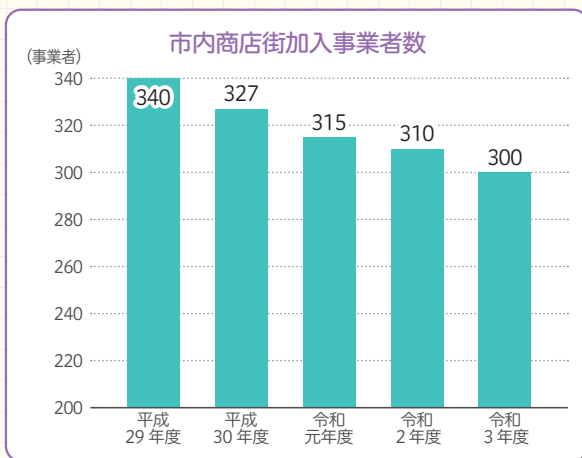
- 農業の担い手の減少・高齢化に伴い、農地・農業施設等の保安全管理が困難になっていることを踏まえ、農業者だけでなく、自治会、PTA等の地域住民で、農業用水路の浚渫や草刈、花の植栽による景観づくり等に取り組みます。
- 新規資材や新しい技術等について検証する「実証圃」等の取組を進めています。今後も協議を重ね、地元農業者の意見を反映させながら、地域農業の課題や目標を明確にしていきます。
- 各種団体が行う小学生をはじめとする地域住民への農林業体験の機会の提供などに協力し、農林業を身近に感じ理解を深める活動を推進します。
- 農業に興味のある市内外の大学生や高校生に対して、各種イベントに運営メンバーとしての参加を働きかけるなど、農業への理解を深める機会を創出します。
- 森林組合等と林業の体験イベントを行い、林業の理解を深め、普及啓発を促進します。

めざす姿

○ 市内の商業環境の活性化が進み、地域の商業拠点が維持されています。

成果指標	現状値	目標値
市内商店街加入事業者数	300 事業者 ▶▶	330 事業者
空き店舗を利用して営業している事業者数 [本庄市中心市街地空き店舗対策補助事業を利用して 営業を開始した事業者数]	34 事業者 ▶▶	46 事業者

数値で見る状況



出典：経済センサス活動調査（平成 26 年のみ商業統計調査）
（令和 3 年分は速報値）

現況と課題

施策に係る市民満足度 商業の活気がある 19.3%

- 新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大により、世界規模で経済から市民生活に至るまで全ての社会活動が影響を受け、いまだ収束していない状況にあります。特に、商業活動や消費生活については影響が大きく、新たな生活様式やライフスタイルの変化に合わせたウィズコロナ、アフターコロナに向けた新しい経済活動への転換が必要です。
- にぎわいのある商店街を創出し、中長期的に発展させていくために、これまで空き店舗を利用して営業を開始した事業主に対する支援や中心市街地で開催される商店街活性化の活動支援を行ってきたほか、変化する社会情勢に事業者が対応できるよう、専門家派遣による ICT*利活用支援、キャッシュレス決済による消費活性化など各種の支援に取り組んできており、今後も必要な支援を行うことが求められます。
- 既成市街地商店街の空洞化が進んでおり、市内商店街加入事業者数が減少傾向にあります。商業の活性化に向け、本庄駅北口エリアで地元商業事業者や若年層など多様な人材が連携して活性化に取り組む現在の活動を他のエリアにも広げていくことを支援するとともに、あわせて本庄駅並びに児玉駅の既成市街地商店街において創業希望者に対する支援とフォローアップの充実など創業に対する取組を重点的に実施することが求められます。
- 児玉駅周辺では地元若手事業主が集い、様々なイベントを開催し活気を取り戻しつつあるため、商店街活性化の支援が求められます。



- 観光事業など他分野との連携強化を図り、蔵のある街並みや趣のある建物などの歴史的資源と商店等の商業施設等を組み合わせた市内周遊を促進するなど、地域特性を活かした商業の振興を支援することが求められます。
- 事業者、企業、市民、関係団体等が参加して、産業振興条例に基づいた産業振興計画を策定し、産業の振興を図る必要があります。

取組内容(施策中項目)

1. 魅力のある商業ゾーンづくり

- 本庄商工会議所、児玉商工会、商店街連合会の連携に加え、地元商業事業者や若年層などの多様な連携により、市内の商店街の活性化を図り、地域の特性を活かした商業拠点が維持できるよう支援します。また、中心市街地等の空き店舗を利用して営業を開始する事業主に対する改修費の助成を継続して行います。本庄早稲田の杜地区は、利便性の高い魅力ある商業環境の創出を継続して推進します。

2. 商店街の活性化

- 商店会等が行うイベント等の販売促進事業又は研修会・講演会や、消費者とのコミュニケーションを図るための各種事業において本庄商工会議所、児玉商工会、商店街連合会と協力し、商店街の活性化を支援します。

3. 商業経営の強化と創業の支援

- 中小企業の経営力の安定と向上を図るため、本庄商工会議所や児玉商工会との連携により、商業診断、経営相談指導、経営革新支援、創業支援を行います。また、中小企業の安定と設備の近代化を促進するために、各種融資制度の拡充に努めます。
- デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会情勢の変化を踏まえつつ、そうした変化に事業者が対応できるよう、引き続き必要に応じた支援を行います。
- 創業希望者に対し、経済的支援にとどまらず、創業に関する講座や、実際に創業する際に活用可能な事業メニューの紹介などを総体的に行い、軌道に乗ることができるよう伴走型支援を行います。

4. 他分野との連携による商業の振興

- 観光事業などとの連携を図り、集客力のある回遊ルートの開発を行い、歴史、文化など地域の特性を活かした商業の振興を目指します。
- 本市の魅力ある食べ物や企業を知り、地域への愛着を持ってもらうため、「ほんじょう産業フェスタ」を開催し、交流人口の増加にもつながるイベントとして実施します。

協働による取組

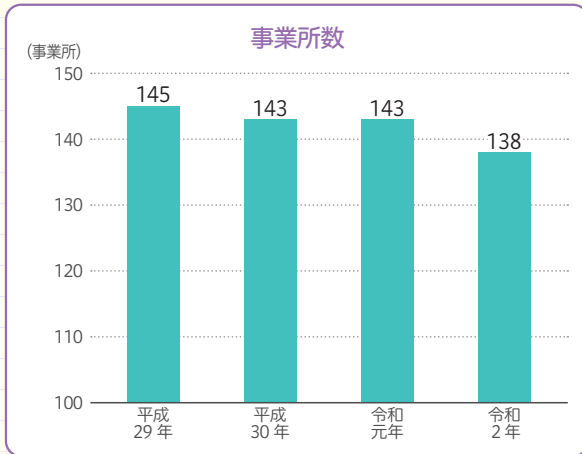
- 既成市街地商店街等の活性化を目指し、本庄商工会議所、児玉商工会等の関係機関や、地元商業事業者や若年層など多様な人材との連携により、空き店舗の利用、創業支援、販促イベントの開催、観光事業等との連携を促進するとともに、オリジナルなふるさと土産品などの魅力と付加価値のある商品の開発を進めます。
- 来訪者へのおもてなしの場である「まちの駅※」等との協働により、既成市街地ならではのきめの細かい地域コミュニティ商店街を目指します。
- 「彩の国本庄拠点フィルムコミッション※」を基盤として、映画のロケ誘致などを支援し、映像関連の活動を通じた地域おこしを継続します。

めざす姿

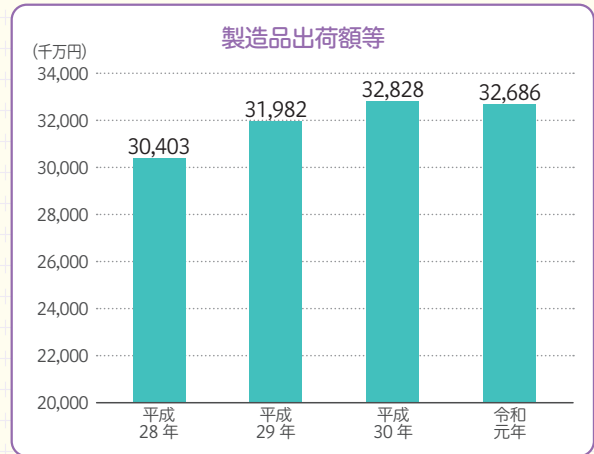
- 新たな産業が誘致・集積され多数の雇用が確保されることで、生産能力を向上させるための定住人口が増加しています。また、職住が調和した地域社会が醸成されています。
- 新たな産業が集積し、同業並びに異業種の企業交流や連携等が図られ、起業へ向けた発展しやすい地域づくりが進んでいます。

成果指標	現状値	目標値
企業の立地件数 [市外からの立地及び市内企業の増設件数 (平成17年度以降の累計)]	63件 ▶▶	75件

数値で見る状況



出典：工業統計調査



出典：工業統計調査

現況と課題

施策に係る市民満足度 **工業の活気がある** **19.2%**

- 本市は、新幹線、高速道路といった高速交通網の要衝としての優位性や、産・学・公・地域の連携による公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパークなど地域産業の振興を担う高いポテンシャルを有しています。こうした優位性について、新たな工場等の建設を計画している企業に対してPRしてきたことで、企業の立地件数は増加している状況です。
- 今後一層の工業振興を図るためには、こうした優位性を活かし、国が進めるデジタル社会に適応した革新的な産業の育成や県の先端産業プロジェクトなど、新たな施策に注視しつつ、生産人口や雇用の増加、市内産業全体の振興に資する取組として、既存企業の近代化や省エネ化等の設備投資や事業拡大を支援する施策の推進、優良企業の更なる誘致や工業用地の確保がこれまで以上に求められています。
- 事業者、企業、市民、関係団体等が参加して、産業振興条例に基づいた産業振興計画を策定し、産業の振興を図る必要があります。

取組内容(施策中項目)

1. 優良企業の誘致

- 上越・北陸新幹線や関越自動車道をはじめとする交通の利便性や操業に適した環境を有する地域の特長を活かし、本庄千本桜周辺地区産業団地*等をはじめとした工業用地への優良企業の誘致並びに地元雇用の創出を促進していきます。

2. 工業用地の確保

- 新たな産業拠点の創造に向けて、高速交通へのアクセス性や企業ニーズが高い関越自動車道本庄児玉インターチェンジや国道17号本庄道路に近接する地域を中心に、立地の可能性について検討を進め、あわせて国・県の協力や支援を求めながら早期実現を目指します。

3. 工場の適正配置

- 新たな企業の立地や移転については、企業誘致優遇制度などを活用しながら、住工混在地区の工場を移転・集約化させることによって、市街地の住環境の向上を図るとともに、工場の安定的な操業環境を確保します。

4. 企業経営の強化

- 中小企業が経済環境の変動に対応しつつ健全な発展を図れるよう、各種融資制度の拡充に努め、企業経営の基盤強化を図る取組を支援します。
- 既存の市内中小企業の近代化や技術革新等の強化を図るために本庄商工会議所・児玉商工会等が実施するセミナー、相談会、説明会等の事業を支援します。



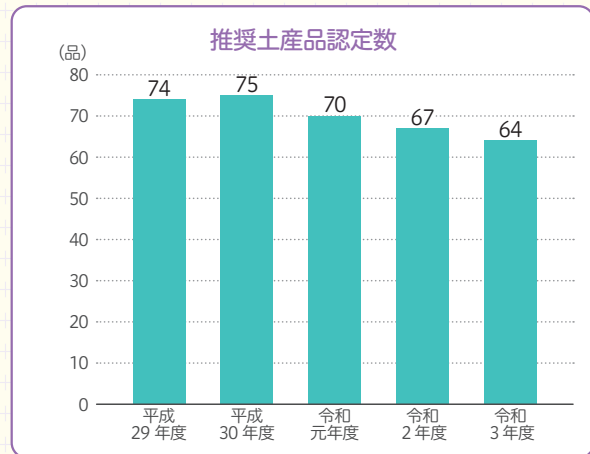
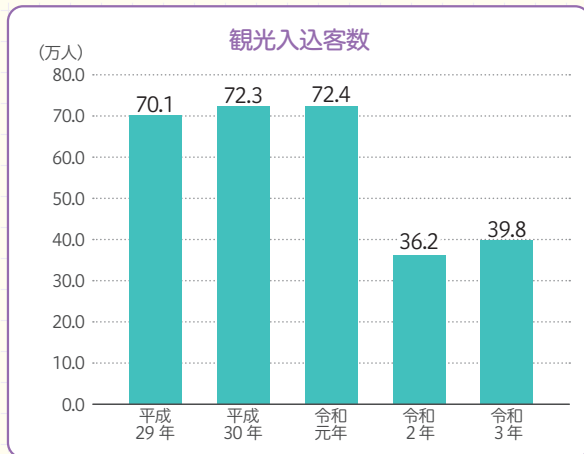
▲ 本庄千本桜周辺地区産業団地*

めざす姿

- 本市の地域資源を媒介に訪れる人たちと市民の交流が深まり、「また来たい」と思われる観光地となっています。
- 農業・工業など、地域の産業と結びついた観光活性化策が繰り広げられています。

成果指標	現状値	目標値
観光入込客数(年間) [各種イベントや、各地区の祭りなどにおける観光客数の合計(年間)]	39.8 万人 ▶▶	80.0 万人
推奨土産品認定数 [本庄市観光協会が中心となって認定している推奨土産品数(累計)]	64 品 ▶▶	90 品

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 地域資源の活用による観光の振興が図られている **17.9%**

- 本市は、中山道の宿場町、明治時代の産業の繁栄を伝える産業遺産、埼玉ゆかりの三偉人塙保己一、各種の祭りや豊かな自然など、観光面での魅力が豊富であり、観光入込客数も近年増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年には半減しています。新しい観光スタイルへの対応も視野に入れながら、引き続き観光の振興を図ることが必要です。
- 観光の振興を図る上では、伝統ある郷土芸能や祭りの継承、歴史的建造物などの観光資源を活かした回遊型観光の充実、農業体験や工場見学など体験型観光の推進、自治体の圏域を越えた連携の強化など、幅広く、かつ継続的な取組が必要となります。観光振興計画を基に、一過性でない息の長い観光施策を計画的に推進し、本市にまた来たいと思っていただけるリピーターの増加を目指すことが重要です。
- 推奨土産品認定数は減少傾向にあることを踏まえ、農業などの他分野や関係機関と連携し、特産品の開発・普及を推進していくことが求められます。
- 事業者、企業、市民、関係団体等が参加して、産業振興条例に基づいた産業振興計画を策定し、産業の振興を図る必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 伝統継承の支援

- 山車や獅子舞に代表される、特色があり、地域の文化を感じることでできる伝統ある祭り、行事、郷土芸能などの保存を図るため、維持管理や後継者の育成、祭りの品格を高めるための研究などを支援します。

2. 観光資源の活用

- 旧本庄商業銀行煉瓦倉庫、競進社模範蚕室、高窓の里などの歴史的建造物、こだま千本桜やあじさいの小路をはじめとする花の名所など観光資源の活用を図ります。
- 工場見学など体験参加型プログラムを活用した観光ルートの開設や観光資源の活用を図るほか、本庄ブランド発信のための施設として、道の駅等の整備などを検討します。
- 観光振興の一つとして、交流人口の増加につなげるため「ほんじょう産業フェスタ」を開催し、本市の魅力ある食べ物や産業を紹介しながら、地域の伝統や文化に触れる機会を創出します。
- 児玉地域南部で盛り上がりを見せている施設の観光情報の発信を強化し、更なる観光客の増加に努めます。

3. 観光のPR・受入体制の整備

- ポスター、パンフレット、市ホームページ、ケーブルテレビ等各種媒体やSNS※、動画配信サービス等を通じて積極的に観光PRを図ります。また、本庄名物「つみっこ」の普及を図ります。さらに、訪日外国人へのPRの推進とともに、受入体制の整備を行います。
- 観光客の受入体制の整備として、観光案内板の設置や駐車場の確保を図ります。

4. 特産品の開発・普及

- 関係機関と連携し、推奨土産品制度の促進による優良な特産品の開発、安全・安心な農産物のブランド化を進め、あわせて積極的に広報することによって販路拡大を図ります。
- 本市マスコット「はにぼん」のキャラクターグッズの開発及び販売を本庄市観光協会、本庄商工会議所、児玉商工会とともに推進します。

5. 広域観光の推進

- 本庄地域広域観光振興協議会※や北武蔵地区観光連絡会※を活用し、本市及び近隣市町の観光情報の共有化と観光ルートの開発、PRを図ります。また、上武絹の道運営協議会※を活用し、魅力的な観光資源を有機的に結びつけ、広域連携による観光振興を図ります。

協働による取組

- 本庄商工会議所、児玉商工会、本庄市観光協会、埼玉ひびきの農業協同組合の関係機関や、地元商業事業者や若年層など多様な人材との連携により、特色あるふるさと土産品などの魅力と付加価値のある商品の開発を進めます。
- 市内の店舗や事業所、NPO法人等との連携の下、引き続き体験型観光事業を実施します。
- JR東日本と連携し、観光キャンペーンや駅からハイキング等、市外からの誘客イベントを引き続き実施します。
- 来訪者へのおもてなしの場である「まちの駅※」等との協働により、既成市街地ならではのきめ細かい地域コミュニティ商店街を目指します。
- 世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」と連携して、「上武絹の道運営協議会※」を推進していくため、関係7市町と連携した地域おこしを推進します。
- 「彩の国本庄拠点フィルムコミッション※」を基盤として、映画のロケ誘致などを支援し、映像関連の活動を通じた地域おこしを継続します。

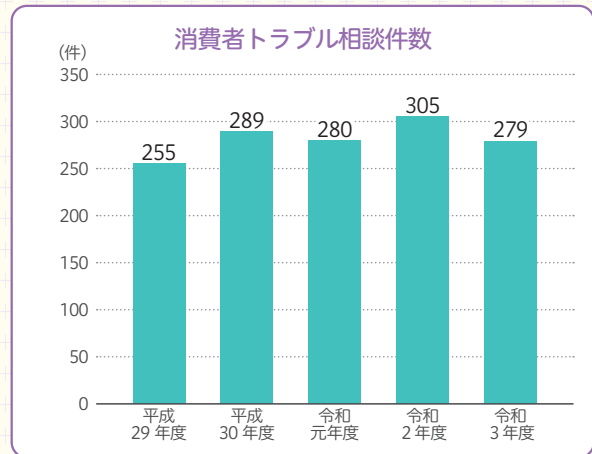
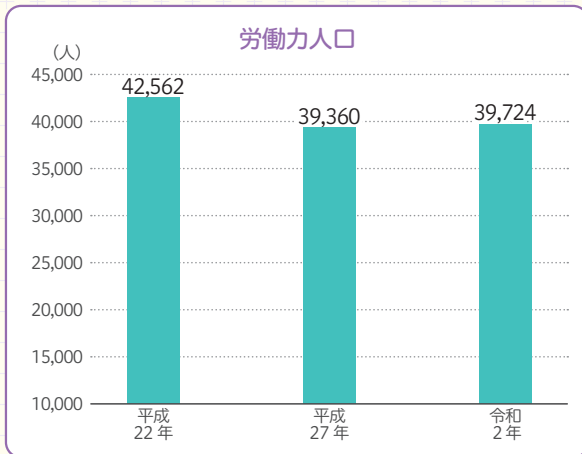
いきいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保

めざす姿

- 関連制度が充実し、中小事業所の勤労者福祉が改善しています。
- 消費者トラブルを未然に防ぐとともに、消費者がトラブルに遭った際に、迅速に対応できる体制が整備されています。

成果指標	現状値	目標値
労働力人口 [国勢調査による労働力人口(就業者と完全失業者を合わせた人口)]	39,724人 ▶▶▶	40,000人
消費生活相談により 相談者が納得のいく結果となった率	99% ▶▶▶	100%

数値で見る状況



出典：国勢調査

現況と課題

施策に係る市民満足度 **誰もが生き生きと働き続けられる環境づくりが進んでいる …………… 17.1%**

- 先行き不透明な社会経済情勢の中、雇用形態は、正社員だけでなく、派遣社員やパートタイム労働者など、多様化が進んでいます。また、ICT※を活用したテレワークなど、新しいスタイルの働き方も見られます。このような状況の中で、就労を希望する人たちの多様なニーズに応えるためには、能力開発や正社員化に対する支援を行うほか、事業所に対する雇用促進協力の呼びかけや、多様な働き方についての周知啓発を進めることにより、誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりを推進する必要があります。
- 近年、詐欺や悪質商法、未成年のインターネット利用によるトラブルなど、消費者被害や相談は多様化・複雑化しています。消費者被害を未然に防止するためには、消費生活サポーターと連携を図り、学校・地域・職場等で情報提供や啓発活動を積極的に行い、消費者の自立を促すことが重要です。また、実際の消費者トラブルに対しては、「相談者が納得のいく結果となった率」が近年目標値を上回る高い値で推移しているため、引き続き適切な措置に向けた消費生活相談等が求められます。
- 企業、市民、関係機関等が参加して、産業振興条例に基づいた産業振興計画を策定し、就労環境の向上を図る必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 誰もが安心して働ける環境づくりと雇用の促進

- 労使間のトラブル等、労働諸問題に対処するため、弁護士による労働法律相談を実施します。
- 男女ともに育児休業を取得していくことを更に促進する等、誰もが働きやすい環境づくりのための啓発を行います。
- ハローワーク本庄や埼玉県、本庄地区雇用対策協議会等と連携し、就職面接会や企業説明会等の開催や支援を行い、雇用の促進を図ります。
- 埼玉県北部地域地方創生推進協議会が行う高校生のための企業説明会により地元企業を知ってもらい、地元就職を促進します。

2. 多様な働き方の推進

- 多様な働き方実践企業の認定を通して、多様な働き方が可能な環境づくりを推進します。
- 誰もが多様な働き方を選択できるよう、起業等に関する女性向けセミナーやイベントの開催などの支援を行います。
- 在宅ワーカーとしての働き方の周知や、市内のテレワークスペースについての情報発信等を通して、新しいスタイルの働き方も選択できる環境づくりを推進します。

3. 消費生活相談の充実

- 消費生活相談員が、商品購入や契約に関するトラブル等の相談に対応します。

4. 消費者意識の向上

- 消費者が被害に遭わないために消費生活サポーターによる消費生活講座、リーフレット・パンフレット・広報ほんじょう等を活用し、消費者の意識啓発を積極的に行い、消費者が安心して暮らしていけるよう必要な情報を提供します。



▲ 女性起業家セミナー「Lady Go」



▲ 消費生活講座

協働による取組

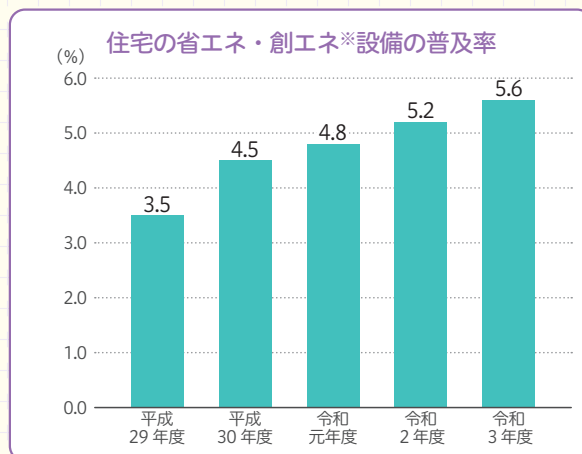
- 本庄市消費生活サポーターと連携し、情報共有や啓発物品の配布、高齢者サロンへの出前講座を行っています。今後も協働することで消費者被害の未然・拡大防止を図っていきます。

めざす姿

- 市・市民・事業者が、地球温暖化・気候変動を抑制する取組を実施し、脱炭素社会*が実現しています。
- 市内を流れる河川との共生や保全活動の取組により、市内の全ての河川で環境基準を達成しています。
- 環境に配慮した市民・事業者の活動スタイルが定着し、省エネルギー社会が実現しています。

成果指標	現状値	目標値
温室効果ガス(CO2)総排出量削減率 [市の事業のみ、平成25年度比]	18.0% ▶▶	37.9%
住宅の省エネ・創エネ*設備の普及率 [本庄市エコタウン補助金*交付件数と世帯数から算出]	5.6% ▶▶	15.0%
環境基準(BOD*)を達成した河川の割合	50.0% ▶▶	100.0%

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 環境に配慮した活動が進んでいる 24.1%

- 本市では、平成20年度に「本庄市環境宣言」を行い、市民・事業者・市が一体となって環境を守るための取組を行っているほか、令和3年度には「電気自動車を活用したSDGs連携協定」の締結や「ゼロカーボンシティ*宣言」を行い、各種の取組を進めています。本市が環境分野における「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成を目指し、生活環境を保全していくためには、市民一人一人や各事業者等が環境について考え、改善に向けて取り組んでいけるよう、啓発していくことが求められます。そのため、市民や事業者とともにゼロカーボンシティ*を実現するための具体的な施策を策定する必要があります。
- 市民生活上の環境を巡る問題については、多様な働き方の普及で在宅時間が長くなっていることにも起因し、相談内容も多様化してきており、大気汚染や悪臭、騒音や野焼き、空き家・空き地の雑草など、相談件数が依然として多い状況です。また、元小山川をはじめ市内の河川の水質汚濁は、様々な取組の結果、改善傾向にあるものの、全ての河川における環境基準の達成には至っていません。このほか放置自転車問題への対策が引き続き求められています。
- 特定外来生物クビアカツヤカミキリなどの外来種が確認されており、在来種への影響が懸念されています。そのため、本市本来の生態系を保つために、外来種に関する対策が求められています。



取組内容(施策中項目)

1. 地球温暖化防止対策

- 市が、市民や事業者とともに、環境分野における「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成を目指し、生活の質の向上を図りながらゼロカーボンシティ*の実現に向け、具体的施策を含む地球温暖化対策実行計画*の策定に取り組みます。
- 温室効果ガスを排出する行動を控えながら、再生可能エネルギー*等の活用による創エネ*や省エネ設備等の導入促進により、エネルギーの自給自足を見据えたエネルギー消費の少ない環境共生都市を目指します。

2. 環境マネジメントシステム*の推進

- 環境配慮活動を率先して推進するため、市の事務事業における独自の環境マネジメントシステム*を継続的に改善し、環境負荷の低減や環境汚染の防止に努めます。また、市民・事業者などへ環境に配慮した活動の啓発を行います。

3. 健全な環境の保全

- 騒音、振動、悪臭、空き家・空き地の雑草、野焼き等の問題解決に取り組みます。
- 公共下水道及び農業集落排水の整備区域外で浄化槽*の整備促進を実施することで、公共用水域の水質を改善します。
- 特定外来生物クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するため、幼虫の駆除及び成虫の防除の実施者に対し、必要な薬剤・資材の配付を行うとともに、その他外来種の防除対策についても取り組みます。

4. 環境汚染の防止

- 自然環境の保全のため、水質・土壌などの調査分析を実施し、環境汚染の防止に努めます。

5. 放置自転車対策

- 公共の場で、放置自転車の防止を図り、良好な生活空間を保持します。



▲ 緑のカーテンコンテスト 令和4年度市長賞作品

協働による取組

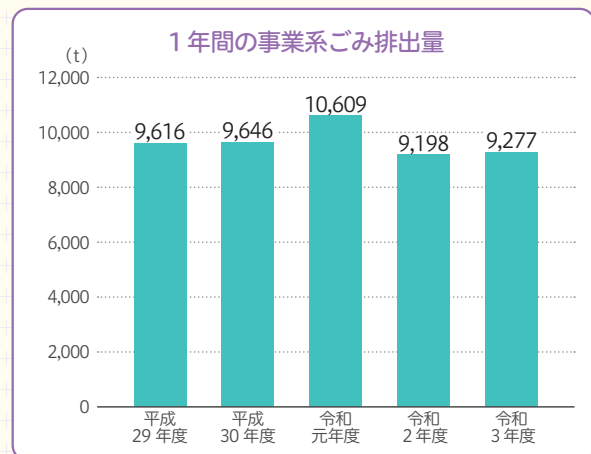
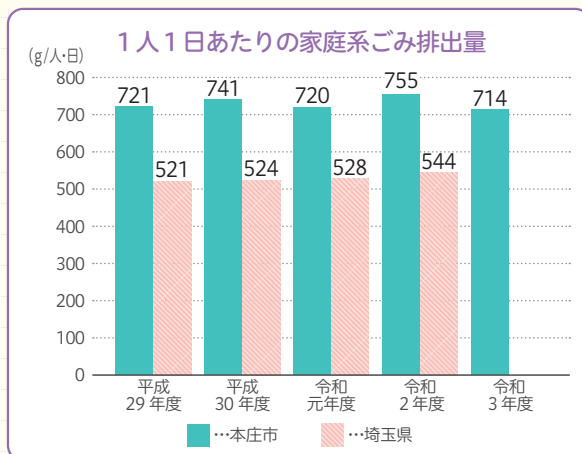
- 環境問題の解決に向けては、市・市民・事業者の協働が欠かせないため、各種の講座や緑のカーテンコンテストの開催等を通じた啓発活動の充実を図ります。
- 健全な環境の保全と創出において、自治会長を中心に設立された元小山川浄化活動推進実行委員会を通して、市民の代表者と川の水質向上に向けた啓発を行っており、引き続き協働していきます。
- 放置自転車対策事業において、放置された自転車に対する市民からの撤去依頼についての連絡や、所有者情報の照会、放置自転車クリーンキャンペーンでの街頭指導等、警察署と協働で取り組んでおり、引き続き連携に努めます。

めざす姿

- 廃棄物の処理体制の整備・充実が図られ、廃棄物の適正処理が行われています。
- 3R^{*}を基調とした生活様式や事業活動への転換が図られ、再資源化に対する市民の意識が高まるとともに、廃棄物処理に係る環境負荷が低減された循環型地域社会が構築されています。

成果指標	現状値	目標値
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 <small>〔家庭から排出された廃棄物のうち、分別回収による資源ごみを除いた可燃・不燃・有害・粗大ごみ〕</small>	714 g/人・日 ▶▶	668 g/人・日
1年間の事業系ごみ排出量 <small>〔事業所から排出された廃棄物量〕</small>	9,277 t ▶▶	8,521 t

数値で見る状況



出典(埼玉県の数値): 埼玉県一般廃棄物処理事業の概況

現況と課題

施策に係る市民満足度 **ごみの収集や資源回収体制が整備されている** **70.1%**

- 本市の1人1日あたりのごみ排出量は現在、埼玉県平均と比較して著しく多い状況です。そのうち家庭系ごみの1人1日あたりの排出量は、近年若干の減少傾向が見られたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で家庭での滞在時間が増加したと考えられる令和2年度には、前年度比で約5%増加しているほか、廃棄物の不適正処理も引き続き発生している状況です。廃棄物の減量化と適正処理を推進するため、ごみ出しパンフレットやごみ分別アプリ等を活用した情報提供等を引き続き行い、市民一人一人の意識の向上を図るほか、水切り袋等の更なる活用を図り減量化を推進する必要があります。また、事業系ごみの適正排出を促進し、分別・再資源化の徹底を図る必要があります。
- 限りある資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な循環型社会を構築するため、引き続き「3R^{*}政策」を推進し、資源ごみ常設回収場所の増設を図るほか、リサイクルに取り組む民間事業者と協働し、行政主導による多様な資源化ルートを確保するなど、市民がリサイクルしやすい体制を整備する必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 廃棄物の減量化の推進

- ごみの発生抑制について、市民に対する啓発活動の充実を図るとともに、水切り袋やダンボールコンポスト、生ごみ処理容器等の更なる普及、活用を通じて、家庭系ごみの減量化を推進します。また、事業者に対する事業系ごみの適正排出に向けた取組として、ガイドブックの配布や事業系古紙回収協力店の周知などを実施することで、ごみの減量化を推進します。

2. 廃棄物の適正処理

- 収集、回収体制の見直しや分別情報の発信など、ごみの適正排出に向けた取組を推進します。また、一般廃棄物(し尿及び浄化槽*汚泥を含む)処理に係る社会経済情勢の動向等に注視し、適正な処理体制の構築に努めます。さらに不適正処理を行う事業者に対しては、関係機関と連携し、改善に向けた指導等を実施します。

3. リサイクルの推進

- 自治会の協力により資源ごみの分別回収を実施するとともに、子ども会やPTA、自治会等の集団資源回収を実施する団体を支援するなど、地域と協力しながら廃棄物のリサイクルを推進します。
- 市民の利便性を考慮し、市民負担の軽減を図りつつ、循環型社会の形成を目指して、紙類及びプラスチック資源の分別回収並びに再資源化について調査研究を行い、分別排出しやすい環境整備を進めます。



▲ ダンボールコンポスト講習会

協働による取組

- 効率的かつ安定的な廃棄物処理を行うため、自治会や地域住民、各種団体と連携し、ごみの適正処理を推進するとともに、民間活力の活用も視野に入れた新たなリサイクルルートの構築を進めます。また、県や近隣市町等と連携した災害廃棄物処理体制の構築に努めます。
- 廃棄物の減量化や適正処理、リサイクルに関し、市民及び事業者と協働して取り組んでいけるよう、理解を深めるための周知啓発や必要に応じた適切な指導等を実施します。



第4章 都市基盤分野

人にやさしい、 快適で美しく 住みやすいまち

駅周辺のまちづくりを通して、
住みやすくなっていく
といいな。

通りやすい道、
住みやすい環境が
整備されていくといいね。

公園は
きれいに使えるよう、
ごみは持ち帰ろう。





施策大項目と関連するSDGs

1. 計画的なまちづくり



2. 居住環境の整備



3. 道路・河川の整備と維持管理



4. 交通サービスの充実



5. 水道水の安定供給



6. 下水道施設等の充実



7. 都市公園の整備と緑の保全

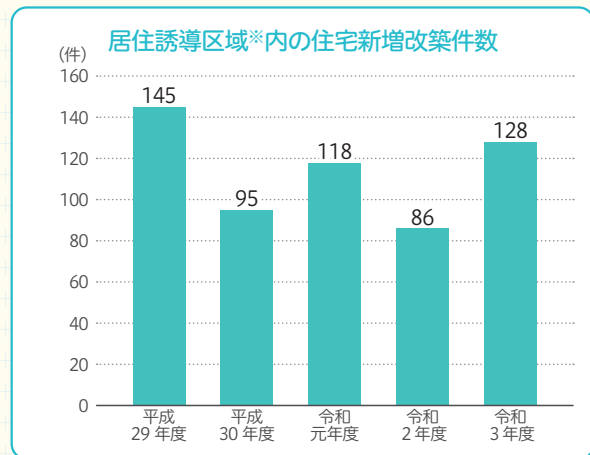
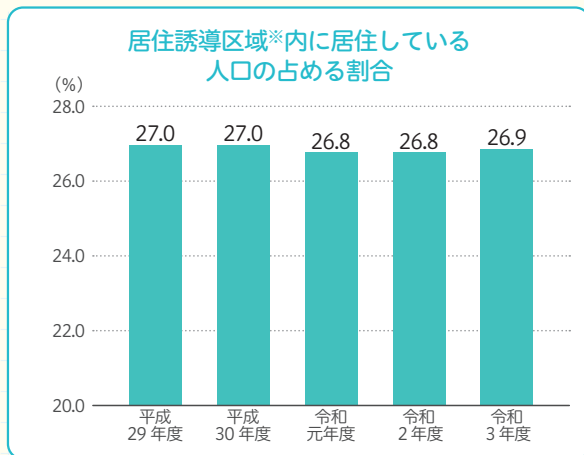


めざす姿

- 基本構想で示す5つのゾーンの土地利用構想に基づき、それぞれの地域の特色を活かして秩序ある良好な土地利用が図られています。
- 本庄駅及び児玉駅周辺地区では、公民連携によるまちなかの魅力を高める都市機能が誘導され、居住環境の改善が進み、暮らしやすい街並みが形成されています。
- 本庄早稲田の杜地区では、豊かな自然と人の営みとが調和した風景や街並みが保全・形成されています。

成果指標	現状値	目標値
居住誘導区域※内に居住している人口の占める割合	26.9% ▶▶	29.1%
居住誘導区域※内の住宅新增改築件数(年間)	128件 ▶▶	113件

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 計画的なまちづくりが進んでいる 22.5%

- 本市では、都市づくりの基本的な方針となる都市計画マスタープランを策定し、計画的にまちづくりを進めています。引き続き、それぞれの地域が持つ特性や多様なライフスタイル・働き方に応じた魅力あるまちづくりを推進することで、集約型都市構造※を構築し持続可能な都市であり続けることが求められます。
- 本庄駅周辺の市街地では、人口の減少に伴って空き家や空き店舗が増加し、まちの空洞化や活力の低下が懸念されています。通勤通学や行楽などで多くの方が利用する本庄駅北口では、駅前広場における交通利便性が低く、まちの玄関口としての魅力が感じられない状況です。また、児玉駅周辺の市街地においても、本庄駅周辺と同様の課題を抱えています。こうした中、本庄駅北口周辺整備基本計画や、無人化された児玉駅舎の活用についてのJR東日本との協議を踏まえ、公民連携による魅力の創出に向けた取組を着実に進めていくことが必要です。
- 本庄早稲田の杜地区では、都市基盤の整った良好な市街地が形成され、住宅等の建設が進み人口も増加する中、今後更に発展させていくためには、住民や民間事業者等と連携しながら、地域の特色や実情に応じた、魅力と活力のあるまちづくりを進めることが必要です。



- 持続可能な都市の実現に向け、関越自動車道本庄児玉インターチェンジ周辺や国道17号本庄道路周辺の新たな土地利用ニーズの高い地域については、農業施策との調整を図りつつ、雇用の確保や地場産業の育成等の課題にも対応した新たな活用を検討することが重要です。
- 頻発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害リスクの高いエリアにおける開発抑制や居住者の安全対策等、安全なまちづくりを推進することが必要です。

取組内容（施策中項目）

1. 都市計画マスタープランの推進

- 持続可能な都市であり続けるために、人口減少等の社会経済状況の変化に対応した土地利用を図るとともに、低未利用土地*の利活用を促進するなど、都市計画マスタープランに掲げる市内3つの駅を中心とした集約型都市構造*を構築することで、移住定住の推進やゼロカーボンシティ*の実現を図ります。
- 都市計画制度を活用し、市民参加による地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めます。
- 新たな土地利用のニーズが高いエリアについては、民間活力の導入も視野に入れ、利活用の可能性について調査研究を重ねながら適切な時期に地権者や関係機関との協議・調整を行います。
- 開発行為を誘導し、適正な土地利用を促進します。

2. 中心市街地整備の推進

- 本庄駅周辺については、北口の新たな基本計画に基づき、公民連携の下、まちの持続可能性向上に資するデジタル技術の活用を推進しつつ、移住定住促進に向けた基盤整備や、にぎわいの創出を図りながら、本市の顔にふさわしいまちづくりを進めます。
- 本庄早稲田駅周辺については、自然環境と人の営みとを調和させつつ、良好な居住環境の保全・形成を図りながら、次代につながるまちづくりを進めます。
- 児玉駅周辺については、少子高齢化に伴う人口減少を見据え、必要な都市基盤や交通基盤を整備するとともに、豊富な歴史的・文化的資源や身近な自然を活用したまちづくりを進めます。

3. 災害に強い都市づくりの推進

- 市民・事業者・行政が一体となり、より安全で住みやすく、災害が発生しても都市機能や人々の生活が速やかに復旧・復興できる災害に強い都市づくりを進めます。
- 近年、頻発・激甚化する異常気象に対して、河川管理者が主体となり進める、あらゆる関係者が協働して流域全体で対策を行う「流域治水」を推進します。

協働による取組

- 本庄駅周辺地区、児玉駅周辺地区及び本庄早稲田の杜地区のまちづくりに資する活動を行う団体等と協働し、市街地の活性化等に向けた取組を進めます。
- 本庄早稲田の杜づくりにおいて、地域住民や事業者が主体となるエリアマネジメント組織の自主的な活動を促進します。
- 本庄早稲田の杜地区のうち、地域整備計画が策定されていない地区（栗崎地区）については、その策定等に向け、まちづくり協議会や関係住民とともに協議を進めていきます。
- 本庄駅北口周辺整備に係る計画の策定及び推進にあたっては、社会実験の実施や関係地権者等との情報共有を行いながら進めていきます。

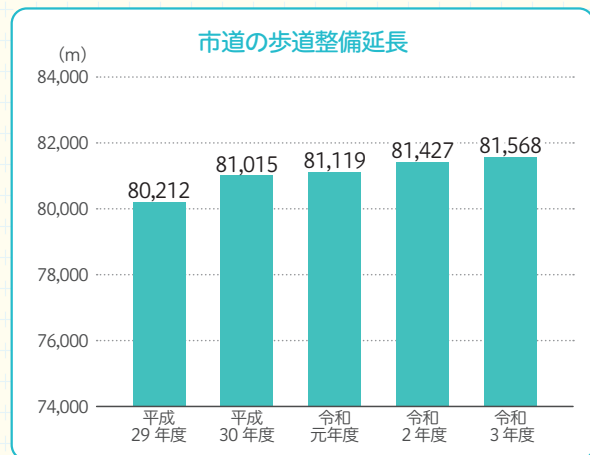
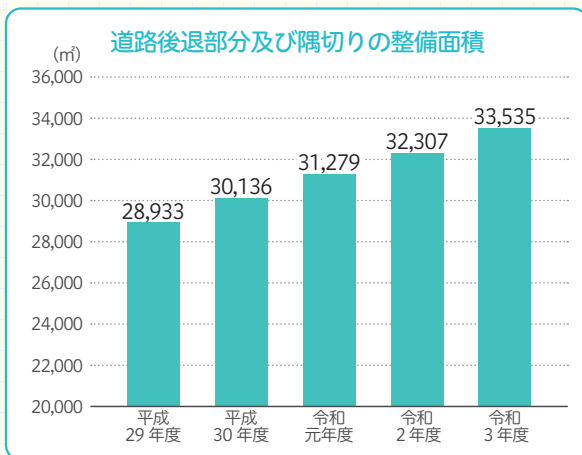
居住環境の整備

めざす姿

- 生活道路の歩道整備、バリアフリー※化により、市民がより安全に移動できるようになっています。
- 建物の耐震化が進み災害に強いまちが形成されています。
- 空き家・空き地が適切に管理され、良好な居住環境が保たれています。
- 住宅セーフティネットに基づいた住宅供給が図られています。

成果指標	現状値	目標値
道路後退部分及び隅切りの整備面積	33,535 m ² ▶▶	40,000 m ²
市道の歩道整備延長 [市道に歩道が整備されている総距離]	81,568 m ▶▶	84,030 m
管理不全な空き家・空き地に対する 近隣住民からの相談に伴う指導件数	67 件 ▶▶	70 件

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 まちの景観や街並みなどが美しい 28.0%

- 市内には、車両の通行が困難な狭あい道路が存在しており、市民の協力を得ながら解消を図ることが求められます。また、歩道のない通学路や段差の大きい歩道については、ユニバーサルデザイン※に配慮しつつ歩道の整備やバリアフリー※化を進める必要があります。
- 近年、人口の減少等に伴って空き家や空き地が増加しています。これらの中には、建物の老朽化が進み倒壊の危険があるものや、草木が繁茂し周辺的生活環境を悪化させているものがあり、適正な管理が必要です。空き家の実態調査や除却補助金の交付、啓発リーフレットの配布、条例に基づく行政指導等を通し、空き家を正確に把握するとともに、管理不全な空き家の発生抑制と改善、また状態の良い空き家はその利活用について引き続き取り組んでいくことが求められます。
- 市内には、地震により倒壊するおそれのある老朽化した建物が数多くあります。震災から市民の生命と財産を守るために、建物の耐震改修等を促進して災害に強いまちづくりを進める必要があります。



- 市営住宅の中には、耐用年数を経過した建物や、設備等が生活水準の向上に対応できていないものがあり、改修や修繕に多大な費用が生じています。住宅に困窮する高齢者や障害のある人、子育て世帯の住まいの確保に資するよう、家賃を低廉に抑えつつ住まいの環境を改善し、効率的で計画的な管理、運営を行うことが必要です。
- 本市は、中山道最大の宿場町として、また、日本の近代化を支えた絹産業が盛んなまちとして栄えた歴史があり、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫や競進社模範蚕室などの貴重な建造物や街並み、伝統文化等が多く残されています。こうした歴史的な資源について、観光資源として活用するほか、特色あるまちづくりや、地域への愛着・誇りの醸成につなげていくことが必要です。

取組内容（施策中項目）

1. 狭あい道路の解消

- 災害活動の迅速性の確保や日常生活の利便性、安全性の向上などといった居住環境の向上を図るため、緊急車両等の通行が困難な狭あい道路の解消を進めます。

2. 安全な歩行空間の確保の推進

- 交通量の多い通学路等には、歩行者が安全に通行できるよう歩道の整備やたまり空間となる隅切りの設置を進めます。また、駅周辺等を中心に、歩道のバリアフリー*化、無電柱化、自転車レーンの設置等を推進します。

3. 空き家・空き地の対策

- 既成市街地を中心に市内全域に点在している空き家や空き地の所有者に対する適正管理に関する啓発や不動産事業者等との連携、管理不全な物件への指導など、適正な管理や活用を促します。

4. 耐震改修等の促進

- 地震による被害から市民の生命及び財産を保護するため、建築物等の耐震改修等を促進します。

5. 市営住宅の管理

- 高齢者や障害のある人、子育て世帯の人々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう市営住宅の改善を進めるとともに、効率的で効果的な管理、運営に努めます。

6. 都市景観の形成

- 地区計画*等の都市計画制度を活用し、地域住民の理解を得ながら各地域の特性に応じた魅力ある都市景観の形成を推進します。
- 道路の無電柱化に加え、地域住民や関係団体等と連携し歴史的な景観や郷土を特徴づける眺望の保存、活用に取り組み、魅力ある良好な街並みを形成するとともに、地域への愛着・誇りを醸成します。
- 幹線道路の景観の保全、建築物及び屋外広告物等については、周辺の景観との調和に配慮しつつ地域の特性を活かした景観形成を進めます。

協働による取組

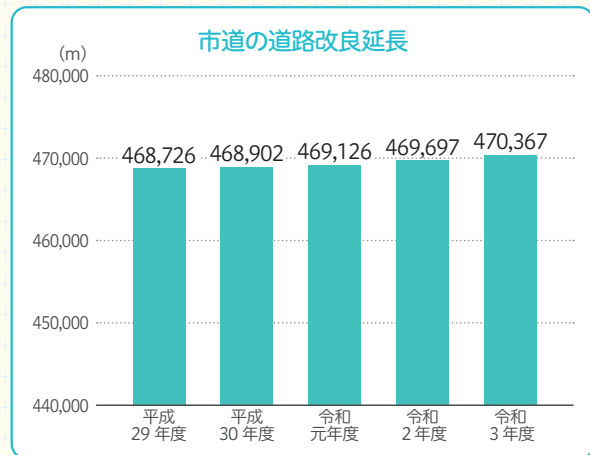
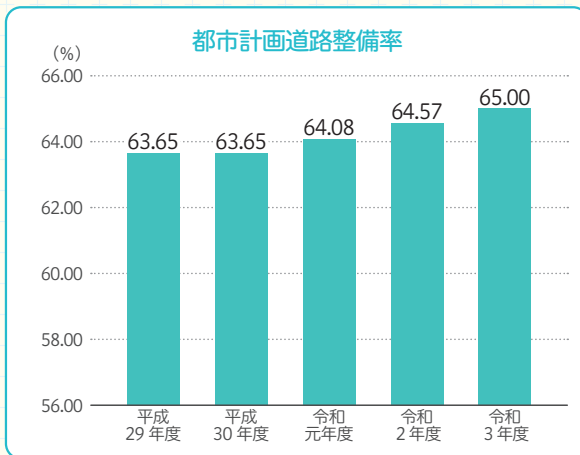
- 本市では、空き家・空き地の管理を担う市内事業者を登録する制度や、空き家を地域コミュニティに資する目的で改修する場合に工事費の一部を補助する制度（空き家利活用補助金）を設けており、引き続き事業者やNPO法人など様々な担い手と協働して、管理不全な空き家等の発生の抑制を図ります。
- 本市では9月30日から10月31日までを市民協働による「クサゼロ運動期間」として定めており、家庭や職場周辺、空き地など身近なところでの除草活動を引き続き推進します。

めざす姿

- 幹線道路等の整備が進み、交通渋滞のないスムーズな移動が可能となっています。
- 川の改修整備や水路整備が進み、水害等に対し安心な生活ができるようになっています。
- 道路施設などの管理が電子化で一元管理され、維持管理水準の保持ができ快適な通行ができるようになっています。

成果指標	現状値	目標値
都市計画道路整備率[整備済道路÷計画道路]	65.00% ▶▶	67.26%
市道の道路改良延長 [舗装や拡幅等により整備した市道の総距離]	470,367 m ▶▶	472,830 m

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 道路や河川が整備されている **36.2%**

- 市内には、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや、国道17号等の地域経済の発展や災害時の緊急輸送機能を担う広域的な幹線道路があり、首都圏と上信越方面を結ぶ交通の要衝となっています。しかし、これらの道路では、慢性的な交通渋滞や痛ましい事故が発生しています。市民の安全や安心を確保し地域を発展させていくためには、国道17号本庄道路をはじめとする幹線道路の整備を促進することが必要です。
- 市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備率は6割台半ばであり、地域の幹線となる市道についても、十分な幅員がないため円滑な交通に支障をきたしている道路が数多くあります。安全で円滑な交通を確保するためには、都市計画道路や幹線市道等の整備を推進する必要があります。
- 本市では、約1,100 kmの市道を管理しています。市民生活の基盤となる道路を安全で快適に利用できるようにするためには、舗装の傷み具合など道路の状況を日常的に点検し、危険箇所の早期発見に努めるとともに、損傷箇所の修繕など維持管理を適切に行うことが必要です。また、老朽化する橋等については、計画的に修繕や更新を図るための取組が必要です。
- 大雨による住宅の浸水被害や道路冠水等の被害がたびたび発生しています。浸水被害から市民の暮らしを守るため、河川の改修や排水路の整備を推進するとともに、機能が十分に発揮できるよう適切に維持管理を行う必要があります。同時に、雨水の流出を抑制するため、雨水浸透施設の設置についても推進する必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 幹線道路網の整備や安全・安心な道づくりの推進

- 国や県と調整しながら、国道17号本庄道路の整備や、十間通り線を国道17号本庄道路まで延伸する事業を促進します。また、国道462号や国道254号バイパス、県道花園本庄線等の主要な道路の整備を促進します。
- 国道17号本庄道路の整備状況も踏まえ、沿線における地域の活性化にもつながる道の駅等の設置について検討します。

2. 都市計画道路の整備及び見直し

- 都市の重要な基盤となる都市計画道路36路線(総延長約68km)のうち、未整備区間のある20路線について計画的に整備を進めるとともに、長期未整備路線については必要な見直しを行います。

3. 市道の整備

- 地域の幹線となる市道や生活道路の拡幅整備を行い、安全で円滑な交通を確保します。

4. 市道の適切な維持管理

- 道路や橋梁等の点検や維持管理を適切に行い、安全で快適な道路空間を確保します。また、道路台帳の電子化により道路境界等を適正に管理し、窓口業務の迅速化を図ります。

5. 河川・水路等の整備の促進

- 水害から住民の安全を守るため、一級河川女堀川や備前渠川、御陣場川の早期改修を促進します。市管理の排水路や雨水管路等について、順次、浸水被害の解消に向けた整備を進めます。また、開発許可制度の活用等により雨水浸透施設の設置についても推進します。



▲ 道路改良「新田原通り線」



▲ 河川改修「女堀川」

協働による取組

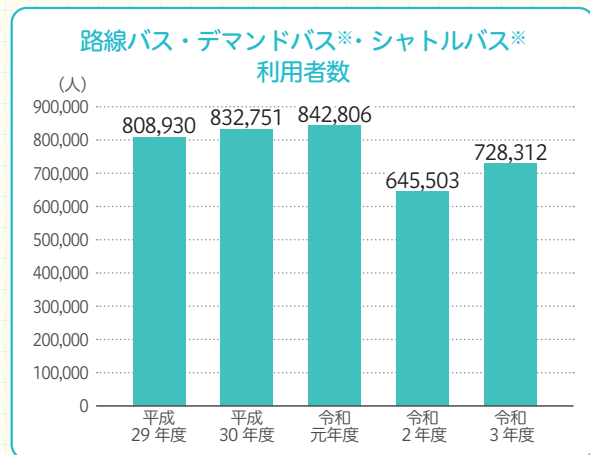
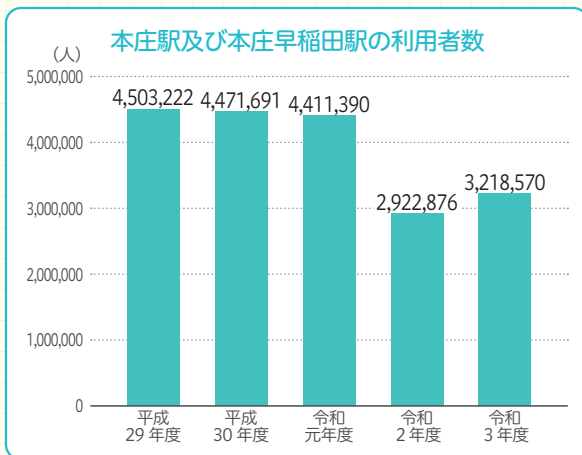
- ロードサポート制度は、道路環境の向上を図るために民間の団体等と提携して、道路の清掃・除草・花等の植栽等を民間の団体等が行い、行政がサポート者名の看板設置や清掃用品の一部を提供して、良好な道路環境を目指して取り組んでいます。また、屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例の規定に基づき、違反簡易広告物除却推進員と行政が連携して、張り紙、張り札、広告旗及び立て看板等の違反広告物の除却を行っています。

めざす姿

- 公共交通網の維持・確保と利便性の向上により、誰もが出歩きやすいまちになっています。
- 高齢者などの交通弱者も、公共交通により安心して移動できるようになっています。
- 公共交通網の維持・確保と利便性の向上により、自家用車から公共交通機関へと移動手段の転換が進むことで二酸化炭素の排出量が減少し、持続可能なゼロカーボンシティ[※]の実現に近づいています。

成果指標	現状値	目標値
本庄駅及び本庄早稲田駅の利用者数(年間)	3,218,570人 ▶▶	3,218,570人
路線バス・デマンドバス [※] ・シャトルバス [※] 利用者数 [市内を運行する全民間路線バス及びデマンドバス [※] ・シャトルバス [※] 利用者数計(年間)]	728,312人 ▶▶	773,000人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 公共交通等の交通サービスが利用しやすい **32.8%**

- 本市には、鉄道網としてJR高崎線、八高線、上越・北陸新幹線の3駅があるほか、民間事業者による路線バスやタクシー、また、これらの補完を担うものとして、デマンドバス[※](はにぼん号・もといずみ号)、シャトルバス[※](はにぼんシャトル)があります。こうした市内交通サービスの維持・充実に加え、市域を越えた公共交通網の形成や、地域で公共交通機関を支える意識の向上など、総合的に交通政策を推進していく必要があります。
- 公共交通は、交通弱者への対応や環境負荷の低減、集約型都市構造[※]への転換、観光振興、運転手などの人材確保等の観点から、利便性・快適性の向上や各公共交通機関の連携強化、先端技術の導入が求められています。
- 年齢や国籍を問わず、誰もが快適に利用できる公共交通を実現するために、鉄道駅をはじめとした公共交通環境のバリアフリー[※]化やユニバーサルデザイン[※]の視点による整備も重要です。
- 環境負荷の低減や健康増進の面で利点のある自転車は、観光振興や地域活性化にもつながりうるものであり、利用の促進を図ることが求められます。



取組内容(施策中項目)

1. 鉄道輸送サービスの充実

- JR高崎線、八高線、上越・北陸新幹線の輸送力を活用し、地域経済の発展と市民の利便性・快適性の向上を目指します。他市町等と連携しながら、JR等への要望活動を実施します。

2. 市内公共交通網の維持・確保と利便性の向上

- 交通の結節点である各鉄道駅(本庄駅、本庄早稻田駅、児玉駅)の利用環境の整備を推進します。
- 民間バス事業者が運行する既存のバス路線を地域の幹線交通として位置付け、維持・確保を図るとともに、地域の実情に応じて利便性の向上を推進します。
- 幹線交通の沿線以外の地域をカバーするデマンドバス^{*}、シャトルバス^{*}等について、集約型都市構造^{*}の構築や観光分野での活用も視野に入れながら、市内を快適・円滑に移動できる移動手段の一つとして効果的かつ効果的に運行することで、利用者の拡大を図ります。

3. 地域公共交通網の形成

- バス路線と市内交通のネットワークの充実を図り、本市周辺地域の人の交流促進を図る視点から近隣自治体との公共交通網の形成を目指します。

4. バリアフリー^{*}・ユニバーサルデザイン^{*}の推進

- 自動車運転免許証を返納するなど、自家用車での移動が困難な高齢者や障害のある人等の交通弱者の移動手段の確保を図ります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく駅の多機能トイレの設置、民間路線バスのノンステップバス^{*}化等、関係機関と連携してバリアフリー^{*}化を推進します。
- 全ての人々が利用しやすい環境づくりのため案内表示等へのユニバーサルデザイン^{*}の使用を推進します。

5. 自転車の活用推進

- 健康増進、観光振興、地域活性化、環境負荷の低減などの自転車交通の役割拡大に伴い、自転車活用推進計画を策定し、「世界最古の自転車機能発祥のまち」を広く情報発信するとともに、既設のサイクリングロードの活用や鉄道との連携、走行しやすい環境の整備など、分野を横断した自転車活用施策を展開することで、まちの活性化と良好な都市環境の形成を推進します。



▲ デマンドバス^{*}(はにぼん号)

協働による取組

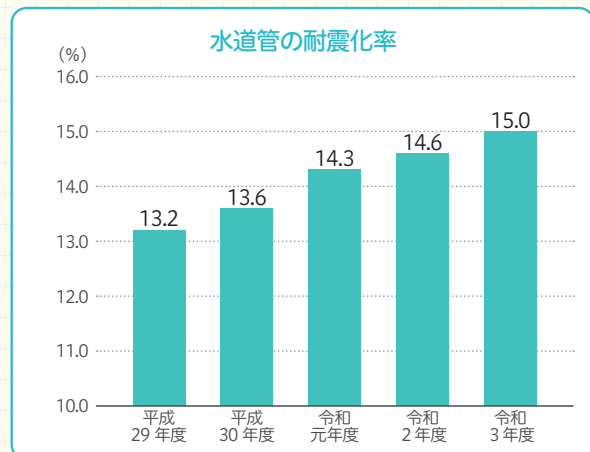
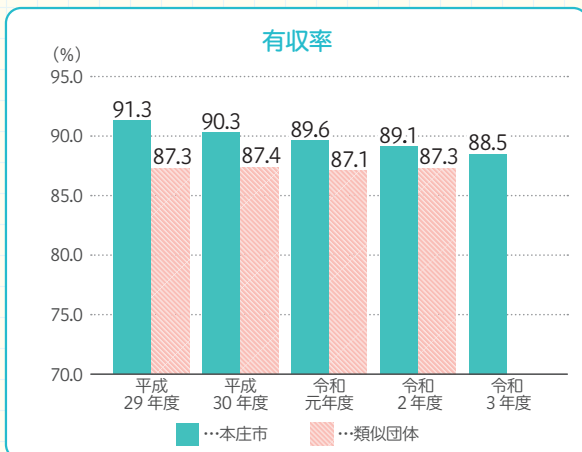
- デマンドバス^{*}の利用者拡大を目的として、自治会やNPO法人等で組織する「本庄まるごと応援団」と連携し作成した利用手順のチラシを移動手段に困っている高齢者や免許返納者等に配布するなど、交通弱者に対する支援に今後も引き続き連携して取り組んでいきます。

めざす姿

- 良質で安全な水道水の供給により、市民が安心して水道水を使用しています。
- 効率的で健全な事業経営により、水道水が安定的に供給され、市民が安心して水道水を使用しています。
- 地震や浸水被害等の災害に強い施設の整備が図られ、災害時でも安定的な水道水の供給が継続されています。

成果指標	現状値	目標値
有収率 [どれだけ漏水が少なく無駄がないかを表す比率 (水道料金に換算された水量÷供給した配水量)]	88.5 % ▶▶	93.0 %
水道管の耐震化率 [耐震性能に優れた水道管が どれだけ布設されているかを表す比率]	15.0 % ▶▶	18.0 %

数値で見る状況



出典：経営比較分析表(本市)

現況と課題

施策に係る市民満足度 水道の整備が進んでいる **64.4%**

- 本市の上水道の普及率はほぼ100%となっていますが、水道施設の老朽化対策が課題となっており、漏水や老朽管更新に伴う濁り水の解消作業等で生じる無収水量*が多いため、有収率の低下にも影響しています。また、水道施設の更新にあたっては将来需要を的確に把握し、アセットマネジメント*の活用などにより計画的に進めていくことが必要です。
- 近年は、「安全でおいしい水」へのニーズなど水道の水質への関心が高まっており、今後も安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、引き続き水質管理の徹底が求められています。
- 上水道は、市民生活や都市活動に欠かすことのできないライフラインの一つであり、今後も安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、災害に強い水道管や浄水場等の施設の整備を引き続き進めていく必要があります。
- 今後、人口減少に伴う水道事業収益の減少や、施設の更新に多額の費用が必要になってくることも見込まれています。将来にわたって持続可能な水道事業を運営していくために、健全で安定した経営を継続させていくことが課題となっています。



取組内容(施策中項目)

1. 安全な水道水の供給

- 安全で安心して飲むことができる水道水を供給するため、平成30年度に策定した水安全計画を基に取水から浄水処理、配水に至るまでの水質管理を適正に行います。

2. 水道施設の整備

- 水道水を安定的に供給するため、取水から浄水処理、配水に至るまでの水道施設の点検や維持管理を行うとともに、効率的な更新等に努めます。
- 運転監視システムの自動化や施設点検管理システムの導入など、ICT*の活用により、施設の維持管理の効率化を推進します。
- 災害等に強い水道施設の構築に努めます。

3. 健全な水道経営

- 健全で将来にわたり持続可能な水道事業を運営するため、業務の効率化、合理化を推進するとともに、水道料金収入の確保に努め、安定した経営基盤の構築に努めます。



▲ 第二浄水場 ポンプ設備



▲ 水道管の更新工事

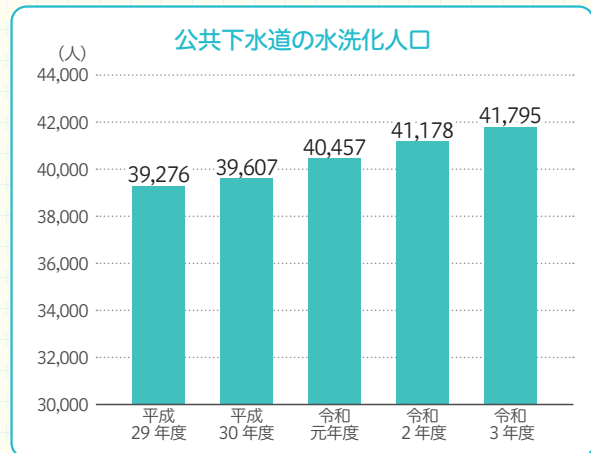
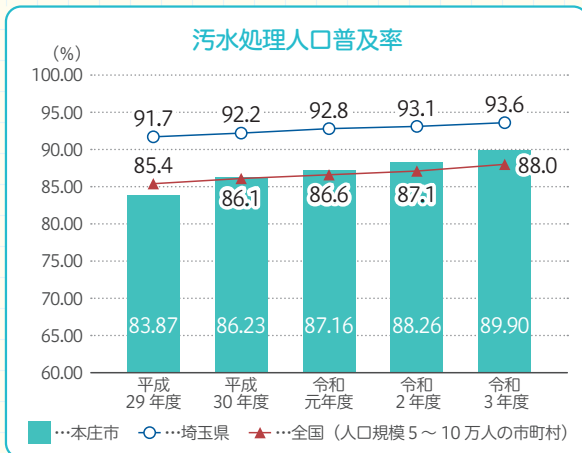
下水道施設等の充実

めざす姿

- 下水道等の整備が進み、快適な市民生活が送れるとともに、河川等の水質改善が図られています。
- 雨水幹線の整備による市街地の浸水防除が図られています。

成果指標	現状値	目標値
汚水処理人口普及率 [総人口に対する公共下水道整備人口、農業集落排水整備人口、浄化槽*設置人口の合計の割合]	89.90 %	94.79 %
公共下水道の水洗化人口 [整備区域内人口のうち公共下水道に接続している人口]	41,795 人	48,580 人

数値で見る状況



出典：環境省「都道府県別汚水処理人口普及状況」(埼玉県の数値)
 「都市規模別汚水処理人口普及率」(全国の数値)

現況と課題

施策に係る市民満足度 下水道(浄化槽*を含む)の整備が進んでいる 51.9%

- 公共下水道の水洗化人口は増加傾向にありますが、更なる増加が求められる状況であり、公共下水道へ接続する意義についての啓発活動や、戸別訪問等による水洗化(接続)普及促進を引き続き行っていくことが必要です。また、未整備地区では水路や側溝等に雑排水が流入することで悪臭や害虫が発生しているところがあります。公衆衛生の向上と河川等の水質改善に向けて、地域の特性に応じた汚水処理が必要であり、計画的な整備を進めています。
- 雨水幹線等が未整備の地域では集中豪雨や台風により浸水被害に見舞われる場所があり、道路冠水や家屋等の浸水防除のため、雨水排水施設について関係機関と連携し、計画的な整備を進めていく必要があります。
- 利根川右岸流域下水道として埼玉県が汚水処理場と流域下水道幹線について、また、市が利根川右岸流域関連公共下水道の管渠等について、それぞれに役割を分担して整備と維持管理を行っています。安全で快適な生活環境の維持を図るため、今後も引き続き協力しながら未整備地区の整備と既存施設の維持管理を効率的かつ計画的に進めていくことが求められます。



- 農業集落排水は6処理区の整備が完了しており、農村集落地域の1地区(都島)を公共下水道に編入し、残りの農業集落排水整備区域についても公共下水道や隣接処理地区への接続を行い、統廃合を計画的に進め、効率的な管理運営とコスト縮減を図る必要があります。
- 公共下水道区域及び農業集落排水区域以外では浄化槽^{*}等によって排水処理がされています。今後も浄化槽^{*}の普及と区域ごとの適正な排水処理について、新たな整備手法の検討を図るとともに啓発活動等の推進に努める必要があります。

取組内容(施策中項目)

1. 公共下水道の整備

- 市民が良好な居住環境の下で安全で快適な生活が送れるよう、公共下水道の整備を計画的に進めます。
- 污水管渠^{きよ}の整備による公衆衛生の向上、河川等の水質改善、雨水幹線の整備による市街地の浸水防除に努めます。

2. 流域下水道の推進

- 利根川右岸流域下水道事業として、污水幹線・污水处理場の維持管理や更新について埼玉県と関係町とともに推進します。

3. 下水道施設等の維持管理

- 公共下水道、農業集落排水の施設を良好かつ適切に維持していくため、管渠や污水处理施設の効率的な管理に努めます。
- 農業集落排水の一部の処理区については、処理施設の老朽化対策として公共下水道や隣接処理区への統廃合を計画的に推進します。

4. 公共下水道等の水洗化の普及促進

- 公共下水道と農業集落排水の供用開始区域内における水洗化(接続)普及のため、啓発活動に努めます。

5. 浄化槽^{*}の普及促進

- 河川等の保全や水質改善を図るため、公共下水道、農業集落排水の区域外においては、浄化槽^{*}の普及促進に努めます。



▲ 公共下水道等の維持管理のためのマンホール点検



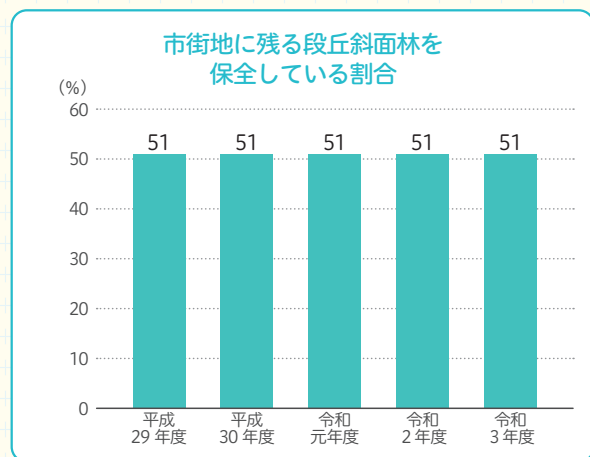
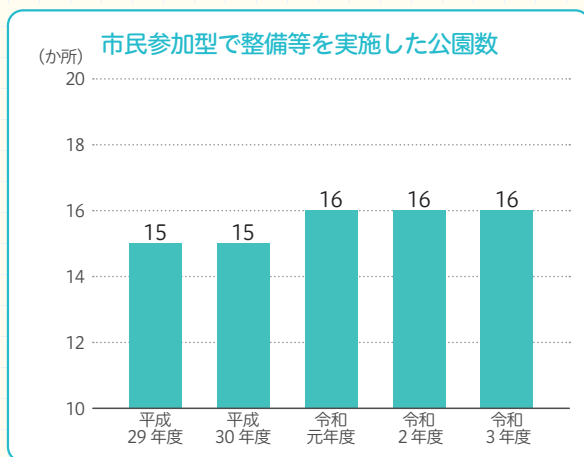
▲ 公共下水道等の水洗化(接続)に伴う排水設備検査

めざす姿

- 市民のニーズに応じた、安全で安心して利用できる都市公園が整備されています。
- 人と環境にやさしい貴重な自然や緑が保全されています。

成果指標	現状値	目標値
市民参加型で整備等を実施した公園数 〔ワークショップの開催など市民の意見を反映して整備等を実施した公園数(累計)〕	16 か所 ▶▶	20 か所
市街地に残る段丘斜面林のうち保全している割合 〔段丘斜面林が存する面積のうち、市が保全を実施している面積の割合〕	51 % ▶▶	53 %

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 身近なところに公園や遊び場などがある 52.6%

- 本市では、都市緑地法に基づく都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画で、本市にふさわしい緑のあるべき姿やその実現のための施策の方針である本庄市緑の基本計画を策定し、この計画を推進しています。
- 本市では、140か所、面積約77haの公園を管理しており、運動や散策、交流の場等として多くの人に利用されています。また、これらの公園は災害時の避難場所としての機能や、貴重な緑の空間として重要な役割も担っています。今後、公園利用者の多様化するニーズに対応し、子育て支援や定住促進にも資するものとしていくためには、市民の協力を得ながら計画的に公園の整備を進めていく必要があります。
- 公園数の増加に伴って維持管理に要するコストが増え、運動施設や遊具等の老朽化が進んでいます。誰もが安全に安心して利用するためには、施設の修繕や更新を計画的に進め、また日常の維持管理についても、利用しやすい環境の整備を図りながら経費の節減に努めていく必要があります。
- 森林や平地林といった緑は、豊かな生活環境の創出のほか、自然環境の保持や防災の面でも大切な役割を担っています。貴重な緑や自然を守るため、引き続き市民の協力を得ながら緑を保全し、計画的に緑化を推進していくことが求められます。



取組内容(施策中項目)

1. 都市公園の整備

- 多様な市民ニーズに応える公園機能の充実を図るため、魅力的な公園づくりを進めます。また、コストを抑えながら市民ニーズに応える公園再生の推進を図るため、公園ごとの機能分担や連携利用の視点を踏まえるとともに、市民の意見を伺いながら地域の身近な公園の再整備を進めていきます。

2. 都市公園の維持管理

- 誰もが安全に安心して公園を利用できるように公園施設長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化やコストの平準化を図りながら、計画的に修繕や更新を進めます。また、指定管理者制度^{*}の活用や住民参加により、利用しやすい環境を整備するとともにコスト縮減にも努めます。

3. 緑の保全と緑化の推進

- 貴重な自然や緑を守り、失われた緑を回復していくための取組を検討し、緑の基本計画に基づき、緑の保全と緑化の推進を行います。



▲ マリーゴールドの丘公園

協働による取組

- 公園に関する情報発信等により、公園利用を促進するとともに、市民の身近な公園への愛着を深め維持管理への参加を推進します。
- 民間事業者等との連携により、魅力ある公園づくりを推進します。
- 公園の清掃活動など維持管理を行う団体に対して、活動を支援します。
- 緑を「まもり、つくり、そだてる」担い手の育成を推進します。



第5章 市民生活分野

市民だれもが活躍し、 安全に生活できるまち

市民や学生同士が
つながってまちづくりを
進めていけるといいな。

多様性の理解を広めて、
みんなが共存できる
まちにしたい!

市民一人一人が、
災害に対して意識を
持っておきたい。





施策大項目と関連するSDGs

1. 市民との協働による まちづくりの推進



2. 人権を尊重する 社会の実現



3. 危機管理体制の強化



4. 防犯対策の推進



5. 交通安全対策の推進



6. 市民サービスの向上



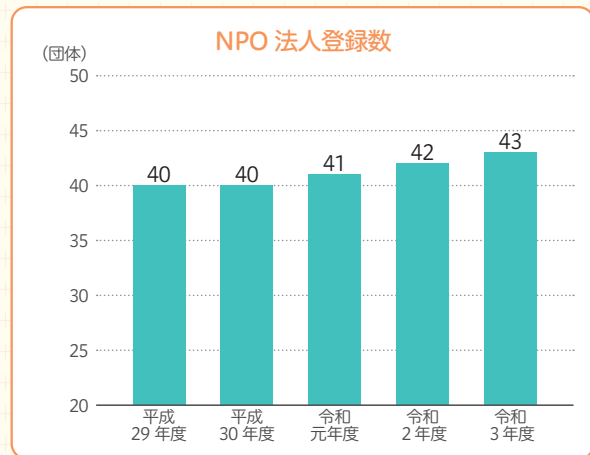
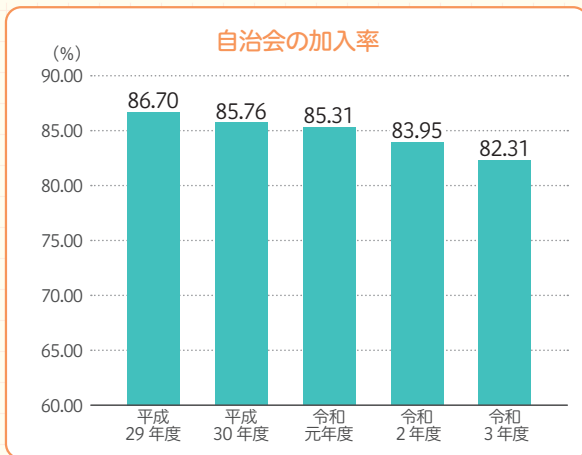
市民との協働によるまちづくりの推進

めざす姿

- 地域コミュニティの中心である自治会への加入率が上昇し自治会活動が活発化しています。
- 地域のニーズや課題に対して、年齢や性別、組織を問わず市民の活動が活発化しています。
- 市民の提案がまちづくりに活かされています。

成果指標	現状値	目標値
自治会の加入率 [全世帯のうち自治会に加入している世帯の割合]	82.31 % ▶▶	85.00 %
NPO法人登録数 [県に登録された市内にあるNPO法人の数]	43 団体 ▶▶	50 団体
市民提案型事業数 [市民活動団体等が企画・立案し、行政と協働で行う事業数]	— ▶▶	2 件

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度

ボランティア活動や自治会活動などの市民との協働によるまちづくりが進んでいる 30.6%

- 社会経済情勢の変化や、市民のニーズ・ライフスタイルの多様化等を背景に、解決が求められる社会課題も多様かつ複雑になり、行政だけではなく様々な主体が協働していくことが必要となっています。そのため本市では、自治会やボランティア団体、NPO 法人等と協働して、福祉や教育、防犯・防災をはじめとした地域課題の解決や、地域の特性を活かした事業などに取り組んでいます。
- 地域コミュニティの希薄化によるコミュニティ活動への参加者の減少、また主体となってきた人材の高齢化などが課題となっています。このような中でも、今後一層の協働を進めていくため、協働の取組への意向を有する市民を含め多くの方へ、適切な情報提供や活動機会の提供等を通し、多様な市民活動を促進していくことが求められています。
- 自治会、ボランティア団体、NPO 法人や企業等は、行政にとってまちづくりの重要なパートナーです。それらの団体や市民と更なる協働を推進するため、本庄市市民協働のまちづくり指針の策定、また本庄市市民協働のまちづくり条例の制定を行いました。条例等の趣旨に則り、今後、誰一人取り残されることのない本庄市を創り上げるために、市民活動団体等がそれぞれの特性を活かした役割を担えるよう支援していくことが求められています。

取組内容(施策中項目)

1. 自治会の支援

- 地域コミュニティの中心であり、行政の重要なパートナーである自治会による地域における様々な活動や、また、その集合体である自治会連合会の活動を支援します。

2. コミュニティ活動団体の支援

- 地域活動を行う自治会以外のコミュニティ団体との協働によるまちづくりの推進のため、活動の場の提供や事業活動を支援します。

3. ボランティア団体・NPO法人等との協働

- ボランティア団体やNPO法人等との協働により、各種イベントや研修会等を開催するとともに、積極的にまちづくりへ参画する様々な市民活動を活発化させるための支援を行います。

4. 市民・企業との協働

- 地域の課題解決や公共サービスの更なる充実、地域コミュニティの推進に寄与する市民提案型事業の周知を行い、市民や企業からの提案を受け、協働で事業を行うことにより、市民協働のまちづくりを推進していきます。



▲ 市民による植栽活動



▲ 市民による除草作業

協働による取組

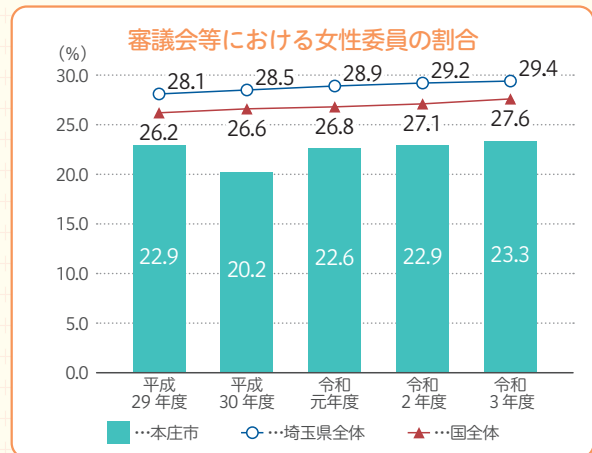
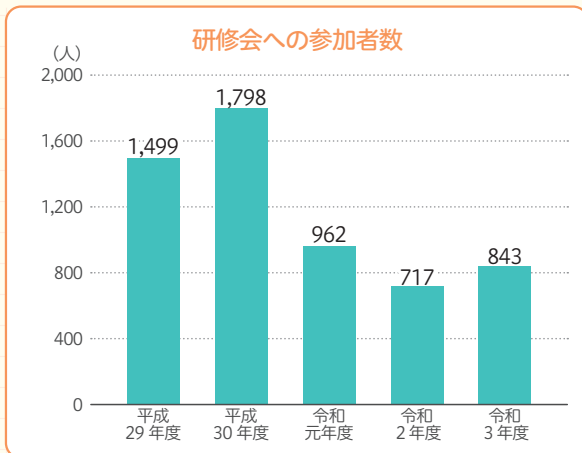
- 自治会及び自治会連合会の活動を支援し、地域コミュニティの醸成と地域の課題の解決を図ります。
- 地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民活動団体等による、専門性・柔軟性等を活かした公益的な活動について、協働して取り組みます。
- 市民活動団体等や高校生・大学生など、地域の多様な主体が協働してまちづくりに取り組むことにより、豊かで活力ある地域社会の実現を図ります。

めざす姿

- 人権尊重の精神が正しく身について、市民一人一人の人権が尊重されています。
- 人権問題についての悩みを持った市民が気軽に相談できる環境が整っています。
- 性別、国籍や障害の有無に関係なく、全ての市民の個性と能力が発揮されています。
- DVなどに苦しむ市民の人権が尊重され、行政や関係機関の連携の下、相談や支援の体制が機能しています。
- 国籍、文化や言葉などの違いを認め合い、理解することで多文化共生の社会が実現しています。

成果指標	現状値	目標値
人権教育研修会への参加者数(年間)	843人 ▶▶	1,900人
審議会等における女性委員の割合 [法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合]	23.3% ▶▶	30.0%
国際交流事業への参加者数 [本庄市国際交流協会で行っている事業に参加している年間延べ人数]	545人 ▶▶	2,000人

数値で見る状況



出典：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況
(地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況)

現況と課題

施策に係る市民満足度 人権を尊重する社会が実現されている **23.1%**

- 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等に関する人権問題は依然として存在し、また、LGBTQ(性的マイノリティ)*への差別や偏見により生活上の困難を感じている方もいます。近年では、ICT*社会の進展に伴うインターネットへの差別的な書き込みの増加や、ヘイトスピーチ*による人権侵害の発生など、問題が複雑かつ多岐にわたっています。市民一人一人が人権を尊重し、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを実現するために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、教育及び啓発を中心とした取組を進める必要があります。



- 固定的な性別役割分担意識は、変化はしているもののいまだ根強く残っており、男女間や世代間による意識の差も大きく、多様な生き方の選択を妨げています。性別にかかわらず、全ての人々の人権が尊重され、尊厳を持って個性と能力を発揮しながら個人が生きられる、多様性に富んだ活力ある社会とするために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や女性のキャリア形成支援、意識改革などを一体的に行う必要があります。
- 近年グローバル化が一層進んでおり、本市にも様々な国籍の人が居住している現状から、生活習慣等の相互理解を促進するとともに、互いの言語や文化等を知る交流機会の創出等を図り、多文化共生社会を実現していくことが求められています。

取組内容（施策中項目）

1. 人権教育・人権啓発の推進

- 全ての人々の人権が尊重された社会を目指し、市民の人権意識を高め、人権尊重の精神が正しく身につくよう、様々な場を通じ人権教育研修会等を開催するとともに、人権啓発活動を行います。

2. 市民の人権擁護

- 市民の日常生活において生じる人権に関する様々な悩みに対して、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、市民の間に広く人権尊重の思想が普及するよう啓発に努めます。

3. 男女共同参画の推進

- 誰もが性別にかかわらず家庭生活と社会生活を両立できる社会を目指し、男女平等教育の推進や男女共同参画意識の啓発を図ります。

4. 配偶者等からの暴力(DV)防止及び被害者支援

- 被害者の早期発見や適切な保護に努め、自立支援の充実を図るとともに、市民一人一人がDVは身近にある重大な人権侵害であることを理解し、DVを許さない社会の実現を目指します。

5. 国際交流の推進

- 多文化共生社会の実現のため、在住外国人と市民との交流事業や市民の国際理解を深めるための事業、公共刊行物等の多言語化の取組を推進します。

協働による取組

- あらゆる人権問題の解決のため、地域に密着した自治会や老人クラブ、PTA、企業などと連携して研修会を開催し、人権が尊重される社会を目指します。
- 多文化共生社会の実現に向けて、本庄市国際交流協会及び外国人コミュニティとの協働により、市民の国際理解向上を図ります。

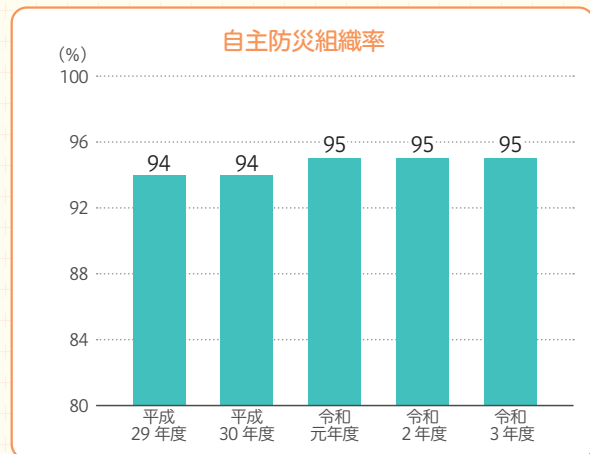
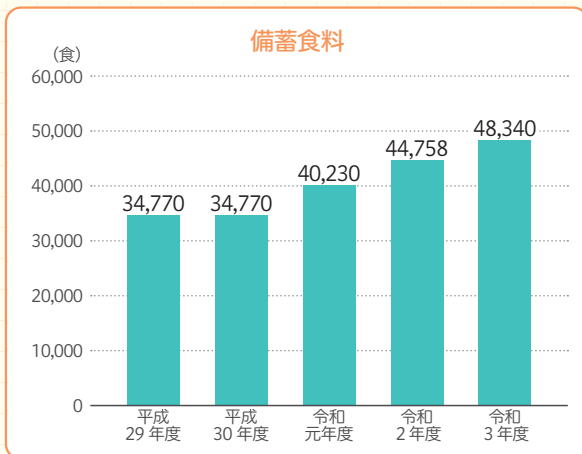
危機管理体制の強化

めざす姿

- 市民の防災意識が高揚し、日常的に災害に対する備えができています。
- 行政と市民が協力して危機管理体制を整え、万一の災害時には迅速な対応が取れるようになっていきます。

成果指標	現状値	目標値
備蓄食料 [災害発生時に備えて蓄えておく食料]	48,340食 ▶▶	60,000食
自主防災組織率 [自主的に地域の防災活動を行う組織が各自治会に組織化されている割合]	95% ▶▶	100%

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 水害や地震などへの防災対策や消防・救急体制が整っている **39.0%**

- 地震、台風等による豪雨など、毎年全国各地で大きな被害をもたらす災害が発生しており、本市においても台風等による被害が発生しています。万一に備え、各種ハザードマップ[※]や、避難行動要支援者の避難支援プラン、防災マニュアルの作成・活用、総合防災訓練や土砂災害情報伝達訓練などを行っていますが、今後も、災害時の行動等についての市民への周知や、防災に関する研修会等を通して、市民の自主的な災害準備の更なる促進や、災害時の助け合い体制の更なる強化を図ることが求められます。また、市民の防災意識の高揚により防災関連講座の需要が高まっており、ニーズに対応していけるよう実施方法の検討が求められます。
- 山間地域では、土砂災害などにより道路が途絶する可能性があることから、避難路の安全確保や指定避難所の確保が必要となります。
- 避難生活に必要な物資を確保できるよう、食料や生活必需品、防災用資機材の備蓄のほか、災害時において迅速かつ確実に物資を調達する体制の確保、強化を図る必要があります。
- 指定避難所内における新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大防止のため、衛生環境対策用品やパーティション等の備蓄資材を整備してきましたが、今後も災害時に感染症の不安なく避難できる環境整備に努めていく必要があります。

取組内容(施策中項目)

1. 防災体制の推進

- 市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画による防災訓練を行います。
- 防災情報の伝達手段として、市ホームページ・SNS*や防災行政無線、メール配信等を充実するとともに、食料や仮設トイレなどの防災用資機材等の備蓄を計画的に進めます。

2. 防災意識の高揚

- 迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップ*を活用した研修会、防災訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。また、家庭での食料、飲料水等の備蓄や家具の転倒防止などの自助意識の啓発に努めます。

3. 自主防災組織の育成

- 自主防災組織の活動費等の助成や、出前講座などを通じた自助・共助意識の普及啓発を実施することで、その活動を支援します。

4. 消防団活動と地域防災力の向上

- 消防団員の定年を延長することで団員数の維持を図ります。また、入団促進を図るために、消防車の運転に必要な準中型自動車免許の取得に補助金を交付するなど、様々な方法で団員の確保に努めます。
- 消防団が活動しやすい環境を整えると同時に、地域の人々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努めます。

5. 防災・減災のための施設整備

- 防災・減災のために、防災拠点の計画的な整備の推進や、指定避難所における非常電源等の確保など備蓄品の充実、非常通信手段の確保を図ります。

6. 避難行動要支援者対策の推進

- 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、防災情報の伝達手段や避難誘導等の支援体制の充実を図ります。



▲ ハザードマップ*の確認



▲ 放水試験

協働による取組

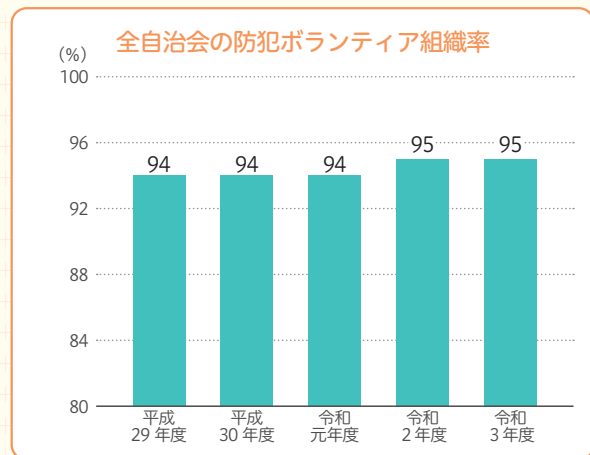
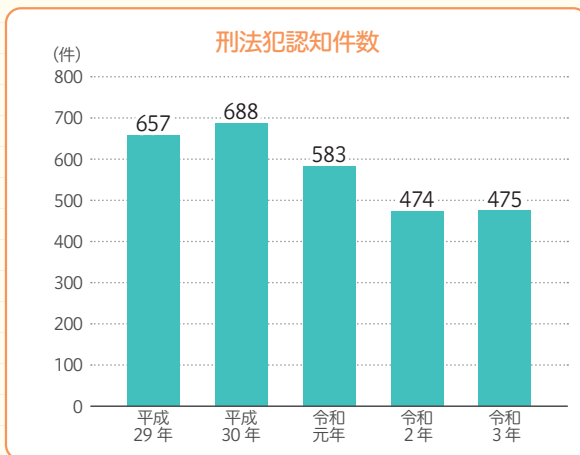
- 災害時等に迅速な行動が行えるよう、防災訓練や啓発活動などを通じて市民の危機管理意識の高揚を図るとともに、市全域にわたって自主防災組織の育成及び活動の支援を行い、日頃から地域の住民同士の顔の見える関係づくりを推進することで防災体制の強化を図ります。

めざす姿

- 防犯パトロールなど、地域の自主的な防犯活動が進み、犯罪が発生しにくいまちとなっています。
- 防犯組織活動の活発化に伴い、住民相互のコミュニティが確立された住みよいまちとなっています。

成果指標	現状値	目標値
刑法犯認知件数 [刑法に定められている窃盗などの犯罪行為による被害届件数(年間)]	475 件 ▶▶	470 件
全自治会の防犯ボランティア組織率 [自主的に防犯活動に取り組む組織が各自治会に組織化されている割合]	95 % ▶▶	100 %

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 街路灯など防犯の面で安心である 34.4%

- 本市では、犯罪を未然に防ぐことを目的として、地域で自主的に活動を行うパトロール隊や防犯ボランティアの結成・組織化を呼びかけてきました。その結果、自治会における防犯ボランティア組織率は、令和3年度時点で95%に達しており、刑法犯認知件数についても近年減少傾向にあります。一方で、高齢者等を狙った特殊詐欺の巧妙化・特殊化が見られるなど、引き続き防犯対策が求められる状況です。
- 今後も、本庄警察署、児玉警察署、本庄地方防犯協会、本庄地方暴力排除推進協議会等の関係機関・団体と連携し、更に強力な防犯体制を構築するために、自主的な防犯パトロール隊等の活動支援と、組織化が済んでいない自治会の解消を図るとともに、防犯に関する環境整備を推進し、市民と行政が連携して犯罪のないまちづくりを進める必要があります。

取組内容(施策中項目)

1. 防犯活動団体の組織の強化

- 地域で自主的に防犯活動を行う団体は、団体組織化の推進により令和3年度末時点で106団体が登録されています。引き続き未組織自治会などの防犯ボランティアの組織化に努めるとともに、団体の育成と連携を図ります。

2. 地域防犯体制の充実

- 犯罪を未然に防ぐため、自治会を中心とした市民や企業(事業所)に向けた防犯研修会を積極的に展開します。
- 犯罪被害の実態の把握や、身を守る方法を学習する機会の提供、地域における防犯体制の見直しとコミュニケーションを図ることで、地域防犯体制を充実させます。

3. 犯罪の起きにくいまちづくり

- 自主防犯組織の充実強化、地域の施設ごとの防犯設備の充実と防犯に配慮した施設づくりを推進し、犯罪の減少を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。

4. 暴力団排除活動の推進

- 警察と地域住民・企業・行政が協力して暴力団等の排除活動を推進します。



▲ 防犯パトロール

協働による取組

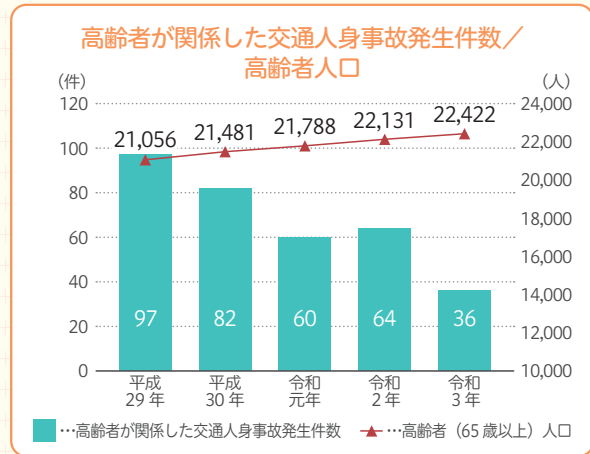
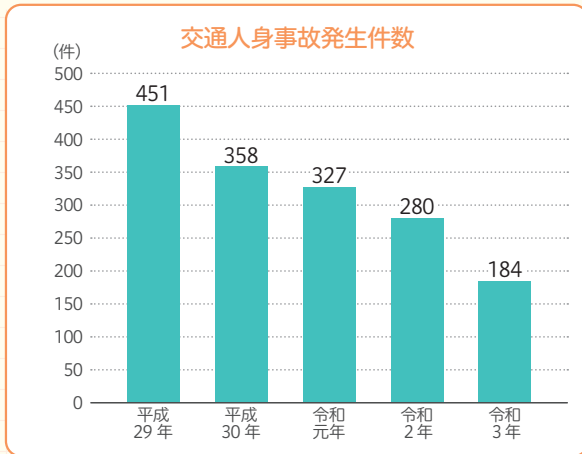
- 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等関係団体や地域防犯推進委員等による児童生徒の見守り活動や防犯パトロールなどを通じて、犯罪に対する認識を地域で共有し、犯罪の撲滅に向けた活動を充実させるなど、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。また、令和4年1月より開始したジョギング・ウォーキングパトロールなど、個人でも防犯活動に参加できる仕組みを通じて、協働による防犯対策を一層推進します。

めざす姿

- 交通安全施設が適切に設置され、市民が安心して生活できる交通環境が整備されています。
- 交通安全に対する意識が高まり、高齢者や障害のある人、子どもなどの交通弱者への配慮がなされています。

成果指標	現状値	目標値
市内における交通人身事故発生件数(年間)	184 件 ▶▶	180 件
上記のうち高齢者が関係した事故発生件数 [65歳以上の人が当事者となった件数(年間)]	36 件 ▶▶	30 件

数値で見る状況



出典(高齢者人口): 本庄市年齢別男女人口調べ(各年4月1日現在)

現況と課題

施策に係る市民満足度 交通安全対策が充実している 32.1%

- 本市の交通人身事故発生件数は減少傾向にあり、平成29年からの4年で約6割減少しています。人口千人あたりの件数で見ると、近年も非常に多い状況が続いていましたが、令和3年以降は改善されてきています。本市の特徴としては、事故死者数に占める高齢者の割合が高く、今後の高齢化の進展により、高齢者が関係する事故の割合が更に高まると予測されます。そのため、引き続き、運転に不安を感じる高齢者に運転免許証の自主返納を促す啓発活動等や、そのための移動手段の確保、また、安全で円滑な運行の確保に向けた道路交通環境の一層の整備を行う必要があるほか、高齢者が交通安全教育を受ける機会の拡充等が求められます。
- また、自動車運転者のみならず、歩行者や自転車利用者などを含む、道路利用者全体の交通安全の確保のため、学校・家庭・企業及び地域における交通安全意識の高揚のほか、交通安全施設などの道路交通環境の一層の整備が求められます。

取組内容(施策中項目)

1. 交通安全施設などの道路交通環境の整備

- 安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、道路照明灯などの交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行います。また、ゾーン30やグリーンベルトといった交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。

2. 交通安全意識の高揚

- 高齢者や子どもなど交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用の促進を重点施策として、運転に不安を感じる高齢者の自動車運転免許証の返納を促していくとともに、幼児・児童生徒に対する交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。



▲ 交通安全教室

協働による取組

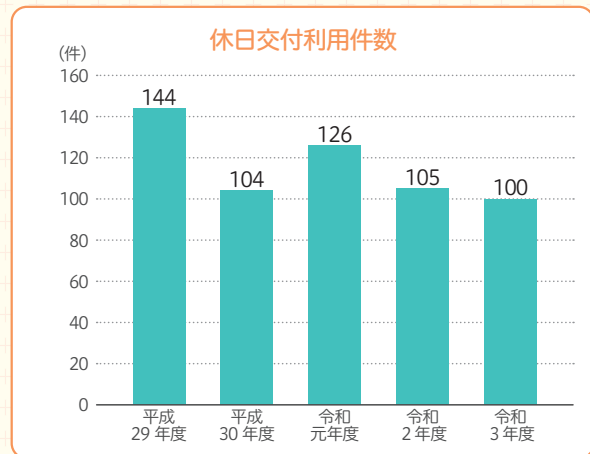
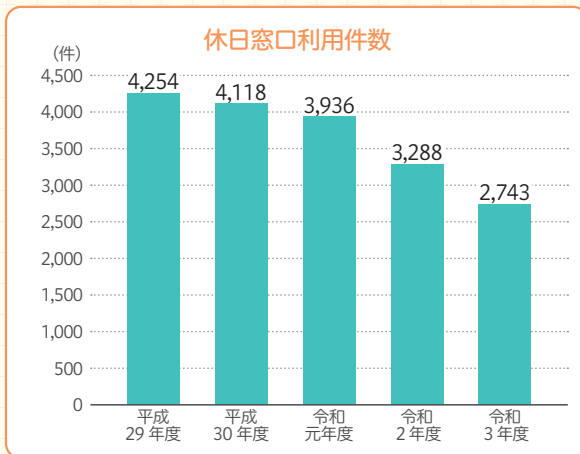
- 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等関係団体や交通指導員等による児童生徒の見守り活動などを通じて、地域における交通事故への認識の共有を推進し、地域の交通安全教育や交通安全思想の普及啓発などに取り組みます。

めざす姿

- 市民のライフスタイルに合わせ、時間や場所に制約されない市民サービスが提供されています。
- 市民サービスのデジタル化等の推進により効率化が図られ、市民が快適なサービスを受けることができています。

成果指標	現状値	目標値
証明書コンビニ交付サービスの交付数	3,602 件 ▶▶	5,500 件
オンラインによる交付手続利用件数	1 件 ▶▶	520 件

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 市の窓口サービスが向上している **42.8%**

- 窓口サービスについては、社会経済情勢の変化や市民のライフスタイルの多様化に対応し、日曜開庁により住民票の写しや、戸籍謄抄本、印鑑証明書、パスポートの交付などを行っています。そのほか、電話予約による住民票の写し、印鑑証明書、税務証明書の休日交付や、郵送請求による各種証明書の交付、証明書コンビニ交付サービスも行っており、今後も市民サービス向上のため、窓口業務のあり方や ICT*の活用などについて、費用対効果も勘案しつつ市民のニーズに対応していく必要があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年は窓口利用者の増加は見られない状況です。
- 市民相談は、法律相談、行政相談、不動産相談、税務相談、年金・労働相談を事前予約制により実施しています。特に、法律相談は希望者が多く、相談日を増やして対応していますが、それでも希望に応じられないケースも見られます。そのため、受付時に内容を聞き取り、福祉分野における総合相談や社会福祉協議会など、他部門の相談業務との連携も図っていく必要があります。
- 市公共施設においては、市民ニーズの多様化に対応するため、より市民の立場に立った使いやすい施設にすることが求められています。

取組内容(施策中項目)

1. 窓口サービスの向上

- 市民の利便性を高めるため、日曜開庁や電話予約による証明書の休日交付、コンビニ交付、電子申請などのサービスを提供します。また、市民ニーズの変化に対応した窓口業務等の改善に努めます。

2. 市民相談の充実

- 社会経済情勢の変化に伴い、複雑化・多様化した市民の相談に対応します。多様な相談希望者に対応できるよう他部門の相談業務との連携を図ります。

3. 市民ニーズに合った使いやすい市庁舎等の実現

- 来庁される市民にとって使いやすい市庁舎等の実現に努めます。



▲ 市民課窓口



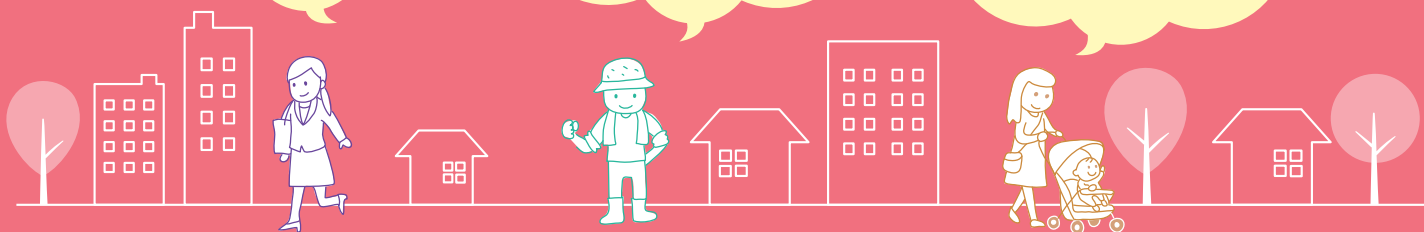
第 6 章 行財政経営分野

市民の信頼に応える 行財政経営を進めるまち

いろんな世代に、
市の情報がわかりやすく
伝わるといいね。

必要性を見極めて、
無駄なく市の取組が
進められるといいね。

みんなに便利な
サービスがデジタル化で
実現するといいね。



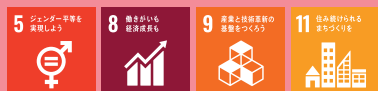


施策大項目と関連するSDGs

1. 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進



2. 効率的・効果的な行政経営の推進



3. 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進



4. 行政のデジタル化の推進



5. 自主性・自立性の高い財政運営の確立



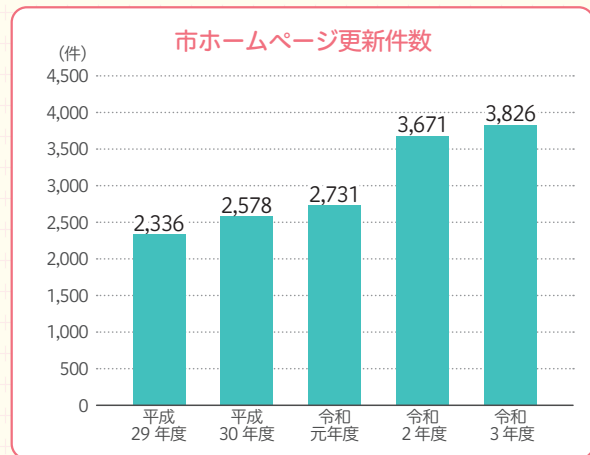
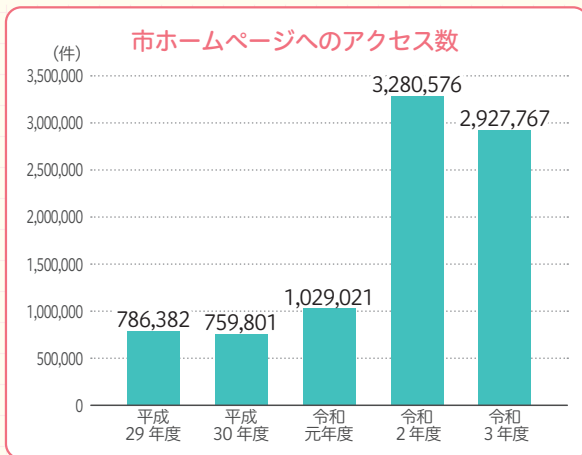
市政情報の提供の充実と 市政に対する市民参加の推進

めざす姿

- 全ての市民に開かれた行政となり、意見や意向を述べられる市民参加型の行政経営が行われています。
- 市政情報が公開され、計画策定や施策の実施に市民が積極的に参加しています。
- 公文書等の情報提供が一層充実し、市政の公正な執行と市民の信頼の確保が図られています。

成果指標	現状値	目標値
市ホームページへのアクセス数	2,927,767 件 ▶▶	3,351,000 件
市ホームページ更新件数	3,826 件 ▶▶	4,545 件
市民の意見を聴く場の実施回数 [対話集会・ワークショップ等]	105 回 ▶▶	110 回

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度

市の情報発信や情報公開が充実し、まちづくりへの市民参加機会がたくさんある 30.4%

- 広報紙（広報ほんじょう・広報ほんじょうおしらせ版）、市ホームページ、SNS※など様々な媒体を通じて、市政に関する情報発信を行っています。市ホームページへのアクセス数は、新型コロナウイルス感染症の流行等の影響で大幅に増加しましたが、平時においても目標値を上回り続けるよう、今後も有効でわかりやすい情報発信を心がけるとともに、SNS※から市ホームページへの誘導等の効果的な運用を図るなど、市民にとって情報を入手しやすい環境の整備に努めていく必要があります。また、若者から高齢者まで誰もが必要な情報を簡単に入手できるよう、多角的な情報発信に努めていく必要があります。
- 「市長への手紙」や「市民と市長との対話集会」により、市民からの意見・提言を広く求め、市政に反映させています。また、市の政策等の策定過程において、各種審議会委員等の公募や市民アンケート調査、パブリックコメント※、ワークショップなどを行い、市民意見の聴取、市民ニーズの把握を行っています。市民からの意見を聴く機会の充実を通し、市民からの理解と信頼を深め、開かれた市政を推進し、公正の確保と透明性の向上を図ることが重要です。
- 行政が行う業務の根拠や手続等の情報を市民がいつでも容易に把握できるよう、市民の利便性向上に向けた情報化に取り組んでいます。市民に向けて、幅広い分野で情報を積極的に発信していくことが重要です。



取組内容(施策中項目)

1. 広報広聴活動の充実

- 広報紙、市ホームページ、SNS*など様々な媒体を活用し、有効でわかりやすい情報発信を積極的に行います。
- 「市長への手紙」や「市民と市長との対話集会」などを通じて、市政に対する要望や意見を広く聴取します。
- 広報紙・市ホームページは、文字やレイアウトに配慮して誰もが見やすい紙面・画面構成に努めます。

2. 市民参加の促進

- 全ての市民に開かれた行政となり、本市の未来の舵取り^{かじ}を市民と共に行っていく市民参加型の行政経営に努めます。
- 市の政策等の策定にあたっては、各種審議会等の委員公募、ワークショップ、パブリックコメント*等を充実させ、市政への市民参加を促進します。

3. 情報公開・情報提供の推進

- 電子データを含めた公文書の管理(保管、保存及び廃棄)を適正に実施するとともに、市政に対する理解と信頼を高めるため、市民への情報提供を積極的に推進します。



▲ 市長への手紙

協働による取組

- 広報ほんじょうの読者に対し、紙面構成や内容に関する「広報アンケート」を実施し、いただいたご意見を紙面に反映させることで、より市民に伝わる広報紙の制作に努めていきます。
- 広報紙、市ホームページ等で市民が自ら情報発信できる場の提供を進めていきます。
- 広報紙、市ホームページ、SNS*など様々な媒体の活用により、各種審議会委員等の公募、パブリックコメント*、市民説明会、ワークショップ等を一層推進し、市民の意見を市政に反映させていきます。

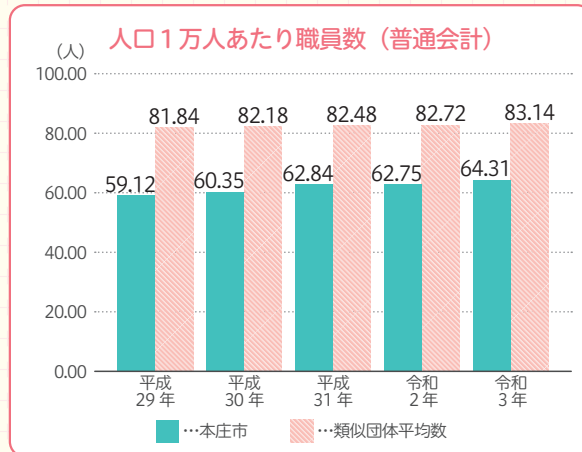
効率的・効果的な行政経営の推進

めざす姿

- 住民にわかりやすい組織が構築されています。
- 全職員が性別にかかわらず能力を発揮し、いきいきと活躍する職場環境が整備され、市内事業所のモデルとなっています。
- 近隣の自治体や民間との相互連携により、効率的かつ効果的な行政経営が行われています。

成果指標	現状値	目標値
職員提案制度 [※] 件数(年間)	5件 ▶▶▶	15件
高ストレス [※] と判定される職員の割合 [厚生労働省の判定基準10%]	11.0% ▶▶▶	10.0%

数値で見る状況



出典：総務省 類似団体別職員数の状況(各年4月1日現在)
 * 類似団体は、本市と同じく「一般市 II-1」(人口5万人以上10万人未満、産業構造がII次・III次90%未満かつIII次55%以上の団体)に属するもの

現況と課題

施策に係る市民満足度 効率的・効果的な行政経営が進んでいる 16.8%

- 多様化する市民ニーズや生産年齢人口の減少などが招く厳しい財政状況に備え、効率的・効果的な行政経営による健全な財政基盤の確立が、今まで以上に強く求められています。
- 時代の変化に的確に対応していくため、行政改革の推進、事務手法の見直し・改善、費用対効果等の検証、行政が行うことの妥当性の点検等をデータの活用を図りながら行うとともに、民間の考え方等を適宜取り入れながら、民間委託や広域行政の推進などによる経費の削減や市民サービスの向上を図る必要があります。
- 事務処理や意思決定の迅速化、決定後の即時対応、部局間の連携の強化などを継続的に行うとともに、職員が能力を十分に発揮して健康でいきいきと活躍できる職場環境づくりを推進していくことが重要です。



取組内容(施策中項目)

1. 行政改革の推進

- 本庄市行政改革大綱及び本庄市行政改革大綱実施計画により、行政改革を推進します。計画の推進期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

2. 民間委託等の推進

- 事務事業について、妥当性・必要性・有効性等を総点検し、経費の削減やサービスの向上が図られるものは積極的に民間委託を図ります。
- 公共施設の管理運営について、指定管理者制度*の活用等を図るとともに、PPP / PFI*等、施設に合わせた維持管理を推進するなど、サービスの向上及び経費の削減を図り、利用者の満足度向上に努めます。

3. 組織、機構の見直し

- 刻々と変化する社会経済情勢や市民ニーズの多様化に対し、迅速かつ柔軟に対応できる組織を目指し、スクラップ・アンド・ビルド*を基本にスリム化された組織編成を行います。また、意思決定の迅速化と責任の明確化のため、市長権限の事務委任や事務決裁規程については、必要に応じ見直しを図ることにより庁内分権を推進します。

4. 広域行政の推進

- 多様化する市民ニーズへの対応や財源の効果的な活用に努めるため、広域連携や企業等との連携を推進します。
- 消防・救急やごみ処理をはじめとした市民生活に身近な取組の充実を図ります。
- 本庄地域定住自立圏の中心市として、圏域市町の相互発展を目指します。

5. 適正な人事管理

- 職員が職務を行うにあたり発揮した能力や挙げた業績を適正かつ客観的に評価し、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用します。
- 女性管理職登用率の向上に、目標を持って取り組みます。
- 定年の段階的引上げにより、60歳以降の職員の多様な働き方へのニーズが高まると考えられます。こうした職員の働き方、退職者数の動向、業務量の推移、年齢構成を勘案した新規採用のあり方などの検討結果を踏まえ、適正な定員管理を推進します。

6. 職員の意識改革と人材育成

- 職員の意識改革を促すとともに専門的な知識を習得させるため、外部団体が開催する専門性の高い研修に参加させるなど様々な機会を捉えて職員研修を行い、人材の育成を図ります。
- 定年退職者を再任用することで、職員が長年培った知識、経験、能力などを組織の中で有効に活用します。
- 業務の改善や効率化などについて職員自ら提案することで、業務に対する意識を高め、提案を実施することにより、市行政の一層の充実を図ります。

7. 職員の健康管理と良好な職場環境の整備

- 質の高い安定した行政サービスを継続的に提供するために、職員が健康で安心して業務が行えるようストレスチェックやオンライン個別相談を継続して実施するなど、心身の健康増進を図ります。
- 在宅勤務や時差出勤をはじめとした多様な働き方に対応することにより、職員のワーク・ライフ・バランスの改善に努めます。

8. データの集積と活用の推進

- 各種統計や本市の各種事業のデータを集積・可視化・共有化することで、様々な分野の業務において、課題の把握、事業の企画立案等に活用できるよう取り組みます。

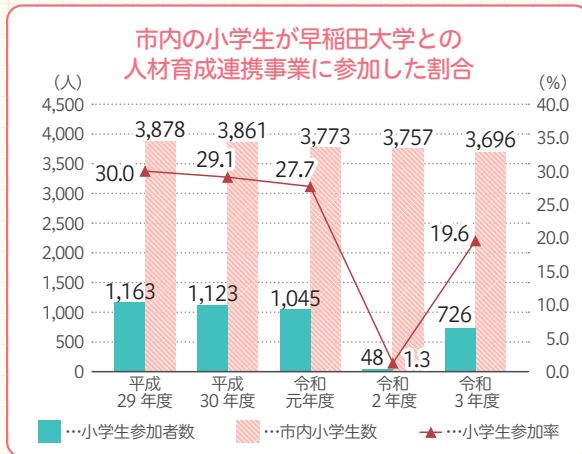
早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

めざす姿

- 早稲田大学とのまちづくりに関する連携事業によって、活力と魅力あるまちづくりが進められています。
- 早稲田大学との人材育成に関する連携事業によって、次代を担う人材が育成されています。
- 早稲田大学との連携により、「知的資源に恵まれた都市」というブランドイメージが構築され、移住・定住者が増加しています。

成果指標	現状値	目標値
市内小学生が早稲田大学との人材育成連携事業に参加した割合(年間)	19.6% ▶▶	40.0%
早稲田大学との協働事業数	33 事業 ▶▶	60 事業

数値で見る状況



▲ 小学生の環境学習(河川調査)

- 早稲田大学と本庄市との協働連携に関する基本協定の概要 -

1 目的

早稲田大学と本庄市は、包括的な相互連携の下、活力ある地域づくりや人材育成を図り、地域社会の発展に寄与します。

2 協力事項

- (1)まちづくりに関する事項
- (2)産業振興に関する事項
- (3)人材育成に関する事項
- (4)文化の育成・発展に関する事項
- (5)研究・開発に関する事項
- (6)その他本協定の目的に沿う事項

* 協定締結後の取組

基本協定締結後の具体的な取組については、地域の課題に対し協定書の「協力事項」に基づく取組が円滑に行えるよう早稲田大学と本庄市双方が課題を共有し、都度協議の上、協働・協力していきます。

現況と課題

施策に係る市民満足度

早稲田大学とのまちづくりに関する連携事業によって先進的なまちづくりが進んでいる 27.1%

- 早稲田大学と本市は、昭和30年代から今日まで長年にわたり、様々な分野において連携・協働によるまちづくりを行ってきました。平成17年には、双方の保有する資源を使って新たな関係を構築し、広く地域社会の発展に資することを目的とした基本協定を締結しました。
- 本市の活力ある地域づくりや人材育成を図り、地域社会発展のため、早稲田大学の持つ多分野にわたる知的資源や研究者・学生等の人的資源を本市の地域資源と組み合わせ、協働連携による魅力的なまちづくりや人材育成、文化の育成・発展、研究・開発に関し、相互に必要な支援と協力を行っていくことが必要です。

取組内容(施策中項目)

1. 協働連携によるまちづくり

- 大学の保有する知的資源と市の地域資源を組み合わせることで、活力と魅力あるまちづくりを進めます。

2. 協働連携による人材育成

- 小学生を対象とした環境学習への支援、市民総合大学や子ども大学ほんじょうでの協力講座の実施、市職員を対象とした研修などを通して、多様化する社会的課題の解決に貢献できる、次代を担う人材の育成に取り組めます。

3. 協働連携による文化の育成・発展

- 留学生と小学生による文化交流や文化教室への講師派遣等を通じて、大学と地域の人々がお互いの理解を深めながら、文化水準の向上と市民の知的好奇心の充足を図ります。
- 本庄早稲田の杜ミュージアムの共同運営を通じて、市民に本市の歴史や文化のみならず、早稲田大学が所蔵する貴重な文化財が市内において公開される機会を創出するとともに、世界の文化に触れる機会を提供することで、文化水準の向上を図ります。

4. 協働連携による研究支援

- 地域資源を活かした教育研究への支援により、先端的な研究成果の創出と新たな地域資源の発掘に取り組めます。



▲ 市民総合大学

協働による取組

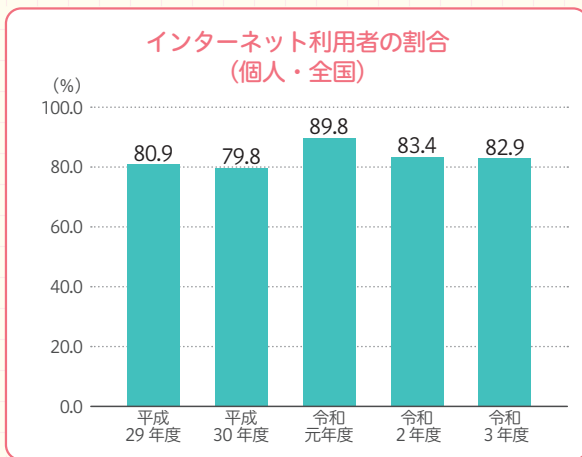
- 継続して取り組んでいる各種の事業は、本市の文化水準の向上や人材育成に寄与しています。今後は、知的資源・人的資源の更なる活用に向けた機会の創出を推進し、幅広い層の市民が早稲田大学との協働に関われるよう努めます。また、市内外への本施策のPRを通し、本市のまちづくりへの関心を集め、市民のまちづくりへの意識の向上やまちの魅力の創出につながるよう努めます。

めざす姿

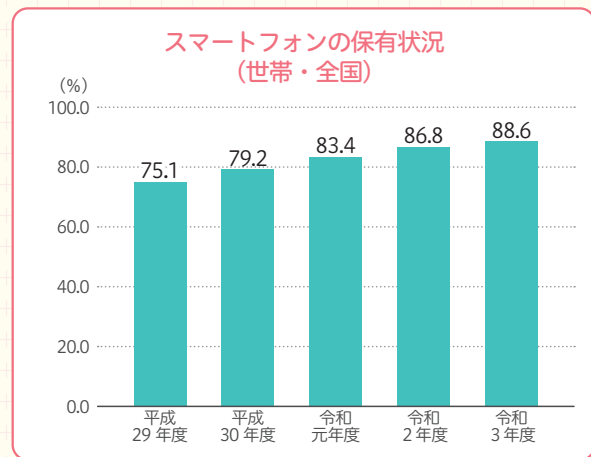
- ICT※を活用した行政サービスが充実しています。
- 情報の保護や保全のためのセキュリティ対策がより強化されています。
- デジタル技術の利用が市民に身近なものになっています。

成果指標	現状値	目標値
オンラインによる各種手続数	43 手続 ▶▶	100 手続
マイナンバーカードの交付率	36.1 % ▶▶	100.0 %

数値で見る状況



出典：総務省 通信利用動向調査



出典：総務省 通信利用動向調査

現況と課題

施策に係る市民満足度 インターネットを利用した行政サービスが充実している 26.0%

- ICT※が飛躍的に進展している中、市民の利便性の向上や効率的・安定的な行政事務の推進のために、本市でも各種手続等のオンライン化、システムのクラウド※利用等を進めています。今後も、AI※やRPA※等の導入を含めてICT※環境の充実を図っていく必要があります。さらに、ICT※環境を幅広い市民が活用していけるよう、必要な情報提供や支援のあり方を検討し、実施していくことが求められます。
- 情報セキュリティに対する脅威が増大している中、市民の個人情報を保護するとともに適切な行政事務を運営していくために、情報セキュリティ対策を更に強化していく必要があります。
- 大規模災害が発生した際には、電子メールの不達やインターネットの障害、情報システムの停止やデータの消失などにより、市民生活に深刻な影響が生じる可能性が想定されることから、大規模災害に備えた対策を強化し、ICT※環境の利用確保や早期復旧の体制整備を行うことが必要です。

取組内容(施策中項目)

1. ICT*の利活用による市民の利便性の向上

- インターネットやマイナンバーカードをはじめとした ICT*の利活用により市民のニーズに対応した行政サービスを推進し、市民の利便性の向上を図ります。
- 誰もがデジタル機器を活用できるよう、必要とする方に対する支援を行います。

2. ICT*の利活用による効率的・安定的な行政事務の推進

- AI*や RPA*等の新たな ICT*を積極的に活用し、より効率的・安定的な行政事務の推進を図っていきます。
- 行政事務の決裁行為のシステム化や内部の会議資料のデータ化をすることにより、引き続き紙資源の削減や、職員の事務負担の軽減を図ります。
- 統合型 GIS*の更なる活用により、庁内各部署が保有する空間情報を共有し、①地図データ作成の重複投資削減、②地図を利用する業務の効率化、③利便性の高い住民向けサービスへの活用、④政策判断などへの活用を図っていきます。

3. 情報セキュリティ対策の強化

- 最新の ICT*の動向の把握・分析に努めるとともに、「本庄市情報セキュリティポリシー」に則して、物理的・技術的・人的な情報セキュリティ対策と情報セキュリティ監査を引き続き実施し、情報セキュリティマネジメントの強化を図ります。

4. 行政システムにおける大規模災害に対する対策の強化

- 大規模災害に対して、行政システムの業務継続性を確保するための対策の強化を図ります。



▲ マイナンバーカード窓口



▲ シニア向けタブレット端末*講座

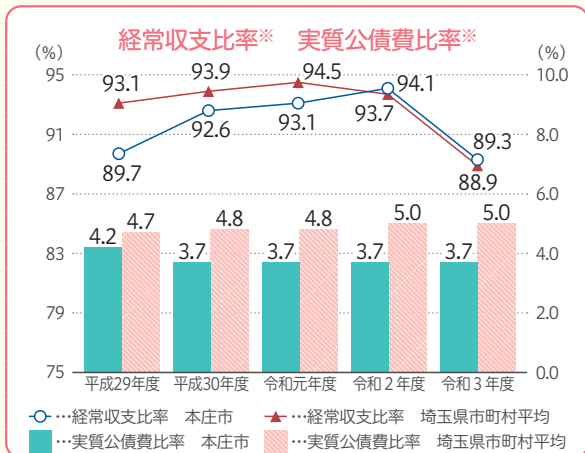
自主性・自立性の高い 財政運営の確立

めざす姿

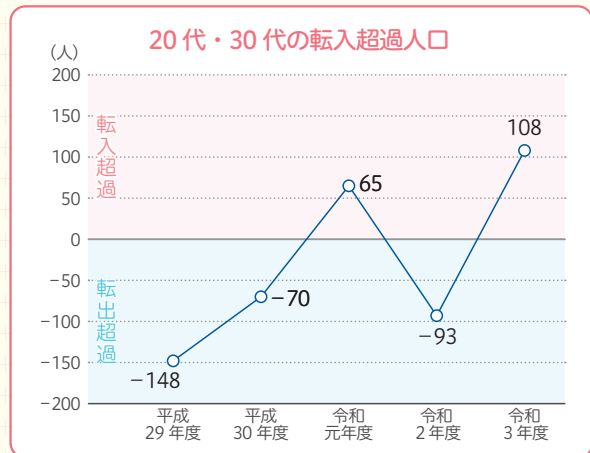
- 多様な手段による自主財源の確保と適切な予算執行により、健全な財政運営が行われています。
- 各種サービスにおける受益者負担の見直しが行われ、負担の適正化が図られています。
- 公共施設等について総量の削減や長寿命化を推進し、維持管理・運営の効率化等に計画的に取り組むことで財政負担を縮減し、安全で持続可能な施設整備が行われています。

成果指標	現状値	目標値
経常収支比率* [財政運営の弾力性を示す指標(比率が高いほど、財政運営の硬直化が進んでいることを表す)]	89.3 % ▶▶	92.7 %以内
実質公債費比率* [公債費のうち交付税により措置されるものを除いた正味の公債費の占める割合]	3.7 % ▶▶	3.7 %以内
将来負担比率* [標準的な収入に対して、一般会計等が抱える実質的な負債の占める割合]	0.0 % ▶▶	0.0 %
20代・30代の転入超過人口[転入人口-転出人口]	108人 ▶▶	0人(移動均衡)

数値で見る状況



出典：埼玉県 市町村普通会計決算の状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 財産や公共施設が適正に管理され健全な財政運営が行われている 22.1%

- 本市の財政状況は、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、経済活動の縮小・停滞が懸念され、市税収入の大幅な伸びが見込めない一方で、社会保障経費の増大や公共施設の更新・修繕等の歳出の増加が見込まれており、厳しい状況が続くことが予想されています。
- 持続可能なまちづくりのために、財政健全化の根幹である自主財源を確保するとともに、重点的な資源配分(メリハリ付け)により、効率的・効果的な行財政経営の推進に努める必要があります。
- 健全な財政運営を図るため、公平で適正な課税に基づく安定した税収の確保や、受益者負担の適正化に継続的に取り組んでいます。また、ふるさと納税制度の活用やネーミングライツの導入により、自主財源を確保する取組を推進しています。今後も、本市の地域資源を、まちの魅力として発信することにより、市内外の人や企業から「選ばれるまち」となる取組を推進していく必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 自主財源の確保

- 適正な課税と納税・納付への意識啓発を促進し、納税・納付秩序の維持を図るとともに収納率の向上を目指し、安定的な自主財源の確保に努めます。
- 優良な企業の誘致や地元雇用の創出、クラウドファンディング*を含めたふるさと納税制度等による寄附者の増加を図るとともに、広告収入やネーミングライツなどの多様な財源の確保に取り組みます。

2. 計画的な財政運営

- 中長期的な視点に立ち、市財政の健全性を確保するよう、財政収支の見通しを作成し、計画的・効率的な財政運営に努めます。
- 地方公会計による財務諸表など市民にわかりやすい財政状況の公開、入札・契約事務の透明化に努めるとともに、財政運営の適正化を図ります。

3. 財産管理の効率化

- 公共施設の効率的、効果的な運営ができるよう適正な施設管理を行います。
- 未利用地について、今後利用の計画がないものは、積極的に公売するなど、自主財源を確保するとともに、適正な財産管理に努めます。

4. 事業コストの縮減

- 市民のニーズに即した「選択と集中」による事業を実施し、計画的な行政経営を図ります。
- 事務事業評価*により、事業の有効性や効率性を継続的に検証し、事業のスクラップ・アンド・ビルド*を図ります。

5. 公共施設等の適正な配置

- 市の保有する全ての公共施設等について、中長期的な視点から施設総量の削減や長寿命化の推進、維持管理・運営の効率化等に取り組み、財政負担を縮減するとともに安全・安心な施設を通じた行政サービスを提供します。
- 社会情勢や財政状況を踏まえた上で、各施設が有する課題の解決に向けて、市民との合意形成を図りつつ、長期を見据えた公共施設マネジメントのビジョンを構築することで、公共施設の適正な配置を実現します。

6. まちの魅力創造と移住定住促進

- まちの魅力が向上し、市内外の人や企業に「選ばれるまち」になることが必要です。魅力ある地域資源を掘り起こし、積極的な情報発信に取り組みます。
- 本市におけるシティプロモーション戦略である「選ばれるまちとなり、定住人口が増加することで持続的に発展すること」の実現に向けて、「①認知度の向上、②関係人口*の創出、③移住・定住者の増加」に取り組み、移住定住の促進につなげます。

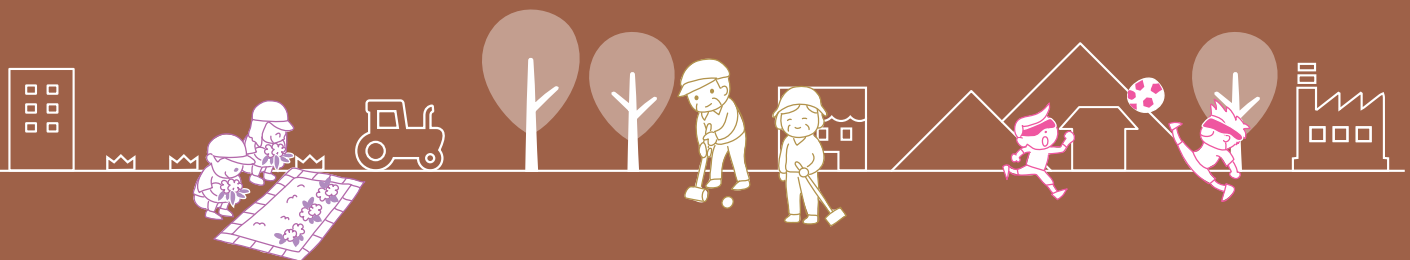
協働による取組

- 高校生等を含めた幅広い市民が地域への愛着と誇りを高めていけるよう、ワークショップ等によるまちづくりへの積極的な参加を促すなど、本市が「選ばれるまち」となるためのシティプロモーションに市民と協働で取り組みます。



第7章 政策連携プラン

1. 埴保己ープラン
2. 本庄版ネウボラ※プラン
3. まちなか再生にぎわいプラン
4. 本庄ブランド発信プラン
5. 誰もが輝く、チャレンジ応援プラン



政策連携プランは、各政策大綱分野内の施策の推進だけでは解決が難しい分野横断的な課題に対し、その課題意識を明示するとともに、課題解決に資する個別の取組を体系的にまとめたものです。本計画においては、前期基本計画からの課題に引き続き取り組むため、基本的な枠組みは踏襲しつつ、状況の変化や新たなニーズ等も踏まえて再編しました。



政策連携プランと本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」といいます。)は、人口減少や少子高齢化、経済の縮小や社会の減退といった課題に対する具体的な施策や目標をまとめたものです。本計画においては、政策連携プランと総合戦略の一体的な運用を図ることにより、これらの課題解決に向けた取組を効果的かつ効率的に推進していきます。なお、各プランの推進に向けた具体的な取組は、総合戦略に体系的に取りまとめた上で、定期的な見直しを行いながら推進していきます。

1. 塙保己一プラン～志と共生のまちへの未来を描く～

本市出身の盲目の国学者・塙保己一は、「世のため、後のため」という思いから、様々な困難を乗り越え、「群書類従」の編纂や「和学講談所」の創設などの偉業を成し遂げました。こうした塙保己一の思いや生き方に学び、誰もが夢や志を持って生きられる社会の実現を図るとともに、様々な立場の方が支え合って暮らすことができる共生のまちづくりを推進します。

推進のための取組

▶ 塙保己一の生き方に学ぶ

塙保己一の生き方は、夢や志を持ち、困難にくじけずにとゆまぬ努力を重ねる大切さを、今を生きる我々に指し示してくれています。本市の児童生徒に対するキャリア教育を通し、就労観や職業観を育てるとともに、塙保己一を題材にした教材を用いた道徳教育を行い、豊かな心の育成を図ります。また、年齢を問わず学び続けることを通して、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習活動の機会の充実を図ります。

施策大項目

2-1 確かな学力と自立する力の育成

2-2 豊かな心と健やかな体の育成

2-4 生涯学習の活発化

▶ 互いに支え合い、誰もが安心して生活できる社会を実現する

盲目という障害のあった塙保己一は、支えてくれた人々への感謝や「世のため、後のため」という思いから、様々な困難を乗り越えて偉業を成し遂げました。このことを踏まえ、地域で共に支え合い、障害の有無や経済状況にかかわらず安心していきいきと生活できる社会の実現を目指します。福祉総合相談窓口の運営を通し、福祉分野の複合的な課題や制度の狭間のニーズに対し、縦割りではない分野横断的な対応、関係する機関や地域社会と連携した支援を図るほか、まちづくりにおけるユニバーサルデザイン*やバリアフリー**化を推進し、誰もが安心して生活できる基盤の整備も進めます。また、障害者スポーツの普及・啓発等を通じ、共生社会の実現を図ります。

施策大項目

1-4 地域福祉の推進

1-5 高齢者福祉の充実

1-6 障害者福祉の推進

1-7 生活困窮者等の支援

2-6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

4-2 居住環境の整備

4-4 交通サービスの充実

▶ 塙保己一の精神を今に活かす

塙保己一は、各地に散在する古書を収集し、それらの内容の精査や分類を行い、「群書類従」を編纂しました。この編纂を通じて塙保己一が行った情報の精査、分類や共有の精神を継承し、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に向けたデジタル化を推進するとともに、市政情報の提供の充実や情報公開・情報提供の推進を図ります。また、生涯学習のシンボルでもある塙保己一の事績を顕彰する活動を支援し、その精神と事績の普及推進を図ります。

施策大項目

2-4 生涯学習の活発化

5-6 市民サービスの向上

6-1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進

6-4 行政のデジタル化の推進

総合戦略における数値目標の設定項目

- 障害者への支援体制・地域の支え合いに係る市民満足度、オンラインによる各種手続数

2. 本庄版ネウボラ※プラン～子どもが輝く未来を描く～

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に加え、出会いの機会の創出や、地域における子育てしやすい環境の整備、早稲田大学等との連携による教育の充実等を進め、子どもが輝くまちづくりを推進します。

推進のための取組

▶ 出会い・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

結婚へとつながる出会いの機会を創出し、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援を行うことで、本市の未来を拓く子どもを安心して生み育てる環境を整えます。また、貧困、虐待、ヤングケアラー※など、子どもを取り巻く様々な課題に対し、関係する機関や地域社会と連携した支援を図ります。

施策大項目

1-1 子ども・子育て支援

1-2 健康づくりの推進

1-4 地域福祉の推進

1-7 生活困窮者等の支援

▶ 地域における安全・安心の子育て環境の整備

子どもたちが安心して利用できる遊びの場・学びの場を提供するとともに、子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等との協働により、親子の交流の場の提供や子育て相談、見守り活動等を実施し、地域における安全・安心の子育て環境を整えます。

施策大項目

1-1 子ども・子育て支援

1-2 健康づくりの推進

1-4 地域福祉の推進

1-7 生活困窮者等の支援

2-4 生涯学習の活発化

4-7 都市公園の整備と緑の保全



▶ 地域資源を活かした学びの機会の充実

子どもが地域の産業や歴史・文化資源、早稲田大学の知的資源等に触れる機会を設けることで、本市ならではの学びの機会の充実や地域への愛着の醸成につなげます。

施策大項目

2-1 確かな学力と自立する力の育成

2-5 文化財の保護と活用の推進

3-1 農林業の振興

6-3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

総合戦略における数値目標の設定項目

- 合計特殊出生率、子育て支援に係る市民満足度

3. まちなか再生にぎわいプラン～まちなかがにぎわう未来を描く～

まちなかの再生、にぎわいの創出に向けて、本庄駅北口周辺整備や空き店舗活用等、にぎわいを呼び込むまちづくりを多方面から進めるとともに、快適な生活環境の整備を図り、市民が誇りを持てる、また市外の人が訪れたいまちづくりを進めます。

推進のための取組

▶ にぎわいのあるまちなかづくり

本庄駅や児玉駅周辺を中心とした既成市街地のにぎわいの創出に向け、都市計画に沿ったハード面での整備と、にぎわい創出の担い手への支援等のソフト面での施策の連携を図っていくとともに、学生等の若者を含めた多様な主体が参画するにぎわいづくりを推進します。

施策大項目

3-2 商業の振興

3-4 観光の振興

4-1 計画的なまちづくり

▶ 快適な生活環境の整備

快適な生活環境を整備する上では、都市景観、道路整備、公共交通、環境保全・緑化など多分野にわたる取組が必要です。実際に生活する市民の声を反映させるとともに、コミュニティ活動団体やボランティア団体など、市民との協働による取組を進めます。

施策大項目

3-6 環境対策の充実

4-2 居住環境の整備

4-3 道路・河川の整備と維持管理

4-4 交通サービスの充実

4-7 都市公園の整備と緑の保全

5-1 市民との協働による
まちづくりの推進



総合戦略における数値目標の設定項目

- 居住誘導区域*内に居住している人口の占める割合、計画的なまちづくりに係る市民満足度

4. 本庄ブランド発信プラン～魅力あふれるまちの未来を描く～

本市の様々な地域資源について、魅力の磨き上げと市内外に向けた発信を推進し、「本庄ブランド」の構築を図るとともに、移住定住の促進につながるよう各施策の一体的な展開を図ります。

推進のための取組

▶ 本庄ブランドの構築

本市の豊かな自然、歴史・文化、早稲田大学や各高校、産業等の地域資源を活かし、観光や特産品の魅力及び都市イメージの向上を図り、市民が愛着や誇りを持つことができる本庄ブランド確立に向けた取組を推進します。

施策大項目

2-5 文化財の保護と活用の推進

3-1 農林業の振興

3-4 観光の振興

5-1 市民との協働によるまちづくりの推進

6-3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

6-5 自主性・自立性の高い財政運営の確立

▶ 魅力発信と移住定住促進

本市の農産物等について更なる発信強化を図るとともに、魅力の発信拠点として道の駅の整備等について、その可能性や方針の検討を各分野間での協働により進めます。また、交通アクセスの利便性の高さや自然の豊かさ等、住環境としての魅力発信に加え、移住支援施策を一体的に実施することにより、本市への移住定住促進を図ります。

施策大項目

3-1 農林業の振興

3-4 観光の振興

4-3 道路・河川の整備と維持管理

4-4 交通サービスの充実

6-5 自主性・自立性の高い財政運営の確立

総合戦略における数値目標の設定項目

- 市民の定住意向、観光入込客数



5. 誰もが輝く、チャレンジ応援プラン

～誰もがチャレンジできる未来を描く～

人口減少を抑制する上で重要となる雇用の創出や確保を進めるとともに、就労に限らず、社会参加や市民活動など、誰もがそれぞれの状況に応じて活躍できるチャレンジを応援します。

推進のための取組

▶ 誰もが活躍できる機会の創出

産業の誘致・集積等による雇用の創出や、経済的支援にとどまらない伴走型の創業支援を行うほか、就労支援や高齢者の社会参加の促進、市民団体等への活動支援など、誰もがそれぞれの状況に応じて活躍できる機会の創出を図ります。

施策大項目

1-5 高齢者福祉の充実

3-1 農林業の振興

3-2 商業の振興

3-3 工業の振興

3-5 いきいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保

5-1 市民との協働によるまちづくりの推進

▶ 誰もが活躍できる環境の整備

子育てと仕事が両立できる環境の実現に向けた支援を行うほか、障害のある人の就労機会の拡大を図るなど、誰もが安心して活躍できる環境の整備を推進します。

施策大項目

1-1 子ども・子育て支援

1-6 障害者福祉の推進

3-5 いきいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保

5-2 人権を尊重する社会の実現

総合戦略における数値目標の設定項目

- 誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりに係る市民満足度、労働力人口【国勢調査による労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた人口）】

各プランの「推進のための取組」において示しているそれぞれの施策大項目は、策定時点において各プランとの関連が特に強いと想定されるものです。各プランの推進にあたっては、ここで示す施策大項目に限定することなく、状況の変化に応じて、必要な連携を図っていきます。

資料編

資料Ⅰ 後期基本計画 主な事業一覧

資料Ⅱ 後期基本計画 成果指標一覧

資料Ⅲ 策定の経緯

資料Ⅳ 関連計画

資料Ⅴ 用語の解説

後期基本計画 主な事業一覧

第 1 章 健康福祉分野

みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち

1 子ども・子育て支援

主な事業	概要
1 ファミリー・サポート・センターの運営	● 子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、子育てをサポートします。
2 児童手当の支給	● 中学校修了前の子どもを対象に、児童手当を支給します。
3 子どもの医療費の助成	● 満18歳の年度末までの子どもを対象に、医療費の自己負担分を助成します。
4 児童扶養手当の支給	● ひとり親家庭等の経済的支援を目的として児童扶養手当を支給します。
5 ひとり親家庭等医療費の助成	● ひとり親家庭の子ども及び親等を対象に、医療費の自己負担分を助成します。
6 母子家庭等への支援	● 母(父)子家庭の母(父)に対し、高等職業訓練促進給付金等を支給することにより修業訓練中における生活の負担の軽減を図ります。
7 民間保育所等委託事業	● 保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
8 放課後児童健全育成事業	● 民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
9 子育て支援センターの運営	● 子育て不安の相談や情報提供、保護者同士・子ども同士の交流や情報交換のための環境整備と運営の充実を図ります。
10 家庭児童相談室の運営	● 育児相談、悩み受付、情報紹介、専門機関への取次ぎなどを支援します。
11 要保護児童対策地域協議会の運営	● 関係機関と情報を共有し、虐待通告に対し速やかに対応できる体制を整え、子どもを虐待から守ります。
12 民間保育所等運営助成事業	● 児童及び保育士等の処遇改善や保育所等運営の充実を図ります。
13 多子世帯の保育料の軽減	● 子どもを3人以上養育している家庭の第3子以降の保育料を無償とします。
14 すくすくメールの配信	● メール配信による出産・育児に関する支援情報や予防接種スケジュール情報を提供します。
15 保護者への支援	● 子育てを支援するための保護者向けの講座等を開催します。

2 健康づくりの推進

主な事業	概要
1 健康診査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診※・健康診査、肝炎検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等を実施します。また、検診方法の見直しを行い、受診率向上を図ります。
2 がん検診の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ABC検診（胃がんリスク検診）・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肺がん検診を実施します。また、検診方法の見直しを行い、受診率向上を図ります。また、若者への知識の普及啓発を行い、検診受診率の向上につなげます。
3 乳幼児健診・健康相談を通じた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児・5歳児の健診や健康相談を行います。また、健診後の相談等の充実を図り、継続した支援を行います。
4 乳幼児への訪問支援・健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 赤ちゃん全戸訪問のほか、家庭訪問・両親学級・育児学級・健康教育などを行います。 ● すくすくメールの周知を図り、いつでもどこでも活用できる子育て支援を提供し、子育て環境の整備に努めます。
5 予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種スケジュール作成機能の周知を図り、接種率の向上を目指します。
6 発達障害※児等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 療育的相談・個別相談・機関への巡回支援・コンサルテーション※・事例検討会・研修会などを行います。各関係機関と連携をとり、一人一人に合わせた支援を行います。
7 心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関との連携・協力を強化し、総合的な自殺対策を推進します。
8 健康づくりへの動機づけの強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくり活動に対しポイントを付与し、ポイントを貯めると賞品と交換できる事業で、市民の自主的な健康づくり意識の高揚を促します。
9 体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果が認められている「マイトレ教室」の継続実施や動機づけ事業を活用し、市民の健康づくりを推進します。 ● 様々な教室や講座、健診、相談事業などを通して各ライフステージに応じた食育を推進していきます。
10 生活習慣病重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険被保険者のレセプト※や特定健診※等のデータを活用し、高血圧に該当する未受診者等や糖尿病が重症化するリスクが高い被保険者に対し保健事業を行います。
11 人間ドック助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病その他の疾病の早期発見・重症化の予防のため、国民健康保険被保険者のうち35歳以上の方や後期高齢者医療被保険者の人間ドック又は併診ドックの受検者に対し助成を行います。

第1章 健康福祉分野

3 医療体制の充実

主な事業	概要
1 休日急患診療所の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庄市休日急患診療所において本庄市児玉郡医師会により実施されている診療を支援しています。主に内科・小児科系の初期救急医療[※]に関し、休日の昼間と夜間に診療を実施しています。また、平成29年7月より週1回の平日の夜間診療を実施しています。
2 在宅当番医制の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庄市児玉郡医師会の会員による在宅当番医制を支援しています。主に外科系の初期救急医療[※]に関し休日の午前中対応しています。
3 病院群輪番制病院の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 児玉郡市内の病院輪番制による夜間と休日の昼間の救急対応を支援します。また、北部保健医療圏(県北8市町)の三次救急医療[※]体制充実に向け取り組みます。
4 北部保健医療圏で実施する小児救急医療の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部保健医療圏の小児の休日・夜間の二次救急医療[※]を深谷赤十字病院・行田総合病院・熊谷総合病院の3病院で対応しています。県北8市町合同で、この3病院を支援しています。
5 小児救急医療における初期救急の県外後方支援病院の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 児玉郡4市町で公立藤岡総合病院及び伊勢崎市民病院と協定を結び、各病院の小児二次救急医療[※]輪番日に、初期救急医療[※]の後方支援を依頼します。
6 啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、ほんじょう健康相談ダイヤル24事業の周知を図り、市民の病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。
7 医療費適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険加入者の資格の適正化や、点検員によるレセプト[※]点検の充実・強化を図り、医療費の適正な給付に努めます。また、重複・頻回受診者に対する適正受診の普及・啓発や、ジェネリック医薬品及びセルフメディケーション[※]の普及・啓発に努めます。

4 地域福祉の推進

主な事業	概要
1 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庄市成年後見サポートセンターを中心に、成年後見制度の周知・啓発、市民後見人の養成、後見相談事業を行い成年後見制度の適切な利用・促進を図ります。また、権利擁護を推進するために障害や認知症等により判断の能力が不十分な人への支援、家族等に対する支援(ケアラー[※]・ヤングケアラー[※]支援)、本人や家族等を取り巻く周囲の理解の促進、地域づくりへの支援も同時に進めていきます。
2 社会福祉協議会運営補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動事業など地域福祉の拠点としての役割を果たしている本庄市社会福祉協議会へ運営費の補助を行います。
3 民生委員活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者、高齢者、子育て世帯や生活困窮者等多様な生活上の困りごとを抱える人の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関を繋ぐパイプ役を努めている民生委員・児童委員協議会の活動支援を推進します。
4 地域支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市や関係機関、団体、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

5 高齢者福祉の充実

主な事業	概要
1 介護予防の推進	● はにぼん筋力トレーニング教室、はにぼんお口の健康体操、あたまとからだの健康教室などの多彩な事業を充実し、高齢者の心身の健康づくりと介護予防を推進します。
2 地域包括支援センターの充実	● 医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に推進する地域包括ケアシステムの中核施設である地域包括支援センターについて、更なる機能の強化を図ります。
3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	● 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすために、地域の多様な主体を活用し、地域ニーズに合ったサービスの創出等により、サービスの充実を図ります。
4 高齢者の権利擁護の推進	● 認知症高齢者への支援、高齢者虐待への速やかな対応、市民後見人育成を通じた成年後見の利用拡大などに努め、高齢者の権利擁護を推進します。
5 生きがいづくりの推進	● シルバー人材センター等の就業機会の充実、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動等、社会参加・生きがいづくりの支援を進めます。
6 老人クラブ活動への支援	● 高齢者の社会参加・地域活動等が健康増進や地域住民との交流に役立つため、補助を行い活動の支援を進めます。
7 在宅医療・介護連携の推進	● 医療と介護を必要とする高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携を進めるとともに在宅医療の一層の充実を図ります。また、本人が自分らしい最期を迎えるための看取り介護のニーズへの対応を進めます。
8 認知症高齢者の支援	● 認知症の人とその家族が安心して地域で暮らせるように、認知症に関する普及啓発の推進、早期発見・早期対応の体制整備、認知症地域支援推進員が中心となって行う地域の支援機関とのネットワーク形成や支援体制の構築などにより、総合的に支援します。
9 高齢者支え合いの推進	● 高齢者が地域の中で孤立することなく安心して暮らせるよう、「見守り活動」や「サロン」による地域福祉活動の充実を図るため、事業主体となる本庄市社会福祉協議会への支援を進めます。
10 在宅の要介護者を介護している家族等へのサービスの充実化	● 在宅の要介護者を抱える家庭の負担を軽減するためサービスの充実を図ります。
11 生活支援サービスの体制整備	● 地域で不足するサービスの担い手の養成やサービスの提供主体間のネットワークの構築など、多様なサービスを提供できる体制整備を図ります。

第 1 章 健康福祉分野

6 障害者福祉の推進

主な事業	概要
1 障害者の社会参加を促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の社会参加を促進するため、活動場所の提供や障害者団体への活動支援を行います。
2 理解促進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害や障害のある人への理解を促進する啓発事業等を実施します。また、障害のある人の日頃の活動成果の発表と、啓発交流事業としてふれ愛祭の開催を支援します。
3 障害者との意思疎通を支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚及び音声・言語障害のある人のコミュニケーション手段を確保するために、タブレット端末[*]の設置や手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
4 自立支援給付の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅や施設で介護の支援を受ける介護給付、リハビリテーションや就労に向けた訓練等給付、自立支援医療、補装具支給、障害のある児童の発達や自立を支援するための通所や入所支援等の給付を行います。
5 障害者地域活動支援センター活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人がいきいきとした生活ができるように、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域との交流を図ります。
6 障害者相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業を社会福祉法人へ委託し、相談支援体制を整え、必要な情報提供等の支援を行います。また、その中核となる基幹相談支援センターを設置し、円滑な相談支援を推進します。
7 日常生活用具給付等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の利便性を図るため、必要に応じて特殊寝台や聴覚障害者用通信装置 (FAX等) などの日常生活用具の給付や貸与を行います。
8 重度心身障害者医療費支給の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度の心身障害がある人の経済的負担を軽減するため、医療機関等を受診したときの医療費等の自己負担分を助成します。
9 障害者就労支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者雇用を促進するため、地域で連携し、企業に対する働きかけや訓練の場の充実を図ります。また、障がい者就労支援センターにおいて、障害のある人が安心して働けるように適性に応じた就労と職場での定着を支援します。
10 障害者権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待・差別事案への速やかな対応を図るとともに、精神障害者や知的障害者への後見制度利用支援等を行い、障害のある人の権利擁護を推進します。

7 生活困窮者等の支援

主な事業	概要
1 生活困窮者自立支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期の発見に努め、相談者に寄り添う自立相談支援や社会復帰を後押しする住居確保給付や就労準備支援、さらには、貧困の連鎖の予防のための学習支援など、地域と連携した積極的な支援に取り組みます。
2 生活保護制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 「必要な人に必要な保護」を基本として、市民の安心を守る、市民に信頼される制度運営の下、被保護者の安定した生活の維持への支援や稼働能力のある被保護者の自立を促す就労支援、さらには、子どものいる世帯への養育・就学支援に取り組みます。
3 地域支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市や関係機関、団体、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。
4 総合相談窓口での適切な相談・支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合的なニーズを持つ市民の困りごと等に対して、分野横断的に関係機関等と連携した支援を行っていきます。

第2章 教育文化分野

未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち

1 確かな学力と自立する力の育成

主な事業	概要
1 学力向上の推進	● 自ら考え判断し行動するとともに、仲間と話し合い協力し、課題を解決する授業へと授業改善を進めます。また、ICT*の活用を積極的に推進するとともに、ALT(外国語指導助手)等を活用し英語教育の充実や、放課後・長期休業等を活用して個に応じた指導の充実を図ります。さらに、児童生徒の学びの連続性を重視した小中連携を推進します。
2 学習補助教員の配置	● 教員免許を取得している学習補助教員を必要に応じて小中学校に配置し、少人数指導やチームティーチング*など、担任とともに個に応じた学習指導を行い、学力向上を進めます。
3 学校・家庭・地域の連携	● 各学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)*の運営等を通し、校長の経営方針の地域への浸透や地域等が参画した学校運営を推進します。
4 進路指導・キャリア教育の推進	● 勤労観や職業観を育成するために、キャリアに関する学習や各教科の学習、ふれあい講演会や立志式等を通して、キャリア教育を推進します。
5 教員研修	● 学力向上や授業改善に関わる研修会や様々な教育課題に対応するための研修会を開催し、教員の資質の向上を図ります。
6 特別支援教育の推進	● 各小中学校の特別支援学級における教育の充実を図ります。また、就学・進学相談等を充実させます。さらに、通常学級においても、どの児童生徒にもわかりやすい特別支援教育の手法を活かした教育を普及・推進します。

2 豊かな心と健やかな体の育成

主な事業	概要
1 交流教育の推進	● 児童生徒と高齢者や障害のある人との交流活動や自然体験、社会体験等を進めるとともに、特別支援学校を含めた学校間の連携・交流を推進します。
2 さわやか相談員等の配置	● 各中学校に配置している「さわやか相談員」を小学校へも派遣するなど、小中学校で連携し、児童生徒及び保護者等からの相談に対応します。また、「子どもの心の相談員」による電話相談を実施します。組織的な不登校の未然防止の取組を充実します。
3 いじめ・不登校問題の解消	● 「学校生活アンケート(学級集団アセスメント)」等を実施し、診断をもとに、いじめ・不登校の未然防止や解消に取り組めます。また、「ふれあい教室」の運営や、いじめの防止に向け学校と関係機関が連携して取組を進めます。
4 人権教育の推進	● 毎年市内2校を「人権教育推進校」として指定し、研究発表会を開催するなど、人権教育の推進を図ります。また、人権感覚育成プログラムの活用を図ります。
5 道徳教育の推進	● 特別な教科「道徳」の時間を核として、全教育活動を通して、道徳教育を推進するとともに、考え、議論する道徳へ授業の改善を図ります。また、地域教材の開発を進め、埴保己一の生き方に学ぶ学習を充実させます。
6 体力向上及び健康教育の推進	● 市内2校を「体力向上推進校」として指定し、研究発表会を開催するなど、体力向上、指導方法の工夫改善の推進を図ります。また、家庭と連携して、基本的な生活習慣の確立を図ります。

第2章 教育文化分野

3 教育環境の整備

主な事業	概要
1 遠距離通学の支援	● 本泉地区児童生徒や上仁手地区児童の通学を、スクールバスの運行、デマンドバス※乗車券の補助、タクシーの借上等により支援します。
2 小中学校施設整備の推進	● 学校施設の維持管理に努めるとともに、校舎や屋内運動場等の改修を計画的に進めます。校舎や屋内運動場の改修は、建築物移動等円滑化基準に留意して行います。校舎の大規模改修においては、内装の木質化を実施します。
3 ICT※環境の整備	● GIGAスクール構想※に基づいた児童生徒一人一台端末や教職員が利用する校務用システムなどのハード面の入替えを計画的に進めます。
4 各種の支援員等の配置	● 支援員等を各学校の実態に応じて配置し、学習環境の充実を図ります。

4 生涯学習の活発化

主な事業	概要
1 市民総合大学の推進	● 市民の生きがいを増進し、自己が高められるよう市民総合大学の充実を図ります。また、子どもから大人まで、生涯学習活動を通じて地域の結びつきが強められるよう異学年・世代間交流の促進を図ります。
2 公民館各種講座の開催	● 専門講座、青少年講座など、幅広いニーズに対応した講座を開催します。夜間の講座など魅力ある講座や工夫を凝らした講座を開催します。
3 青少年の健全育成	● 青少年育成市民会議を中心に、青少年健全育成のつどい等を実施するとともに、パトロール活動、インターネットの適正利用と有害情報から青少年を守る施策の普及啓発に取り組みます。安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設けて、学習や様々な体験や交流活動の支援を行います。子どもの健やかな成長のため、青少年育成関係団体の活動を支援し、体験活動や交流活動等の事業を推進します。
4 家庭教育の支援	● 親の学習講座を学校、保育園、幼稚園、地域の保護者等を対象に実施し、家庭での教育力・指導力の向上を図ります。
5 公民館の管理運営	● 生涯学習活動の拠点として気軽に立ち寄れるような施設運営を目指し、適正な施設の維持管理に努めます。
6 児玉文化会館自主文化事業	● 児玉文化会館の特性を活かし、ピアノ試弾会、映画上映会などを実施し、地域の人々や各種団体と連携して文化芸術とふれあう機会の創出を図ります。
7 総検校塙保己一先生遺徳顕彰事業	● 生涯学習のシンボルである塙保己一の事績を顕彰するため、総検校塙保己一先生遺徳顕彰会の活動を支援し、塙保己一の精神と事績の普及事業の推進を図ります。
8 図書館サービスの充実	● 幅広い資料の収集・整備や講座等催し物、窓口・レファレンスサービス※を充実し、小学生への読書支援を行うとともに中高生の利用促進を図ります。

5 文化財の保護と活用の推進

主な事業	概要
1 雉岡城跡公園の維持管理	● 身近に地域の歴史に親しめる市民の憩いの場として利用できるように、雉岡城跡公園として環境整備を進め維持管理を行います。
2 塙保己一記念館の管理運営	● 郷土の偉人である塙保己一の功績を広く紹介し、その功績の理解を促進するとともに、市内外に発信していきます。
3 競進社模範蚕室の管理運営	● 県指定建造物としての競進社模範蚕室を維持管理するとともに、同施設と木村九蔵が養蚕技術の発展に果たした功績を広く発信していきます。
4 遺跡発掘調査	● 埋蔵文化財包蔵地の周知を図り、その保存に努めるとともに、市内の開発と埋蔵文化財の保護との調整を行います。
5 本庄早稲田の杜ミュージアムの管理運営	● 本市の歴史について調査・研究するとともに、文化資源を活用し、展示及び教育普及事業を通じてその魅力を市内外に発信していきます。

6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

主な事業	概要
1 各種スポーツ・レクリエーション大会等の実施・充実	● 誰もが気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション大会等を実施し、充実を図ります。
2 各種スポーツ・レクリエーション教室等の実施・充実	● 本庄市スポーツ協会・本庄市レクリエーション協会加盟団体については、各競技団体による教室の開催に向け必要な支援を行います。また、その他の種目やニュースポーツの教室等について、実施団体やスポーツ推進委員と連携し実施します。
3 スポーツ協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団への支援	● 本庄市スポーツ協会・本庄市レクリエーション協会・本庄市スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行います。
4 スポーツ・レクリエーション指導者の確保	● スポーツ・レクリエーションの推進に重要な役割を果たす指導者を確保するため、各種団体と連携します。また、スポーツ推進委員の活動内容を周知し、活動を推進します。
5 ウォーキングの推進	● ウォーキングを推進し、マップの利便性を向上させる改訂を行います。また、マップを利用した事業を推進します。
6 体育施設の管理運営	● 市民が気軽に安心して利用できるよう、体育施設の適切な維持管理と貸し出しを行います。
7 学校体育施設の開放	● 市内の公立小中学校体育館・武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、適切な維持管理を行います。

第3章 経済環境分野

持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち

1 農林業の振興

主な事業	概要
1 意欲ある農業者の育成と産地育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 営農規模の大小や性別にかかわらず意欲ある農業者の育成や競争力を有する産地育成を行います。農地の利用集積を図り、農業の生産性と販売力を高め、安定的経営につながる支援を行います。
2 環境にやさしい農業と販売促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑肥作付や有機農業、生態系（エコ）農業、耕畜連携による堆肥利用等、減農薬・減化学肥料による環境にやさしい農業を推進する農業者への支援を行います。 ● 安全・安心で高品質な農産物の産地育成と本庄産農産物のブランド化、6次産業化*の推進を図り、販売促進を支援します。 ● 関係団体や本庄産農産物を使って事業展開している事業者などと連携し、販路拡大にもつながる地産地消を推進します。
3 観光農業を活用した農産物のPRの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庄市観光農業センター及び本庄市ふれあいの里いずみ亭、地域活性化に取り組んでいるNPO法人等の相互作用を活用し、農業体験講座等を行うなど、この地域を拠点とした観光農業の魅力を発信するとともに本庄産農産物PR活動を推進します。
4 農作物被害の防除対策	<ul style="list-style-type: none"> ● イノシシやシカなど野生鳥獣の特性を把握し農作物被害の防除対策を行います。
5 農業近代化資金利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業者等の資本整備の高度化及び農業経営の近代化に資するため、融資機関から借入れした際、利子助成を行います。
6 農業資源の維持管理団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な営農条件を整えた農業基盤の整備を推進し、農業用水路、農道や農地等の地域資源の維持管理を行う団体に多面的機能支払交付金*を活用して支援を行います。将来の農業を担う子どもたちに農業への理解を深める活動を推進します。
7 遊休農地の解消	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地パトロール等の利用状況調査による遊休農地の実態把握と、遊休農地と確認した農地の所有者等への利用意向調査を農業委員会が行います。 ● 関係機関と連携を図り、国の補助事業等を活用し、遊休農地の解消や活用に向けた取組を支援します。
8 森林資源の適切な管理と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林組合等との連携により適正な森林管理の促進を図ります。市有施設の木造化・木質化を図り地域産木材の積極的な利用を推進します。
9 林業の担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 林業の担い手育成を促進することで、森林資源の適切な管理、林業の振興、業務強化を図ります。

2 商業の振興

	主な事業	概要
1	商工会議所・ 商工会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庄商工会議所・児玉商工会に補助し、魅力ある商店街づくりのための企画・事業を支援します。
2	中心市街地 空き店舗対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地の空き店舗の利用を促して営業を開始した事業主に対する支援を行います。 ● 本庄商工会議所・児玉商工会等と連携して、空き店舗の活用を促進させる「空き店舗ゼロプロジェクト事業」をより一層推進します。
3	商店街振興支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 各商店街が活性化のために行うイベント等や商店街街路灯の改修等に対し支援を行うなど、商店街の活性化とイメージアップを図ります。 ● 埼玉県や本庄商工会議所・児玉商工会と連携して、経営革新に取り組む事業者を支援します。 ● 創業支援事業計画により、本庄商工会議所・児玉商工会・公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパークと連携し、創業希望者への支援、フォローアップを継続します。 ● 本庄商工会議所・児玉商工会・金融機関等と連携し、商店街活性化に向けた取組を推進します。
4	中小企業融資の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業経営の安定のため各種融資を行います。 ● 経営向上に意欲的なモデル事例の発信を行います。

3 工業の振興

	主な事業	概要
1	企業誘致に向けた PRの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地企業への優遇制度の充実を図りつつ、本庄千本桜周辺地区産業団地※をはじめとした工場適地に、本市の優位性などをアピールして、新たな優良企業の誘致を推進します。
2	工業用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業誘致を円滑に進めるため、優良な工業用地の確保に努めるとともに、AI※やICT※等の先端技術や環境分野など、未来に向けた新たな産業や、1次産業から3次産業までの各産業を総合的かつ一体的に推進を図ることにより地域資源に新たな付加価値を生み出し、地域の活性化に貢献する6次産業※等の産業拠点の創造にも取り組みます。
3	工場の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅地に隣接する工場の騒音等の諸問題を解決し、住工混在地区内の工場を移転・集約化させることによって、市街地の住環境の向上を図るとともに、工場の安定的な操業環境を確保します。
4	企業融資の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業が経済環境の変動に対応しつつ健全な発展を図れるよう、各種融資制度の拡充に努め、企業経営の基盤強化を図る取組を支援します。 ● 既存の市内中小企業の近代化や技術革新等の強化を図るために本庄商工会議所・児玉商工会等が実施するセミナー、相談会、説明会等の事業を支援します。

第3章 経済環境分野

4 観光の振興

主な事業		概要
1	観光協会への支援	● 本庄市観光協会を支援することにより、祭り、行事、郷土芸能の継承・発展を図ります。
2	回遊型・体験型観光の推進	● 「七福神めぐり」、「駅からハイキング」、「児玉三十三霊場めぐり」などの回遊型観光の推進を図ります。 ● 農業体験や工場見学など体験型観光を推進します。
3	観光案内の充実	● 本市及び児玉郡内で連携し、広域観光情報の共有化と観光ルート開発を進め、広く情報発信を行います。 ● 観光客の受入体制の整備として、わかりやすいサイン標識の設置を推進します。さらに訪日外国人に対し、観光パンフレットや案内板の多言語化を推進するとともに、SNS*を活用して観光情報の発信を行います。
4	推奨土産品制度の推進	● 本庄市観光協会と協力し、推奨土産品制度を推進し、品数の増加とPR及び販売促進を進めます。
5	上武絹の道の推進	● 上武絹の道運営協議会*の構成団体である7市町と連携し、絹産業遺産群並びにこれに関する資産を活用した広域的な観光PRに努めます。

5 いきいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保

主な事業		概要
1	労働法律相談の実施	● 弁護士による労働法律相談を実施します。
2	労働セミナーの実施	● 児玉郡市内の企業を対象に、本庄商工会議所、児玉商工会等による労働セミナーを推進します。
3	地域合同就職相談会等の開催	● 雇用対策として、埼玉県との連携や埼玉県北部地域地方創生推進協議会の活用により地域合同就職相談会や高校生のための地域合同企業説明会を開催します。
4	本庄地域就職面接会等の支援	● 雇用対策として、ハローワーク本庄が行う本庄地域就職面接会や本庄地区雇用対策協議会が行う学卒求人説明会を支援します。
5	退職者共済掛金一部補助	● 小規模事業者の育成及びその従業員の福祉の増進を図るために、中小企業退職者共済掛金の一部を補助します。
6	消費者相談の充実	● 消費生活相談員が、商品購入や契約に関するトラブル等の相談に対応します。
7	消費生活サポーター活動の推進	● 消費者被害に遭わないよう、消費生活サポーターによる、消費者の意識啓発活動を積極的に行います。
8	消費者被害防止の強化	● 消費生活講座、リーフレット・パンフレット・広報ほんじょう等を活用し、消費者が安心して暮らせる情報の提供を行います。
9	多様な働き方の推進	● 企業が取り組む「働き方の見直し」を支援するため、本庄商工会議所・児玉商工会等と共同で多様な働き方企業を認定します。 ● 女性起業家等によるイベントやセミナーを開催し、女性の起業の機運醸成と活躍の場の拡大を促進します。

6 環境対策の充実

主な事業	概要
1 環境共生都市の推進	● ゼロカーボンシティ※を実現するための具体的施策を策定し、再生可能エネルギー※を中心とした創エネルギー※と徹底した省エネルギーに取り組み、エネルギーの地産地消を推進します。
2 環境マネジメントシステム※の継続・改善	● 環境に配慮した自治体として、環境マネジメントシステム※の継続的な改善に取り組みます。
3 環境啓発イベントの推進	● 元小山川の一斉清掃や小学生への環境学習、河川の浄化活動などを通じ、環境保全対策を推進します。
4 環境分析調査の推進	● 環境の現状を把握するため、水質・土壌などの各種分析調査を実施します。
5 放置自転車の減少	● 啓発活動や駅周辺などの公共の場で定期的な街頭指導を実施し、公共の場所における自転車等の放置の防止に努めるとともに、放置された自転車等の撤去を行い、良好な生活空間を保持します。
6 生活排水処理施設の整備の推進	● 公共下水道整備区域外及び農業集落排水整備区域外において、浄化槽※の整備を促進し、排水施設の整備を推進します。

7 廃棄物の処理とリサイクル

主な事業	概要
1 広報紙等による啓発	● 広報ほんじょう「ECOガイド」や市ホームページなどで、生ごみの水切りや食品ロスの削減など、ごみ減量化・再資源化及び適正処理に向けたあらゆる取組について、多くの市民が知識を深め環境意識の向上が図られるよう普及啓発を実施します。
2 生ごみ水切り運動	● 株式会社カインズとの共同開発により作成した生ごみ水切り器等を使った水切りを周知することにより、生ごみの減量意識を高めるとともに、ごみ減量化の普及啓発を進めます。
3 レジ袋削減キャンペーン	● ごみの減量、地球温暖化防止対策の一つとして、レジ袋の削減、マイバッグ・マイバスケツト利用促進の啓発活動を実施します。
4 資源ごみ分別回収の推進	● 自治会の協力により、市民が排出しやすい環境整備を進めながら、びん・缶等の資源ごみの分別回収を実施し、廃棄物の再資源化を推進します。
5 集団資源回収の推進	● 子ども会やPTA、自治会等が実施する、紙類を中心とする集団資源回収に対して回収量に応じて報奨金を交付し、廃棄物の再資源化を推進します。
6 使用済小型家電回収の推進	● 使用済小型家電には、レアメタルなど多くの有用金属が含まれており、これらの貴重な資源を再利用するため、家庭で使われていた使用済小型家電を回収します。
7 廃食用油リサイクルの推進	● 家庭からの廃食用油を随時公民館等で拠点回収し、再資源化を図ります。
8 事業系ごみ適正排出の推進	● 排出事業者に対して、廃棄物の処理に関する啓発を行うとともに、違反が確認された場合には指導等を実施し、減量化及び適正処理を推進します。

第4章 都市基盤分野

人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち

1 計画的なまちづくり

	主な事業	概要
1	用途地域 [※] や地区計画 [※] 等の見直し	● 地域の特性や実情に合わせ、用途地域 [※] や地区計画 [※] の活用、見直しを検討します。
2	開発許可事務の適正な運用	● 地域の特性と実情に合った開発誘導を行い、無秩序な開発による居住環境の悪化を防止し、適正な開発指導を行います。
3	既成市街地の整備	● まちなか再生となる施設の誘導や民間活力を活用した住宅供給促進への支援、狭あい道路の拡幅等により居住環境の整備を行います。また、市街地の活性化に取り組む市民団体等の活動を支援します。
4	地籍調査の推進	● 市街地の土地活用を促進するため、土地の実態が登記と異なる区域について、関係権利者の協力を得ながら土地境界の確定を進めるための地籍調査を推進します。
5	本庄駅北口駅前周辺地区の整備	● 本庄駅北口周辺地区(82ha)の将来像の実現に向けた基本方針・整備計画を定めた本庄駅北口周辺整備基本計画に示す駅前広場の再整備や、必要な公共機能の導入、道路ネットワークの強化等の事業を公民連携により進めます。
6	児玉駅周辺の整備	● 競進社模範蚕室等の歴史的な建造物を観光資源として活用しながら、基盤整備を推進するなど周辺のまちづくりを進めます。
7	本庄早稲田の杜地区の整備	● 市民や企業等のまちづくり活動を支援します。また、土地区画整理事業が未着手である地区については、地区計画 [※] 制度を活用するなど住民参加によるまちづくりに取り組みます。

2 居住環境の整備

	主な事業	概要
1	道路後退用地の整備	● 「本庄市道路後退用地整備要綱」の規定により、道路後退した部分の分筆費用の補助金の交付や寄附・無償使用承諾部分の舗装工事等の整備を行います。また、「本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱」の規定により、居住誘導区域 [※] 内の道路後退に存する建築物等の移転費用の補助金を交付することで、狭あい道路の解消を行います。
2	生活道路の整備	● 快適で安全に通行するために、狭あい道路の拡幅や隅切りの設置、排水路の整備等を進めます。また、児童が安全に通学できるように歩道の整備やグリーンベルトの設置等を進めます。
3	道路のバリアフリー [※] 化推進	● 駅周辺等を中心に歩行者の多い市道について、歩道の段差を解消し自転車レーンの整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置を進めるなどバリアフリー [※] 化を進めます。
4	空き家・空き地の適切な管理と活用の促進	● 昭和56年5月31日以前に工事に着手され1年以上使用されていない空き家については、建物の除却に対する補助金による支援を行うことで、土地の流動化を促します。また、空き家バンク制度の拡充や地域のために空き家を利活用する場合の改修費の補助、空き家情報の不動産事業者・NPO法人等への提供(所有者が同意した物件に限る)等を通じ、空き家の活用を促進します。

2 居住環境の整備

主な事業	概要
5 住宅等の耐震化の啓発と支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和56年5月31日以前に工事に着手された木造住宅を対象に無料耐震診断や耐震改修、建替え又は除却等に対する補助金による支援を行い、住宅の耐震化を促進します。また、通学路等の危険性があるブロック塀等の補助支援を行い、安全対策に取り組みます。
6 市営住宅の長寿命化と効率的・効果的な管理と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅に困窮する高齢者・障害者・子育て世帯の入居を促進します。 ● 市営住宅の計画的な改修、修繕を行います。 ● 市営住宅の管理代行制度の導入に向けて埼玉県住宅供給公社と協議を進めます。
7 都市景観の整備・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民等の協力を得ながら無電柱化を推進します。また、「本庄市幹線道路景観指図書」及び「景観法」に基づく一定規模を超える建築物等の届出や地区計画※等により、外壁の色彩や位置等を誘導します。

3 道路・河川の整備と維持管理

主な事業	概要
1 国道17号本庄道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道17号本庄道路の早期開通を目指して、国へ整備促進を要望します。
2 十間通り線の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道17号本庄道路の進捗に合わせ、埼玉県へ整備促進を要望します。
3 都市計画道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 児玉都市計画駅前通線（電線類地中化）等の幹線道路網の早期整備を行い、主要な道路のネットワーク形成の推進を図ります。
4 都市計画道路の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期間未整備となっている都市計画道路について、道路の構造や必要性などを再検証し必要な見直しを行います。
5 道路改良の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で円滑な交通を確保するため、地域の主要道路や生活道路の拡幅などの整備を推進します。
6 道路利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 舗装の修繕や側溝の清掃、街路樹の剪定、道路除草等を行うとともに、ロードサポート制度を活用し道路の適切な維持管理を行います。また、違反した屋外広告物の除却を行うことで景観の向上に努めます。
7 橋梁の計画的な維持・更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化した橋梁を長寿命化計画に則り計画的に補修・補強し、安全を確保するとともに、集約撤去が可能な橋梁の検討や職員点検によるコストの低減に努めます。
8 道路台帳の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 児玉地域において道路管理のための基準点を整備します。道路台帳や道路施設等の各種台帳をデジタル化し、GIS※による一元的な維持管理を図ります。
9 河川改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 女堀川・備前渠川・御陣場川について、埼玉県へ改修事業の促進を要望します。
10 水路改修や雨水対策事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水被害を減らすため、水路の改修等の雨水対策を推進します。

第4章 都市基盤分野

4 交通サービスの充実

	主な事業	概要
1	鉄道に関する要望活動	● JR高崎線、八高線、上越・北陸新幹線について、関係市町と連携しJR等に対する要望活動を実施します。
2	民間路線バス維持対策事業	● 市内を運行する民間路線バスについて、運行事業者と協力して路線の維持・確保を図るとともに、路線の変更や延伸、ダイヤ見直し等の利便性向上に向けた取組を推進します。
3	本庄市デマンドバス※・シャトルバス※等運行補助事業	● デマンドバス※及びシャトルバス※について、他の公共交通サービスとの接続見直しや自動運転等の先端技術の導入など、必要に応じて適切な時期に実施することで、利便性の向上を図ります。
4	交通バリアフリー※推進事業	● 駅への多機能トイレの設置、ノンステップバス※の導入等、鉄道・バス事業者と連携して推進します。

5 水道水の安定供給

	主な事業	概要
1	老朽管の更新	● 老朽化した管路を、計画的に耐震性のある管路に布設替えます。
2	県営水道の受水	● 水源の複数確保のため、質・量ともに安定した県営水道の受水を行います。また、将来の給水需要や既存施設の最適化に合わせて受水量の見直しを行います。
3	水道施設の最適化と強靱化	● 将来の給水需要を見据え経済性を考慮した施設の最適化（ダウンサイジングや統廃合）を図るとともに、地震や浸水被害等の災害に強い水道施設（水道管を含む）とするため、改修や更新の方向性を検討した上で、強靱化を行います。
4	漏水の調査	● 水道水の安定供給及び健全な水道事業経営のため、調査の効率化に努め配水管等の漏水修繕を効果的に実施します。
5	水道料金収入の確保	● 水道施設の老朽化が進んでおり改修や更新に多額の費用が見込まれます。このため、将来にわたり持続可能な水道事業を運営していくために、最大限の経費削減等の自助努力を行った上で適正な料金収入の確保に努めます。
6	水質の検査	● 安全・安心な水道水を供給するため、水質検査を適正に実施します。

6 下水道施設等の充実

主な事業	概要
1 公共下水道の築造	● 汚水及び雨水管渠 ^{きよ} の整備を計画的に進めます。
2 利根川右岸流域 下水道事業費負担	● 流域下水道事業(幹線管渠 ^{きよ} 及び処理場等の整備・更新等)に対し、関係市町が事業費の一部を負担し、事業の推進を図ります。また、汚水処理の費用についても負担します。
3 管渠 ^{きよ} 等の計画的な 維持・更新	● 管渠 ^{きよ} や処理施設の維持管理のため、更新・修繕・保守点検等を効率的に推進します。
4 水洗化の普及促進	● 水洗化(接続)人口を増やすため、融資あっせん制度の利用促進等についての広報紙への掲載、戸別訪問、高齢者世帯等の対策等を行い、水洗化の普及に努めます。
5 浄化槽 ^{きよ} 設置の 普及促進	● 河川等の保全や水質改善を図るため、公共下水道、農業集落排水の区域外で、浄化槽 ^{きよ} に転換する者に補助金を交付し、普及促進に努めます。

7 都市公園の整備と緑の保全

主な事業	概要
1 計画的な公園整備	● 本庄総合公園、若泉運動公園については、個別の基本計画による整備を進めます。 ● 地域の身近な公園については、近隣の公園や公園類似施設をまとめた公園区を対象に、機能分担や連携利用の検討、また、対象地域の自治会との懇談会など市民の意見を伺いながら、再整備の内容や時期を複合的に検討し、リニューアルを進めていきます。
2 公園の適切な 維持管理	● 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設(運動施設・遊具等)の計画的な維持管理に努めます。また、指定管理者制度 ^{きよ} の活用や住民参加により、利用しやすい環境の整備とサービス向上、コスト縮減を図ります。
3 緑化の推進	● 緑の基本計画に基づき、緑化の推進を図ります。また、緑の募金を活用して苗木の配布等を行い、環境への意識を高めながら緑化を推進します。
4 段丘斜面の保全	● ほんじょう緑の基金の充実に努め、市街地の北側にある段丘斜面林の樹木の保全・管理を行います。

第5章 市民生活分野

市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち

1 市民との協働によるまちづくりの推進

主な事業	概要
1 自治会運営への支援	● 自治会連合会及び各自治会の活動に対する補助金の交付や、自治会連合会の運営を支援します。
2 自治会施設整備への助成	● 地域コミュニティ活動の拠点である自治会館等の整備・改修に対し補助金を交付します。
3 コミュニティ団体への活動支援	● コミュニティ団体の活動に対して補助金を交付し、活動を支援します。
4 地域コミュニティへの助成	● 地域コミュニティ醸成のため、一般財団法人自治総合センターの助成金を受けて、地域コミュニティ活動に必要な物品等の整備を行います。
5 市民及び市内企業への研修支援	● 自治会や地元企業の実施する防犯・防災等の研修に対し、講師の派遣、啓発用品の配布等の支援・協力を行います。
6 全市一斉清掃	● コミュニティ協議会との協働により、ゴミゼロ運動の一環として全市一斉清掃を実施します。
7 児玉地域ボランティア連絡協議会への参加	● 児玉郡市内のボランティア団体の集まりである児玉地域ボランティア連絡協議会に参加し、イベントや研修会などを協働して開催します。
8 ボランティア団体・NPO法人の設立・育成支援	● ボランティア団体・NPO法人の設立や活動に関する制度・事業の情報提供や団体同士のネットワークの形成など、団体の育成と支援を図ります。
9 市民提案事業	● 地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民活動団体等による、専門性や柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を支援し、市民との協働のまちづくりを展開します。

2 人権を尊重する社会の実現

主な事業	概要
1 人権教育研修会等の実施	● 市民のライフサイクルに合わせた様々な機会を捉え、幅広い年齢層や社会状況に合わせた各種研修会や講演会などを開催します。
2 人権擁護委員による人権相談等の実施	● 法務大臣から委嘱された人権擁護委員による人権相談を毎月2回実施するとともに、委員自らも人権思想の普及啓発活動を行います。
3 男女共同参画啓発の推進	● 男女共同参画プランの進行管理を踏まえて、講座等を実施し男女共同参画の推進を図ります。
4 配偶者暴力相談支援センターによる被害者支援	● DV被害者にとって最も身近な相談窓口となり、警察等の関係機関との連携を図るとともに、DV被害者の速やかな安全確保に努めます。
5 本庄市国際交流協会活動補助事業	● 在住外国人の地域社会への参加を促すため、本庄市国際交流協会が行っている在住外国人との交流活動や語学講座等の研修、広報活動、翻訳・通訳等のボランティア活動を支援します。

3 危機管理体制の強化

主な事業	概要
1 大規模災害等を想定した防災訓練の実施	● 災害時等における円滑な避難が可能となるよう、市民参加による防災訓練を実施し、意識の高揚を図ります。
2 防災行政無線の整備等情報通信基盤の拡充	● 災害時に正確な情報を迅速に伝達するために、情報通信基盤の拡充を図ります。
3 備蓄食料等の確保	● 災害等の発生に備えて、保存食や毛布等の生活必需物資の備蓄や飲料水の確保のための整備を計画的に進めます。
4 自主防災組織の設立促進と活動の支援	● 市全域に自主防災組織を育成し、その活動を支援するため「本庄市消防施設等整備費補助金交付要綱」により、補助金を交付します。
5 消防団員の確保	● 自治会、企業等の協力により団員の確保に努めます。また、事業所単位での防火・防災体制づくりを支援します。
6 消防施設や機械器具の整備	● 消防施設は災害時における消火活動の最前線となるため、施設及び機械器具の整備を計画的に実施します。
7 消防水利の整備	● 消防水利の基準に基づき消火栓や耐震性貯水槽をバランスよく計画的に整備します。
8 防災施設の整備	● 災害時に対応できる防災拠点の整備を推進します。また、土砂災害により避難経路が交通途絶となる可能性が非常に高い地域への対策として、指定避難所の確保を図ります。
9 避難行動要支援者支援の充実	● 全体計画の更新や指定福祉避難所の確保のため、要配慮者等の避難について状況を整理した後、福祉施設と協議を実施します。
10 業務継続計画の推進	● 必要資源の確保に努めた結果や訓練等によって得られた情報や知見等について、継続的に計画内容に反映させ、改善に取り組むことで、その実効性を向上させます。

第5章 市民生活分野

4 防犯対策の推進

主な事業		概要
1	防犯ボランティア団体の組織の強化	● 自治会中心の防犯ボランティア団体の組織化を更に進めるため、未組織自治会の解消とともに、各種団体との連携による組織の拡充を図ります。
2	防犯団体の支援	● 防犯活動に必要とされるベスト、帽子等を提供します。また、犯罪情報の共有化を図ります。
3	防犯研修会の実施	● 防犯ボランティア連絡協議会加入団体への研修会及び自治会単位での研修会を警察署や関連機関と合同で実施します。
4	広報紙・市ホームページ等による啓発	● 広報紙や市ホームページ、防災行政無線などを通じて、犯罪に関する情報発信や防犯に対する取組の啓発を実施します。
5	防犯環境の整備	● 防犯に配慮した環境を整備するため、自治会からの申請に基づき、予算の範囲内で防犯灯の設置費用及び電気料金の助成を実施します。また、必要に応じ公共空間への防犯カメラなどの整備を促進します。さらに、自動通話録音装置貸与事業など、特殊詐欺から高齢者等を守るための環境整備を推進します。
6	防犯パトロールの実施	● 青色回転灯積載車による小学校単位ごとの巡回、地域防犯団体による巡回の実施を推進します。また、警察官によるパトロール強化を依頼します。
7	市民参加の防犯対策	● 地域防犯意識の高揚とあわせ、地域内の防犯対策が必要な場合の措置を講じるよう呼びかけます。
8	暴力排除・暴力追放活動の推進	● 巧妙化する暴力団等の犯罪の追放と地域が一体となった犯罪防止活動推進のため、関係機関と連携して、暴力排除活動を推進します。

5 交通安全対策の推進

主な事業		概要
1	交通安全施設の整備	● カーブミラー、区画線、道路照明灯の設置など、地域の状況を的確に捉えた安全施設整備を実施します。
2	交通環境の整備	● 事故が多発している道路・交差点など緊急に交通安全の確保が必要な場所について、重点的に整備を行います。
3	交通安全運動の推進	● 季節ごとに行われる交通安全運動期間において、啓発活動への各関係団体の参加を促進し、交通安全に関する啓発を推進します。
4	交通安全教育	● 高齢者や児童生徒、園児など、各対象の年齢層に応じて、交通事故当事者等の体験談や交通事故を再現した実演等を取り入れるなど、効果的な交通安全教室を随時開催し、交通事故の減少を図ります。
5	交通安全協力団体への支援	● 交通安全母の会等の交通安全協力団体への支援を行い、事故防止活動を推進します。

6 市民サービスの向上

主な事業		概要
1	市民相談事業	● 市民相談をより利用しやすく変更し、市民の悩みの解消に努めます。
2	休日・時間外対応業務	● 休日窓口の開庁、コンビニ交付、電子申請など時代に即した業務内容への見直しを図り、市民の利便性向上に努めます。

第6章 行財政経営分野

市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち

1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進

主な事業	概要
1 広報活動の充実	● 広報紙、市ホームページ、SNS※、テレビ埼玉データ放送、本庄ケーブルテレビ、ほんじょうFMなど様々な媒体を活用し、有効でわかりやすい情報発信を行います。
2 市長への手紙	● 「市長への手紙」により、市政に関する意見や提言などを聴取し、回答を通して市政に反映します。
3 市民と市長との対話集会	● 市内で活動する団体やグループの方々からのご意見を市政に活かすことを目的に対話集会を実施します。また、まちづくりへの関心や理解を深めることを目的とした中学生まちづくり議会の開催をはじめ、次代を担う小中学生との対話集会も実施します。
4 パブリックコメント※の推進	● 市の政策等の策定にあたり原案を市民に公表し、原案に対する意見等の提出を受け付けて、市民の意見の政策への反映を進めます。
5 市政情報の提供推進	● 情報公開制度によらなくても取得できる行政資料等の充実を図るなど、市政情報を積極的に提供します。
6 職員給与、定員管理等人事行政の運営等の状況公表	● 市職員の採用、退職、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修など、人事行政の運営等の状況を公表します。

第6章 行財政経営分野

2 効率的・効果的な行政経営の推進

	主な事業	概要
1	行政評価※の推進	● 行政評価※の適切な活用により、所期の目的を達成した事業の廃止や費用対効果の低い事業の見直しを進めます。
2	行政改革大綱実施計画の進捗管理	● 行政改革大綱実施計画の達成に向けて、進捗状況を管理するとともに、成果の公表を行います。
3	民間委託の検証・推進	● 既に実施している民間委託の検証を行うとともに、新たに対象となる事務事業を選定し、民間委託を推進します。
4	指定管理者制度※の活用	● 公共施設について、サービス水準の向上や経費の削減を検討し、効果の見込めるものは指定管理者制度※の活用を推進します。
5	組織の見直し・適正な定員管理の推進	● 事務事業の効率的な推進体制の整備を行うため、組織の見直しを行うとともに、定年の段階的引き上げに伴う職員の多様な働き方や新規採用のあり方などを踏まえた適正な定員管理を進めます。
6	庁内分権の推進	● 意思決定の迅速化と責任の明確化のため、施策における権限の強化や予算編成権限等について、各部への権限移譲を図ります。
7	給与の適正化	● 国や県の動向を踏まえ給料・手当の見直しを行います。
8	人事評価制度の活用	● 職員が職務を行うにあたり発揮した能力や挙げた業績を適正に評価し、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用します。
9	人材の育成	● 人材育成基本方針及び職員研修計画により、職員の人材育成を進めます。
10	定住自立圏構想の推進	● 圏域の構成市町との連携により、各分野への取組を推進します。
11	広域行政の推進	● 共通の課題を抱えた自治体同士の連携により、課題解決に向けた事業を共同で行います。
12	ワーク・ライフ・バランスの推進	● 職員の心身の健康を維持するとともに、性別を問わず活躍でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行います。
13	ストレスチェックの実施・活用	● ストレスチェックを実施し職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、結果を分析することで、不調となることを未然に防止するための職場改善につなげます。
14	再任用制度の活用	● 定年退職者の雇用と年金との連携を図るとともに、職員の定員管理との調整を図りつつ再任用制度を運用し、職員が長年培った知識・経験・能力などを組織の中で有効に活用します。
15	職員昇任選考の実施	● 職員の勤労意欲を良好に維持し、組織の活性化を図るために、職員昇任選考を実施します。
16	オンライン個別相談の実施	● 高ストレス※と判定される職員の割合が増加している状況等を踏まえ、臨床心理士や公認心理師の専門的視点による相談を実施します。

3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

主な事業	概要
1 各種計画策定への参画	● 計画策定時の審議会や懇談会などの委員の委嘱を通じ、早稲田大学の知的資源の活用によるまちづくりを進めます。
2 産・学・公・地域の連携	● 公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパークを活用し、産・学・公・地域の連携と交流を促進します。
3 知的資源を活かした人材育成	● 大学の人的・知的資源を活用し、次代を担う人材の育成を進めます。
4 留学生と小学生との交流	● 小学校へ講師として留学生を派遣し、母国紹介や文化体験交流等を通して、相互理解を深めます。
5 小学校との連携による環境学習支援	● 河川での魚類調査や、総合的な学習の中で環境問題を考える授業を、大学の協力を得ながら進めます。
6 実証実験支援	● 地域で大学が展開する各種実証実験を支援し、大学の知的資源をまちづくりのために活かします。
7 文化資源の活用	● 本庄早稲田の杜ミュージアムの共同運営を通じ、市民に対し、本市のみならず早稲田大学が所蔵する貴重な文化財の公開機会を創出し、世界の文化に触れる機会を提供することで文化水準の向上を図ります。

4 行政のデジタル化の推進

主な事業	概要
1 行政手続のオンライン化	● インターネットの利用により手続ができる市の各種申請や届出等の充実を図ります。
2 施設予約システム事業	● インターネットを利用した体育施設や文化施設の施設予約システムについて、利用者の利便性向上に向けた運用の推進を図ります。
3 行政システムの効果的な運用の推進	● より効率的・安定的な行政事務を推進するために、最新のICT※を踏まえるとともに、費用対効果を検証しながら、行政システムの効果的な運用の推進を図ります。
4 情報セキュリティ対策の強化	● 最新のICT※の動向の把握・分析に努めるとともに、本庄市情報セキュリティポリシーの適正な運用により、情報セキュリティ対策を強化します。
5 大規模災害に対する業務継続性の向上	● 行政システムのバックアップ体制の強化、リスクの軽減、復旧手順の明確化等に努め、大規模災害への対策の強化を図ります。

第 6 章 行財政経営分野

5 自主性・自立性の高い財政運営の確立

主な事業	概要
1 市税等収入の増加	<ul style="list-style-type: none"> ● 口座振替の推進及びマルチペイメントネットワーク[※]等を利用した納税・納付方法の多様化を図るとともに、税や料金の滞納者対策を進め適正な債権管理に努めます。
2 受益者負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用料や手数料について、サービス提供にかかるコストなどを検証し、利用者の負担割合、減免となる条件や減免割合を見直します。
3 財政の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期的な視点により、財政収支の見通しを作成し、財政運営上の課題を明らかにするとともに、必要な改善に向けた取組を進めます。 ● 計画的な地方債の発行、適正な基金の積立・運用、活用に努めます。
4 公共施設の効率的・効果的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣市町との公共施設の相互利用により、施設の有効利用を図るとともに、計画的な維持管理や適正な配置等に取り組み、効率的・効果的な運営を進めます。
5 事務事業の見直しによる経常経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務事業評価[※]を通じて、事業の目的や効果・コストを明確にするとともに、事業の見直しにより経常経費の縮減に努めます。
6 長期化・固定化した補助金等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的が達成されたものや効果が薄れた補助金等について、廃止などの見直しを行います。また、新規事業については「本庄市補助金等適正化委員会」において、客観的に判断します。
7 シティプロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市を知る機会と興味を持つ方々を増やすため、メディア戦略を駆使したシティプロモーションを実施し、本市の魅力を市内外へ発信するなど効果的なシティセールスを推進します。また、市内に複数ある高校を重要な地域資源の一つと捉え、通学する高校生の地域愛の醸成を図ることで関係人口[※]の増加に努めます。

後期基本計画 成果指標一覧

みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち

1 子ども・子育て支援

成果指標	現状値	目標値
子育て支援センター延べ利用組数(年間)	12,272 組 ▶▶▶	18,000 組
保育所等における待機児童数 [保育所・認定こども園(保育認定部分)・地域型保育施設における4月1日時点の待機児童数(国準拠の定義)]	0 人 ▶▶▶	0 人

2 健康づくりの推進

成果指標	現状値	目標値
特定健診*の受診率	29.7% ▶▶▶	41.3%
母子の健康状態把握率 [妊娠から生後4か月まで]	100.0% ▶▶▶	100.0%

3 医療体制の充実

成果指標	現状値	目標値
病院群輪番病院受診者に占める軽症患者率 [夜間や休日の輪番病院を受診する人のうち軽症患者の割合]	77.3% ▶▶▶	75.0%

4 地域福祉の推進

成果指標	現状値	目標値
市民後見人候補者の登録者数	8 人 ▶▶▶	30 人

5 高齢者福祉の充実

成果指標	現状値	目標値
シルバー人材センターの会員数	481 人 ▶▶▶	530 人
はにぼん筋力トレーニング教室(介護予防事業) 参加者数[65歳以上の高齢者を対象に開催する はにぼん筋力トレーニング教室への参加者数]	2,037 人 ▶▶▶	2,500 人

6 障害者福祉の推進

成果指標	現状値	目標値
障害者雇用率*	2.29% ▶▶▶	2.30%

7 生活困窮者等の支援

成果指標	現状値	目標値
生活保護自立推進率 [就労年齢層(概ね15歳~65歳)のいる保護世帯のうち、 就労等により自立(保護廃止)した世帯数の率]	2.6% ▶▶▶	4.6%
生活困窮者自立推進率 [就労支援を実施している生活困窮者のうち、 新たに就労した人の率]	65.3% ▶▶▶	70.0%

未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち

1 確かな学力と自立する力の育成

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査の 全国平均正答率を100としたときの 本市の平均正答率	小学校6年国語	95.8 % ▶▶▶ 100.0 %
	小学校6年算数	95.4 % ▶▶▶ 100.0 %
	中学校3年国語	91.3 % ▶▶▶ 100.0 %
	中学校3年数学	87.4 % ▶▶▶ 100.0 %

2 豊かな心と健やかな体の育成

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査で、 「学校へ行くのが楽しいと思う」と答えた 児童生徒の割合	小学校6年	86.3 % ▶▶▶ 90.0 %
	中学校3年	84.5 % ▶▶▶ 85.0 %
体力テストにおいて、5段階評価の 上位3段階(A+B+C段階)の 児童生徒の割合	小学校5年	77.2 % ▶▶▶ 85.0 %
	中学校2年	79.3 % ▶▶▶ 90.0 %

3 教育環境の整備

成果指標	現状値	目標値
学校の支援員等の人数 [学習補助教員、さわやか相談員、ふれあい教室相談員、学校図書館支援員、ICT [®] 支援員、部活動指導員等]	93 人 ▶▶▶	96 人
学校の大規模改修の進捗(実施割合)	- ▶▶▶	20 %

4 生涯学習の活発化

成果指標	現状値	目標値
市民総合大学の受講者数	4,463 人 ▶▶▶	8,200 人
図書館利用者数 [本館と児玉分館の図書資料の利用者数、催し物参加者数、施設の利用者数の合計(年間)]	71,018 人 ▶▶▶	128,000 人

5 文化財の保護と活用の推進

成果指標	現状値	目標値
文化財施設等への入館者数 [埴保己一記念館・競進社模範蚕室・本庄早稲田の杜ミュージアムの入館者数の合計(年間)]	26,651 人 ▶▶▶	27,200 人

6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

成果指標	現状値	目標値
体育施設を利用した市民の数	466,613 人 ▶▶▶	527,000 人
スポーツクラブ数 [本庄市スポーツ協会・本庄市レクリエーション協会・本庄市スポーツ少年団に加入している団体数及び体育施設利用団体数(登録団体数・年間)]	298 団体 ▶▶▶	337 団体

持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち

1 農林業の振興

成果指標	現状値	目標値
農地中間管理事業の集積面積(累計)	21,541 ^a ▶▶▶	100,000 ^a
環境保全型農業の取組面積(年間)	4,113 ^a ▶▶▶	5,600 ^a
農村環境保全活動参加人数(年間)	2,704 ^人 ▶▶▶	5,600 ^人

2 商業の振興

成果指標	現状値	目標値
市内商店街加入事業者数	300 ^{事業者} ▶▶▶	330 ^{事業者}
空き店舗を利用して営業している事業者数 [本庄市中心市街地空き店舗対策補助事業を利用して 営業を開始した事業者数]	34 ^{事業者} ▶▶▶	46 ^{事業者}

3 工業の振興

成果指標	現状値	目標値
企業の立地件数 [市外からの立地及び市内企業の増設件数 (平成17年度以降の累計)]	63 ^件 ▶▶▶	75 ^件

4 観光の振興

成果指標	現状値	目標値
観光入込客数(年間) [各種イベントや、各地区の祭りなどにおける 観光客数の合計(年間)]	39.8 ^{万人} ▶▶▶	80.0 ^{万人}
推奨土産品認定数 [本庄市観光協会が中心となって認定している 推奨土産品数(累計)]	64 ^品 ▶▶▶	90 ^品

5 いきいき動ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保

成果指標	現状値	目標値
労働力人口 [国勢調査による労働力人口(就業者と 完全失業者を合わせた人口)]	39,724 ^人 ▶▶▶	40,000 ^人
消費生活相談により 相談者が納得のいく結果となった率	99% ▶▶▶	100%

6 環境対策の充実

成果指標	現状値	目標値
温室効果ガス(CO2)総排出量削減率 [市の事業のみ、平成25年度比]	18.0% ▶▶▶	37.9%
住宅の省エネ・創エネ [※] 設備の普及率 [本庄市エコタウン補助金 [※] 交付件数と世帯数から算出]	5.6% ▶▶▶	15.0%
環境基準(BOD [※])を達成した河川の割合	50.0% ▶▶▶	100.0%

7 廃棄物の処理とリサイクル

成果指標	現状値	目標値
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 〔家庭から排出された廃棄物のうち、 分別回収による資源ごみを除いた可燃・不燃・有害・粗大ごみ〕	714 g/人・日 ▶▶▶	668 g/人・日
1年間の事業系ごみ排出量 〔事業所から排出された廃棄物量〕	9,277 t ▶▶▶	8,521 t

人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち

1 計画的なまちづくり

成果指標	現状値	目標値
居住誘導区域※内に居住している人口の占める割合	26.9% ▶▶▶	29.1%
居住誘導区域※内の住宅新增改築件数(年間)	128件 ▶▶▶	113件

2 居住環境の整備

成果指標	現状値	目標値
道路後退部分及び隅切りの整備面積	33,535 m ² ▶▶▶	40,000 m ²
市道の歩道整備延長 〔市道に歩道が整備されている総距離〕	81,568 m ▶▶▶	84,030 m
管理不全な空き家・空き地に対する 近隣住民からの相談に伴う指導件数	67件 ▶▶▶	70件

3 道路・河川の整備と維持管理

成果指標	現状値	目標値
都市計画道路整備率〔整備済道路÷計画道路〕	65.00% ▶▶▶	67.26%
市道の道路改良延長 〔舗装や拡幅等により整備した市道の総距離〕	470,367 m ▶▶▶	472,830 m

4 交通サービスの充実

成果指標	現状値	目標値
本庄駅及び本庄早稲田駅の利用者数(年間)	3,218,570人 ▶▶▶	3,218,570人
路線バス・デマンドバス※・シャトルバス※利用者数 〔市内を運行する全民間路線バス及びデマンドバス※・ シャトルバス※利用者数計(年間)〕	728,312人 ▶▶▶	773,000人

5 水道水の安定供給

成果指標	現状値	目標値
有収率 〔どれだけ漏水が少なく無駄がないかを表す比率 (水道料金に換算された水量÷供給した配水量)〕	88.5% ▶▶▶	93.0%
水道管の耐震化率 〔耐震性能に優れた水道管が どれだけ布設されているかを表す比率〕	15.0% ▶▶▶	18.0%

6 下水道施設等の充実

成果指標	現状値	目標値
汚水処理人口普及率 [総人口に対する公共下水道整備人口、農業集落排水整備人口、浄化槽*設置人口の合計の割合]	89.90 % ▶▶▶	94.79 %
公共下水道の水洗化人口 [整備区域内人口のうち公共下水道に接続している人口]	41,795 人 ▶▶▶	48,580 人

7 都市公園の整備と緑の保全

成果指標	現状値	目標値
市民参加型で整備等を実施した公園数 [ワークショップの開催など市民の意見を反映して整備等を実施した公園数(累計)]	16 か所 ▶▶▶	20 か所
市街地に残る段丘斜面林のうち保全している割合 [段丘斜面林が存する面積のうち、市が保全を実施している面積の割合]	51 % ▶▶▶	53 %

市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち

1 市民との協働によるまちづくりの推進

成果指標	現状値	目標値
自治会の加入率 [全世帯のうち自治会に加入している世帯の割合]	82.31 % ▶▶▶	85.00 %
NPO法人登録数 [県に登録された市内にあるNPO法人の数]	43 団体 ▶▶▶	50 団体
市民提案型事業数 [市民活動団体等が企画・立案し、行政と協働で行う事業数]	— ▶▶▶	2 件

2 人権を尊重する社会の実現

成果指標	現状値	目標値
人権教育研修会への参加者数(年間)	843 人 ▶▶▶	1,900 人
審議会等における女性委員の割合 [法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合]	23.3 % ▶▶▶	30.0 %
国際交流事業への参加者数 [本庄市国際交流協会で行っている事業に参加している年間延べ人数]	545 人 ▶▶▶	2,000 人

3 危機管理体制の強化

成果指標	現状値	目標値
備蓄食料 [災害発生時に備えて蓄えておく食料]	48,340 食 ▶▶▶	60,000 食
自主防災組織率 [自主的に地域の防災活動を行う組織が各自治会に組織化されている割合]	95 % ▶▶▶	100 %

4 防犯対策の推進

成果指標	現状値	目標値
刑法犯認知件数 [刑法に定められている窃盗などの犯罪行為による被害届件数(年間)]	475 件 ▶▶	470 件
全自治会の防犯ボランティア組織率 [自主的に防犯活動に取り組む組織が各自治会に組織化されている割合]	95 % ▶▶	100 %

5 交通安全対策の推進

成果指標	現状値	目標値
市内における交通人身事故発生件数(年間)	184 件 ▶▶	180 件
上記のうち高齢者が関係した事故発生件数 [65歳以上の人が当事者となった件数(年間)]	36 件 ▶▶	30 件

6 市民サービスの向上

成果指標	現状値	目標値
証明書コンビニ交付サービスの交付数	3,602 件 ▶▶	5,500 件
オンラインによる交付手続利用件数	1 件 ▶▶	520 件

市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち

1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進

成果指標	現状値	目標値
市ホームページへのアクセス数	2,927,767件 ▶▶▶	3,351,000件
市ホームページ更新件数	3,826件 ▶▶▶	4,545件
市民の意見を聴く場の実施回数 [対話集会・ワークショップ等]	105回 ▶▶▶	110回

2 効率的・効果的な行政経営の推進

成果指標	現状値	目標値
職員提案制度 [※] 件数(年間)	5件 ▶▶▶	15件
高ストレス [※] と判定される職員の割合 [厚生労働省の判定基準10%]	11.0% ▶▶▶	10.0%

3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

成果指標	現状値	目標値
市内小学生が早稲田大学との 人材育成連携事業に参加した割合(年間)	19.6% ▶▶▶	40.0%
早稲田大学との協働事業数	33事業 ▶▶▶	60事業

4 行政のデジタル化の推進

成果指標	現状値	目標値
オンラインによる各種手続数	43手続 ▶▶▶	100手続
マイナンバーカードの交付率	36.1% ▶▶▶	100.0%

5 自主性・自立性の高い財政運営の確立

成果指標	現状値	目標値
経常収支比率 [※] [財政運営の弾力性を示す指標(比率が高いほど、 財政運営の硬直化が進んでいることを表す)]	89.3% ▶▶▶	92.7%以内
実質公債費比率 [※] [公債費のうち交付税により 措置されるものを除いた正味の公債費の占める割合]	3.7% ▶▶▶	3.7%以内
将来負担比率 [※] [標準的な収入に対して、 一般会計等が抱える実質的な負債の占める割合]	0.0% ▶▶▶	0.0%
20代・30代の転入超過人口[転入人口-転出人口]	108人 ▶▶▶	0人(移動均衡)

策定の経緯

1. 本庄市総合振興計画策定の流れ

月日	市民等	市	市議会
令和3年度			
10月	市民アンケート		
11月	高校生アンケート		
11月	市外在住者アンケート		
11月～12月	市民ワークショップ(全2回)		
12月27日(月)		第1回策定委員会	
3月14日(月)		第2回策定委員会	
3月28日(月)	第1回総合振興計画審議会		
令和4年度			
5月20日(金)		第3回策定委員会	
6月1日(水)	第2回総合振興計画審議会		
6月28日(火)		第4回策定委員会	
7月7日(木)		第5回策定委員会	
7月8日(金)	第3回総合振興計画審議会		
7月21日(木)	第4回総合振興計画審議会		
8月9日(火)		第6回策定委員会	
8月18日(木)			全員協議会でパブリックコメント*実施の報告
8月23日(火)	第5回総合振興計画審議会		
8月25日(木)			意見交換会
9月5日(月)～ 10月4日(火)	パブリックコメント*		
10月11日(火)		第7回策定委員会	
10月18日(火)	第6回総合振興計画審議会		
11月1日(火)	第7回総合振興計画審議会 (答申)		
12月1日(木)			総務常任委員会で総合振興計画基本構想を審査
12月21日(水)			総合振興計画基本構想を議決

2. 本庄市総合振興計画審議会

(1) 本庄市総合振興計画審議会条例

○本庄市総合振興計画審議会条例

平成18年1月10日

条例第18号

改正 平成28年12月27日条例第36号

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想等を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、本庄市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本庄市総合振興計画の策定に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 4人以内
- (2) 識見を有する者 11人以内
- (3) 公募による市民 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成28年12月27日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 本庄市総合振興計画審議会委員名簿

氏名 (敬称略・順不同)		選出区分 (本庄市総合振興計画審議会条例第3条第2項)	
1	会長 広瀬 伸一	第1号委員	本庄市議会
2	副会長 岩上 高男	第2号委員	本庄市自治会連合会
3	委員 清水 静子	第1号委員	本庄市議会
4	委員 矢野間 規		本庄市議会
5	委員 内田 英亮		本庄市議会
6	委員 鳥羽 孝夫	第2号委員	本庄市自治会連合会
7	委員 高橋 茂雄		本庄市児玉郡医師会
8	委員 芦澤 吉一		本庄市民生委員・児童委員協議会
9	委員 小暮 博光		埼玉ひびきの農業協同組合
10	委員 戸谷 清一		本庄商工会議所
11	委員 江原 貞治		児玉商工会
12	委員 明堂 純子		サラ本庄
13	委員 小田島 寛之		こだま青年会議所
14	委員 山田 英希		本庄市PTA連合会
15	委員 野津 喬		早稲田大学
16	委員 上原 泰二	第3号委員	公募による市民
17	委員 古閑 政		公募による市民
18	委員 杉原 朋子		公募による市民
19	委員 高橋 勉		公募による市民
20	委員 茂木 達郎		公募による市民

(3) 審議経過

	年月日	審議内容等
第1回	令和4年3月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委嘱状交付 ● 諮問 ● 審議会の運営方法について ● 総合振興計画策定について ● 各調査報告 等
第2回	令和4年6月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期基本計画について 【教育文化分野・行財政経営分野】 ● 序論について
第3回	令和4年7月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期基本計画について 【経済環境分野・都市基盤分野】 ● 基本構想 土地利用構想の見直しについて
第4回	令和4年7月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期基本計画について 【健康福祉分野・市民生活分野・政策連携プラン】
第5回	令和4年8月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期基本計画成果指標について ● パブリックコメント[*]の実施について
第6回	令和4年10月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント[*]意見対応について
第7回	令和4年11月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合振興計画策定について(答申)

(4) 諮問

本企発第856号
令和4年3月28日

本庄市総合振興計画審議会
会長 広瀬 伸一 様

本庄市長 吉田 信解

諮 問 書

本庄市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

本庄市総合振興計画の策定について

2 諮問趣旨

本市では、平成30年3月に定めた将来像「あなたと活かす みんなで育む歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現に向け、本庄市総合振興計画前期基本計画に基づく施策の推進を行ってきました。この度、令和5年度を初年度とする新たな本庄市総合振興計画後期基本計画の策定に当たり、貴会の意見を賜りたく、諮問するものです。

令和4年11月1日

本庄市長 吉田 信解 様

本庄市総合振興計画審議会
会長 広瀬 伸一

本庄市総合振興計画の策定について(答申)

令和4年3月28日付け本企発第856号により本審議会に諮問のありました本庄市総合振興計画の策定について、下記のとおり答申いたします。

記

本庄市総合振興計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、適切なものと認めます。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程や、市民アンケート、パブリックコメントなどで寄せられた多くの市民意見を十分尊重するとともに、引き続き、基本構想(案)に掲げられた将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現を目指し、市民参加と協働による市政運営に最善の努力をされますよう要望いたします。



3. 市民参加等

(1) 各アンケート調査

	市民アンケート	高校生アンケート
趣旨	本庄市総合振興計画後期基本計画の策定にあたり、市民や本市の高校に通う高校生の意識・意向等を把握し、計画づくりに反映させること	
調査対象	18歳以上の市内在住者の中から無作為に抽出した3,000人	市内の高校に通う高校生のうち、各校を通じて回答協力が得られた857人
調査方法	全対象者に調査票を郵送配布した上で、回答は①郵送、②Web回答の2種の方法で回収	各校を通じて調査票を配布・回収
有効回収数 (有効回収率)	1,520 (50.7%)	857 (100.0%)
調査期間	令和3年10月6日～10月25日	令和3年11月8日～11月19日

(2) 市民ワークショップ

	第1回	第2回
趣旨	本庄市総合振興計画後期基本計画の策定にあたり、参加型・対話型の場を設け、まちづくりに関する市民の考えを把握すること	
日時	令和3年11月13日(土) 9:30-12:00	令和3年12月4日(土) 9:30-12:00
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ● 「市への思い」を分かち合う ● 市民にできることを考える 	<ul style="list-style-type: none"> ● SDGsへの理解を深める ● 「市のこれから」を考える
対象	18歳以上の市民 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民アンケート、市の広報・ホームページを通して募集 ▶ 一部の参加者を除き、各参加者は第1回・第2回ともに参加 	
参加者	13人 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 20代以下：3人 30代：3人 40代：1人 50代：2人 60代：2人 70代以上：2人 ▶ 男性：6人 女性：7人 	16人 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 20代以下：4人 30代：3人 40代：2人 50代：3人 60代：2人 70代以上：2人 ▶ 男性：10人 女性：6人

(3) パブリックコメント※

趣旨	本庄市総合振興計画案を公表し、市民から幅広く意見を求めること。
実施期間	令和4年9月5日(月)～10月4日(火)
応募者数	2名
意見数	42件

関連計画

計画名	計画期間		健康福祉分野							
			1 子ども・子育て支援	2 健康づくりの推進	3 医療体制の充実	4 地域福祉の推進	5 高齢者福祉の充実	6 障害者福祉の推進	7 生活困窮者等の支援	
本庄市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画	●			●			●	
本庄市健康づくり推進総合計画	令和3年度～令和7年度	健康づくりの推進に係る、健康増進計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画	●	●	●		●	●		
本庄市国民健康保険データヘルス計画	令和3年度～令和7年度	国等が示す方針を踏まえ、国民健康保険加入者の健康の増進及び健康寿命 [*] の延伸を図り、保険財政の健全化を目指すための計画		●	●					
本庄市自殺対策計画	平成31年度～令和5年度	自殺対策の基本となる事項を定め、その推進を図るための計画		●						
本庄市地域福祉計画	平成31年度～令和5年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画				●	●	●	●	
本庄市地域福祉活動計画	平成31年度～令和5年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本庄市社会福祉協議会による計画				●	●	●	●	
本庄市障害者計画	平成30年度～令和5年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画				●	●	●	●	
本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度	障害福祉サービス・障害児通所支援等に関する具体的な取組を行う計画				●	●	●	●	
本庄市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度	本市における高齢者の福祉の増進と介護保険事業の円滑な実施を図るための計画				●	●	●	●	
本庄市教育大綱	令和5年度～令和9年度	本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める大綱								
本庄市生涯学習推進指針	平成31年度～令和5年度	生涯学習を支援するための基本的な方針を示す指針								
本庄市子ども読書活動推進計画	令和5年度～令和9年度	子どもの読書活動を総合的にかつ計画的に推進するための計画								
本庄市文化財保存活用地域計画	令和5年度～令和15年度	文化財の保存・活用について、本市が取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を示したアクション・プラン								

教育文化分野						経済環境分野							都市基盤分野							市民生活分野						行財政経営分野										
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5						
確かな学力と自立する力の育成	豊かな心と健やかな体の育成	教育環境の整備	生涯学習の活発化	文化財の保護と活用の推進	生涯スポーツ・レクリエーションの促進	農林業の振興	商業の振興	工業の振興	観光の振興	いきいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保	環境対策の充実	廃棄物の処理とリサイクル	計画的なまちづくり	居住環境の整備	道路・河川の整備と維持管理	交通サービスの充実	水道水の安定供給	下水道施設等の充実	都市公園の整備と緑の保全	市民との協働によるまちづくりの推進	人権を尊重する社会の実現	危機管理体制の強化	防犯対策の推進	交通安全対策の推進	市民サービスの向上	市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進	効率的・効果的な行政経営の推進	早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進	行政のデジタル化の推進	自主性・自立性の高い財政運営の確立						
	●		●		●														●																	

計画名	計画期間		健康福祉分野							
			1 子ども・子育て支援	2 健康づくりの推進	3 医療体制の充実	4 地域福祉の推進	5 高齢者福祉の充実	6 障害者福祉の推進	7 生活困窮者等の支援	
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	令和4年1月～	農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営の基盤を強化し、効率かつ安定的な農業経営の実現に向けた方策等を定めた構想								
本庄農業振興地域整備計画	平成25年3月～	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める総合的な農業振興の計画								
本庄市市有施設の木造化・木質化に関する方針	平成28年10月～	市有施設の木造化や木質化を図り、地域産木材の有効活用を推進するための方針								
本庄市森林整備計画	令和5年度～令和10年度	森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定める計画								
本庄市都市計画マスタープラン	平成25年3月～令和15年3月	概ね20年後の本庄市の将来像やその実現のための基本的な方針を定めるもので、市民や事業者等による協働のまちづくりの指針となる計画								
本庄市観光振興計画	平成30年度～令和9年度	計画的に観光施策を推進するための計画								
本庄市環境基本計画	平成30年度～令和9年度	本庄市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画								
本庄市生活排水処理施設整備構想	平成27年度～令和7年度	市民の快適な生活の実現と河川等の水質保全を図ることを目的とした構想								
本庄市一般廃棄物処理(基本・実施)計画	平成31年度～令和15年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うための計画								
本庄市分別収集計画	令和2年度～令和6年度	容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R [*] を推進するための計画								
本庄市立地適正化計画	平成30年3月～令和23年3月	本庄市都市計画マスタープランで掲げる集約型都市構造 [*] の構築による持続可能な都市を実現するために、特に「まちなか再生」に焦点をあてた計画								
本庄駅北口周辺整備基本計画	令和4年1月～	本庄駅北口周辺地区(82ha)の将来像の実現に向けた基本方針・整備計画								

教育文化分野						経済環境分野							都市基盤分野							市民生活分野						行財政経営分野				
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5
1 確かな学力と自立する力の育成						1 農林業の振興	2 商業の振興	3 工業の振興	4 観光の振興	5 いきいき動ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保	6 環境対策の充実	7 廃棄物の処理とリサイクル	1 計画的なまちづくり	2 居住環境の整備	3 道路・河川の整備と維持管理	4 交通サービスの充実	5 水道水の安定供給	6 下水道施設等の充実	7 都市公園の整備と緑の保全	1 市民との協働によるまちづくりの推進	2 人権を尊重する社会の実現	3 危機管理体制の強化	4 防犯対策の推進	5 交通安全対策の推進	6 市民サービスの向上	1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進	2 効率的・効果的な行政経営の推進	3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進	4 行政のデジタル化の推進	5 自主性・自立性の高い財政運営の確立
						●																								
						●	●																							
						●																								
						●		●						●	●	●														
									●										●											
										●	●								●											
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
												●																		
								</																						

計画名	計画期間		健康福祉分野							
			1 子ども・子育て支援	2 健康づくりの推進	3 医療体制の充実	4 地域福祉の推進	5 高齢者福祉の充実	6 障害者福祉の推進	7 生活困窮者等の支援	
本庄市地域公共交通計画	令和5年度～ 令和9年度	持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保し、地域住民や観光客などの幅広い利用者が利用しやすい地域全体の公共交通ネットワークの構築を目指す計画								
本庄市営住宅長寿命化計画	平成26年度～ 令和11年度	市営住宅の有効活用と良質な維持保全に向けて管理計画を見直し、保守点検・予防保全的修繕・耐久性向上を図る事業の実施及びストックの効率的な更新を行う改善計画を定め、市営住宅ストックの長寿命化とライフサイクルコストの縮減につなげることを目的とする計画								
本庄市建築物耐震改修促進計画	令和3年度～ 令和7年度	昭和56年5月31日以前に工事に着手された、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりの実現を目指し、地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本において、市民の生命と財産を保護することを目的とする計画								
本庄市無電柱化推進計画	令和3年4月～	災害時における緊急車両の通行ルートの確保や、歩行者や自転車、障害者の安全な通行空間の確保を目的とした本庄市道の無電柱化を推進する計画								
本庄市空家等対策計画	令和3年度～ 令和9年度	本市の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする計画								
本庄市 ^{りょう} 橋梁長寿命化修繕計画	平成24年度～	本市の管理する ^{りょう} 橋梁の老朽化に対応するため、 ^{りょう} 橋梁の耐用年数を延ばし、維持管理に係るコストの縮減を図ることを目的とした計画								
本庄市道路維持管理計画(舗装編)	平成30年度～	舗装の老朽化に対して維持管理を計画的に実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ることを目的とした計画								
本庄市水道事業ビジョン	平成30年度～ 令和11年度	安全で安心な水道水の安定供給を図っていくために、現状評価を行い、基本理念や目指す方向性、推進する実現方策等を定めた水道事業運営の基本となる計画								
本庄市水安全計画	平成30年度～	水源から給水栓までの水道水の供給にかかわる重要な工程を体系化し、継続的な監視・制御を行うことにより、水道水の安全性をより一層高めていくための水質管理計画								

計画名	計画期間		健康福祉分野						
			1 子ども・子育て支援	2 健康づくりの推進	3 医療体制の充実	4 地域福祉の推進	5 高齢者福祉の充実	6 障害者福祉の推進	7 生活困窮者等の支援
本庄市緑の基本計画	令和3年度～ 令和12年度	都市緑地法に基づく都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画で、本市にふさわしい緑のあるべき姿やその実現のための施策の方針を定めた計画							
本庄市公園施設 長寿命化計画	平成30年度～ 令和9年度	誰もが安心して利用できる公園施設の整備を推進するため、修繕・更新等を計画的に行うことで、公園施設の長寿命化を図るとともに、維持管理費の平準化とコスト縮減を目的とした計画							
本庄市市民協働の まちづくり指針	令和3年3月～	協働の取組についての基本的な考えを明確にし、市民協働のまちづくりを推進することを目的とした指針							
本庄市男女共同参画 プラン	令和5年度～ 令和9年度	全ての市民が男女共同参画について十分な理解と意識を持ち、あらゆる社会的な活動に意欲をもって参加することができる魅力的なまちづくりを進め、誰もがお互いに人権を尊重し、自分らしくかがやけるまちづくりを目指すことを目的とした計画							
本庄市地域防災計画	平成30年3月～	本市において防災上必要な諸施策の基本を定め、本市における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、地域、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画							
本庄市国土強靱化 地域計画	令和3年3月～	国土強靱化基本法を受け、国土強靱化地域計画として策定。大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進することを目的とした計画							
本庄市交通安全計画	令和3年度～ 令和8年度	交通事故を撲滅し、「安全で安心なまち本庄」の実現を目指して、市民及び関係機関・団体との連携・協働の下、本市の交通安全対策を推進するための計画							
本庄市行政改革大綱	令和5年度～ 令和9年度	ICT*の積極的な活用、社会の変化やニーズへの対応等を視点として、前例にとらわれない柔軟な発想で改革を進め、スマート自治体への転換と持続可能な行政経営を目指す方針を定めた大綱							
本庄地域定住自立圏 共生ビジョン	令和2年度～ 令和6年度	定住自立圏形成協定に基づき、圏域の将来像や人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて連携して推進する具体的な取組などを定めた構想							

教育文化分野						経済環境分野							都市基盤分野							市民生活分野						行財政経営分野									
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5					
確かな学力と自立する力の育成	豊かな心と健やかな体の育成	教育環境の整備	生涯学習の活発化	文化財の保護と活用の推進	生涯スポーツ・レクリエーションの促進	農林業の振興	商業の振興	工業の振興	観光の振興	いきいき動ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保	環境対策の充実	廃棄物の処理とリサイクル	計画的なまちづくり	居住環境の整備	道路・河川の整備と維持管理	交通サービスの充実	水道水の安定供給	下水道施設等の充実	都市公園の整備と緑の保全	市民との協働によるまちづくりの推進	人権を尊重する社会の実現	危機管理体制の強化	防犯対策の推進	交通安全対策の推進	市民サービスの向上	市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進	効率的・効果的な行政経営の推進	早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進	行政のデジタル化の推進	自主性・自立性の高い財政運営の確立					

計画名	計画期間		健康福祉分野							
			1 子ども・子育て支援	2 健康づくりの推進	3 医療体制の充実	4 地域福祉の推進	5 高齢者福祉の充実	6 障害者福祉の推進	7 生活困窮者等の支援	
本庄市人材育成基本方針	平成19年度～ (平成29年改定)	限られた予算・人員で質の高い住民サービスを継続的に提供するために、目指すべき職員像や求められる能力を明確にし、そうした人材を育成するための方策を定めた方針								
本庄市職員研修計画	令和3年度～ 令和7年度	本庄市人材育成基本方針に基づき、職員研修の基本方針を定めた計画								
本庄市次世代育成支援・ 女性活躍推進 特定事業主行動計画	令和2年度～ 令和7年度	仕事と子育てを両立できる職場環境や女性職員が能力を発揮できる職場環境を整備する計画								
本庄市デジタル化 推進指針	令和5年度～	本市のデジタル化推進の理念や基本的な方向を示す指針								
本庄市公共施設 再配置計画	平成27年3月～	公共施設(ハコモノ施設)の更新や維持管理に関する財政負担の縮減・平準化、施設全体の最適化を図るための基本的な考え方や全体目標、取組方針等を定めた計画								
本庄市公共施設等 総合管理計画 (インフラ編)	平成28年3月～	道路や橋梁、上下水道など社会基盤施設(インフラ施設)に関して、将来にわたり安全に安心して利用するための維持管理・運営に係る基本的な方針を定めた計画								
本庄市公共施設 維持保全計画	平成29年度～ 令和28年度	公共施設(ハコモノ施設)の今後の長期的な改修や更新について定めた計画								
本庄市まち・ひと・ しごと創生総合戦略	令和5年度～ 令和9年度	将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指すため、人口減少の抑制と地方創生の取組について定めた計画								

教育文化分野						経済環境分野							都市基盤分野							市民生活分野						行財政経営分野									
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5					
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5					
確かな学力と自立する力の育成	豊かな心と健やかな体の育成	教育環境の整備	生涯学習の活発化	文化財の保護と活用の推進	生涯スポーツ・レクリエーションの促進	農林業の振興	商業の振興	工業の振興	観光の振興	いきいき動ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保	環境対策の充実	廃棄物の処理とリサイクル	計画的なまちづくり	居住環境の整備	道路・河川の整備と維持管理	交通サービスの充実	水道水の安定供給	下水道施設等の充実	都市公園の整備と緑の保全	市民との協働によるまちづくりの推進	人権を尊重する社会の実現	危機管理体制の強化	防犯対策の推進	交通安全対策の推進	市民サービスの向上	市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進	効率的・効果的な行政経営の推進	早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進	行政のデジタル化の推進	自主性・自立性の高い財政運営の確立					

用語の解説

行	用語	説明	掲載ページ
あ	RPA	Robotics Process Automationの略語で、ロボットによる業務自動化。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。	140,141
	IoT	Internet of Thingsの略語で、あらゆるモノがインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする要素技術の総称。	15
	ICT	Information and Communication Technologyの略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。	10,32,34,73,76,77,90,96,113,122,130,140,141,159,160,163,175,178,196
	アセット マネジメント	持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率のかつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動。	112
	AI	Artificial Intelligenceの略語で、人工知能。機械であるコンピュータが、性能の大幅な向上を背景に「学ぶ」ことができるようになり（機械学習）、翻訳や自動運転、医療画像診断など幅広い人間の知的活動において大きな役割を果たしつつある。	140,141,163
	SNS	Social Networking Serviceの略語で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービスの総称。	95,125,134,135,164,173
	LGBTQ (性的マイノリティ)	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれたときの性と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、わからない、又は決めない人)など、性的マイノリティの方々を表す総称の一つ。	32,122
か	学校運営協議会 (コミュニティ・ スクール)	学校と地域住民等が、どのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の仕組み。	159
	環境マネジメント システム	企業・事業所等の組織の環境保全行動に向けた継続的な取組を推進するシステム。	99,165
	関係人口	国では、「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様にかかわる人々のことを指す言葉と定義している。	31,143,176
	GIGAスクール構想	児童生徒の一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。GIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの略。	76,160

行	用語	説明	掲載ページ
か	北武蔵地区 観光連絡会	北武蔵地区(埼玉県北部地区・秩父地区)の魅力を紹介して観光客誘致を行う、同地区の観光協会等で組織された地域観光連携組織。	95
	行政評価	行政の政策・施策・事務事業に対して、一定の指標により成果やコストを評価し、行政活動の効率性を高めていく仕組み。	13,174
	居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。	104,149, 166,180
	クラウドサービス (クラウド)	インターネットを經由して、ソフトウェア、ハードウェア、データベース、サーバーなどの各種リソースを利用するサービスの総称。	15,140
	クラウド ファンディング	インターネット等を通じて、不特定多数の人々から資金調達を行い、商品開発や事業などを達成する仕組み。	143
	ケアラー	高齢、障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人。本来大人が担うと想定されているこうした行為を日常的に行っている18歳未満の子どもを特にヤングケアラーといい、若い兄弟姉妹の世話をしている場合なども含む。	62,63, 156
	経常収支比率	人件費・扶助費・公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税等の一般財源がどの程度充当されているかを示す比率。この比率が高いと財政の弾力性がないとみなされる。	142,183
	健幸アンバサダー	健康づくりに関する正しい知識や上手な情報の伝え方を学び、友人や近所の人など、周囲に情報を伝える人。自治体等が主催する健幸アンバサダー養成講座を通して認定される。	59
	健康寿命	介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく送ることができる寿命。	16,22,30 58,64,190
	高ストレス	労働安全衛生法に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の結果が一定の基準を超えた状態。	136,174, 183
	高齢化率	総人口に占める65歳以上人口の割合。	21,64
	コミュニティ・ スクール	「学校運営協議会」の項を参照。	72,73
	コンサルテーション	異なる専門性を持つ複数の者が、援助対象の問題について検討し、援助のあり方について話し合うこと。	155

行	用語	説明	掲載ページ
さ	再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり資源が枯渇しないエネルギー（太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など）。	16,31,46, 99,165
	SINET（サイネット）	日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所が構築・運用している情報通信ネットワーク。	76,77
	三次救急医療	重篤な救急患者に対する医療。	60,61,156
	GIS	Geographic Information Systemの略語で、道路、住居、人口構成、都市施設などの様々なデータを管理し、視覚的に表示することができる地理情報システム。また、統合型GISは、様々なデータを部局横断的に活用し、データ作成の重複投資の軽減や業務の効率化を推進するシステム。	141,167
	自己有用感	「自分がしたことを感謝されて嬉しかった。自分は頼りにされている。自分も誰かの役に立っている。みんなから認められている。」という感情。「承認、貢献、存在感」が3要素。	75
	実質公債費比率	地方自治体の収入に対する実質的な借金の返済額の比率。実質公債費比率が18%以上となると、地方債発行に県知事の許可が必要になる。	142,183
	指定管理者制度（指定管理者）	住民サービスの向上・民間経営ノウハウの活用・経費削減などを目的として、公の施設の管理運営を民間等に広げた制度。	83,117, 137,169, 174
	事務事業評価	事務事業を対象とした行政評価。成果や経済性などを評価し、事務事業の効果や効率を高めようとする仕組み。	143,176
	シャトルバス	特定の経路を定期的に往復するバス。	110,111, 168,180
	重層的支援体制整備事業	これまでの福祉制度・政策と、生活における困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景として、国により創設された事業。この事業においては、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしている。	62
	集約型都市構造	市街地の無秩序な拡大を抑制し、居住機能や公共公益、医療、福祉、子育て、商業等の都市機能を集積させる拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで連携させる都市構造。	17,104, 105, 110,111, 192
	障害者雇用率	企業や地方公共団体等の常用する労働者に対する身体障害者又は知的障害者の雇用割合。	66,177
浄化槽	し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、平成13年4月1日以降の新設が禁止され、現行の法律では、し尿とあわせて生活雑排水を処理する合併処理浄化槽のみが設置可能になっており、これを「浄化槽」と定義している。	26,99,101, 114,115, 165,169, 181	

行	用語	説明	掲載ページ
な	上武絹の道 運営協議会	絹産業遺産を中心とした地域資源の活用・融合・ブランド化に向けた取組である「上武絹の道」の運営団体。本庄市のほか、深谷市、熊谷市、伊勢崎市、藤岡市、富岡市、下仁田町が構成市町となって連携・推進している。	95,164
	将来負担比率	一般会計等の地方債残高など、将来支払う債務の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。	142,183
	初期救急医療	外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する医療。	60,61,156
	職員提案制度	本庄市職員提案規程に基づき、職員から提案された建設的な発明、創意工夫、着想等の実施により、市行政の一層の充実を図るための制度。	136,183
	スクラップ・ アンド・ビルド	既存の組織における業務内容や仕事の効率性を精査して、組織目標の達成に向け費用対効果が低い場合は、その組織を廃止（スクラップ）して、代わりに費用対効果の高い組織を立ち上げる（ビルド）こと。	137,143
	ステークホルダー	ある事柄について利害関係者となる主体。企業や消費者、投資家、労働者、NPOなど、社会の様々な立場にある組織や個人がステークホルダーとなりうる。	16,29
	3R	環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。「Reduce（リデュース）：廃棄物の発生抑制」「Reuse（リユース）：再使用」「Recycle（リサイクル）：再資源化」の順番で取り組むことが求められている。	31,100, 192
	生活支援体制 整備事業	地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、買い物、通院、サロン等への外出や、ごみ出し、日頃の声かけなど、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に、高齢者を支える地域づくりを進める事業。	65
	セルフ メディケーション	自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること。	61,156
	ゼロカーボンシティ	2050年までにCO ₂ （二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。実質ゼロにすることは、CO ₂ などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することを意味する。	31,31,98, 105,110, 165
創エネルギー （創エネ）	省エネルギーに対する言葉として、エネルギーを節約（省エネ）するだけでなく、再生可能エネルギーなどを利用して、積極的にエネルギーを創り出していくこと。	16,31,98, 99,165, 179	

行	用語	説明	掲載ページ
た	脱炭素社会	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会。実質ゼロにするとは、CO2などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することを意味する。	16,98
	タブレット端末 (タブレット)	画面に直接触れて操作する、板状の携帯端末。	15,141, 158
	多面的機能	国土の保全、水源の涵養 ^{かん} 、生物多様性の保全、良好な景観の形成などの機能。	38
	多面的機能 支払交付金	農村地域の過疎化、高齢化、混住化等により、集落機能の低下が進行しており地域の共同活動に支障が生じつつある。このため地域の共同活動に係る支援を行うもの。	162
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	63,64,66, 69
	チームオレンジ	自治体等が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講した認知症サポーターが近隣でチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組。	65
	チームティーチング	複数の教師が指導計画の作成・授業の実施・教育評価などに協力してあたること。	159
	地球温暖化対策 実行計画 (地方公共団体 実行計画)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が策定するものとされている計画。	99
	地区計画	地域住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導する計画。	107,166, 167
	DX (デジタルトランス フォーメーション)	データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。	15
	低未利用土地	土地基本法において「居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地」と規定されるもの。	105
	デジタルデバイド	インターネットやパソコンといった情報通信技術を利用して恩恵を受けることのできる人とできない人との間に生じる格差。情報格差。	15,32

行	用語	説明	掲載ページ
た	デマンドバス	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行うバス。	77,110, 111,160 168,180
	統合型 GIS	「GIS」の項を参照。	141
	特定健診	内臓脂肪型肥満や生活習慣病の予防を目的に、医療保険者に平成20年度から実施することが義務付けられたもの。40歳から74歳の全国民を対象に、健康保険組合や国民健康保険など全ての保険者に健診を義務付け、健診から漏れがちだった専業主婦や自営業者等も対象とする。	58,155, 177
な	二次救急医療	入院治療を必要とする重症の救急患者に対する医療。	60,61,156
	ネウボラ	フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援。妊娠・出産・育児まで切れ目なく継続的に支援するのが特徴。ネウボラとはフィンランド語で「アドバイス(neuvo)の場所(la)」という意味。	145,146, 148
	ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え。	66
	ノンステップバス	出入口の段差を無くし、乗降を容易にした低床バスの一種。床面の高さは概ね350mm以下のものを指す。また、収納式のスロープ板を操作することで、車いすの乗降も容易になる。	111,168
は	ハザードマップ	地震や洪水による被害の危険度や発生予測を地図上に表示したもの。具体的には、建物の倒壊危険度、液状化危険度、想定浸水区域などを表示している。	124,125
	発達障害	乳幼児期から幼児期にかけて現れることの多い、認知・言語・社会性・運動などの障害を包括する概念。	58,59,155
	パブリックコメント	計画策定時に原案を公表し、市民から幅広い意見を受け付けて、最終的な計画内容を検討していく制度。	11,134, 135,173 184,186 189
	バリアフリー	生活や諸活動を行う上での障壁(バリア)を取り除くこと。段差の解消など物理的な障害だけでなく、高齢者や障害のある人の社会参加を妨げる社会的、制度的、心理的な障害の除去も含まれる。	28,54,65, 66,67,106 107,110, 111,147 166,168
	BOD	Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略語で、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量。水中の有機物の代表的な汚染指標であり、河川の汚染が進むほど、この値が高くなる。	98,179

行	用語	説明	掲載ページ
は	PPP / PFI	PPPはPublic Private Partnershipの略語で、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行政と民間が連携・分担して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、資金の効率的な活用を図るもの。一般的に「公民連携」の手法の総称。PFIはPrivate Finance Initiativeの略語で、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用し、より効率的で効果的に公共サービスを提供する事業手法でPPPの代表的な手法の一つとされる。	137
	ビッグデータ	ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能又は容易になる多種多量のデータ。この活用により、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が可能となることが期待される。	15
	フィルム コミッション	映画やテレビドラマのロケーション撮影を誘致し、撮影が円滑に行われるよう支援する組織。	91,95
	ブックスタート	乳幼児に絵本のプレゼントと読み聞かせを行い、親子のきずなを深めながら本に親しむ機会を提供すること。	79
	平均寿命	0歳における平均余命(その年の年齢別死亡率で死亡していくとした場合、0歳の者が生きることとなる平均年数)。	22
	ヘイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。	122
	本庄型 授業スタンダード	子どもたち自ら問題解決に取り組む学習へと授業改善を進めるため、市内全小中学校で同一歩調で行っている授業の進め方。	72
	本庄市 エコタウン補助金	本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金、本庄市住宅用エネルギーシステム設置補助金、本庄市住宅省エネ改修補助金の総称。	98,179
	本庄千本桜周辺地区 産業団地	本庄市児玉町児玉及び秋山地内の約31haのエリアについて、埼玉県が平成23年9月に示した「圏央道以北地域の産業地誘導に関する基本的考え方」に基づき、同年11月に産業集積を先導的に進める地区として県が指定した地区。本市では、本庄千本桜周辺地区産業団地と称し、立地企業の開発整備により産業団地化を進める地区。	93,163
	本庄地域広域 観光振興協議会	本庄市・児玉郡におけるイベント・観光情報を発信し、観光振興を図るため、平成23年4月1日に設立された組織。	95

行	用語	説明	掲載ページ
ま	まちの駅	地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人との出会いと交流を促進する場所(施設・商店・企業など)。トイレや駐車場の案内や地域情報の提供などを行っている。	91,95
	マルチペイメントネットワーク	税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関やコンビニエンスストアの窓口に並ぶことなく、パソコンや携帯電話、金融機関のATMから行うことができるサービス。	176
	無収水量	供給した配水量のうち、水道料金その他の収入がなかった水量。濁水対策や消火活動に用いられる分などが含まれる。	112
	モバイル通信	可搬性に優れた端末による、外出先でも利用可能な通信の総称。	15
や	ヤングケアラー	「ケアラー」の項を参照。	62,63,148,156
	ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。	106,110 111,147
	要介護等認定率(65歳以上)	65歳以上の人における、要介護又は要支援の状態と認定された人の率。要介護又は要支援の状態かどうか、その中でどの程度かの判定は、介護保険の保険者である市町村に設置される介護認定審査会において行われる。	22
	用途地域	都市機能の維持増進や住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。	166
ら	レセプト	医療機関が診療を行ったときの医療費を保険者(健康保険組合・市町村等)に請求するために発行する診療内容の明細を示す書類。	155,156
	レファレンスサービス	図書館で、利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報や資料などを求めた際に、図書館員が情報や資料そのものを提供したり、情報を得るために必要な書籍や資料を調べて紹介したりする業務。	79,160
	6次産業化(6次産業)	農林漁業者が農産物等の生産(1次産業)に加え、加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)にも主体的に関わり、新たな付加価値を取り込むこと。	162,163
	65歳健康寿命	65歳の方が、介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく送ることができる寿命。具体的には介護保険制度の要介護2以上に認定された時点を障害発生時点と考えて、それまでの期間を指す。	22

本庄市総合振興計画 後期基本計画

発行 本庄市
編集 企画財政部企画課
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3
TEL 0495-25-1111 (代表)
FAX 0495-21-8499
URL <https://www.city.honjo.lg.jp>

Designed by Japan International Institute, Inc.



平成30年策定の総合振興計画の表紙撮影にご協力いただいたお二人に、本計画の表紙でもご協力いただきました。



本庄市総合振興計画は
こちらから
ご覧いただけます。

